

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	1	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

マイナンバーカードセンターの設置

提案団体

白山市

制度の所管・関係府省庁

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードセンターの設置に伴い、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律等を改正し、現在市町村が行うこととされているマイナンバーカードや電子証明書の発行、更新に係る事務を都道府県の事務に見直すとともに、各都道府県にマイナンバーカードセンターを設置することを求める。なお、都道府県事務への見直しはあくまで提案の一つであり、何らかの運用方法で広域センター方式が実現できることが主目的である。

具体的な支障事例

マイナンバーカードは急速に普及し、現在では全国平均で80%を超える普及率となっている。これは自動車運転免許証よりも高い取得率である。また、マイナンバーカードは、自動車運転免許証と同様に、更新が必要なものであり、5年毎に電子証明書、10年毎にカード自体の更新が必要である。当該更新事務は、各市町村が実施しているが、人員不足等により大きな負担となっている。また市町村窓口では恒常的な待ち時間が発生しており、住民への負担も大きい。さらに、更新作業には、専用の機器の操作なども必要となり、頻繁に人事異動が発生する市町村では、継続的な人材育成も困難である。このため、免許証の発行や更新に係る事務を担っている運転免許センターの様に、各都道府県がマイナンバーカード専用のセンターを設置し、発行、証明書更新、カードの更新を一括で迅速に実施できる体制を構築しなければ、市町村のキャパオーバーで対応できない時がくることが目に見えている。運転免許証やパスポートの発行(発行時の本人確認)を都道府県が実施していることを踏まえれば、マイナンバーカードの発行や更新についても、市町村が直接行わなければならない事務とは言えない。なお、都道府県事務への見直しはあくまで提案の一つであり、何らかの運用方法で広域センター方式が実現できることが主目的である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

次の事由から待ち時間が長いとの苦情が多々ある。マイナンバーカードの交付開始から10年。カード本体の更新時期に加え、ポイント事業時に作成した人の「電子証明書」の期限も重なり、多くの自治体の窓口が混雑している。タイミングによっては、1時間以上の待ち時間になることもある。

特にマイナポイント事業により一気にマイナンバーカードの交付率が増加したことから、更新時期が重なることで多くの方に影響が出ている。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

運転免許センターは全国に約 90 カ所設けられており、年 1,800 万件の運転免許証更新を行っている。更新者は①受付②視力検査③講習④更新後の免許交付を受ける流れになるが、いずれも専属職員が対応しており、待ち時間も少なく手続きを終えることが可能。

また、令和6年1月より全国の運転免許センターや警察署で自動受付機の導入が始まり、必要事項を入力すると簡単に申請書を作成することができ、窓口での手続き時間の短縮につながっている。

こうした運転免許センターと同様のマイナンバーカードセンターを設けることで、住民の利便性向上に寄与するものと考えられる。

また、本件を実現することで都道府県の事務負担が増加するとの指摘も想定されるが、市町村より広い範囲を対象により多くの申請・更新者を専属職員が対応することになるため、職員一人当たりの対応件数が増加し、当該事務全体の効率化が図られると考える。

（※マイナ免許証を考慮すると、既存の施設を利用する観点から運転免許センターで免許とマイナンバーカードの更新を一体化し統合することも一つの案と考える。但し免許返納者の対応は別途考える必要がある。）

#### 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 16 条の2、第 17 条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、白河市、さいたま市、三浦市、新潟市、半田市、寝屋川市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、佐世保市、熊本市

○制度が日々複雑化するため人材育成が追い付かず、また市町村の人員不足等も重なり大きな負担となっている。そのため当市窓口でも恒常的な待ち時間が発生しており、住民への負担も大きい。

振興局単位程度で更新受付と交付のみなどであっても窓口があれば受付間口が分散すると考えられる。また、土日対応があるとなお良いと考える。

○（当課は支所所管部署）市役所本庁以外に市内3支所でカードの交付・申請および電子証明書の更新等の受付を行っているが、対応する職員不足により受付可能件数に限界がある。予約制としているカード交付は予約枠が不足している認識はあるが現状増やすことができず、市民からのクレームにつながっている。

○当該更新事務は、各市町村が実施しているが、人員不足等により大きな負担となっている。また、市町村窓口では恒常的な待ち時間が発生しており、住民への負担も大きい。

#### 各府省庁からの第1次回答

マイナンバーカードは、住民基本台帳を公証基盤とし、その住民基本台帳を管理・整備する住所地市区町村長がそれぞれの住民に対し、券面に記載されている氏名等の4情報と住民基本台帳に記載されている内容の一致を確認した上で、厳格な本人確認を実施することで、カードの交付を受ける者が住民基本台帳に記載されている者本人であることを公証するものであり、また転出入等の際においてはマイナンバーカードの券面記載事変更等の手続きが併せて必要となることから、住民基本台帳事務と密接不可分な業務であるため、市区町村において実施する事務と位置づけられているところです。

他方で、運転免許証は、運転免許情報を管理する主体が各都道府県警察であることから、都道府県において免許証更新事務を実施しているところ、県下の市区町村の住民基本台帳を管理する立場にない都道府県にマイナンバーカード交付事務を実施させることは困難であると考えております。

なお、令和8年6月3日に開催された「第 66 回地方分権改革有識者会議・第 186 回提案募集検討専門部会合同会議」において、山下議員から、都道府県等の住所地市区町村以外の主体が携わることは「経営の視点で見ればオペレーションの複雑化によるコスト・負担増が懸念される」とのご意見をいただいているところ、総務省としても同様の懸念を持っており、マイナンバーカード交付事務全体の効率化の観点から考慮する必要があると考えております。

他方、市区町村のカード交付に係る事務負担軽減は重要と考えており、総務省においては、昨年度開催した「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において様々な検討を行い、特にマイナンバーカードの交付前設定業務(券面等の情報と住基の情報との照合作業等)については、国及び地方公共団体が共同して運営する法人である、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)において、自治体側での対応が必要な作業を除き、集約的に処理を行うこと等の検討を進めているところです。引き続き、マイナンバーカード交付事務のうち、一括で処理が可能な事務については、J-LISに事務を集約化すること等により、市区町村におけるマイナンバーカード交付事務の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	3	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

特定空家等の行政代執行までの手続の迅速化

## 提案団体

朝日町

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

空家等対策の推進に関する特別措置法における特定空家等の行政代執行を行うに当たり、普通郵便で送付した書面が不着として返送されてこない限りは相手先に届いているものとして取り扱うようにできるようにすること。

## 具体的な支障事例

平成 31 年に特定空家等に認定した空家等について4名の共有持分権者を確知しているが、1名のみ訪問や各種書面を送付しても全く反応がない状況が現在まで続いている。書面は普通郵便ほか配達証明郵便を活用し送付しているが、配達証明郵便に至っては、全て保管期間が終了し返送されてきている状況である。また当該者については、居住先(県外)を訪問しているが接触はできていない。しかし、居住先(県外)の自治体等への聞き取りや水道利用状況の照会から居住先(県外)での生活の事実確認はできている。

なお、「事例から見る空き家の行政代執行の実務(R3.3 暫定版 国土交通省近畿地方整備局)」P.11 においては、「不着として返送されてこない限りは相手先に届いているものとする旨を確認」とされているが、「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針(R5.12 国土交通省)」P.26 においては、「郵送の場合は、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とすることが望ましい」とされている。このことについて、顧問弁護士は後者の取扱いで行うべきとの見解であった。

当該空家等は、町の中心部に位置し、通学路に隣接している。現在は倒壊予防のための緊急安全措置として、足場・バリケードを設置して通行不可としているが、地域住民の安心安全のためにも1日も早い解体を進める必要がある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

最後に居住していた方が平成3年に亡くなり、その後相続人2名も平成 20~21 年に亡くなっている。その後、共有持分権者は存在するものの、適切な管理を行う者はおらず、荒廃・老朽化する建物を見ている地域住民は長らく不安を感じている。また、支障事例に記載のとおり、当該空家等が通学路に隣接していることもあり、早急な解体含め安全な通行を求める要望が地域住民、議会から届いている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

特定空家等の解体が進むことにより、地域住民の安心安全が確保される。

## 根拠法令等

## 空家等対策の推進に関する特別措置法

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、横須賀市、上越市、名古屋市、豊橋市、半田市、稲沢市、寝屋川市、田原本町、熊本市

○当市においては現時点で特定空家等はないが、行政代執行の際には、空き家等の解体・除却だけではなく執行後の費用の回収も含めて慎重な手続きの実施が求められると考える。よって、こういったケースについて郵便物の不着による返送のみを判断材料とするのではなく、文書の手交もしくは職員の手による直接の投函や不在票の残置、あわせてそれらの事後の状況の確認（文書等が回収されているかなど）など、文書の取り扱いだけでもいくつかのやり方を検討・実施したうえで、多角的に判断するべきと考える。

○過去に当市でも、同様な案件が1件あった。特定空家の指導書を配達証明郵便にて送ったが、一定期間の保管後、差し戻された。偶然にも宛先は近辺に居住するものであったため、直接届けることができたが将来的に同様な事例が起こることが推測され、特定空家解体の妨げとなる可能性がある。

○特定空家等に認定した空家等において、訪問や書面を送付するも全く反応がない状況が現在まで続いているものがある。

○特定空家等相当の空き家で多数の者が共同で所有する物件があり、今後の流れを検討する中で、文書で勧告等を行う際に全員に配達証明郵便等により直接の受け取りを確認したうえで固定資産税の減免解除や行政代執行を行うという流れが現実的に可能なかどうかといった議論がある。例えば、普通郵便でなくても、特定記録郵便により、相手先のポストに投函されたことが記録として残る形での郵送をOKとする等の方法が考えられる他、所有者が居所不明（共有者の一部のみ不明な場合を含む）の場合の公示送達による扱いとの整理等について明確化をお願いしたい。

### 各府省庁からの第1次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第2項に規定する勧告等に関する書面を普通郵便により行ったが返送されてこない場合の中には、誤配達や紛失、第三者による抜き取りなどにより相手方に届いていないケースが否定されず、相手方が当該勧告等の内容を了知し得るべき場所に送達されたことを確実に証明することができず、当該勧告等の効力が生じたことが不確実であると考えられるため、提案の受け入れは困難である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	4	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

仮特別徴収税額等の還付において公金受取口座情報の照会及び利用が可能な場合の明確化

## 提案団体

北広島市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項第4号に規定される税等のうち年金所得に係る仮特別徴収税額の還付の支給事務を処理するために必要な情報であれば、還付対象者の公金受取口座の利用の意思に関わらず、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会が可能な旨をデジタル庁から各府省及び地方公共団体へ通知し、明確化すること。

仮特別徴収を実施している税等を所管する省庁から、還付発生時には上記運用が可能であり、下記プッシュ型還付を行って問題ない旨を地方公共団体へ通知し、明確化すること。

### 【プッシュ型還付の具体的なスキーム】

#### ①還付発生

②(還付対象者の公金受取口座利用意思の確認を経ずに)情報提供 NWS を通じて全還付対象者の公金受取口座の情報を照会

③(公金受取口座の登録があった場合)公金受取口座へ振り込む予定である旨の通知を還付対象者へ送付(公金受取口座への振込を希望しない方のみ、期限内に振込を希望する口座情報の回答を求める)

#### ④還付実施

なお、公金受取口座を登録していない方(②で公金受取口座の情報を取得できなかった方)については、従来通りの手法で還付を行う。

## 具体的な支障事例

仮特別徴収税額は、前々年中の所得割額等から算出する税額であり、見込みで特別徴収することから、正確に税額が決定する納税通知書の発送(6月頃)と同時に、大量に還付事務が発生する。(令和5年:687件、令和6年:1,381件(定額減税の影響により増)、令和7年:640件)

これを還付するにあたっては、現在、次の手順と示されており、還付先口座を1件1件、本人に確認しなければならない。

回答がないことの再照会、記載誤りによる振込エラー、振込誤り等の事務負担やリスクを抱えることになることが課題となっている。

#### 1 還付発生

#### 2 還付先口座の照会

(公金登録口座を利用しない場合)

#### 3-1 回答受領(口座情報手書)

#### 4-1 システムへ口座情報を入力

(公金登録口座を利用する場合)

3-2回答受領(公金受取口座利用の意思表示)

4-2情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座情報の取得

5支払手続き+還付通知

本提案事例については、収入減少や所得控除の増額によって起こり起こり得るもので、大量の件数であることから還付が遅れてしまうことは、納税義務者への不利益につながることから、本改正により迅速な還付を実現できる仕組みを整えたい。

上記支障事例は、件数の多い住民税の年金所得に係る仮特別徴収税額等に関する還付を具体例として挙げたが、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療健康保険料についても、同様に年金所得に係る仮特別徴収を実施しており、還付が発生している。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

還付先口座の記載に煩雑性を訴える者がいる。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事前に公金受取口座情報を取得し、プッシュ型による還付を可能とすることで、次の効果が見込まれる。

なお、公金受取口座の登録状況等から約6割の者に事務改善効果が見込まれる。

(納税義務者のメリット)

・迅速な還付を受けることができる。

・公金口座を登録している者で公金受取口座への還付を希望する者は書類の記載及び返送が不要となる。

(自治体側のメリット)

・還付先口座の照会から回答受領までの2段階を1段階に省略できることにより、時間短縮・経費削減が見込まれる。

・公金受取口座の推進ができる。

・公金受取口座の利用により記載誤りによる振込エラーや振込先情報の入力を簡略化できる。

#### 根拠法令等

地方税法第17条、第321条の7の8、第321条の7の10、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条、第9条、第10条、介護保険法第140条、国民健康保険法第76条の4、高齢者の医療の確保に関する法律第110条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、さいたま市、川崎市、厚木市、名古屋市、半田市、名張市、大阪市、枚方市、姫路市、芦屋市、小野市、諫早市、特別区長会

○同様の支障事例あり。税額が決定した翌月(7月)は、還付事務が大量に発生している。

○当市では、年金所得にかかる市県民税の仮特別徴収について、本算定後に多くの過誤納金が発生(年間1,000件程度)し、還付通知、還付依頼書を送付している。問い合わせ対応や、回答がない場合の再送付、また還付処理が集中することによる事務の負担が大きい。還付対象者も高齢であるため、受け取りのための手続きが負担となっている。

○提案市同様に6月に同時大量に還付業務が発生している(年間約600件)。そのうち新規に口座照会している件数は約200件ある。

○仮特別徴収税額の還付支給事務については、当市の実態としても時間を要しているため、プッシュ型還付には必要性を感じている。

#### 各府省庁からの第1次回答

住民税の過誤納金の還付についての手続は地方税法上特に規定されておらず、個々の地方団体において定めるところによる。

情報提供主務省令(※)において、年金所得に係る仮特別徴収税額の還付に関する事務について特別徴収対象年金所得者に係る公金受取口座情報を利用できるようすでに措置されており、仮特別徴収税額の還付を含む給付金等の支給事務を処理するために必要な情報照会であれば、利用の意思表示に関わらず情報照会することも法令上可能であることはデジタルPMOに掲載している「公金受取口座登録制度FAQ」(Q2-5)において、自治体向けに既に周知している。

以上から、仮特別徴収税額の還付事務について、法令上、すでに本人の公金受取口座利用意思にかかわらず情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報を取得し、当該口座に還付できるよう措置されているため、各地方団体において適切に対応されたい旨、地方団体に周知してまいりたい。

また、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療の保険料及び介護保険料の過誤納金の還付についても、住民税と同様の状況であり、住民税と同様に地方団体に周知を行うことについて検討してまいりたい。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	5	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条の支払い期限の見直し

## 提案団体

直方市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省

## 求める措置の具体的内容

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第10条に規定される支払期限(15日以内)について、第14条で地方公共団体のなす契約についても準用するとされているが、地方公共団体については、契約に係る書面の有無を問わず第6条と同様の「工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日」に統合することを求める。

## 具体的な支障事例

2025年度の年末年始(2025年12月27日(土)~2026年1月4日(日))を例に挙げると、12月19日(金)に請求書を受理した場合、法第10条に基づく「15日以内」の期限は2026年1月2日(金)となる。しかし、閉庁期間を考慮すると、実質的な処理可能日数は12月26日(金)までの「6日間」に限定される。この極めて短い期間に、所管部署での請求内容の審査から会計部門の審査、支払実行までを完結させることは物理的に困難であり、事務ミスを誘発する要因となっている。

また、総務省の「地方公務員におけるダイバーシティ・働き方改革推進のためのガイドブック(令和2年3月)」では、103ページにおいて年次有給休暇の取得促進等が強く推奨されている。しかし、上述のようなケースにおいて、当市のような小規模自治体では、法遵守のために職員が休暇を返上して出勤せざるを得ず、国が進める働き方改革を踏まえた職員のワークライフバランスの実現を阻害している。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

支払期日を拡大することで支払事務の集約化・効率化を実現でき、行政コストの削減や公金支出の正確性向上につながる。また、支障事例に見られるような物理的限界の解消による職員のワークライフバランスの実現につながる。

なお、民間企業間取引では、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)第2条の2において下請代金の支払期日が「60日以内」と規定されていることや、「月末締め翌月末払い」等の商習慣と比較して劣る内容ではないことから、本改正による民間事業者への影響は小さいものとする。

## 根拠法令等

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第10条、第14条、昭和25年4月7日理国第140号「政府契約の支払遅延防止等に関する法律の運用方針」第15

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、富谷市、浜松市、久米南町、三原市、大野城市、長与町、熊本市、出水市

○当市においても金融機関等へ支払を依頼しなければならない期限(4日前)や様々な事務整理で時間に追われる問題などがあり、請求書を受理した日から15日以内に支出を行うことは物理的に困難なため、支払期限の見直しを行っていただきたい。

○年末年始に限らず、15日以内に支払うには、10営業日程度での処理が求められ、指定金融機関へのデータ転送等を考慮すると、所管部署での支出命令手続きから会計部門での審査、支払実行まで5~6営業日しかなく、事務ミスや支払漏れのリスクが大きい。

○当市では支払日の7営業日前を所管課の伝票提出期限とし、指定金融機関への支払い依頼期限の支払日2営業日前までに審査を終わらせる必要があるが、月3回の支払日ごとに毎回数百件の伝票を処理する必要があり、所管課の伝票提出期限をさらに後ろ倒しすることは難しい。そうすると15日以内に支払いを完了させるためには、所管課の伝票作成にかけられる期間は2~3日程度しかない。また、請求書への押印省略の制度を整え、電子上での請求書の受理も可能としてはいるが、依然として紙請求が大半となっているため、郵送にかかる期間を考慮すると、定例支払日では対応できない支払いが発生しうる。加えて、短い期間での伝票作成、審査はミスを誘発する要因ともなり、指定金融機関へ予定外の対応依頼も生じている。

○当市においても、予算執行課から会計部門に至る審査・支払処理を期限内に完了させることが難しい状況が続いており、その結果、事務処理ミスとそれに伴う遅延損害金が発生するリスクが高まっている。なお、やむを得ず支払が遅延する場合であっても、事前に債権者へ確認を行うことで、多くの場合、了承をいただいている。

○2026年のゴールデンウィーク(5月2日~5月6日)の例を挙げると、5月1日に請求書が所管課に届いた場合、指定金融機関への受け渡し期日等の関係から、会計室への伝票到達期限(5月14日支払分)は5月7日となる。連休を間に挟む中、所管課の伝票の精査及び会計室の審査、内容次第に寄っては他課の合議も必要となり、非常にタイトなスケジュールとなる。請求書の受理後に長期連休があると、支払処理自体が困難な場合がある。

#### 各府省庁からの第1次回答

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(以下「同法」という。)は、国の会計経理事務処理を効率化し、政府契約に基づく支払いの迅速化を図るとともに、私法上の契約の本質である当事者が対等な立場に基づいて公正に契約を締結させ、さらに信義誠実の原則に従って、双方が円滑かつ適正に契約を履行できるようにするために制定されている。

支払時期について同法第4条において、政府契約の締結に際し支払時期を含む必要事項を書面により明確に定めることが原則とされており、同法第6条において、工事代金については40日以内、その他の給付に対する対価については30日以内とすることが定められている。

これに対し、同法第10条の規定は、これらの事項が書面により明らかにされていない場合に適用される例外的な規定であり、支払時期を請求日から15日以内とみなすものである。したがって、同条の規定を第6条と同様の水準に緩和することは、契約締結時に支払時期を明確に定めなかった場合に支払期限が長期化することにつながり、支払の迅速性が阻害され、結果として契約当事者間の対等性を損なうため法の趣旨に照らして適当でないとして解される。

なお、年末年始や長期休暇を挟む場合等、支払事務に一定の制約が生じることが見込まれる場合には、本来、同法第4条の趣旨に則り、契約締結時に支払時期を適切に定めることにより対応すべきものである。このように、あらかじめ支払時期を適切に設定することにより、現行法の枠内においても実務上の課題への対応は可能であると考えられる。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	10	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

消防署等の用地取得事務における土地収用法第3条の適用区分(第19号・第31号)の判断基準及び照会手続の明確化

## 提案団体

春日井市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

消防署、消防団警備詰所(以下消防署等という)について、過去の事例から土地収用法第3条の19号及び31号のそれぞれに該当する場合があるが、19号と31号それぞれに該当する場合の違いの明確化を求める。併せて19号に該当する場合に必要な添付書類や照会手順の明確化も求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度】

公共事業の用地取得において、対象施設に対する土地収用法第3条の該当号により、適用される関連法令や地権者への補償・説明内容等のための事務手続きが異なる。同法第3条第19号に「市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設」の記載があるが、国土交通省は消防署等は第31号に該当するとの見解を示している。一方で第19号該当を主張する場合には消防庁の判断を求めている。

### 【支障事例】

国土強靱化や巨大地震対策等の観点から、防災拠点の機能確保や立地の安全性向上が求められており、消防署等の移転・再編(高台移転を含む)の必要性は今後増加すると予想される。国土交通省は土地収用法第3条第19号と整理する場合には消防庁の判断を根拠資料として想定しているが、消防庁側で決まった照会手順はなく対応できる体制となっていない。結果省庁間のたらい回しになり、自治体は用地交渉に入れない。個別の判断を仰ぐにしても判断基準がない状態では候補地の選定もままならず、資料作成自体が困難であり、当市では令和2年に第19号該当と確認できるまでに約7か月を要した。

### 【支障の解決策】

消防法は消防の組織・権限・業務の基本法であり、条例や指針などの規定群と一体となって消防体制を構築している。したがって、「市町村が消防法によって設置する消防の用に供する施設」とは、消防法の体系的枠組みに基づいて市町村が設置する消防施設(消防署等)を含むと解するのが合理的である。形式的に明記されているか否かのみで判断することで、実態として消防機能の中核を担う施設が「消防の用に供する施設」から除外される矛盾を生じている。過去の収用法逐条解説や税務署内部事例集では土地収用法第3条第19号と解釈できるとされており、消防署が第19号に該当すると判断された事例も多数ある。消防庁と国土交通省が調整し備えるべき設備基準等を明確にし、照会先や手順を通知することで事務の遅延を解消できる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

円滑な消防署等の設置・再編は地域の防災・救急能力の向上に大きく寄与する。  
土地収用法第3条第何号に該当するかの判断方法を所管官庁に毎回確認する必要がなくなり事務の効率化につながる。  
地権者への説明が容易になり、円滑な用地取得を行うことができる。

## 根拠法令等

土地収用法第3条第19号・第31号、消防法第1条、租税特別措置法第33条の4、租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号イ

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、相模原市、寒川町、大阪市、高松市、鹿児島市

○消防庁舎や消防団詰所の改築等で、適地へ移転する場合が想定されることから、適用される根拠法等の整理は事務の効率化のため望む。  
○当市では、消防署等について土地収用法第3条第19号該当として整理しているが、当該解釈に関する照会等については、回答までに相当の時間を要しており、提案同様の支障が生じている。  
○令和13年度までに消防庁舎の建設を予定しているため、土地購入時の懸案  
○当市においては同様の事例は認められないものの、将来的に発生する可能性も否定できないことから、提案の趣旨については賛同する。

## 各府省庁からの第1次回答

消防署及び消防団詰所については、土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条第19号に規定する「消防法(昭和23年法律第186号)によって設置する消防の用に供する施設」には該当せず、同条第31号に規定する「地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当することを明確化するための解釈通知を、関係者に対し、総務省及び国土交通省の連名で発出することを検討する。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	19	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

ふるさと納税制度における製造・加工品付加価値割合に係る公表事項等の見直し

## 提案団体

茨木市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

ふるさと納税制度における製造・加工品について、価格によって算出した区域内における付加価値割合等を事業者が証明し、その内容について自治体が公表する必要があるが、「ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価格の割合に係る一覧表」について、例えば「地方団体における調達費用」が「一般販売価格」を下回る場合については公表をしなくてもよいとするなど、自治体の公表事項を見直していただきたい。  
また、公表方法についても、地場産品基準を満たすか否かのみ止められるなど、事業者の機密情報の保護に配慮されたい。

## 具体的な支障事例

価格によって算出した「区域内において生じた価値の割合」等を公表することは、原価率や利益率の推測につながるなどの懸念の声が返礼品提供事業者から挙がっており、返礼品提供の取り下げ等の可能性がある。この点、例えば「地方団体における調達費用」が「一般販売価格」を下回る場合については、原価率や利益率を推測することが可能である。また、事業者において、返礼品ごとに区域外で要した費用を算出したうえで証明書を提出する必要があるが、事業者と自治体双方に過度な事務負担が生じる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

制度改正に係る説明会を行うなかで、企業秘密や事務負担への配慮を求める声が返礼品提供事業者から挙がっている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事業者の機密事項や事務負担に配慮した制度運営が可能となるほか、証明書徴取及び公表事務に係る自治体側の事務負担の軽減が図られる。

## 根拠法令等

地方税法第37条の2、平成31年総務省告示第179号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、函館市、十和田市、盛岡市、奥州市、宮城県、ひたちなか市、佐野市、渋川市、川崎市、茅ヶ崎市、寒川町、福井市、富士市、掛川市、小牧市、鈴鹿市、亀岡市、城陽市、豊中市、枚方市、寝屋川市、小野市、宍粟市、奈良県、観音寺市、砥部町、大野城市、伊万里市、大分県、鹿児島市

○返礼品提供事業者等からは、当該事業者が提供する製造・加工品について、その「一般販売価格」等を公表することに関する意見等は、現段階では把握していない。しかしながら、事業者の機密が脅かされる恐れがあることに加え、ふるさと納税の制度が、地方団体の財源確保の手段であることのみならず、地場の事業者の製品等を域外に発信することによって、当該地方団体のみならず、当該事業者の発展に寄与し得る制度であることを鑑みれば、事業者が返礼品を提供することを躊躇させるべきではないと考えるので、事業者の機密情報に係る公表事項や公表内容について、必要に応じて見直していただきたい。

○3号該当返礼品について、価格をもとに算出した地域内価値割合を公表することは、競合他社への機密情報開示となる可能性があることから、返礼品提供事業者が提供に難色を示す事態となっている。ふるさと納税制度は、自治体にとって財源確保のみならず、関係人口拡大へと繋がるシティプロモーションとしての役割が大きい。地域特産品を製造している返礼品提供事業者がその提供を取りやめることは、自治体の魅力低減の一因となり、「自治体自らが国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間競争を推進する」という制度の理念にも、結果として逆行すると考える。

○本市においては、製造・加工品の返礼品も多いため、「区域内において生じた価値の割合」等を公表することは、事業者と自治体双方の過度な事務負担になり、支障が生じる。

○「区域内において生じた価値の割合」等の公表により企業秘密にあたる部分を開示することになってしまう。このことを懸念される事業者は多数あり、令和8年10月の制度改正以降に出品していただけるか確認を得られない。このことについて事業者側に提出してもらうための資料についても、国から詳細を開示されないため、10月までの対応方法についても確定させることができていない。これらのことから、事業者側の対応にも、自治体側の業務にも支障が生じていることとなるため、要件の緩和等を考えていただきたい。

○地場産品基準の適正な運用は必要である一方、現行制度では、事業者の機密情報保護や事務負担への配慮が十分とはいえない。事業者には返礼品ごとの費用整理や証明書作成が求められるほか、自治体側にも確認・公表事務等の新たな負担が生じることが想定される。そのため、「地方団体における調達費用」が「一般販売価格」を下回る場合は公表対象外とするなど、公表事項の見直しを行うとともに、「地場産品基準への適合の有無」のみを公表可能とするなど、事業者の機密情報保護や自治体・事業者双方の負担軽減に配慮した柔軟な制度運用を可能とする必要がある。

○価格によって算出した「区域内において生じた価値の割合」等を公表することは、原価率や利益率の推測につながるなどの懸念の声が返礼品提供事業者から挙がっており、実際に返礼品提供の取り下げ事例が発生している。

○「区域内で生じた価値の割合」を公表することは、コスト構造が競合他社といった外部に推察され、事業者の経済活動に不利益を及ぼす恐れがあると、返礼品提供事業者から懸念の声が上がっている。また、酒蔵店が返礼品事業者となっている場合に、酒蔵に対して区域外費用の詳細確認を求める必要が生じており、酒蔵店と酒蔵との信頼関係に影響を及ぼし、取引の継続性や協力体制に支障をきたす懸念がある。

○大企業になるほど、原価率や利益率が推測されることに対して強く懸念を抱いている。数か月にわたり、複数の返礼品提供事業者と本見直しに関する協議を重ねているが、未だ同意を得られていないため、返礼品の取り下げに繋がる可能性がある。これらは市内に工場があり製造している製品であり、地域資源であるにも関わらず、制度の改変により取り下げとなれば、本来のふるさと納税の趣旨からも外れると思われるため、早急な改善が必要である。

○本市においても提案市と同様、事業者からの返礼品提供の取り下げ等を懸念するとともに、事業者と自治体双方に過度な事務負担が生じている。

○製造・加工品を取り扱う返礼品提供事業者に対し、制度内容について個別に説明を行っているところであるが、本市においても、提案団体と同様に、一部事業者から、価格情報等を公表することで原価率や利益率等の推測につながるのではないかと懸念の声が寄せられている。また、返礼品ごとに区域外で要した費用等を整理したうえで証明書を作成する必要があることから、事業者において相当の事務負担が生じており、返礼品数の削減を検討する事業者も出てきている。本市としても、提案内容のとおり、公表事項及び公表方法の見直しが行われることで、事業者の機密情報保護及び事務負担軽減につながるものとする。

○区域内価値割合等の公開が求められているが、これは商品原価等を推認されかねない情報である。一般に、商品原価は企業の経営戦略に直結する重要な営業秘密とされており、本市の返礼品提供事業者からも、「原価は社内でも限られた人間しか知り得ない情報であり、当該割合の公表は企業秘密に関わるおそれがある」との強い懸念が示されている。上記理由により返礼品提供の継続が困難となることや、公開により営業情報が推測され、事業者が不利益を被ることは、地域産業の振興というふるさと納税制度の趣旨に照らしても、避けるべき

ものとする。

○価格や調達費用に基づく付加価値割合を詳細に公表することは、事業者の原価率や利益率といった「企業秘密」を推測されることに直結する。結果として、競争力の低下を恐れる優良な事業者がふるさと納税から撤退してしまうリスクが非常に高い状況である。返礼品事業者との協議において、付加価値割合の公表について難色を示されるケースがあるので、提案事項のとおり見直しを求める。

○価格によって算出した「区域内において生じた価値の割合」等は、企業秘密にあたる内容であることから、証明書を提出することができず、返礼品の提供を取り下げざるを得ない返礼品提供事業者が出ている。間違いなく区域内で製造しているにもかかわらず、企業秘密にあたる情報を開示しなければ返礼品として提供できないことは、返礼品提供事業者にとって不利な内容であるため、企業秘密に配慮した制度の見直しを行っていただきたい。

○事業者において証明等に係る事務に対して負担を感じている旨の声を当自治体においても確認していることから、調査内容の簡素化は事業者及び自治体に対する負担軽減につながるものとする。特に地域に根ざした事業者には小規模なところも多く、経営体制面からより負担を感じているようである。

○提案市と同様に、返礼品提供事業者の一部から、原価率や利益率の推測につながる懸念の声が挙がっている。

### 各府省庁からの第1次回答

ふるさと納税の指定制度下においては、地方団体が提供する返礼品等については地場産品基準等に適合する必要がある。地場産品基準第3号については、付加価値割合の算出方法に疑義のある事例が見られたことから、算出方法の明確化及び基準適合性の透明化の観点から見直しを行った（令和7年6月24日総務省告示改正）。

今回、付加価値割合の公表を求めることとしているが、これは返礼品の原価率や利益率の公表を求めるものではなく、また、返礼品等の調達費用についても自治体の決算に関わる事項であり、公表事項については適当であると考えている。

ふるさと納税制度については、国会における委員会決議において、健全な運用を求められているところであり、今回の見直し内容の変更を行うことは困難である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	20	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際に相手方の同意を不要とすること

## 提案団体

茨木市

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、経済産業省

## 求める措置の具体的内容

オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う際は相手方の同意を不要とすることを求める。  
具体的には、現行制度では、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(以下「法」という。)第7条第1項に基づく全てのオンライン処分通知等に対して相手方の同意が必要だが、「書面による申請等に対する処分通知等」と「申請等に基づかない処分通知等」をオンラインで行う場合に限り、相手方の同意を必要とすることを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

法第7条第1項に基づき処分通知等をオンライン化する場合、対象者全員にオンライン処分通知等を希望するか否かの意思表示を求め、同意が得られた者にしかオンラインで処分通知等を行うことができない。

### 【支障事例】

(当市における手数料等のオンライン決済が必要な手続の事務フロー例)

①オンラインで申請受付。その際、「納入の通知」をオンライン又は郵送のどちらで行うほうがよいか申請者に確認。

②オンライン決済フォームを申請者に案内し、「納入の通知」をオンライン決済フォーム上で実施。上記①で郵送を希望した者には紙媒体でも「納入の通知」を送付。

③申請者によるオンライン決済の実施。

このように、オンライン申請・決済であるにもかかわらず、希望者には紙媒体での通知が必要となっている。

なお、「納入の通知」は地方自治法施行令第154条第3項で書面による通知と規定されているところ、法第7条第1項を適用し、オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示することをもって相手方に通知したのとして扱っており、当該扱いについては問題ない旨を令和5年3月に総務省及びデジタル庁に確認している。

### 【制度改正の必要性】

申請等がオンラインで行われているにもかかわらず、相手方の同意が得られなければ処分通知等を書面で送付しなければならないのは事務負担も大きく、デジタルファースト原則(法第2条第1号)の観点からも適切ではないと考える。

### 【支障の解決策】

法第7条第1項に基づくオンライン処分通知等を行う際の相手方の同意については、オンライン申請等に対してオンライン処分通知等を行う場合に限り相手方の同意を不要とする。

なお、当市では保育分野等、具体例以外の手続でも処分通知等のオンライン化を検討しているところ、法第7条

第1項ただし書きが支障となり得ることから、「支障事例」に記載の「納入の通知」に限らず、オンライン申請等に対して行う全ての法第7条第1項に基づく処分通知等において同意を不要とすることが必要である。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現行制度では、法第7条第1項に基づきオンラインで行われた申請等に対して、相手方の希望に応じてオンライン処分通知等と書面での処分通知等の2通りを用意しておかなければならず事務フローが複雑であるが、制度改正によりオンライン申請等に対してはオンライン処分通知等と対応が一本化されることで、事務フローが簡略化される。

なお、当市は現状オンライン処分通知等の実施事例が少なく、支障事例は限定的であるものの、今後、オンライン処分通知等を本格的に実施していく際、現行制度のままでは複雑な事務フローを各手続で構築していかなければならず、各部署での事務負担が生じることを懸念している。

※本提案は、民間事業者のように紙での処分通知等を求める際は追加費用を申請者に求める方向性とはせず、行政手続のデジタル完結と業務効率化を図りつつ、書面での申請者には希望に応じて書面またはオンラインで通知する制度とすることで、書面ニーズにも応えようとするものである。

#### 根拠法令等

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項但し書及び当該規定の定める主務省令

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、大田原市、川崎市、寝屋川市、都城市

○デジタル庁では「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を策定しており、処分通知等のデジタル化を進めている状況であり、現行制度の相手方へ同意については、支障となると考えられる。

○オンライン申請の様式にオンライン処分通知等の同意の文言を追加する必要がある。

○e-Gov等のシステムは自治体で様式の修正等を行えないため、別の方法でオンライン処分通知等の同意を得る必要がある。

#### 各府省庁からの第1次回答

##### 【デジタル庁】

オンラインでの処分通知等を行う際の相手方の同意要件の緩和については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル行政推進法」という。）第7条第1項の改正をせずとも、各手続等の根拠となる個別法令によって対応することが可能である。

なお、デジタル行政推進法では、個別法令の規定により書面等の方法が定められている手続等について、個別法令の規定を改正することなく、手続等を所管する各省庁の省令等（「主務省令」）で定めることにより、当該手続等のデジタル化・オンライン化を可能とするスキームとなっている。このため、相手方の同意要件の緩和に関するデジタル行政推進法第7条第1項の改正については、各手続等を所管する各省庁のニーズ等を踏まえた上で検討を行う必要がある。

##### 【総務省】

ご指摘のとおり、デジタル行政推進法第7条第1項では、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うことができるとされているが、これは、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示をする場合に限るとされていることから、現行法上、通知を受ける者の同意が必要となっているものである。

この点に関し、処分通知等を受ける旨の表示の方式は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第9条において、「電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関の定めるところによる届出」の方式等と規定されており、どのような方法で処分通知等を受けることを希望する旨の届出を受け付けるかは、当該処分通知を行う

行政機関において判断されるものであることから、ご提案のように、「オンライン決済フォーム上に必要な事項を表示する」ことを「処分通知等を受ける旨の表示の方式」とすることは、当該機関の判断によりできるものと考えられる。

ご提案に関しては、デジタル行政推進法第7条第1項の規定の改正を求めるものであり、改正の可否については、同法を所管するデジタル庁において検討されるべきものと考えているが、地方自治法第231条に基づく歳入の収入の方法における納入の通知を所管する当省としては、上記のような解釈を明確化して周知すること等を検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	22	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

指定施設での不在者投票において記載台への候補者名の掲示を可能とすること

## 提案団体

伊佐市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

指定施設での不在者投票において、市町村選挙管理委員会が作成した候補者名簿を、投票の記載台に掲示できるように公職選挙法のルールを明確にすること。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

公職選挙法第175条では、投票所及び期日前投票所において候補者の氏名等を掲示することが義務付けられている。しかし、老人ホーム等の指定施設における不在者投票については、同様の規定がないため、記載台等への掲示が認められないと解釈されている。

### 【支障事例】

指定施設での不在者投票において、候補者名を失念した選挙人が、候補者名を確認するために室外の掲示物を確認しに何度も往復しなければならない事態が発生している。これは、高齢者や体の不自由な方にとって多大な負担となっており、スムーズな投票を妨げる要因となっている。

### 【支障の解決策】

指定施設の記載台においても候補者名の掲示を可能とするよう、ルールの明確化が必要である。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

選挙人からは、室外まで確認に行くのは大変との声があり、施設職員からも、何度も移動をサポートしなければならず負担が大きいという不満が出ている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

投票に要する時間が短縮され、高齢者や障がいのある方が安心してスムーズに投票できるようになる。また、施設職員による移動介助の負担が軽減されるとともに、投票所全体の混雑緩和や適正な執行管理につながる。

## 根拠法令等

公職選挙法第49条、第175条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

佐世保市、熊本市

—

#### 各府省庁からの第1次回答

指定施設における不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において投票する選挙人については、異なる選挙や同一の選挙における複数の選挙区の選挙人が含まれていると考えられる。このような状況において、それらの選挙に係る全ての氏名等掲示を正確に行うことは困難であるから、指定施設における氏名等掲示は行わないこととされているものである。

なお、氏名等掲示の誤りは、選挙無効の原因となり得ることにも留意が必要である。

したがって、「指定施設での不在者投票において、市町村選挙管理委員会が作成した候補者名簿を、投票の記載台に掲示できる」ようにすることは困難なものと考えている。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	25	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

「書かないワンストップ窓口システム」を使用する際の署名又は電子ペンによるサインを省略可能にすること

## 提案団体

南九州市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

住民票の写し等の請求について、「書かないワンストップ窓口システム」を使用する際の、署名又は電子ペンによるサインを省略可能とするか、申請者本人によるシステム上の確認操作(確認ボタンやチェックボックス等)をもって署名又は電子ペンによるサインを省略可能とする。

## 具体的な支障事例

当市では本年度より「書かないワンストップ窓口システム」を導入し、証明書交付をはじめとした各種申請手続きのデジタル化及び手続き時間の短縮化を進めている。その中で、証明書発行については窓口を一本化し、職員が本人確認をしたうえで、窓口に備え付けた端末を用いて聞き取りをしながら申請内容を入力し、紙の出力は行わずに、画面上での申請内容の確認により手続きを完了する運用を検討している。

しかしながら、住民票の写し等の請求においては、住民基本台帳事務処理要領にあるとおり、請求者の氏名については自署を求めることが適当であることから、端末上への電子ペンによるサインを可能としてはいるものの、申請者によるサインの工程が必要となるため、自署やサインを不要とする他の証明書請求(戸籍証明書等の請求など)と一体的な手続きの簡略化が図られず、運用も煩雑となる。また、こうしたサインの工程は高齢者等、デジタル機器に不慣れな方に一定の操作負担を強いるものとする。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際にタブレット端末を用いて電子ペンによるサインを実施したところ、特に高齢者においては、電子ペンが扱いづらいとの声があり、署名においては従来の紙への記入より時間がかかっている。

## 制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- (1)住民サービスの向上
  - ・署名の手間が省略され、手続きが簡便化
  - ・高齢者やデジタル機器に不慣れな方の負担軽減
- (2)行政の効率化
  - ・窓口処理時間の短縮
  - ・業務の標準化及び迅速化

## 根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条、第 12 条の 2、第 15 条の 4、第 20 条、第 21 条の 3、住民基本台帳事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、北上市、郡山市、白河市、さいたま市、新潟市、豊橋市、堺市、豊中市、姫路市、西宮市、高松市、熊本市

- 当市においても書かない窓口化を進めることとしており、市民の利便性向上になると考える。
- 請求書等の用紙の削減にはなるかと思われるが、貴市と同様の内容である。

各府省庁からの第 1 次回答

住民票の写し等の交付の請求については、請求者本人による請求意思を事後的に確認することを可能とするため、住民基本台帳事務処理要領において請求者本人の自署を求めることとしている。窓口にて備え付けられたタブレット端末を使用して当該請求を行う場合には、この制度趣旨を踏まえ、タブレット端末の画像面にいわゆる電子ペンによるサインを付す方法により行うことは差し支えない旨を示しているところである。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	26	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

管理監督職勤務上限年齢による管理監督職への任用制限の特例措置の拡大

## 提案団体

高取町

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

人員不足等により管理監督職を占める職員の後任の補充が困難な場合に、任命権者である市町村長が、組織運営上の必要性と当該職員の能力等を勘案し、管理監督職勤務上限年齢を超えて管理監督職の異動期間を延長できるよう制度改正を求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度】

地方公務員法第28条の2第1項の規定により、管理監督職勤務上限年齢(以下、「役職定年年齢」という。)に達した職員は、管理監督職から非管理監督職への降任等が求められている。

なお、役職定年年齢を超えて管理監督職に任用することは、当該職員に係る職務遂行上の特別の事情や職務の特殊性がある場合に限り認められているが(勤務延長型特例任用では最長3年間延長が可能)、人員不足等により欠員の補充が困難であることのみを理由とする延長は認められていない。

### 【支障事例】

当町においては、過去の採用抑制等の影響もあり40歳代の中堅職員が少ない年齢構成となっており、本来であれば次の管理職を担うべき年代の職員が極端に少なくなっている。また、責任の重大化やワークライフバランスの重視等の観点から、管理職登用を望まない職員も増加傾向にあり、そもそも人員が限られている小規模市町村においては、管理職候補の不足は構造的な問題となっている。

その一方で、経験者採用等で外部から優秀な人材を確保することは、近年の雇用情勢を踏まえると困難である。今後も、民間部門や公務部門での人材獲得競争の激化により、自治体における人材不足は継続するものと考えられ、その傾向は特に小規模市町村において顕著である。

このように、管理監督職の確保は、特に過疎地域等の小規模市町村において大きな課題であるが、役職定年制により高年齢層の職員が非管理監督職に一斉に降任となるため、円滑な組織運営を行う上で支障となっている。

### 【支障の解決策】

能率的な公務運営を確保するため、後任を補充することが困難な状況下では、役場内部の事情を熟知し豊富な知識と経験を有する優秀な高年齢層の職員は貴重な人材となっている。不均衡な年齢構成と管理職不足の課題解決のためには、年齢だけではなく職員の能力を踏まえた任用を図る特例措置(管理監督職の異動期間の延長)の拡大が必要である。

人員不足等により後任の補充が困難な場合にも特例措置を適用することで、優秀な高年齢層の職員を引き続き管理監督職として任用することができ、小規模自治体の人事運用の改善に寄与するものとする。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

### 【制度改正の効果】

地方の実情に応じた人事運用が可能となることで、組織運営の安定につながり円滑な業務運営に資すると考えられる。

### 【懸念事項への対応】

高年齢層の職員が管理職に留まり続けることで生じる組織の硬直化や人件費の増大等への対応としては、一部の成績優秀な職員に限定した運用とし、年度毎の更新とすることで必要最小限の任用期間に限定する特例措置の適用にあたり、組織の活力を維持するための措置を自治体側で講じる等の条件を付す人員不足が深刻な過疎地域の小規模市町村等に限定して特例措置の適用を認める、等の対応が考えられる。

## 根拠法令等

- ・地方公務員法第 28 条の5
- ・定年引上げの実施に向けた質疑応答(総務省自治行政局公務員部)【問 11-1、問 11-2】

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

○人材不足等により管理監督職の確保については大きな課題となっている自治体も多く、管理監督職の上限年齢を緩和することにより優秀な高年齢層の職員を引き続き管理監督職として任用することが可能となることから、提案事項に賛同する。

## 各府省庁からの第1次回答

勤務延長制度は、勤務延長は公務上の必要性に基づくものではあるが、無制限に認められるものではなく、定年制度が個々の職員の事情如何にかかわらず画一的に退職年齢を定め、それによって計画的な人事管理を行おうとするものであることに鑑み、厳格に運用すべきである。地方公務員法第 28 条の5第1項で規定されている公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として「当該職員の職務の遂行上の特別の事情」や「当該職員の職務の特殊性」について条例で定めれば、可能であると思料される。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	30	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

地方公営企業の給与制度に関する自由度の拡大

## 提案団体

松塩筑木曾老人福祉施設組合

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方公営企業法は、地方公共団体の経営する企業に関する特例を定めているが、地方公営企業の給与制度に関して、一定の自由度(民間企業に準じた手当を導入できる給与制度)を条例で設けることができるよう法改正をしていただきたい。

具体的には、地方自治法第 204 条第2項に限定列挙されている職員に支給する手当とは別の手当を必要に応じて支給できるよう、地方公営企業法に給与制度に関する特例を追加していただきたい。

## 具体的な支障事例

当組合は、特別養護老人ホームの設置運営を行う一部事務組合であるが、令和5年度以降、歳入を決定する介護報酬の改定率と歳出の大半を占める人件費の基となる人事院勧告の改定率が、大きく乖離するようになった。

この影響により、組合事業に対する人件費比率が大きくなり、組合の投資・財政計画では、組合を構成する市町村の負担金がないと令和9年度には予算が組めない経営状態となってしまった。

(歳入を決める介護報酬改定と、歳出を決める人事院勧告がそれぞれ別に定められるため、経営において構造的な課題を持つこととなる。)

地方公営企業法では、地方自治法等の特例を定めているが、地方公営企業の実情に合った手当を定める規定が含まれていないため、地方自治法第 204 条第2項を準用することになる。そのため、職員に支給できる手当が限定されてしまう。

構成市町村では、当組合の運営形態を一部事務組合から別の運営形態にする検討を行っている。その候補としては、地方公営企業法を全部適用した公営企業団が挙げられており、独立採算となる運営形態を考えている。しかし、公営企業団に移行したとしても、現行で考えられる給与制度の中では、経営状況に合わせて給与を抑制することとなり、離職者が増えるだけで持続可能な状況とならない。民間事業者のように、介護報酬(収入)の中で、介護事業者の実情にあった手当の導入など、魅力ある給与制度を構築し、職員を確保するとともに、人件費比率を改善し、経営的に持続可能な運営形態としていく必要がある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

組合を構成する市町村のうち、郡部(中山間地)では、生産年齢人口の減少が顕著であり、2050年には、半減する地域もある。特に人材確保が厳しい郡部では、現時点でも民間事業者による特別養護老人ホームの参入が見込めず、当該介護サービスは行政が維持せざるを得ない状況である。

特別養護老人ホームのサービスを継続することは、要介護者に対するセーフティーネットとして必要であるが、

構成市町村も財政の厳しさを増しており、財政支援にも限りがある。公的介護施設であっても、経営が成り立たない状況では、特別養護老人ホームを存続させることができない。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当組合は、一部事務組合から公営企業団（公営企業法の全部適用）へ移行することと、施設の一部を民間事業者に移管することを検討している。  
公営企業団に移行することにより、歳入に合わせた歳出（人件費の支出）となるよう給与制度を見直すことができ、給与を抑制する中でも、介護事業にあった手当を導入することで、人材を確保することが可能となる。その結果、公的施設による特別養護老人ホームの持続可能な運営が可能となる。

#### 根拠法令等

地方自治法第 204 条第2項、地方公営企業法

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

#### 各府省庁からの第 1 次回答

「地方自治法第 204 条第2項に限定列挙されている職員に支給する手当とは別の手当を必要に応じて支給できるよう、地方公営企業法に給与制度に関する特例を追加」というご提案であるが、地方公営企業法を適用する公営企業には同法第 38 条が適用され、同条に規定する企業職員の手当については、地方自治法第 204 条第2項のような限定はなく、地方公共団体の条例にその決定を委ねており、現行法令において対応が可能である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	31	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

地方自治功労に関する叙勲上申に係る申請書類の簡素化

## 提案団体

射水市

## 制度の所管・関係府省庁

内閣府、総務省

## 求める措置の具体的内容

地方自治功労に関する叙勲上申において、申請書類を簡素化し、功績調書の提出を原則不要とする。

## 具体的な支障事例

首長や議会議員の叙勲については、「栄典関係事務提要」にて在職年数や役職経験に基づく明確な推薦基準が定められており、当該基準に照らした客観的な選考運用が定着している。  
しかし、現行制度では、基準を満たす候補者全員に対して詳細な「功績調書」の作成が求められているため、自治体における作成事務において相当な業務負荷が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本措置が実現すれば、地方自治体の事務担当者が行う功績調書作成のための調査・記述作業が大幅に削減され、重点施策等への注力が可能となる。

## 根拠法令等

栄典関係事務提要(地方自治関係)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮古市、宮城県、白河市、ひたちなか市、朝霞市、須崎市、小諸市、小牧市、尾張旭市、姫路市、福岡県、熊本市、伊佐市

○在職年数や役職経験の基準を満たす候補者の詳細な功績調書作成が求められており、業務負担が生じている。  
○過去の書類を探し調査するが、具体的な実績については詳細な記録が残存していない場合もあり、事務に時

間がかかっている。

○本市においても同様の課題を抱えている。当時、役職に就いていた団体等における功績を調査し、詳細な功績調書を作成する事務手続は、多大な負担となっている。

○記載量や記載項目の目安について提示いただけるとありがたい。

○業務負担が大きいため、提出期限の見直しの検討が望まれる。

○議会は議決機関であることから、議員提出議案により実現した施策以外は本質的には上申者の功績とは認められない。その影響で、功績調書の作成にあたり、何が上申者の功績になるかの判断が難しく、結果として過去の上申者の功績調書と似通った内容が作成されることが多く、形骸化している。

#### 各府省庁からの第1次回答

叙勲は生涯にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるものとされているところ、功績調書は候補者の功績が具体的に記載される書類であることから、叙勲の審査上必要であり、その提出を不要とすることは困難である。

また、功績調書については、候補者の評価すべき功績の内容に応じて、具体的かつ簡潔に作成いただくこととしているところである。

以上のような趣旨等について、自治体への情報提供に努めてまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	32	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

選挙における投票所入場券を選挙期日の公示又は告示の日以前に配達可能とすること

## 提案団体

三種町、能代市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市、にかほ市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町、東成瀬村

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

選挙における投票所入場券について、選挙期日の公示又は告示の日より以前に交付することが可能となるよう、公職選挙法施行令の改正を求める。

## 具体的な支障事例

現状の当町周辺地域の郵便事情では、入場券を公示前までに準備し郵便局に引渡ししているが、令和3年以降土曜日配達休止等の郵便サービスの見直しが行われたことなどにより、全世帯へ配布完了までに土日を除いて3日から4日を要している。公示又は告示の日以後に交付する場合、期日前投票の開始時点で入場券が届いていない世帯が確実に発生する。  
期日前投票者数の割合が年々増加しており、当町でも近年の選挙では全投票者数の6割を占めている。このような状況において、入場券を持たない有権者が多数来場した場合、名簿照合及び本人確認に時間を要するため投票所が混雑し、結果有権者に不利益を生じさせ、さらに混雑に起因する事務ミス等の発生が懸念される。中でも、衆議院の解散総選挙及び町選挙は選挙期間が短いため、上記のような状況が一層起こりやすいと考えられる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

投票には入場券が必要だと認識している有権者が多数おり、期日前投票開始後、「まだ入場券が届いていないが投票はできるのか」といった問合せが寄せられることがある。  
また他の自治体では選挙人の利便性に影響を及ぼすことを考慮して配達日を公示(告示)日に指定し、数日前に郵便局へ引き渡しを行っているが、その場合においても一部地域では期日前投票開始後の配達となり、苦情や問い合わせがある。  
公示・告示は「選挙の法的スタート」であり、それ以前の入場券交付は、  
・法的確定性  
・名簿の正確性  
・有権者の理解  
に影響を与えることが考えられることから、制度上・実務上ともに混乱が生じないような改正が必要だと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法改正により公示又は告示の日以前から入場券の交付が可能となり、期日前投票開始までにほとんどの有権者へ配布できれば、期日前投票所の混雑原因の一つが解消され、有権者の利便性向上や投票率の改善が期待できる。

## 根拠法令等

公職選挙法施行令第 31 条第 1 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小野市、久米南町、山口県、高松市、佐世保市、熊本市

○入場券を公示又は告示の日以後に交付する場合、郵便局での配達日数を考慮すると、期日前投票の開始時点で入場券が届いていない世帯が発生する。法改正により公示又は告示の日以前から入場券の交付が可能となれば、入場券がまだ届かないといった苦情の減少や投票所の混雑緩和等が期待できる。

○本市においては、入場券を公示又は告示の日から配達されるように準備し郵便局に引渡しているが、全世界帯への配達完了までに各区4営業日ほど要しており、半数以上の世帯で期日前投票の開始に入場券の配達に間に合っていない。投票には入場券が必要だと認識している有権者が多数いることから、入場券配達前でも投票は可能であると周知徹底しても、届いていない期間中の期日前投票者数は少なくなる傾向にもある。また、期日前投票所においても、入場券を持たない有権者への名簿照合及び本人確認に時間を要することから投票所の混雑を招き、混雑に起因する事務処理ミスリスクも高まっている。

○提案で述べられているとおり、期日前投票制度が浸透し、本市でも投票者数に占める期日前投票者の割合は増加傾向で、直近の衆院選では概ね4割程度となっている。有権者からは、期日前投票開始日前までに投票所入場整理券が送達されていることが当然に期待されているが、急遽の解散等で開始日以降の送達となった場合には、多数の問い合わせが生じている。また、郵便局からは現状、全市への配達に4から5日以上を要するため、差出日の前倒しと配達期間の確保を要請されているところである。有権者の要望と郵便局の現状を踏まえ、選挙期日の公示又は告示の日より以前に交付可能であることが望ましい。

○提案のとおり、公示又は告示の日に投票所入場券を発送した場合、期日前投票開始には間に合わないことから、有権者の利便性向上と事務局の事務の効率化を図ることができる。

○期日前投票を行う割合が増加傾向である。公示、公示又は告示の日以降に入場券を発送すると、期日前投票の前期には、選挙人に届いていない。入場券を持参しない場合、名簿照合に時間を要し、選挙人に不利益が生じる。

○本市においても、類似の状況が生じており、市民からは、投票所入場券を期日前投票開始日までに送付することを求める声も多くあります。投票所入場券は、有権者に対して直接手元に届き、選挙への関心を促す最も効果的な啓発資材として位置付けられています。その到達状況は、期日前投票の人数に顕著に影響を及ぼしており、住民サービスの観点からもその重要性が明らかです。入場券発送の開始日が法令によって公示又は告示の日以後とされている現行制度では、有権者への周知が遅れ、結果として期日前投票が促進されないなどの課題が生じています。加えて、公示又は告示の前日に「お知らせ」の形式で発送する対応を行っている市区町村もあり、現在の運用が一部形骸化している現状も懸念されます。こうした状況を踏まえ、投票所入場券の発送時期については、地域性や選挙の種類を考慮した弾力的な運用を可能とするため、法令改正を強く要望いたします。

## 各府省庁からの第 1 次回答

投票所入場券の交付については、公職選挙法施行令第 31 条において、選挙期日の公示又は告示の日以後、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されており、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付することは重要であると考えている。

一方で、交付の時期が選挙期日の公示又は告示日以後とされているのは、選挙人名簿の選挙時登録は通常、選挙期日の公(告)示日の前日を基準日・登録日とするのが一般的であり、選挙人名簿から抹消すべき選挙人に対する誤配送がないかなど丁寧に確認をいただいているところであり、公示又は告示の日以前に投票所入場券を交付することとした場合、交付誤りが増大することが懸念されるところであり、公示又は告示の日以前に投票所入場券を交付できるよう公職選挙法施行令の改正を行うことは困難である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	33	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

国民健康保険料(税)の減額に関する基準を市町村の条例で定めることの見直し

## 提案団体

桶川市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

国民健康保険料(税)の減額に関する基準について、市町村の条例で定めることを不要とするか、条例で減額基準の数値を明記せず、政令に委任する規定を設けることで、減額基準の変更のたびに条例改正の必要がない形とすること。

## 具体的な支障事例

国民健康保険料(税)の減額に関する基準については、国民健康保険法又は地方税法の規定により「政令で定める基準に従い市町村の条例で定める」となっている。  
政令には、条例で定めるべき事項について細かく基準が定まっており、当市では、国から提示いただく条例参考例を基に、政令と全く同じ基準を条例に規定している。  
国民健康保険料(税)の率等については、都道府県が定める標準保険料率を参考に市町村の条例で定めることとなっているが、減額に関する基準の規定については、政令で定める基準に従う必要があり、市町村に裁量の余地がなく、わざわざ同じ規定を条例で定める必要はないと考える。  
そのため、当該基準については、条例で定めることを不要とするか、条例において「1人につき政令第〇条…に掲げる額を加算した金額を超えない世帯」といった委任規定を設ける形とすれば、市町村における条例改正の手間がなくなる。  
なお、国民健康保険税方式を採用している市町村の場合、国民健康保険税条例の根拠となる地方税法施行令の改正は、例年、3月末に行われる。令和7年度は、令和8年3月31日午後10時40分に同令が公布され、賦課期日である4月1日の条例改正に間に合うよう、専決処分の手続を急遽行う必要が生じ、対応に苦慮した。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

全市町村において条例改正を行う手間がなくなる。  
なお、国民健康保険税においては、地方税法施行令の改正が年度末になることから、専決処分により条例を改正する必要があり、3月議会で税率改正、専決処分で軽減基準の改正といった業務の手間が生じている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

政令で一括して軽減基準が改正されることで、すべての市町村において条例改正(議会提案及び専決処分)の事務が軽減される。

## 根拠法令等

国民健康保険法第 81 条  
地方税法第 703 条の5  
国民健康保険法施行令第 29 条の7第5項  
地方税法施行令第 56 条の 89 第2項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、前橋市、さいたま市、寝屋川市、羽曳野市、笠岡市、大野城市、大村市、伊佐市

○年度末、年度初めの専決処分の手続きに苦慮するため、措置されることで業務負担が軽減される。  
○当市においても同様の支障事例が生じており、条例改正の事務軽減等により行政の効率化につながることから、改善してほしい。  
○当市でも、国から提示いただく条例参考例を基に、政令と全く同じ基準を条例に規定しているが、政令と同じ規定を条例で定める必要はないと考える。そのため、当該基準については、条例で定めることを不要とされたい。  
○提案にあるように、国民健康保険料(税)の減額に関する基準について、市町村の条例で定めることを不要とするか、条例で減額基準の数値を明記せず、政令に委任する規定を設けることで、減額基準の変更のたびに条例改正の必要がない形とすることで、当市においても事務負担の軽減につながるものとする。

## 各府省庁からの第 1 次回答

国民健康保険料(税)の減額については、政令で定める基準に従って条例で定めることとしており、その具体的な適用内容については市町村の実情に応じて政令の範囲内で定めていただくこととしている。  
これは、地域の実情に応じた制度運用を可能とするためのものであり、条例による規定は必要不可欠であることから、ご提案の対応は困難である。  
なお、国民健康保険税について、一部の地方団体において、地方税法関係法令の公布前に、議会で条例案を審議している例があることから、参考にさせていただきたい。  
<参考例>  
●●県県税条例の一部を改正する条例  
●●県県税条例(昭和●年●●県条例第●号)の一部を次のように改正する。  
附則第 14 項中「令和6年3月 31 日」を「令和9年3月 31 日」に改める。  
附則第 24 項中「令和6年3月 31 日までに行われる軽油の引取りに対して」を削る。  
附 則  
(施行期日)  
1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(この条例の失効等)  
2 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 号。次項において「改正法」という。)が令和6年3月 31 日までに公布されないときは、その効力を失う。  
3 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	34	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

地方自治体に対する各種調査のオンラインシステム化

## 提案団体

福岡県、栃木県、三重県、全国知事会

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方自治体に対する各種調査(地方公務員給与実態調査、定数管理調査、勤務条件調査、会計年度任用職員の任用状況調査等)のオンラインシステム化及び都道府県経由事務の廃止を求める。

具体的には、国において地方自治体が共有で利用できるクラウド型調査照会プラットフォームを構築し、以下の運用への転換を求める。

### 【ダイレクトなデータ入力・提出】

市町村がシステムに直接ログインし、データの入力、CSV アップロード、または API 連携により報告を完結させる(将来的に「入力」ですら不要(自動抽出)にすることを旨とする)。

### 【リアルタイム・バリデーション機能】

入力時に「数値の論理的矛盾」「入力漏れ」「形式エラー」等をシステムが自動検知し、不備がある状態では送信できない仕様とすることで、事後の差し戻しを防止する。

### 【都道府県の事務負担軽減】

都道府県の役割を「ファイルの取りまとめ・転送」から「システム上での進捗管理・承認」へ変更し、単なるとりまとめや転送等に伴う形式的な事務を廃止する。

### 【過年度データの自動反映(プレプリント)】

前年度と変わらない基本項目や、組織情報などはあらかじめ反映された状態からスタートできる。

### 【EBPM(データに基づく政策立案)の加速】

収集されたデータが即座にデータベース化されるため、給与水準の比較分析や定員管理のシミュレーションがリアルタイムで可能になる。

仮に上記のクラウド型調査照会プラットフォームの構築が難しい場合については、人事・給与システムの共通化によるデータ抽出や、人事・給与システムの標準化により調査に必要なデータ抽出機能を実現するなど、負担軽減策を検討いただきたい。

## 具体的な支障事例

総務省が毎年実施する「地方公務員給与実態調査」、「定員管理調査」、「勤務条件調査」、「会計年度任用職員の任用状況調査」等は、地方行政運営の根幹をなす重要調査である。しかし、その実施手法はデジタル化の進展から著しく乖離しており、以下の課題が現場の大きな業務負担となっている。

### 【アナログなデータ授受と「バケツリレー」の弊害】

国から送付される Excel(マクロ等を含む)に市町村が手入力し、都道府県がメールで回収・集計して国へ送付するというレガシーな「多重構造」となっているため、人為的な操作誤り、Excel の数式誤り、マクロのバグ、ファイル

破損、メールの容量制限による送信エラー、バージョン違いによる挙動の不安定さ、自治体の IT リソースの占有(マクロの実行完了までに数時間が必要)など、IT リテラシーや環境に依存するトラブルが全国的に常態化している。

**【非効率な修正プロセスと「差し戻し」の連鎖】**

入力ミスや論理チェックエラーが国における集計段階で発覚した場合、国→都道府県→市町村と逆順に再調査・修正依頼が走り、その都度、全階層で重複する事務作業が発生するため、一つの軽微な修正に数日を要することも少なくない。

**【データの分断】**

過去のデータと比較する際も、手元の Excel ファイルを探し出す必要があり、経年比較や分析に活用しにくい。

**【セキュリティリスク】**

特定の個人を識別できる情報(会計年度任用職員の属性等)をメールでやり取りすること自体のリスクがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

**【事務工数の劇的な削減】**

全国の市区町村、都道府県および国の担当職員が費やしている、ファイル管理・メール送受信・形式的なデータチェック・修正連絡に要する「付加価値のない作業時間」を大幅に削減

**【統計データの信頼性と速報性の向上】**

人的な入力漏れや転記ミス等を排除し、集計がリアルタイム化されることで、より正確な統計データを迅速に公表することが可能となり、EBPM(データに基づく政策立案)の質が向上

**【ガバナンスとセキュリティの強化】**

個人情報や給与情報を含む重要データのメール添付を廃止し、セキュアなクラウド環境に集約することにより、情報漏洩リスクを低減

根拠法令等

地方自治法第 245 条の 4、地方公務員法第 58 条の 3、統計法第 15 条、統計法施行令別表第 1

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、茨城県、川崎市、大阪府、熊本市、九州地方知事会

—

各府省庁からの第 1 次回答

**「地方公務員給与実態調査・定員管理調査・勤務条件等調査」**

地方公務員給与実態調査、定員管理調査及び勤務条件等調査は、調査項目が多岐に渡るため、例えば、エラーチェック機能などが実装されていない現行の弊省の「一斉通知・調査システム」へ移行することは難しいが、同システムの改修状況等を踏まえ、システム化などについても検討してまいりたい。また、これまで実施してきた、都道府県市区町村担当課に対する集計ツールの配布や、調査項目の随時見直し等を引き続き検討し、今後とも、地方公共団体の負担軽減となるよう対応してまいりたい。なお、都道府県市区町村担当課は管内市区町村に必要な助言を行うことが期待されており、管内市区町村からあった回答を通じて管内市区町村の給与、勤務時間その他の勤務条件等及び定員の状況を把握する必要があることに留意する必要がある。

**「会計年度任用職員の施行状況等に関する調査」**

地方公共団体の負担軽減・作業の効率化を図るため、令和 8 年度において、

- ・毎年度ゼロベースで調査票へ入力する方式を改め、前年度の回答内容を更新する方式に変更するとともに、回答内容の齟齬や変更箇所が明確となるよう、調査票の様式を加工
- ・回答項目数の削減、自由記述欄を選択式に変更
- ・照会期間の延長

に対応したところ。

また、今後、以下の措置を講じることを検討していく。

- ・弊省の「一斉通知・調査システム」により当該調査の照会を実施

- ・照会期間や時期の見直し

- ・地方公共団体からの問い合わせ記録を Q&A としてまとめて地方公共団体へ共有

なお、広域連合・一部事務組合にも、弊省の「一斉通知・調査システム」で直接送付が可能となるよう、令和8年度に広域連合や一部事務組合に照会するための担当部署の宛先の登録を行う。

また、更なるオンライン化など地方公共団体の負担軽減となるよう検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	35	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

住民基本台帳人口移動報告作成事務の効率化

## 提案団体

福岡県、福島県、全国知事会

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」等に関する事務の自動化および報告事務の廃止を求める。

具体的には、住民基本台帳ネットワークシステムの全国サーバのデータを活用した統計作成プロセスを効率化し、都道府県や市区町村による報告事務の廃止を以下のとおり求める。

### 【住基ネットデータによる統計作成の原則化】

原則として、国が住基ネットの全国サーバから抽出したデータを「正」として統計を作成する運用に変更する。

### 【国とJ-LIS(地方公共団体情報システム機構)との連携強化】

総務省はJ-LISと連携し、事前に統計作成に必要なデータクレンジング(重複排除や論理チェック)をシステム上で行うことによりデータの精度を向上させ、原則としてデジタルで作業を完結させるとし、もしデータに疑義が生じた場合は、システム上のエラーログや履歴参照により国が直接確認する運用とする。

なお、全国サーバの保有する情報と市区町村の住民記録システムに登録されたデータにズレが生じる要因は、年度末に住民記録システムに登録されたデータがCSに反映するまでに時間を要するためであると想定されるが、例えばデータが反映し終えた時期を見計らって、全国サーバから特定の日付(1月1日)時点の集計結果を抽出できる機能を設けることで、精度の高いデータを取得できるものとする。

### 【市区町村および都道府県による報告事務の廃止】

全国一律的な抽出データとの突合および都道府県を経由した報告事務を廃止し、原因不明の異常値が検出された場合や特に疑義がある場合のみ、国から対象の市区町村に最小限の個別照会を行う「例外対応」に移行する。

### 【データ突合の自動化システムの提供】

どうしても市区町村側での確認が必要となる場合を想定し、紙やExcelではなく、住基ネットの端末上で自庁データとの差異を簡便に検出・表示可能な「自動突合機能」を、システムの標準仕様として実装する。

### 【その他の情報収集の自動化および効率化】

現在、Excel様式への記入等により、都道府県経由で市区町村から収集している関連情報についても、住基ネットのシステム改修等により、極力全国サーバにおいて自動で収集・抽出できる仕様に変更し、それが困難な場合でも、住基ネットや一斉通知・調査システムを活用して市町村が国へ直接回答できるよう改修・運用変更することにより、事務を効率化する。

また、J-LISが保有するデータの精度が向上することにより、地方公共団体が毎月実施している「住民基本台帳人口移動報告」に係る作業についても、市区町村から都道府県への情報提供及び都道府県における取りまとめが不要となることが考えられるため、併せて廃止を求める。

## 具体的な支障事例

現在、総務省が公表する「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(例:住基年報)の調査報告作成に当たり、国は住基ネットの全国サーバからデータを抽出し、その抽出データが市区町村の管理する住基台帳と整合しているかを確認する「照合・報告」を、毎年、都道府県経由で全国の市区町村に求めている。

しかし、そのデータを突合し、差異がある場合はその理由(特殊な転入出処理等)を調査・回答する作業が、全国の自治体にとって負担となっている。住基ネットと市区町村システムとの間で生じる数値の差異は、多くの場合、システム上の「反映タイミングのズレ」等の特殊な事情によるものであると考えられる。また、全国の担当職員が相応の時間と労力を費やして「1人の差」の原因等を追究する状況が発生しており、費用対効果が極めて低く非効率的である上に、どれ程時間と労力をかけても、実態との数値の不整合や人為的ミス根絶することは現実的に不可能である。

さらに、都道府県は、管内市区町村から報告されてきた回答を再度集計し、国に報告するのみの「中継事務」を強いられており、市区町村・都道府県・国の三層で重複した事務負担が発生している(当県においては、担当者1名が延べ40~50時間程度を費やしている)。

そもそも、国は、住基ネットを「住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステム」として行政運営の基盤に位置付け、20年以上安定稼働しているにも関わらず、そのデータを信頼せず、改めて全国の地方自治体にアナログな「手作業による確認」を繰り返し求める運用は、国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定)に明記されたクラウド第一原則(クラウド・バイ・デフォルト)に反しており、デジタルの利点を打ち消す「アナログ回帰」という深刻な自己矛盾であることから、この非効率的な運用を早急に見直す必要がある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

### 【自治体の事務負担の軽減】

全国の市区町村および都道府県の担当者が「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」に係る照合・報告事務に費やしている負担の軽減

### 【統計公表の迅速化】

各自治体からの報告・集約を待つリードタイム(数ヶ月単位)が不要となり、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」の公表が迅速化されることにより、現状分析、政策効果測定、将来予測および今後の政策立案が早期化

### 【統計の信頼性向上】

人的な突合・転記・報告ミスを排除し、システム上で完結させることにより、精度の高い統計値を担保

## 根拠法令等

住民基本台帳法第8条(住民票の記載等)、第37条(資料の提供)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

えりも町、盛岡市、花巻市、郡山市、白河市、茨城県、さいたま市、銚子市、柏市、相模原市、厚木市、新潟市、富士宮市、豊橋市、大阪府、豊中市、姫路市、安来市、佐世保市、熊本市、九州地方知事会

○調査・確認・回答作業に非常に苦慮しており多大な負担となっているため、効率化を図るべきと考える。

○当市においては、統計部門において住民基本台帳のバッチ処理データから毎月作成している人口統計データを基に、住民基本台帳所管部門で確認・検証を行っているが、過去の処理データからの紐解きなど、アナログ的な確認・検証作業となるため、作業時間を要している状況である。

## 各府省庁からの第1次回答

住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に係る調査を住民基本台帳ネットワークシステムを活用して

行うことについては、住民基本台帳ネットワークシステムでは世帯数等の情報を確認することができない点や、特定の基準日における人口や特定の期間における人口動態に係る情報を取得するためのシステム改修に係る費用等を勘案する必要があり、慎重に検討する必要がある。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	36	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

国民生活基礎調査における国勢調査世帯一覧の閲覧目的及び閲覧対象者の範囲の拡大

## 提案団体

福岡県

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

「国勢調査調査世帯一覧閲覧取扱要領」(平成21年10月1日付け総務省統計局長決定)の閲覧目的及び閲覧対象者の範囲を拡大していただきたい。  
(調査員(非常勤)が地区要図および地区別世帯名簿を作成する際にも、調査世帯一覧の閲覧を承認いただきたい)。

## 具体的な支障事例

厚生労働省所管の国民生活基礎調査は、国勢調査の調査区から抽出した世帯および世帯員を対象として行う調査であり、調査の際には、直近の国勢調査の調査世帯一覧、調査区要図、調査区関係書類の閲覧(転記および複写を含む。)が認められている。  
しかし、調査世帯一覧の閲覧目的、閲覧者の範囲が制限されているため、非常勤調査員が地区要図および地区別世帯名簿を作成する際に閲覧することができず、調査活動の負担となっており、調査員のなり手不足にもつながっている。

1 調査世帯一覧の閲覧目的の制限  
「国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領」に基づき、調査地域の境界確認を行う場合で、調査区要図での確認が困難な場合に限り認められており、非常勤調査員が地区要図、地区別世帯名簿を作成する際には閲覧できない。

2 調査世帯一覧の閲覧者の制限  
閲覧者は、統計調査等を実施する国または地方公共団体の職員とされ、非常勤職員については、十分な監督措置が採られる場合を除き承認されないとされている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査の負担軽減により、効率的な調査活動が可能となり、調査員のなり手不足解消につながることを期待される。

## 根拠法令等

・国勢調査調査世帯一覧閲覧事務取扱要領(平成21年10月1日付け総務省統計局長決定)(下記の事務連絡の別添3と同じ)

「国勢調査調査世帯一覧、調査区要図及び調査区関係書類の閲覧等について」(令和7年1月15日付け各都道府県保健統計主管係長あて厚生労働省政策統括管(統計・情報システム管理。労使関係担当)付世帯統計室企画指導係長事務連絡)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、茨城県、福井市、名古屋市、堺市、九州地方知事会

○国勢調査においても、前回の国勢調査に係る調査区要図・調査世帯一覧を調査員に渡すことができないため、各調査員が作成する調査区要図の精度にばらつきが生じており、統計所管課の職員が前回の調査区要図と照らし合わせて調査区の境界に沿って正しく記載されているか等確認しなければならず、職員の負担となっている。調査員も調査区要図や調査世帯一覧の閲覧を承認していただきたい。

#### 各府省庁からの第1次回答

調査世帯一覧は、国勢調査を正確に実施するために作成している調査書類であり、世帯主氏名や世帯員数などが記載されていることから、調査票情報と同様、厳重に取り扱う必要があります。

国勢調査の調査区を基準に調査地域を選定した統計調査において、調査区一覧表及び調査区地図を閲覧し、調査区要図を閲覧してもなお、調査地域の境界確認が困難な場合に限り、国勢調査調査区関係書類閲覧事務取扱要領等に基づき、必要最小限の者及び範囲のみ、閲覧・複写・転記することを可能としております。

なお、近年における個人情報保護の意識の高まりから、事前に情報を把握した上で世帯を訪問することで、なぜ答えてもないことを知っているのかという世帯の不信感や統計行政への不信を招く可能性があること、また調査世帯一覧の世帯情報は国民生活基礎調査で利用・閲覧する頃には年数が経過し、調査時点と情報の乖離が生じることから、調査世帯一覧は調査地域の境界確認のためにのみ閲覧できるとしていること、その閲覧は必要最小限の者や範囲に限定していることを何卒ご理解頂きたく存じます。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	38	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

4月2日以降に入国する留学生等に対する国民健康保険税の減額分について、国民健康保険税の賦課期日と関係なく、国民健康保険保険基盤安定負担金の算定対象とすること

## 提案団体

蕨市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

4月2日以降に入国する留学生等に対し、国内の前年所得が無いため、国民健康保険税を軽減しているが、国民健康保険保険基盤安定負担金の規定について、出産予定者や未就学児と同様に、賦課期日に関わらず当該年度分の減額することとなる総額について算定すること。

## 具体的な支障事例

政府は教育未来創造会議において令和15年までに外国人留学生の受け入れ数を40万人にする目標を掲げていることから、国は、留学生の国民健康保険加入の増加を見越した上で、留学生が集中する自治体の財政支援のため国保のマル学制度に相当するものを整備するべきであったと考えるが、現状そのような対応はとられていない。

当市における令和6年度の入国者数は被保険者数約16,000人に対して約1,000人と6.3%を占める状況であり、そのほとんどが留学生となっている。この留学生に賦課する国民健康保険税については、7割軽減に該当するが、しかしながら、4月2日以降に入国する留学生がほとんどのため、7割軽減分に対する国民健康保険保険基盤安定負担金が補填されず、市の持ち出しとなっている。

留学生に係る国保事業費納付金が当該市町村の負担となる一方で、4月2日以降に入国される留学生が多い市町村は、国民健康保険保険基盤安定負担金が補填されず、納付金の負担が過重になってしまうという不公平が生じており、安定的な国民健康保険財政運営を持続することが難しい要因となっている。

この点、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和47年厚生省令第11号)第6条の4第1号及び同令第6条の5第1号においては、未就学児や出産予定又は出産した者について、「当該年度において被保険者が属する世帯」に係る当該年度分の保険料の減額分を元に、国民健康保険の事務費負担金の算定を行っていることから、今回の外国人留学生についても、同様に「賦課期日」時点ではなく、「当該年度において被保険者が属する世帯」というように算定することで、適切な事務費負担金の算定がなされるものと思料する。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現状では、国が進めている保険税水準を統一したとしても、このような問題がある限り赤字が発生する要因となり、統一後に赤字が発生した場合、県の基金から借入れを行い、統一した保険税率に上乗せした税率を設定する可能性があり、被保険者の負担が増えてしまうと考えられる。  
そのため、提案内容が実現すれば、このような問題は解消され、また、安定的な国民健康保険財政運営ができると考える。

#### 根拠法令等

国民健康保険法第 72 条の3、第 72 条の4  
国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第4条の3、第4条の6  
国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第6条の3、第6条の6

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

羽曳野市、兵庫県、大野城市、長崎市、大村市、熊本市

○4月2日以降に入国される留学生が多い市町村は、国民健康保険保険基盤安定負担金が補填されず、都道府県に納付する事業費納付金の負担が過重となってしまう。  
○提案にあるように、4月2日以降に入国する留学生等に対する国民健康保険税の減額分について、国民健康保険税の賦課期日と関係なく、国民健康保険保険基盤安定負担金の算定対象とすることで、本市においても、安定的な国民健康保険財政の運営につながるものとする。

#### 各府省庁からの第1次回答

未就学児や出産被保険者の軽減(国民健康保険法第 72 条の3の2及び第 72 条の3の3)について、「当該年度において被保険者が属する世帯」に係る減額分をもとに算定しているのは、年度途中に実際に減額した額に応じて算定した額を公費で負担することとしているためであり、これは低所得者の軽減(国民健康保険法第 72 条の3)についても同様である。  
一方、保険者支援制度(国民健康保険法第 72 条の4)については、減額した額自体を公費で負担するというものではなく、一定の基準により、低所得者数に応じて平均保険料の一定割合を交付することで保険料総額を引き下げるといった支援制度であり、制度の前提や算定方法が異なるため、両者を同様に扱うことは適当ではないと思料する。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	46	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

選挙の投票録における男女別投票者数の記載欄の削除

## 提案団体

身延町

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

選挙の際に作成する投票録の様式を見直し、男女別投票者数の記載欄を削除する。

## 具体的な支障事例

公職選挙法施行規則第14条及び別記第24号様式で定めがある投票録は男女別投票者数を記載することになっている。そのため投票の際に、男女別の投票者数の確認を行っているが、投票所での確認作業に労力を要し、投票者にお待ちいただくことになるため、男女別の集計作業を見直すことにより事務の簡素化が図られる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

性別表記を数字や記号、バーコードを用いることにより記載事項の必要性や表現を配慮・検討するようにとの総務省通知を踏まえて、入場券への男女区分の表記を廃止した。男女別、年代別の投票率を出し、今後に繋げる必要性も理解するが、投票所で簡単に間違いなくスムーズな投票をしてもらうことが、投票率向上につながると考えられるため、投票録の男女別投票者数の記載欄を削除してほしい。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

男女別の集計がなくなることにより、事務作業の簡素化を図ることができ、記載誤りや事務従事者への作業負担が軽減される。また投票所において投票者がよりスムーズに投票できるようになる。

## 根拠法令等

公職選挙法第54条、公職選挙法施行規則第14条、別記第24号様式

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

さいたま市、豊田市、佐世保市、熊本市

○多様性の時代における男女の確認作業がセンシティブな問題となる中、集計がなくなることにより選挙人の精神的負担及び、記載誤りや事務従事者への作業負担が軽減され、苦情の減少やスムーズな投票が期待でき

る。

○一部投票所で投票が混み合う際に男女別統計の事務作業が負担となるケースがある。

○多様性の尊重及び人権尊重の観点から、投票所において選挙人の性別を確認することは、人権侵害を指摘される恐れがある。

○以前より、投票用紙自動交付機の男女ボタンが気になる旨の意見が出されることがあるので、気にする選挙人は存在すると思われ、ジェンダーの視点から削除してもよいのではないかと考える。

男女別の必要性について、ないようであれば、投票所等における事務負担の軽減につながるものと考えている。

#### 各府省庁からの第1次回答

各種統計調査における性別欄に関しては、内閣府の男女共同参画会議に設置された専門調査会の下で開催された「ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ」において、令和4年9月に、「我が国の男女間格差が依然として大きい現状を踏まえれば、その解消に向けて、我が国が推進している EBPM(証拠に基づく政策立案)を実施する観点からも、男女別のデータを確実に取得することが重要である」という基本的な考え方が示されているところである。

男女別の投票率に関する統計をとることが出来なくなることから、投票録等の様式から男女別欄を削除することは難しいものとする。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	48	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

地域インフラ群再生戦略マネジメントにおける広域連携として特例一部事務組合が活用できること等の明確化

## 提案団体

貝塚市、泉南市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

国土交通省が推進する地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)において、広域連携を適用するに当たり、以下のことについて、総務省・国土交通省が共同通知により明確化すること。

- ①群マネにおける広域連携として、地方自治法第287条の2に基づく特例一部事務組合が活用できること。
- ②当該組合の管理者が自律的に予算執行できる範囲・手続。
- ③当該組合が「社会資本整備総合交付金交付要綱」及び「国土交通省所管補助金等交付規則」を根拠とする補助金等の交付対象であること。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

①地方自治法第287条第1項は、一部事務組合に組合議会の設置を原則として求めている。第287条の2は、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することとすることができる「特例一部事務組合」を認めるが、適用要件の解釈が不明確である。

②地方自治法第292条により一部事務組合は地方公共団体の財務規定が準用されるが、特例一部事務組合において管理者が自律的に予算執行できる範囲・手続が明文化されていない。

### 【支障事例】

①技術系職員が不足する小規模市町村において、道路・橋梁・公園・上下水道等インフラを複数自治体・複数分野で一体管理する群マネ事務局の設置が急務となっている。しかし、第287条の2の群マネ事務局への適用可否の法的解釈が確立されておらず、設置に踏み切れない地方公共団体が多い。

③今後、群マネ事務局で活用を検討している「社会資本整備総合交付金交付要綱」及び「国土交通省所管補助金等交付規則」を根拠とする補助金等も当該組合を明示的な交付対象としておらず、財源確保の見通しが立てられない。

### 【制度改正の必要性】

①技術職員共有・共同発注等の群マネ機能を担う軽量な事務局のために組合議会設置を義務付けることは過剰規制であり、第287条の2の活用要件の明確化が急務である。

②共同発注・委託業務の実効的な遂行には補助金の直接受入れと自律的な予算執行が不可欠であり、財務規定の明確化が必要である。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- ①技術系職員を持たない小規模市町村の首長・担当者から「群マネ事務局を設置したいが、組合議会設置の事務・費用負担が大きく参加に踏み切れない」との声が多い。国土交通省モデル地域参加団体からも、事務局の法的位置づけの不明確さが実施体制構築の障壁との指摘がある。
- ②③構成市町村の財務担当から「国補助金の間接的な付け替え処理は会計事務負担が大きく群マネ参加の障壁」との意見がある。事務局実務担当からは「インフラ緊急対応で支出判断が遅れると住民安全に影響する」との懸念もある。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①小規模市町村も組合議会なしで群マネ事務局に参加でき、広域連携の参加障壁が大幅に低下する。共同発注・包括的民間委託の一元実施によりインフラ維持管理コストの削減と技術水準の確保が実現する。
- ②③補助金の直接交付で構成市町村の重複会計処理が解消される。管理者の機動的な予算執行でインフラ緊急対応の迅速化が図られ住民の安全確保に直結する。手続の簡素化で小規模市町村の群マネ参加ハードルが低下し広域連携が促進される。

#### 根拠法令等

地方自治法第 287 条、第 287 条の 2、第 292 条、国土交通省所管補助金等交付規則、社会資本整備総合交付金交付要綱

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

熊本市

—

#### 各府省庁からの第 1 次回答

一部事務組合（特例一部事務組合を含む）の群マネへの適用については、「手引き」において明示している。なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「同法」という。）第 287 条の 2 に規定される特例一部事務組合は、議会がない一部事務組合ではなく、通常の一部事務組合と同様に議会の設置を必要とするものであるから、当該一部事務組合の管理者のみで意思決定をできるものではなく、通常の一部事務組合と同様の取扱いとなるため、提案団体においては事実誤認がある。

特例一部事務組合は、同法第 1 条の 3、第 284 条第 1 項及び第 287 条の 2 第 2 項の規定に基づき、地方公共団体であるといえる。したがって、特例一部事務組合は、社会資本整備総合交付金交付要綱第 4 に規定する交付対象である「地方公共団体等」に該当するところ、当然に交付対象になると考えられる。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	67	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	08_消防・防災・安全		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

危険物施設における変更工事手続の合理化

## 提案団体

堺市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

消防法第11条第1項に基づく、危険物施設の変更許可申請に係る手続については、事業者の自主保安体制の状況を考慮し、変更許可を要しない工事範囲を整理・明確化する等、手続の合理化を図る措置を求める。具体的には、自主保安体制が一定の基準を満たしている事業所を対象に、保安上問題のない工事等については、変更許可を要しない工事とする制度を消防法令の改正によって導入することを求める。

## 具体的な支障事例

### 【支障事例】

危険物施設において、変更許可申請が必要な配管の変更工事や設備の更新工事等を頻繁に行う事業所では、年間に100件程度の変更許可申請が行われており、その多くは結果として保安上の問題がない工事である。しかしながら、同種・同程度の工事であっても、工事内容の確認・審査や検査手続をその都度実施する必要があり、関係者間で同様の確認プロセスが反復される傾向がある。このため、事業者にとっては、申請等に係る事務負担や完成検査が完了するまで工場を停止する必要があること等、生産性及び生産力の低下並びに機会損失が大きい。

### 【制度改正の必要性】

自主保安体制等が一定の基準を満たすものとして認定された事業所を対象に、保安上の影響が軽微であることが明らかな変更工事については、変更許可申請を要することなく、工事を行うことができる仕組みが必要である。

本提案事項については、「水素等のGX新技術に係る危険物規制に関する検討会」(令和6年度・令和7年度、事務局:総務省消防庁)において同様の課題が議論されているところであるが、高圧ガス保安法における認定制度と同様に、消防法令を改正し、法令に基づく制度として位置付けることが適当と考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

管内の複数の事業者から、当局が運用している変更工事認定事業所制度を一層推進し、危険物施設の変更許可申請に係る手続においても高圧ガス保安法における「認定高度保安実施者制度」のような仕組みを導入することについて、次のような意見が寄せられている。

危険物施設において配管の取り回しの変更工事等が頻繁に発生する事業所においては、その都度、変更許可や各種手続を要することが実務上の負担となっている。

このため、自主保安体制が一定の基準を満たしている事業所については、上記のような工事は事業所の判断で

可能とするなど、高圧ガス保安法と同様に、事業者の自主保安を前提とした制度の創設を求める。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

消防機関においては、定型的な変更許可に係る審査事務が縮減されることで、審査資源を認定制度に係る自主保安体制の審査・認定、ならびに認定後の機能確認・検証へ重点的に注力することが可能となり、自主保安体制の継続的な強化が期待される。また、新たに設置する危険物施設や保安上危険性の高い変更工事に対する審査にも注力できるため、安全性の向上が期待されるほか、より質の高い査察を実施することが可能となり、その結果、違反の早期発見や是正指導が促進され、事故防止に一層寄与することが見込まれる。

また、事業者においては、認定制度を創設することにより、自主保安体制が一定の基準を満たしている場合には、許可を要しない変更工事の範囲が拡充され、事業所における工場停止が最小限に抑えられることで、生産ラインの連続稼働が可能となり、生産性・生産力の向上及び機会損失の抑制が図られる。併せて、変更許可申請等に係る書類作成等の事務負担が軽減されることにより、事業所における作業効率の向上が期待される。加えて、本制度は、危険物施設の高経年化対策に資するDX技術等の導入と自主保安体制の継続的な高度化を促すインセンティブとして機能し、先端技術の活用を通じて保安水準の向上と業務効率化の両立を後押しすることが期待される。

#### 根拠法令等

消防法第 11 条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、高崎市、豊橋市、徳島市、今治市、鹿児島県

○具体的な支障事例欄に記載のある内容と同様、頻繁に変更工事がある事業所では審査、検査の手続きが反復され事業者、消防双方の事務負担が大きくなっている。さらに同一施設で複数の変更工事が行われる際は、完成検査ごとに仮使用範囲の変更が必要となることも負担の一因となっている。

○提案事項の具体的支障事例と同様に、危険物施設における配管変更工事や設備更新工事について、保安上問題のない同程度の工事であっても、その都度、書類審査及び検査手続が必要となり、消防側の事務負担や事業者側の生産停止による営業損失が生じていると感じている。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

自主保安体制が一定の基準を満たしている等高度な保安体制を有すると認められた事業所を対象に、保安上の影響が軽微であることが明らかな工事については、消防法第 11 条第 1 項に基づく危険物施設の変更許可申請に係る手続を要しない工事とすることについて、「水素等の GX 新技術に係る危険物規制に関する検討会」（令和 6 年度・令和 7 年度）で検討を行ったところ。当該検討結果を踏まえ、消防法令の改正を検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	71	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

地方公共団体の勤務条件等に関する都道府県経由調査の見直し

【提案と類似の支障を有する制度等】

その他類似の調査方式の見直し(例:過疎対策・アスベスト調査・地域運営組織等)(大阪府/総務省)

## 提案団体

愛媛県、福島県、神奈川県、広島県、香川県、松山市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

総務省が都道府県を経由して市町村等の状況を照会する各種調査について、①総務省が用意したフォーム等に直接入力する方式とするなどによる調査方法の改善、②調査内容・実施期間の精査を求める。

## 具体的な支障事例

### ①調査方法の改善

勤務条件等に関する総務省からの各自治体の状況を調査する調査は、年間を通じて相当数実施されているが、大部分の調査が都道府県を経由し、各市町村等の調査回答を都道府県が取りまとめて総務省に提出する必要がある。

都道府県の役割としては、総務省からの調査依頼を市町村等へ送付し、市町村等の回答を確認し、集計データを作成し、総務省に提出することとなるが、調査数が多く、このとりまとめ自体が大きな負担となっている。また、各種調査はエクセルの調査票への入力回答によるものがほとんどであるが、再々の調査票の差替えが毎年行われることで、回答様式の再送付、回答の再入力、再集計等に加え、エクセルのマクロがウイルス対策ソフト等により利用できず支障も生じるなど県・市町村等双方に事務負担となっている。

加えて、都道府県のとりまとめ時間を確保するため、市町村等には、総務省提出期限よりも早い時点で期限を設定することになり、市町村からは調査内容にもよるが、2か月程度の回答期間が必要との声を頂いているなか、回答期間を十分に確保できない場合も多い。

### ②調査内容・実施期間の精査

令和7年度の会計年度任用職員制度の施行状況調査については、全会計年度任用職員の状況について、エクセルの表に1行ずつ入力する必要があるが、会計年度任用職員の社会保険制度への加入状況など、通常、各自治体が把握していない情報を踏まえた回答が必要な調査内容が含まれていたが、調査期間は従来と同様か、それよりも短いものであり、また、給与実態調査など各種調査が重複する時期に市町村等に大きな負担がかかっていたことから、市町村等からも実施内容に疑義が呈されていたところである。

※都道府県の取りまとめ作業のみでも、給与実態調査は約100時間、会計年度任用職員調査は約50時間程度の事務負担が発生している。

加えて、地方公共団体の勤務条件等に関する調査のうち、令和7年度の会計年度任用職員の施行状況調査に

おける任用状況のうち社会保険制度への加入状況の項目については全数調査を行っているが、総務省からは不明の場合は回答不要と見解が示されるなど必要性に疑義がある内容であった。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

##### ①調査方法の改善

調査内容にはよるが、エクセル票による調査入力、とりまとめ等については、総務省が用意した入力フォーム等に直接入力する方式とし、これにより都道府県の事務負担の軽減、市町村等の回答期間の確保につながる。また、エクセルの差替えやマクロの不具合対応も不要となる。

##### ②調査内容・実施期間の精査

市町村等の事務負担を考慮し、調査内容（特に、全数調査に近い内容は必要性を検討。必要な場合は、調査期間を十分に取るなど配慮）を精査することで、調査回答に要する事務負担の軽減につながる。

#### 根拠法令等

—

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、茨城県、大阪府

○現在支障となっている事例はないが、回答期間の確保や事務負担の軽減につながることを期待できることから賛同する。

##### 【提案と類似の支障を有する制度等】

○その他の照会においても国が用意したフォーム等に直接入力する方式を求める。（例：過疎対策・アスベスト調査・地域運営組織等）

#### 各府省庁からの第1次回答

##### 【勤務条件等調査】

勤務条件等調査は、各設問の回答に矛盾がないかなど、地方公共団体における確認作業の省力化や回答そのものの精度を向上させるため複雑な関数などを用いている。一方、弊省の「一斉通知・調査システム」では、そのようなエラーチェック機能などが実装されておらず、ただちに、移行することが難しく、エクセルの調査票を配付するより他ない。引き続き、調査項目については随時見直しを行い、重要度の低い項目については削減していくとともに、市区町村からの回答を簡易にとりまとめ集計ができるような集計ツールを引き続き配付するなど、負担軽減が図られるよう工夫を行っていく。今後、弊省の「一斉通知・調査システム」の改修などをとらえ、各市区町村による直接入力方式を含む勤務条件等調査のシステム対応についても検討してまいりたい。

##### 【会計年度任用職員の施行状況等に関する調査】

令和7年度の会計年度任用職員の施行状況等に関する調査は、制度開始から5年が経過し、会計年度任用職員制度の実態及び施行状況等をより詳細に把握するとともに、令和8年度地方財政計画において、一般行政経費から給与関係経費に移し替えて計上する所要額の積算にも活用したところである。

令和8年度の調査においては、地方公共団体の負担軽減・作業の効率化を図るため、

- ・毎年度ゼロベースで調査票へ入力する方式を改め、前年度の回答内容を更新する方式に変更するとともに、回答内容の齟齬や変更箇所が明確となるよう、調査票の様式を加工
- ・回答項目数の削減、自由記述欄を選択式に変更
- ・照会期間の延長

に対応したところ。また令和9年度の調査においては、

- ・照会期間や時期の見直し
- ・地方公共団体からの問い合わせ記録を Q&A としてまとめて地方公共団体へ共有

などを検討し、地方公共団体の負担軽減・作業の効率化を図ってまいりたい。

**【その他類似の調査方式の見直し(例:過疎対策・アスベスト調査・地域運営組織等)(総務省)】**

**【過疎対策に係る調査】**

(意見)

支障①については対応困難

支障②については改善にむけて検討

(理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第6条において、都道府県は、法の目的を達成するため、過疎地域の持続的発展のための対策について、一の過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとしてされていることから、都道府県においても、調査を通じて過疎地域の状況を把握することは重要であると考えます。

過疎関係の調査は、調査項目が多岐に渡り、現行の「一斉通知・調査システム」では、エラーチェック機能などが実装されておらず、現状、移行することが難しく、エクセルの調査票を配布して実施することとしたい。

調査項目については随時見直しを行い、重要度の低い項目については削減していくとともに、今後、「一斉通知・調査システム」の改修状況などを踏まえながら、各市町村による直接入力方式に改めるなど、システム化についても検討して参りたい。

**【アスベスト関係の調査】**

(意見)

支障①については対応困難

支障②については改善にむけて検討

(理由)

事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等について、粉じんを発散させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされている(石綿障害予防規則第10条)。自治体所有施設について、対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が依然としてあるため、早急な対応が必要となっている。都道府県・市区町村においてもそれらの施設について、アスベスト対策の必要性を把握することは重要であると考えます。

本調査は、調査項目が多岐に渡り、現行の「一斉通知・調査システム」では、回答内容の確認・精査の観点から現状、移行することが難しく、エクセルの調査票を配布して実施することとしたい。

調査の実施期間については、調査結果公表までに猶予があることから、十分に調査期間が取れるよう、見直しを行ってまいりたい。また、エクセルの調査票については、どのような見直しができるか、検討してまいりたい。

**【地域運営組織に関する調査】**

(意見)

支障①については対応困難

支障②については改善にむけて検討

(理由)

実態把握調査の集計を通じて、都道府県・市区町村においても、管内のRMOの現状を把握する重要な機会と考えている。実際、一定の都道府県では、本調査の結果を活用し、RMOに関する施策の検討を行うなど、有効な調査方法であると認識している。また、市区町村においては本調査がRMOとコミュニケーションを図る契機になっているものと認識しており、そのような視点からも現状の調査方法を継続したい。

本調査の対象は、47都道府県+1,741市区町村+8,500以上のRMOと非常に多く、回答内容の確認・精査等の観点から現状の調査方法としたい。

本調査は一斉通知・調査システムを利用できないRMOにも回答いただいているため、同システムの使用は困難。

なお、調査項目については毎年度見直しを行っており、質問数の削減など回答者の負担減については今後とも検討を行ってまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	72	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

「ふるさと納税に関する現況調査」及び「市町村税課税状況等の調」において重複する調査項目の統合

## 提案団体

愛媛県、埼玉県、広島県、香川県、松山市、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

短期間で実施される同内容の調査・照会を統合すること

## 具体的な支障事例

総務省において例年実施される「ふるさと納税に関する現況調査」と、その直後に実施される「市町村税課税状況等の調」において、寄附金税額控除等に係る調査項目の一部がほぼ同一であるにもかかわらず、調査時点が1か月異なるため、改めてデータの抽出・集計を行う必要がある。  
関係職員の事務量軽減のため、どちらかに集約してもらいたい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村及び都道府県の事務量軽減が見込まれる。

## 根拠法令等

ふるさと納税に関する現況調査について(令和7年6月2日付け総務省自治税務局市町村税課長照会)  
令和7年度市町村税課税状況等の調について(令和7年7月7日付け総務省自治税務局市町村税課長照会)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、えりも町、十和田市、盛岡市、茨城県、ひたちなか市、東松山市、川崎市、茅ヶ崎市、富士市、小牧市、城陽市、寝屋川市、山口県、砥部町、大野城市、伊万里市、熊本市、大分県、宮崎県、特別区長会

○ふるさと納税に関する現況調査の重要性は理解しているが、自治体の業務負担が増加している状況であることから、調査の統合や簡略化など、負担軽減を考慮願いたい。

○提案団体から御指摘があるように、「ふるさと納税に関する現況調査」における「調査表 B」については、「市町村税課税状況等の調」の「42 表」とほぼ同一の調査項目である。

いずれかの照会に集約することで、事務量軽減につながると考える。

○何度も同様の調査を期間を変えて行われることで、データ抽出等の事務がその都度発生している。関係職員の事務量軽減のため、期間を集約する、まとめて実施する等の調整をしていただきたい。

○短期間に実施される類似調査においても、基準日等が異なることによりデータの再抽出・再集計を余儀なくされている。当市においても、短期間に実施される類似調査への対応により、事務負担増加の一因となっているため、提案事項のとおり重複する調査項目の統合を求める。

○「ふるさと納税に関する現況調査」は調査時点が一定でなく、統一的な作成ツールもないため、自治体間でデータ精度に差が生じている。また、「市町村税課税状況等の調(第 42 表)」と内容が重複し、事務負担も大きい。このため現況調査は廃止し、第 42 表へ一本化することで、効率化と精度向上を図るべきである。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

両調査については、公表時期や活用方法が異なるため、いずれかを単純に廃止する見直しを行うことは困難。仮に、自治体の事務負担の軽減に向けた見直しを行うとしても、調査結果の活用に支障がないかなどを検証する必要がある。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	77	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

電子証明書に関する申請書等の保存期間の見直し

## 提案団体

広島市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの電子証明書に関する申請書類等について、保存期間を15年間(一部は10年間)から電子証明書の有効期限と同じ5年間に短縮するよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

マイナンバーカードの電子証明書に関する申請書類等については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第82条及び総務省の「公的個人認証サービス事務処理要領」により、市町村は15年間(電子証明書の失効申請等に関する書類は10年間)保存することが義務付けられている。

当市においても、受領した申請書等を所定の年数保存しているところであるが、近年のマイナンバーカードの普及に伴い、電子証明書の新規発行(更新含む)や暗証番号の再設定申請等が増加しており、申請書等の保存場所の確保に苦慮している。区によっては年間で段ボール箱4箱分もの保存書類となっており、新たに保管場所を確保せざるを得ない状況となるなど、円滑な業務の遂行に支障が生じている。

この点、申請書等については、原本や写しを保存する方法でなくとも、電磁的方法による保存も可能とされていることから、当市においても、申請書等をスキャンして電子データ化を進めているものの、人的リソースが限られる中にあることは、窓口での申請等の受付業務を優先せざるを得ず、保存書類の増加に作業が追い付かない状況となっている。

なお、国においては、今後、電子証明書の有効期限を現在の5年間から10年間に延長する方向で検討を進めていると承知しているが、住民基本台帳ネットワークシステムには電子証明書の発行及び失効の履歴が残っていることや、一般的に各市町村では住民票等の請求書の保存期間を3~5年程度としていることとの均衡などを踏まえれば、電子証明書の有効期限が延長されたとしても保存期間は5年間で支障はないと考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請書等の保存期間が短縮されることにより、市町村における保存場所の確保に係る負担が軽減されるとともに、電子データ化に係る職員の事務負担も軽減され、最も注力すべき申請書等の受付・カード交付等の窓口業

務に人的リソースを集中することができる。

## 根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第 82 条、公的個人認証サービス事務処理要領

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、えりも町、花巻市、宮城県、多賀城市、いわき市、白河市、銚子市、松戸市、柏市、厚木市、富士宮市、富士市、小牧市、豊中市、寝屋川市、姫路市、安来市、高松市、今治市、新居浜市、久留米市、小郡市、佐世保市

○提案団体と同じく、申請書の保存期間が長いことから保存場所の確保等に苦慮している。  
○受領した申請書等を所定の年数保存しているところであるが、近年のマイナンバーカードの普及に伴い、電子証明書の新規発行（更新含む）や暗証番号の再設定申請等が増加しており、申請書等の保存場所の確保に苦慮している。  
○簿冊の保管場所が限られているが、保存年限が長いいため、保管場所の確保に苦慮している。  
○提案団体が記載しているとおり、当区でも電子証明書の更新需要の高まりにより書類保存に苦慮しているところである。電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第 82 条及び総務省の「公的個人認証サービス事務処理要領」により、市町村は 15 年間（電子証明書の失効申請等に関する書類は 10 年間）保存することが義務付けられていることについても実際に電子証明書が有効な期間以上に保存を要することに疑問が残ることから、当区においても提案団体が記載しているとおり、住民基本台帳ネットワークシステムには電子証明書の発行及び失効の履歴が残っていることや、一般的に各市町村では住民票等の請求書の保存期間を 3～5 年程度としていることとの均衡などを踏まえれば、電子証明書の有効期限が延長されたとしても保存期間は 5 年間で支障はないと考える。

## 各府省庁からの第 1 次回答

電子証明書の申請書の保存期間については、電子証明書を活用して行われた手続や取引について、後日紛争が生じた際に証拠資料（証明書発行の事実を証する書類等）として活用されることを想定して設定しているものであり、具体的には、民法上の債権の消滅時効が 10 年とされていること（民法第 166 条第 1 項）から、電子証明書の有効期間である 5 年に、消滅時効の 10 年を加えて、15 年をその保存期間としているところです。  
このため、単に電子証明書の有効期間と同等の 5 年間とすることには慎重な検討が必要と考えます。  
なお、事務負担等を考慮し、申請書については、紙ではなく電磁的記録媒体への記録による保存も可能としているところです。また、次期個人番号カードにおいては電子証明書の有効期限が 10 年となり、カードの有効期限と一致するため、市町村窓口において電子証明書の発行申請書の提出を受けられる場面は大きく減少し、保存しなければならない申請書の件数は大幅に減少するものと考えております。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	78	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

同一世帯員の代理人による署名用電子証明書の申請に係る要件緩和

## 提案団体

広島市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカード(以下「カード」という。)の署名用電子証明書について、代理人が住所変更等の届出と併せて再発行の申請を行う場合であって、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者であり、署名用電子証明書の暗証番号を入力又は提出できるときは、委任状の提出を不要とするよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

カードの署名用電子証明書については、住所変更や戸籍届出等(以下「住所変更等」という。)により氏名、生年月日、性別及び住所の4情報に変更があった場合には自動的に失効することから、住所変更等行った場合は新規発行の手続きが必要となる。新規発行の手続きについては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第5条第2項の規定により、代理人が行うことも可能とされており、住所変更等の届出と併せて代理人による新規発行の申請を行う場合であって、当該代理人が同一の世帯に属する者であっても、申請者本人の署名がある委任状の提出が必要とされている。

当市においても、住所変更等の場合は、同一世帯員が代理人として同一世帯員分の署名用電子証明書の新規発行の手続きも含め、来庁されることが多いが、同一世帯であることから、委任状を持参されない場合が多くあり、その場合は、同条の規定に基づき、当市から申請者本人宛に当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、委任状と統合された様式で照会文書を郵送した上で、後日、改めて代理人に当該照会書兼回答書を持参して来庁いただき、同一世帯員分の署名用電子証明書の新規発行手続きを行ってもらっている。

しかしながら、代理人に2回の来庁を求めることになるとともに、申請者本人も当市からの照会文書の到着以降でしか電子証明書が新規発行されず、時間を要することから、代理人と申請者本人の双方から取扱いの見直しを求める声が当市の窓口寄せられている。

一方で、最初の転入届と併せて行われるカードの券面記載事項の変更届出については、本人と同一の世帯に属する者が、暗証番号の入力ができれば委任状は不要とされていることから、同じカードの手続きであるのに取扱いが異なることで、住民の理解を得難い状況になっている。また、窓口の職員にとっても、照会文書の郵送や窓口で2回の手続きを行うことになることから事務負担が生じている。

同一の世帯に属する者である場合、各種手続きにおいて本人と同一視又は委任状の提出がなくとも当然に代理人としてみなされている場合が多い。また、代理人が同一の世帯に属する者であるか否かは、市町村において住民基本台帳システムで確認でき、かつ、本人から暗証番号を預かってきていることに鑑みれば、委任状の提出は不要としても差し支えないと考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

窓口で手続きに来られた代理人から、2回の来庁を求めることについて見直しを求める声が寄せられているほか、申請者本人からも自らが来庁することができないため、代理人に手続きを依頼しているにもかかわらず、手続きに時間を要することについて見直しを求める声が寄せられている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

代理人が同一の世帯に属する者であるときに、暗証番号の入力ができる状況であれば、委任状の提出を不要とすることにより、代理人の再来庁に係る負担の軽減や電子証明書の新規発行手続きの迅速化を図ることができるほか、窓口職員の事務負担の軽減にも繋がる。

## 根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第5条第2項、公的個人認証サービス事務処理要領第2の1(2)ア(ア)C(A)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、白河市、銚子市、松戸市、厚木市、富士市、小牧市、姫路市、尼崎市、西宮市、生駒市、安来市、笠岡市、東広島市、高松市、今治市、新居浜市、久留米市、小郡市、佐世保市

○当市では委任状を記入して来庁される方が多い。

○署名用電子証明書の発行について、本人からマイナンバーカードを預かってきており、かつ暗証番号を入力できれば、転入手続きの際の同一世帯人と同様、本人から代理人に対して委任行為が生じている状態と判断しても差し支えないと考えるが、代理人が委任状を持参していなければ、市民に再度の来庁を要し、手続きに手間と時間がかかるため、改善を求める声が寄せられている。また、マイナンバーカードの普及率が上がるほど、照会文書発送件数や窓口対応時間の増加するという職員の事務負担になっている。当市は、窓口開庁時間を従前より1時間15分短縮したため、市民の利便性を低下させることなく、マイナンバーカード普及と利活用を促進する必要がある。

○同世帯で住民票異動及びマイナンバーカードの券面変更まではできるが、署名用電子証明書だけ発行できなく、半端な処理でお帰りにいただいているので、窓口にお越しいただいた流れで手続きが完結できるようお願いしたい。

○同一世帯員が転入、転居と同日かつ委任状及び暗証番号が記載された書類を持参した場合は、照会文書がなくても即日手続きを行うが、職員が二人確認で作業を行っておりマイナンバーカード普及とともに事務負担が増大している。また、暗証番号が記載された書類を持参されない場合も多く、提案市同様照会文書の送付を行ってからの手続きとなることもあり、その間署名用電子証明書が利用できないことでオンラインの確定申告が行えないなどの苦情を受けることがある。

## 各府省庁からの第1次回答

署名用電子証明書は、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用する電子証明書であり、作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであることを証明することができるものです。そのため、その発行にあたっては、権限のある本人の意思に基づく申請が必要であることから、本人に代わって代理人がその発行申請を行う場合には、本人がその発行申請の権限を代理人に委任したことを証明するための委任状の提出を求めているものです。

これは、転入届に基づき住民基本台帳に記録された新たな住所を、マイナンバーカードに追記する手続きとは性質を異にするものであり、新たな電子証明書の発行を行うにあたって、同一世帯の者であれば委任状の提出を不要とすることには慎重な検討が必要と考えます。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	79	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードを紛失した旨の届出の受理状況に関する記録簿の廃止

## 提案団体

広島市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカード(以下「カード」という。)を紛失した旨の届出の受理状況に関する記録簿の作成、管理を廃止するよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

市町村は、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の規定により、カードを紛失した旨の届出の受理状況について市町村任意形式の記録簿を作成し、管理することとされている。  
当市においても、同要領の規定に基づき紙又はエクセルなどで記録簿を作成し、カード紛失の届出があった際は、紛失届年月日、氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別等を記録簿に記入(年間120件程度、作業時間ベースで1件当たり約3分)しているものの、平成27年度にカードの交付が開始されて以降、10年以上にわたり当該記録簿を活用する機会はなく、記録に係る職員の事務負担のみが生じている状況となっている。  
この点、記録簿の作成が求められている趣旨は、後日、何らかの事態が生じた場合に紛失の届出状況を確認できるようにするためであると推察するが、カードの紛失の届出があった場合、統合端末にカードの廃止日及び廃止理由を記録していることから、記録簿がなくとも紛失の届出状況を確認することは可能であると考えられる。また、マイナンバーカード総合フリーダイヤルを経由してJ-LISによるカードの一時停止処理が出されることもあるが、この場合にも統合端末でカードの運用状況は確認できることから、必ずしも管理簿が必要であるとは言えない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーカードを紛失した旨の届出の受理状況に関する記録簿が廃止されることにより、記録簿への記入に係る職員の事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、銚子市、柏市、富士宮市、富士市、豊橋市、姫路市、尼崎市、安来市、高松市、今治市、新居浜市、久留米市、佐世保市、都城市

- 記録簿の作成・管理を廃止することにより職員の事務効率の向上が図られると考える。
- マイナンバーカード制度が始まって10年が経過し、事務の見直し・簡素化を進めるべきと考える。

各府省庁からの第1次回答

マイナンバーカードを紛失した旨の届出の受理状況に関する記録簿は、不正取得防止の観点等から、カードを紛失した旨の届出の受理状況について厳格な管理が必要であることを理由に、市区町村任意形式での作成を求めているところです。

他方、制度開始から10年以上が経過した現在の運用状況に鑑み、必ずしも記録簿による管理ではなくとも、J-LISが有するカード管理システムにおける記録情報や市区町村への届出を以て、カードを紛失した旨の届出の受理状況を適切に管理できるものと考えられることから、紛失した旨の届出の受理状況に関する記録方法の見直しについて、検討してまいります。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	80	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	08_消防・防災・安全		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付において消防用自動車の整備についても債務負担行為による契約を可能とすること及び債務負担行為の対象の明確化

## 提案団体

高山市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付について、消防用自動車の整備についても債務負担行為を可能とするよう見直しを求める。併せて、当該補助金の債務負担行為の対象の明確化を求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度】

緊急消防援助隊設備整備費補助金の適用については原則として、当該年度において整備完了する事業に限られている。また、債務負担行為が可能な対象が明確ではない。

### 【支障事例】

消防用自動車のベースとなるシャシの法規制の強化により、発注年度中の納入が困難である旨、一般社団法人日本消防ポンプ協会から全国消防長会へも情報提供されているところであるが、債務負担行為による契約を要するものの、発注年度中の整備完了とならないことから補助金の交付申請ができない。

### 【制度改正の必要性】

補助金の交付を見込んだ発注ができないことから、非常に高額となる消防車両整備に係る財源の確保に苦慮しているという実態がある。債務負担行為ができない場合は当該整備計画の見直しが必要となり、緊急時の体制整備に支障をきたす。

### 【支障の解決策】

消防車メーカーの実態に即して、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付について、消防用自動車の整備についても債務負担行為による契約を可能とする要件の見直しをしていただくことで支障が解決すると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

「2026(令和8)年度消防車の供給とシャシの価格上昇について(情報提供)」(日消ポ発第1号)(一部抜粋)

### (1) 消防車の供給について

消防車のベースとなるシャシの法規制の強化は毎年のように行われています。これまではその摘要は例年様々な時期に行われていましたが、2026年度より当面の間、9月に統合されることになりました。これにより、期中にシャシのモデルチェンジが実施されることとなり、新型シャシの消防車メーカーへの入庫は秋以降になることが見込まれ、2026年度中にご発注いただいた消防車を年度内に納入することは難しい状況です。

また、この数年間、様々な事情により納期の設定にご配慮をいただいているところですが、結果として前年にご発注いただいた消防車を製造する状況が続いていることから、今後につきましても、同様の傾向が継続する見

通しです。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実態に即した補助金の交付申請が可能。（補助率は補助基準額の1/2）

##### 【直近整備実績】

・平成30年 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）

補助基準額 21,753(千円) 補助金額 10,876(千円)

・令和7年 災害対応特殊消防ポンプ自動車（I-A型）

補助基準額 42,253(千円) 補助金額 21,126(千円)

##### 【整備予定】※加算、控除加味せず

・令和9～10年 災害対応特殊消防ポンプ自動車（I-A型）

補助基準額 36,032(千円) 補助金額 18,016(千円)

・令和12～13年 災害対応特殊消防ポンプ自動車（I-A型）

補助基準額 36,032(千円) 補助金額 18,016(千円)

・令和18～19年 救助工作車（II型）

補助基準額 65,166(千円) 補助金額 32,583(千円)

当市の例でいえば、債務負担行為による補助整備が可能であれば、上記金額の財政負担が軽減でき、緊急時の体制整備を行うことができる。年度内納入が困難であるのは、当市特有の事情によるものではないため、当該効果については他の地方公共団体においても同様である。

#### 根拠法令等

消防組織法第49条第2項、緊急消防援助隊に関する政令第6条、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱第7条、財政法第12条及び第15条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、戸田市、川崎市、富士市、豊橋市、大阪市、芦屋市、加古川市、小野市、浜田市、熊本市、鹿児島県、鹿児島市

○消防車両は、シャシの種類により単年度での納入ができないほか、価格においても金額が高騰しているのが現状である。当市としても消防車両整備においては財源の確保に苦慮しており、有利な補助金や起債の活用を財政部局から求められている。これらを踏まえて、緊急消防援助隊設備整備費補助金の事務処理負担軽減や安定的な交付を実現するため、債務負担行為による契約を可能とするなどの要件の見直しについて賛同するものである。

○支障事例等具体的な内容は確認（把握）していないが、緊急消防援助隊設備整備費補助金の有効活用、消防装備の充実の意味からも提案については有意義であると思われる。

○緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用した消防自動車購入で納期が遅れた事案は発生していないが、今後、左記の事象事例のとおり、消防自動車の納期が遅れ、交付申請に支障が出ることが予想される。緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用の際、債務負担行為での契約を可能にすることを望む。

○消防用自動車のベースとなるシャシが、法規制適用時期の統合により、発注年度内での納車（整備完了）が難しい状況である。このことにより、緊急消防援助隊設備整備費補助金の適用は原則、当該年度において整備完了する必要があることから、補助金の交付申請ができない。

○社会情勢の変化に伴い車両等のぎ装工期が長期化している中、令和8年度においては更新を行う緊急消防援助隊登録車両6台のうち、3台が債務負担行為により複数年度での契約を行う予定である。当該3台が国庫補助対象外となっていることにより、零細補助基準額を満たしていないことから、当市においては単年度での調達案件も含めて補助対象外となっており、財源の確保に苦慮している。

○当市では、当該補助金要綱に基づき、年度内で完了できる、災害対応特殊救急自動車及び資機材等を交付申請している。消防車のベースとなるシャシは、年度内納入が困難である。債務負担行為が対象となれば、消防車も交付申請することができるため、延伸対応となっている消防車両が更新できる可能性が高くなる。

○近年、当市においても、シャシ供給不足による繰越明許を行っている。また、車両調達価格の急激な増加を受け、車両更新等に係る財政負担が過大となっていることから、計画的に更新を行っていく上で、その予算確保に

大変苦慮している。債務負担行為が認められれば、次年度以降の支出を確約した上での複数年契約が可能となり、財政運営の平準化が図れるなど非常に重要な財源となる。

○提案市と同じく、緊急消防援助隊設備整備費補助金の適用については単年度で整備完了する事業に限られているため、単年度での整備が困難な消防車両等では交付申請ができず、財源の確保に苦慮、また、車両更新計画の見直しが必要となり、長期的、計画的な整備体制の構築に支障をきたしている。

○当市においても、令和7年度単年度事業として同年6月に入札・契約した災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車の購入について、同年10月下旬になり、シャシの入手が困難なことから納期延期の依頼があり、国及び県へ繰越手続きを行ったが、非常に煩雑な事務になり事務量が増大した。また、車両関係だけではなく、来年度以降計画している消防救急デジタル無線設備の更新においても、社会情勢により単年度での構築自体ができないと各業者から回答があり、当該補助金の充当を断念している。

○令和8年度当県消防長会春季総会でも同様の議題が挙がっていた。

○当県消防長会春季総会においても、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、複数年度化が可能となるよう対応すべきとの意見が示され、4月20日に開催された全国消防長会財政委員会に当県消防長会の総意として提出した。

#### 各府省庁からの第1次回答

緊急消防援助隊設備整備費補助金においては、運用上、事業規模の大きい救助消防ヘリコプター及び消防艇のみ国庫債務負担行為の設定の実績がある。本補助金における消防用自動車への同設定の適用の可否については、同設定が予算単年度主義の原則の例外であることや消防庁による緊急消防援助隊の無償使用車両の整備における運用の状況、消防用自動車の調達の実状等を踏まえて、検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	81	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

預金及び保険の差押手続きのオンライン化

## 提案団体

山口県、福島県、埼玉県、笠岡市、防府市、岩国市、長門市、山陽小野田市、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

預金・保険の債権差押通知書について、金融機関等が専用ポータル等を通じて受領できる電子送達を可能とすること。

## 具体的な支障事例

預金及び保険の差押手続きについては、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき、債権差押通知書を金融機関等に対して書面で送達する必要がある。差押案件が発生するたびに、通知書を作成・印刷し、封入・郵送又は金融機関窓口への持参を行う必要がある。窓口混雑時には対応に時間を要し、職員・金融機関双方の負担が増大するといった支障が生じている。  
また、郵送による送達の場合、到達までに日数を要し、差押の着手が遅れることで、徴収事務全体の迅速性が損なわれるといった課題もある。

差押え件数:年間 690 件

【1件当たりの所要時間】

臨店:2時間程度(移動時間・窓口待ち時間)→電子送達:即時

郵送:2日程度→電子送達:即時

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

金融機関からは、現行の手続きが一般の利用者(地域住民)の利便性にも影響を及ぼしているとの指摘がある。  
電子的な送達が可能となれば、金融機関において一元的な処理が可能となり、業務の効率化に加え、窓口混雑の解消につながるとして、実現を求める要望が示されている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

差押通知書の電子送達が可能となることで、地方公共団体における印刷・郵送・臨店等の事務負担が軽減され、滞納整理業務の迅速化・効率化が図られる。  
また、金融機関側でも本店等での一元的な処理が可能となり、業務負担の軽減や窓口混雑の解消につながる。これにより、行政運営の効率化とコスト縮減を図るとともに、地域住民の利便性向上が期待される。

## 根拠法令等

地方税法第 20 条、国税徴収法第 62 条、地方税法第 68 条第 6 項等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、つくば市、城里町、宇都宮市、大田原市、上三川町、秩父市、加須市、東松山市、戸田市、朝霞市、新座市、三郷市、幸手市、日野市、羽村市、横浜市、相模原市、藤沢市、厚木市、箱根町、新潟県、山梨県、松本市、上田市、諏訪市、箕輪町、土岐市、飛騨市、下呂市、静岡県、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、下田市、御前崎市、菊川市、河津町、名古屋市、瀬戸市、西尾市、大府市、知多市、名張市、鳥羽市、大阪市、堺市、枚方市、箕面市、柏原市、藤井寺市、兵庫県、加東市、大和郡山市、葛城市、斑鳩町、島根県、倉敷市、瀬戸内市、西粟倉村、広島市、山口市、萩市、田布施町、徳島県、久留米市、小郡市、諫早市、九州地方知事会、特別区長会

○当市においても債権差押が年間約 550 件あり、うち約 300 件が預金及び生保の差押となっている。郵送による第三債務者への送達については、事務量、コストの両面で大きな負担となっており、電子送達による差押の効力発生が実現できれば、より効率的な滞納整理業務が期待できる。

一方で、電子送達を可能にする差押について、債権差押のうち預金及び生保のみ電子送達を可とすることの妥当性、電子送達と郵便送達を併用するのか、差押先着順位の基準をどうするのか等、整理すべき課題も多くなることが思料される。

○当県では税務事務の DX 化を推進しており、差押等滞納処分に係る調書や通知書等も税務システムによる電子帳票として作成し、保存する対応に移行する方針であるため、現行制度による債権差押通知書の書面による送達が DX 化推進の停滞要因の一つとなる。

また、県内の一部金融機関でも預貯金電子調査システムに連動した電子差押えを開始しておりオンラインによる電子的な差押手続きが制度化されれば更なる税務事務の効率化が図られる。

○現在、預金等差押えを書面により実行しているが、入金日であっても直前の引落しにより不発となるケースがある。オンライン化により入金時間に合わせた差押えが可能となれば、滞納処分に係る効率は格段に向上する。

○当市は預貯金・保険の差押を年間 1,100 件程度実施しており、書面印刷及び金融機関への臨場等に多大な事務コストがかかっている。また、郵送料についても、事務の性質上特定記録郵便等を使用する必要があり、多大な費用を要している。地域の金融機関においても、差押対応に時間を要しており、一般の利用者（地域住民）の利便性に影響しているものと思われる。

○預金及び保険の差押手続きについては、当市においても、債権差押通知書を金融機関等に対して書面で送達する必要があり、差押案件が発生するたびに、通知書を作成・印刷し、封入・郵送又は金融機関窓口への持参を行う必要がある。また、窓口混雑時には対応に時間を要し、職員・金融機関双方の負担が増大するといった支障が生じている。加えて、郵送による送達の場合、到達までに日数を要し、差押の着手が遅れることで、徴収事務全体の迅速性が損なわれるといった課題もある。

○令和 7 年度から差押を自前で実施しているところではあるが、書類による差押においては、非効率且つ換価までに時間を要することから、電子化によりその利便性の向上を図る。

○差押通知書の電子送達サービスを提供する事業者は存在するものの、現行制度では書面送達を省略できず、事務コストの削減等の電子化によるメリットが乏しいため、当市域では自治体・金融機関双方でサービスの導入が進んでいない。

○預金及び保険の差押えに係る手続は、債券差押通知書を金融機関に対し、書面により郵送又は持参し、実施している。郵送の場合、郵便局等の配送時間が日によって異なるため、差押えの実行の時間が日によって差が出ている。効率的・効果的に滞納処分を行うためにも、電子送達を行うことが必要である。

○窓口混雑時等、金融機関に臨店差押を断られるケースはあるため、差押通知書の電子送達については必要性を感じている。

○人員体制の都合上、差押日の調整が必要であり、遠方での臨場対応は困難。郵送手続きにおける差押執行では、送達物が執行希望日に合致せず、遅延または早期到達となるケースが確認される。郵便で差押を行う場合は全て簡易書留で送付するため、郵送のコストがかかる。

## 各府省庁からの第 1 次回答

地方税における預貯金債権差押通知書の電子的送付については、法制度上の整理、システム上の実現方法や

電子と紙が併存した場合の運用の整理等、様々な課題があり、これらを踏まえて検討する必要がある。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	86	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

地方税共同機構によるコンビニ収納業務の全国一括契約化等

## 提案団体

新潟県、福島県

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

①地方税共同機構によるコンビニ収納業務の全国一括契約化のほか、②契約・運用・データ仕様を標準化し、③コンビニ店舗からの公金収納済データの共同機構への一元集約化を行い、地方税共同機構から自治体への統一フォーマットによる公金収納済データの受領ができるようにすること。

## 具体的な支障事例

### 【地方税共同機構によるコンビニ収納一括契約について】

現在、地方自治体における公金収納のうちコンビニ収納は、各自治体が個別に収納代行会社と契約を締結し、概ね3年ごとに業者選定を行っている。この方式では、自治体ごとの契約・監査業務の分散、システム仕様の不統一、業者変更時のシステム改修費用発生、収納代行事務委託手数料の高止まりなど、以下のとおり、多岐に渡る支障が生じている。

#### ①自治体・収納代行業者の事務負担

各自治体が個別にコンビニ収納代行会社と定期的に契約を締結する必要があるが、自治体ごとに契約更新時期がバラバラなため、自治体・収納代行会社双方の事務負担が大きい。

監査が自治体ごとに実施されるため、自治体・収納代行会社双方に重複負担が発生している。

#### ②業者変更時の多額のシステム改修費用の発生

収納代行会社ごとに収納済データの提供仕様が異なるため、業者変更の度に自治体側で多額のシステム改修費用が生じる。

#### ③手数料が低減しにくい

自治体ごとの契約のため、スケールメリットが働かず、手数料の逡減が困難。業者変更時に生じる事務負担・費用のため、収納代行会社の変更がおこりにくい。

#### ④収納済データの分散化による照合作業の煩雑化

自治体は、銀行・コンビニ収納代行会社・地方税共同機構(eL-QR)の3ルートから収納済データを受領しており、銀行だけのときよりも照合・確認作業が煩雑化し負担が生じており、電子化のメリットを享受できていない。

#### ⑤小規模自治体ではコンビニ収納の導入が困難

契約・システム整備の手間により、導入できない団体が存在。(当県は4町村が未導入)

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

【自治体】

コンビニ収納は住民利便性が高いが、小規模自治体では未導入の地域もあり、自治体間でサービス格差が生じている。

【収納代行会社】

監査や収納事故発生時の事務処理等が自治体ごとに異なり、それぞれに対応しなければならないためオペレーションが煩雑であり、事務負担となっている。

【コンビニ店舗】

「紙控えの長期保管は過剰負担。電子化・標準化してほしい」「自治体ごとに監査・書類要件が異なり煩雑」との指摘。

スマホ決済の普及で収納代行件数・金額が減少する中、紙と電子が併存し業務負荷が二重化。

現行の紙中心・分散構造は自治体のみならず事業者側の持続性を損なっている。

【住民】

スマホ決済の拡大で電子収納ニーズが増す一方、中高年層では店頭支払い需要が根強く残る。サービス継続のためコンビニ店舗の運用効率化が不可欠。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

①契約・監査事務の大幅削減

自治体ごとの契約・更新・監査が不要となり事務が集約。業者側の監査対応が一元化され、双方の負担が軽減。

②システム改修の不要化（データ標準化）

収納済データの仕様統一により、自治体側の契約更新や制度改正時の改修作業が不要となる。

③手数料の低減（全国規模のスケールメリット）

全国一括契約による交渉力の強化、手数料の低減。

④収納データの一元化・事務効率化

銀行・コンビニ・eL-QRの3系統のデータが地方税共同機構で統合され、自治体は単一経路での受領が可能になることに伴う収納管理の効率化と正確性の向上。

⑤小規模自治体もコンビニ収納が利用可能に

コンビニ収納契約・システム整備の負担が無くなるため、全ての自治体で導入可能。住民サービスの地域間格差の解消。

⑥将来の電子収納（eL-QR）拡大へのスムーズな移行

MPN（マルチペイメントネットワーク）とeL-QRの連携により、将来的に「コンビニでQR読み取り収納」が可能になった場合に円滑な移行が可能。

⑦コンビニ店舗側のオペレーションの統一化による事務負担の軽減、収納代行の持続性の向上

⑧総務省の電子保管推進方針と合致

地方税共同機構が一括契約・データ標準化を主導し、紙控え保管要件の見直し（電子保管）を国と連携して推進。（総務省通知で収納関係書類の電子保管が認められる方向性が示されており、本提案は政策動向と整合）

根拠法令等

地方自治法第243条の2、第243条の2の2、第243条の2の7、地方税法第747条の6

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、仙台市、厚木市、須坂市、静岡県、浜松市、三重県、名張市、滋賀県、京都府、城陽市、兵庫県、島根県、三原市、久留米市、春日市、長崎市、特別区長会

○令和3年度契約時と令和6年契約時で手数料単価が40%上昇しており、一括契約により、手数料削減を図りたい。

○当県でも提案団体と同様に以下の支障事例が発生している。

①自治体・収納代行業者双方の事務負担（契約・検査）

②業者変更時のシステム改修費用の発生

③手数料の高止まり

④収納済データの分散化による照合作業の煩雑化

特に、コンビニ収納代行会社変更時は旧・新両会社の収納データを確認する負担が生じている。

○①当市の納付書において、「コンビニ収納できるもの・できないもの」が混在している状況は、住民にとって非常に分かりにくく、窓口や電話での問い合わせ対応も増える要因となる。また、地方税共同機構による支払方法の一元化を行うことは、規制改革実施計画に基づく、公金納付の利便性向上・事務の効率化に合致する。

②コンビニ収納手数料の継続的な値上げ

収納代行会社より年々手数料値上げの申し出があり、自治体単独の交渉ではコスト抑制に限界がある。しかし、市民にとって利便性の高いコンビニ収納を廃止することは事実上不可能であり、自治体は費用対効果を度外視して手数料負担を受け入れざるを得ない構造となっている。

③公金検査の合理化

地方自治法に基づき、会計管理者が実施している指定公金事務取扱者への検査は、収納代行会社ごとに個別の調整や実施を要しており、多大な事務負担となっている。地方税共同機構が全国一括契約を締結し、契約管理主体となることで、各自治体が個別に実施している検査事務そのものを不要とし、事務の抜本的な効率化を図ることが可能である。

○提案自体には賛同しますが、地方税共同機構がコンビニ収納を全国一括契約することのみでは手数料の低減に繋がらない場合も考えられます。

一括契約にあたっては、スケールメリットを十分に活かした交渉により、確実に手数料の低減につながるような仕組み作りが重要と考えます。

## 各府省庁からの第1次回答

現状、eLTAXがコンビニ収納に対応していない理由は、コンビニのレジシステムにおいてeL-QRを読み取ることができないことに加え、1次元バーコードは格納可能な情報量や納付額等に制約があること等から、納税義務者等にとって多様な支払手段を確保し、また、関係機関がシステムを通じて事務処理を行うために必要な情報を格納し、運用することが技術的に困難であることに起因している。

なお、eLTAXは、地方団体が共同して運営を行う地方税共同機構において開発・運用が行われているところ、その改修経費については、地方団体が負担する負担金に反映されることから、他の地方団体の理解も得ることも必要。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	104	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

強制徴収公債権の徴収事務における税務情報開示に係る守秘義務解除の明確化

## 提案団体

唐津市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省

## 求める措置の具体的内容

地方自治法第 231 条の3第3項が規定する、いわゆる「強制徴収公債権」の徴収事務に際し、国、県または地方公共団体等が保有する税務情報の開示に応じるよう守秘義務の解除の明確化を求める。

## 具体的な支障事例

本市では、介護保険料や後期高齢者医療保険料などの強制徴収公債権について、所管課から徴収事務の一部移管を受け、市税との一体的な徴収を実施しており、市税滞納者の個人情報(税務情報)に関しては「平成 19 年3月 27 日付け総税企第 55 号『地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について』(総務省自治税務局企画課長通知)」に基づき同一団体内で相互利用している。

一方、他団体との間においては税の守秘義務を解除できる明許規定がないため、国税徴収法第 146 条の2により協力を求めても情報開示を拒まれている状況である。

なお、調査対象者に市税の滞納がある場合、市税徴収のためであれば開示に応じてもらえるが、当該税務情報を税外債権の徴収のために利用すれば目的外利用となるため、一体的な徴収の支障となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同一団体内において市税との一元的な情報管理及び相互共有が実現でき、徴収事務の効率化と情報管理の適正化が図れる。

また、国、県および地方公共団体間における租税・公課の垣根を超えた滞納者情報の相互利用を推進することで、より一体的な徴収環境を構築でき、租税と強制徴収公債権の全体的な徴収率向上が期待できる。

## 根拠法令等

国家公務員法第 100 条、国税通則法第 127 条、地方公務員法第 34 条、地方税法第 22 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、仙台市、いわき市、さいたま市、柏市、相模原市、豊田市、枚方市、箕面市、熊本市

○ 平成 30 年度提案募集を踏まえ発出された平成 30 年 12 月 25 日付け保国発 1225 第 3 号通知により、国民健康保険料の滞納処分に必要な財産情報の連携について一定の整理が図られた。

一方で、当該連携は財産情報の収集に限定されており、納付相談、生活困窮者支援、分納調整等を含む滞納整理業務全般における情報連携はなお十分とはいえず、徴収業務に支障が生じている。

このため、生活困窮者への早期支援及び滞納整理事務の効率化の観点から、法令上の整理を踏まえつつ、租税及び強制徴収公債権に係るより広範な情報連携及び一体的対応を可能とする制度的環境の整備を求める。

○ 当市では他市照会において滞納者の市税・公課の調査をする際、地方税法第 20 条の 11 を根拠法令としている。

しかし公課においては地方税法第 20 条の 11 では回答不可との返答が来ることもあり調査に支障が発生している。

今後は国税徴収法第 141 条も根拠法令として併記したうえで照会を行うが、それでも回答不可となると徴収事務に影響が及ぶことが考えられる。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

##### 【総務省】

ご指摘の「平成 19 年 3 月 27 日付け総税企第 55 号『地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について』（総務省自治税務局企画課長通知）」については、同一団体内での取り扱いを念頭に置いた通知であるものであることから、他団体との税務情報の利用については、地方税法第 22 条の守秘義務の観点も踏まえ、検討を行ってまいりたい。

##### 【財務省】

ご指摘の通知については、団体内における徴収の連携に係るものであり、団体間における税務情報の利用については、地方税法第 22 条の守秘義務等の観点も踏まえ、今後検討を行ってまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	105	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

徴収停止が可能となる要件への「債務者が著しい生活困窮状態にあること」の追加

## 提案団体

唐津市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方自治法施行令第171条の5に規定されている「徴収停止」が可能となる要件に、「債務者が著しい生活困窮状態にあること」の追加を求める。

## 具体的な支障事例

滞納処分による自力執行権がない債権、いわゆる非強制徴収債権(不当利得返還金や貸付金など)について、督促をしたのち相当の期間を経過しても履行されないもので、担保及び債務名義がないものは徴収停止の措置(地方自治法施行令第171条の5)、履行延期の特約又は処分(同令171条の6)を行うか、同令第171条の2ただし書にある「特別の事情」がない限り、強制執行等の手続を行わなければならないとされている。

しかしながら、債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法の適用、またはこれに準じる状態)である場合には、実務上債権回収が困難である上に、返済が長期化し、債務者の生活困窮状態からの脱却の妨げになるほか、債権管理事務が非効率となる。なお、これらの債務者に対しては、債権放棄の措置をとることも可能だが、即座に債権放棄を行うのではなく、一定期間徴収停止を行い、生活の立て直しの状況等を踏まえて、将来的には徴収できる余地を残しておくことが望ましく、この点から、債権放棄だけではなく、徴収停止という選択肢が必要である。

また、自力執行権がある債権(市税等)については、地方税法第15条の7に「滞納処分の停止」の規定があり、その要件は「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」となっており、債権の種類により債務者への対応が異なってしまう。

このほか、条例において、債権放棄が可能となる場合として、債務者が著しい生活困窮状態にあることを規定している自治体も多いが、自力執行権がある債権とのバランスから本市においては徴収停止による対応が必要と考えているところである。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活困窮状態にある債務者に対して、自力執行権がある債権(市税等)と一体になった対応(例:市税は「滞納処分の停止」、貸付金は「徴収停止」)を行うことができ、債務者の生活困窮からの早期脱却に向けた支援につなげることができる。

## 根拠法令等

地方自治法施行令第 171 条の5

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

いわき市、豊田市、高松市、諫早市

○当市では、生活保護受給者に対しては、条例において、資力回復の見極めを経てから放棄を行う運用として  
いることから、その「見極め期間」における徴収停止は非常に有用であると考え。税務に準じた停止規定を設  
けることで、生活再建の阻害回避と事務効率化を両立できる。

○現在、債務者が著しく生活困窮状態にあって、実質徴収困難な場合でも徴収停止が可能でないことから、時  
効期間が経過し、債務者から時効の援用がなされるまでの間、当該債権に関する管理業務を継続せざるを得な  
い案件が生じている。このような非効率な債権管理業務の負担軽減や、債務者の生活再建に向けた福祉的配  
慮、また自力執行権を有する債権との公平性を踏まえ、制度の改正が必要であると考え。

## 各府省庁からの第 1 次回答

ご提案については、

・令第 171 条の5に基づく一般債権における徴収停止は、最終的に債権の消滅まで認める規定ではなく、単に  
地方公共団体の債権に係る内部整理を定めるものに過ぎないことから、「債務者が著しい生活困窮状態にある  
こと」を要件に追加しても、債務者との法律関係は変わらないこと（時効も中断されないこと）

・令第 171 条の6及び令第 171 条の7に基づく一般債権における履行延期の特約等を経て行う免除の要件に  
は、「強制徴収債権」における滞納処分の停止と同様に「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」とし  
て、債務者の資力に配慮した要件が設定されていることから、当該履行延期の特約及び免除で対応すべきもの  
であること

・いわゆる「強制徴収債権」と「非強制徴収債権」では、債権の性質の違いにより、その管理に係る規律にも合理  
的な差異があるところ、いわゆる「非強制徴収債権」における徴収停止の要件に、「強制徴収債権」における滞  
納処分の執行停止と同等の要件を課すことの適否については、単に債権管理事務の合理化の観点だけでなく、  
地方公共団体の財産の保全等の観点も踏まえる必要であること

等から、慎重に検討する必要があると考えられる。

なお、各地方公共団体においては、これらの一般債権に関しても、条例により一定の要件のもとに債権放棄を  
可能とし、その要件として「債務者が著しい生活困窮状態にあること」等を規定している場合があると認識して  
いるが、「債権の放棄」自体は、地方自治法では規定していないことから、財産の保全と債務者の保護のバランス  
を踏まえて、各地方公共団体において判断することは妨げられていないものと考えている。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	111	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

納税管理人制度による申告等を義務付ける対象者を国外に住所等を有する者に限定すること

## 提案団体

大阪市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

納税管理人制度をより一層機能させるよう納税管理人の申告等を義務付ける対象者を国外に住所等を有する者に限定し、国内に住所等を有している場合には、納税管理人の申告「義務」を「できる規定」に見直す。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

地方税法において、次の内容が規定されている。(当該内容は平成10年度以降改正されていない。)

納税義務者が納税義務を負う市町村内に、住所等を有しない場合、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めて、市町村長に申し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請しその承認を受けなければならない。

ただし、納税義務者は地方税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない。

### 【支障事例】

近年、外国人の不動産所有が増加していることもあり、特に固定資産税において国外に住所等を有する納税義務者が増加している。

納税管理人制度の目的は徴税の確保を図ることであると認識しているが、情報通信技術の発展・普及等により、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合においても、国内に住所等を有しているときには徴税の確保を図ることが困難であるという状況にない。実際に国内に住所等を有している場合には納税管理人の申告等がなくとも、納税義務者の住所等へ納税通知書を送付し、適切に納税等がなされている状況である。

上記のような状況であるにもかかわらず、国内に住所等を有しており徴税の確保に何ら支障のない納税義務者にまで申告等の負担を強いる制度のままとなっている。徴税の確保という目的からすると、規定内容と実態に乖離が生じており、過料制度の適切な運用による実効性の担保が実務上困難である。

### 【支障の解決策】

これらのことから、国税の規定を参考にしつつ、納税管理人制度をより一層機能させるよう申告等を義務付ける対象者を海外に住所等を有する者に限定する等、制度改正が必要と考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

徴税の確保に何ら支障のない納税義務者に対する申告等の義務付けがなくなることにより、納税義務者の負担の軽減となる。  
また、現在の社会情勢に適ったわかりやすい制度となることにより住民サービスの向上につながるとともに、より適切な制度運用が可能となる結果、効率的な税の賦課徴収に資することとなる。

## 根拠法令等

地方税法第 300 条、第 355 条、第 527 条、第 590 条、第 676 条、第 701 条の 37、第 709 条、第 733 条の 6 等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、高崎市、川崎市、富士市、名古屋市、城陽市、鹿児島市

—

## 各府省庁からの第 1 次回答

国内に住所等を有している場合における納税管理人の申告を「義務」から「できる規定」とすることについては、納税管理人制度は虚偽の申告を行った場合には罰金や不申告の場合には過料等の罰則規定が置かれており、住所等が国外又は国内のどちらに有するかによって制度的な取扱いが分かれることの是非や、地方団体における課税実務等も十分に踏まえる必要があり、慎重な検討が必要である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	112	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

仮特別徴収税額等の還付において年金受取口座の情報提供を可能とすること

## 提案団体

大阪市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

公的年金等からの個人市民税の特別徴収における本算定後の仮徴収税額の減額によって過誤納金が生じる場合において、年金保険者が初めて年金を請求される方には「年金請求書」で同意を取ること、既に受給をされている方には「ねんきん定期便」に約定を記載すること等で年金受取口座情報を市区町村へ提供することの同意を受け、年金保険者から当該市区町村へ当該年金受給者の年金受取口座情報を提供する。  
上記方法が難しい場合は、以下の方法を求める。  
市区町村で年金受取口座情報の取得を可能とするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を改正し、年金保険者の保有する年金受給者の年金受取口座情報をマイナンバー情報連携の対象に追加することを求める。

## 具体的な支障事例

年金所得に係る個人市民税の仮特別徴収税額について、本算定後に多くの過誤納金が発生(当市では年間3万件程度)しており、市区町村においては、年金受給者から還付請求書を徴取することで、年金受給者に対し還付を行っているが、過誤納金に関する問合せ対応や還付手続にかかる業務が集中的に発生しており、高齢者である年金受給者においても過誤納金受け取りのための手続が大きな負担となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

年金受給者によっては還付請求書の提出が負担であるため年金受取口座へ還付してほしいと希望される場合があるが、現状では当該口座情報を還付請求書に記入し送付してもらっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年金保険者から年金受取口座情報の提供を受け、年金受給者から還付請求書を徴取することなくプッシュ型による還付手続を行うことで、市区町村における業務軽減だけでなく、年金受給者においても、過誤納金の受け取り手続が簡素化できる。

## 根拠法令等

地方税法第321条の7の10、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第5条の3、平成27年11月20日総務省自治税務局市町村税課通知「公的年金等からの特別徴収に

係る事務処理要領等について(送付)」にて送付された「個人住民税の公的年金等からの特別徴収に係る事務処理要領」

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、仙台市、横浜市、川崎市、寒川町、上越市、名古屋市、名張市、枚方市、小野市、南国市、都城市、特別区長会

○当市では、年金所得にかかる市県民税の仮特別徴収について、本算定後に多くの過誤納金が発生(年間1,000件程度)し、還付通知、還付依頼書を送付している。問い合わせ対応や、回答がない場合の再送付、また還付処理が集中することによる事務の負担が大きい。還付対象者も高齢であるため、受け取りのための手続きが負担となっている。

○提案市同様に6月に同時大量に還付業務が発生している(年間約600件)。そのうち新規に口座照会している件数は約200件ある。

○当市においては口座を照会しても返事がなく毎年同じ人を照会している。また回答をしてもらっても口座の記入ミスのため還付処理の巻き戻しと口座の再照会を行うこともある。今後プッシュ型になれば業務が減るのではないかと考える。

○制度改正により、年金特徴に関する当該口座照会(当市の令和7年度照会件数414件)が不要となり、業務負担の改善につながるものとする。

#### 各府省庁からの第1次回答

日本年金機構は、日本年金機構法第38条第4項に規定する「法律の規定に基づき、年金個人情報…提供しなければならない場合」に該当する場合に、年金個人情報の提供をすることができるが、年金受取口座情報を市区町村へ提供することは同項の規定する場合に該当しないため、困難である。

今後、公金受取口座の登録をされていない年金受給者を対象とし、受給者ご本人から不同意の申出がない限り、年金の受取先として登録している口座を公金受取口座として登録することを可能とする「行政機関等経由登録の特例制度」を実施予定であり、公金受取口座の更なる登録数の増加も見込まれることから、公金受取口座の活用をご検討いただきたい。

住民税の過誤納金の還付についての手続は地方税法上特に規定されておらず、個々の地方団体において定めるところによる。

情報提供主務省令(※)において、年金所得に係る仮特別徴収税額の還付に関する事務について特別徴収対象年金所得者に係る公金受取口座情報を利用できるようすでに措置されており、仮特別徴収税額の還付を含む給付金等の支給事務を処理するために必要な情報照会であれば、利用の意思表示に関わらず情報照会することも法令上可能であることはデジタルPMOに掲載している「公金受取口座登録制度FAQ」(Q2-5)において、自治体向けに既に周知している。

以上から、仮特別徴収税額の還付事務について、法令上、すでに本人の公金受取口座利用意思にかかわらず情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報を取得し、当該口座に還付できるよう措置されているため、各地方団体において適切に対応されたい旨、地方団体に周知してまいりたい。

また、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療の保険料及び介護保険料の過誤納金の還付についても、住民税と同様の状況であり、住民税と同様に地方団体に周知を行うことについて検討してまいりたい。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	115	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

国家公務員の給与等の改正予定内容に係る情報提供の早期化

## 提案団体

香川県、栃木県、神奈川県、愛媛県、高知県

## 制度の所管・関係府省庁

内閣官房、総務省、人事院

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体が地方公務員法第24条第2項及び第4項の規定の趣旨を踏まえて給与・勤務時間・休暇制度の改正を円滑に実施できるよう、国家公務員における制度改正予定内容を十分にかつ早期に情報提供いただけるよう人事院と総務省で連携して取り組んでいただきたい。具体的には、以下の事項について要望する。

(1) 人事院勧告を踏まえた法律・規則改正等に関する通知や情報提供の早期化

※法律改正に関する情報については10月初旬まで(県議会の11月定例会に条例案を提出するため)に、当該年度施行の規則改正については12月初旬までに提供いただくことが望ましい。

(2) 人事院勧告では触れられなかった制度改正が行われる場合があるが、このような情報は検討段階から情報提供いただくこと

※10月初旬までに提供いただくことが望ましい。

(3) (2)の制度改正に関する情報提供の早期化

※当該年度施行の規則改正については12月初旬までに情報提供いただくことが望ましい。

※翌年度施行の規則改正については1月下旬までに情報提供いただくことが望ましい。

(4) 人事院が行う各省向け説明会資料等を共有いただくこと

給与改定は人事院と各地方公共団体の人事委員会が民間給与実態調査を共同で実施しその成果を得ているものであり、当該調査結果等を踏まえたアウトプットでもある改正事項については、適時・適切に地方公共団体に提供されても良いのではないかと考える。

## 具体的な支障事例

国家公務員における給与・勤務時間・休暇制度の改正予定内容については、例年、8月に行われる人事院の報告・勧告内容、その後に国会に提出される法案、その後に公布される人事院規則等の内容、総務省からの情報提供内容、随時報道される内容をもとに確認している。

しかしながら、最近、十分な情報が適時に提供いただけず、地方公共団体において検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保できないケースが生じている。

例えば、令和7年度であれば、令和8年4月からの初任給決定事務における5年を超える経験年数の換算方法の改正及びそれに伴う在職者調整や大学生年代の扶養親族に係る扶養手当制度の改正など、8月の人事院報告・勧告には記載されていなかった改正内容について、令和8年2月13日に総務省から人事院規則が改正されたとの情報提供があった。これ自体、寝耳に水で情報提供をもっと早くいただきたいかつ、規則より下位の既定や通知についても、あわせて提供いただきたいかつ。

また、令和8年4月に創設する駐車場料金に関する通勤手当や第2種初任給調整手当についても、一定の準備期間や周知期間が必要であるにもかかわらず、上記と同様のタイミングでの情報提供であった。

人事院が各省の担当者等に向けて行う説明会について、以前は当県の人事委員会も同時視聴することができていたが、令和7年度は不可となった。

民間給与実態調査の実施団体でない市町村においても同様の支障が生じていることから、適切な給与、勤務時間その他の勤務条件を定めるため、人事院と総務省が連携し、国家公務員に係る制度改正予定内容及び運用基準等について、年内を目途に情報提供いただくなど、情報提供の早期化をお願いしたい。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体における検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保されることにより時間外勤務が削減され、経費節減や職員のワークライフバランスの確保、地方公共団体がより自主性を発揮すべき事務への優先的な取組みに資するものと考えられる。

#### 根拠法令等

—

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、郡山市、茨城県、埼玉県、千葉県、名古屋市の、大阪府、小野市、徳島県、高松市、佐賀県、熊本市、大分県、宮崎県

○早期に情報提供いただけることにより、当市における検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保されることが期待できることから、提案事項に賛同する。

○求める措置の具体的内容(3)に関して、翌年度施行の規則改正についても、当該年度施行分と同様に、12月初旬に情報提供いただくことが望ましい。

○提案団体と同様の支障事例がある。情報提供が遅いものについては、事前に県へ電話で詳細を照会して対応しているほか、改正が間に合わなかったものは、次年度に改正することになり、場合によっては遡及適用で対応せざるを得ないものも生じている。

#### 各府省庁からの第1次回答

国家公務員の給与等の改正予定内容に係る情報提供は、これまでも情報提供が可能となった段階で速やかに行ってきたところであるが、情報提供のさらなる早期化が可能かどうか、関係府省と協議してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	116	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

指定都市への地方公共団体金融機構資金の配分

## 提案団体

千葉市、さいたま市、川崎市、浜松市、京都市、神戸市、岡山市、北九州市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体金融機構資金については、現在の取扱いでは指定都市を除く市町村に優先配分するとされているが、指定都市の行政権能や資金ニーズを踏まえ、その取扱いを見直し、指定都市にも配分の拡大を図ること。

## 具体的な支障事例

指定都市は、これまで道府県から様々な分野で権限移譲が行われたことから、行政権能が大きく、また、圏域の中核都市としての役割も担っているため、都市基盤の整備に係る財政需要が大きい。特に今後は、高度経済成長期以降、集中的に整備した水道・下水道をはじめとしたインフラ施設が一斉に更新時期を迎えることから、多くのインフラを抱える指定都市にとっては、老朽化対策の推進のために、起債額は多額に及ぶ状況にある。こうした水道・下水道などのインフラ施設については、その大部分を公営企業として経営しており、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供するという企業目的を踏まえれば、将来を見据えた経営戦略の策定等に合わせ、長期かつ安定的な資金調達を図る必要がある。

一方で、昨今の市場金利については上昇傾向にあり、今後も引き続き物価高等が見込まれることから、金利上昇圧力の強まりが想定されている。こうした金利の先高観が見込まれる中であっては、市場公募債や銀行等引受債に対する長期・超長期のニーズは弱まり、安定的な資金調達に支障をきたすおそれがあることから、公営企業の計画的な経営に影響を及ぼし、ひいては指定都市財政の重荷となる懸念がある。

そのため、今後の財政運営を図る上では、長期かつ安定的な資金を供給する公的資金の役割は一層重要になってくるものと考え、現在の地方債同意等基準運用要綱の取扱いでは、公的資金については指定都市を除く市町村に優先的に配分すると規定されているため、指定都市が活用できる余地は実態としては少ない状況にある。

なお、本市においては、従前より主に公営企業に係る事業に対して公的資金の配分を要望しているが、特に地方公共団体金融機構資金に関しては、要望額に対して1/4程度の配分に留まっており、当該資金の活用が限定的となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公営企業にとっては、将来の負担を見通せることが安定経営を図る上で重要であり、それにはキャッシュフローの安定化を図る必要がある。そのため、長期・低利・固定の借入れが期待できる公的資金の更なる活用が不可欠となる。

また、金利上昇局面においては、新発債による金利負担の低減を図ることはもちろん、借換えに伴う金利変動リスクへの対処も必要となり、長期固定による借入れはヘッジとして有効な手段の一つになると考える。

今後の指定都市においては、公的資金による長期固定金利の活用が今よりも可能となれば、財政の持続可能性に寄与するものとの考え、それが基盤となり、地域の実情に応じた行政サービスの安定的な提供に資するものとする。

## 根拠法令等

地方債同意等基準運用要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、大阪市、堺市、福岡市

—

## 各府省庁からの第1次回答

市町村（指定都市を除く。以下同じ。）に対する地方公共団体金融機構資金を含めた公的資金の優先配分原則については、「令和8年度地方債同意等基準運用要綱第一一〇」において、「公的資金については、原則として市町村（指定都市を除く。）の実施する事業に優先的に配分すること。」と規定している。これは、資金調達能力が低い市町村に対して長期かつ低利の公的資金を優先的に配分することで、その財政運営に支障が生じないようにするためのものである。

一方、地方公共団体金融機構資金については、地方債資金における民間資金の補完という基本的な役割を有しており、「地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）第三十条第二項」において、段階的に適切な縮減を図る旨が定められている。

市町村からの公的資金の要望額は年々増加傾向にあり、こうした法の規定に基づき機構資金が段階的に縮減していく中においても、そのニーズに適切に応えるためには、引き続き、市町村に対する公的資金の優先配分原則を維持する必要があると、本提案への対応は難しいと考えているが、自治体の実態については、把握をさせていただく。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	117	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る「利用登録申請」及び本籍地市町村による承認事務の廃止

## 提案団体

千葉市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

コンビニエンスストア等における戸籍証明書の交付において、本籍地市町村と住所地市町村が異なる場合であっても、事前の利用登録申請を不要とし、コンビニ端末上で即時に取得できる仕組みの構築。

## 具体的な支障事例

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアにおける各種証明書の交付サービスは、国民の利便性向上に大きく寄与しており、特に住民票や印鑑登録証明については取得に際し時間や場所に係る制約が大きく減った。

一方で、戸籍証明書については、本籍地が現住所の自治体と異なる場合、コンビニで取得するためには事前に「利用登録申請」を行う必要があり、利用者にとって大きな負担となっている。この利用登録申請は「即時性に欠ける(登録承認まで一定期間を要する)」「認知度が低い」「手順方法が分かりづらい」といった課題があり、コンビニ交付サービスの利便性を十分に活かしていない状況にある。

また、地方公共団体情報システム機構が定めるコンビニ交付制度の現行運用では、本籍地市町村による利用登録及び利用可否の管理を前提としているため、申請者が入力した本籍地情報等に誤りがあった場合、個別に申請者へ連絡を行う確認作業や問い合わせ対応が生じており、本籍地市町村の職員の負担となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民からは、事前に申請が必要なことや、申請後数日待たされることに対して不満の声が寄せられている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

利用登録申請及び承認事務を廃止することにより、全国のコンビニにおいて速やかに戸籍証明書を取得できるようになることから、国民の利便性が向上するとともに、自治体の窓口業務の負担軽減につながる。

## 根拠法令等

戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北見市、花巻市、北上市、いわき市、白河市、松戸市、柏市、大網白里市、川崎市、厚木市、新潟市、富士宮市、名古屋市、豊橋市、京都市、豊中市、寝屋川市、神戸市、姫路市、西宮市、生駒市、安来市、高松市、今治市、北九州市、福岡市、小郡市、熊本市

○市外に居住する本籍人の負担が減るため、見直しが必要と考える。

○当市においても申請者への申請内容確認のための連絡が日中はなかなか取れず、時間外に行っているため、職員の時間外労働、負担の増加の一因となっている。

○他都市住所地の場合でも、市内住所、市内本籍の方と同様に住民票コードなどで戸籍とマイナンバーカード情報の紐づけなどにより、本人確認ができるシステムの構築が可能となるのであれば、事前登録は必要なくなり、利用者の利便性の向上及び職員の事務軽減につながると思われる。

○広域交付が開始したことにより、コンビニ交付も事前登録不要で発行できれば利用者にとっても便利になるかと思われる。

○コンビニで戸籍を取得する際、本籍地と住所地が異なる場合、利用登録申請が必要となることは、利用者・職員双方の負担となっている。端末のメニューから必要な手続きの選択が分かりにくく、メニューを進んでも取得したい証明書を選択できない、申請をしても本籍地の自治体で承認されないと証明書を取得できない、時間がかかるという声が寄せられており、利用者には手続きの不便さを生じている。また、職員にとっても端末操作の電話対応や利用登録申請の内容に不備等があれば申請者に再申請が必要な旨連絡したり、却下手続きをして、再度申請に対応したりするなど事務負担となっている。

○申請内容に不備があった場合の本人への連絡等、業務が煩雑で市町村への業務負担がある。急ぎ証明書が必要な申請者から問い合わせがある。(市町村を介さず手続きが完結する方が申請者本人の利便性も上がる)

○利用登録申請情報と戸籍情報を職員の手作業で紐付ける必要があるため、紐付け誤りによる個人情報漏えいのリスクがある。

#### 各府省庁からの第1次回答

コンビニ交付サービスでは、利用者証明用電子証明書の発行番号を活用することで、個人番号カードと利用者本人の紐付けを行っているところ、本籍地市区町村と住所地市区町村が異なる場合においては、本籍地市区町村は利用者本人を特定するために必要な発行番号を有していないため、現状利用者本人が「利用登録申請」を行い、本籍地市区町村に発行番号等の情報を送信する必要があります。

そのため、カード交付及び更新や転入転出手続等の窓口事務の中で、戸籍証明書のコンビニ交付サービスを利用される場合には、事前にキオスク端末での登録申請を要することを案内し、利用者に予め「利用登録申請」の手続きを行っていただけるよう、総務省としても周知徹底に努めてまいります。

なお、国民及び市区町村の負担軽減の観点からは、法務省において、戸籍情報連携システムを用いた情報連携により、旅券の発給申請等の行政手続において紙の戸籍謄本等の添付省略を可能とすることで、紙の戸籍謄本等の交付手続そのものを不要とする取組を行っています。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	119	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書の市町村変更欄の改善

## 提案団体

鈴鹿市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体情報システム機構から通知される「マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書」について、市区町村変更欄のテキスト文字数の増加、余白部分の有効活用、二次元コードの添付など、自由度の高い仕様への変更及び変更した情報が反映されるまでの期間の短縮を求める。

## 具体的な支障事例

令和8年度から令和9年度にかけて予想される更新者の急増が全国的な課題であるところ、その対応策の一環として、当市では窓口予約の運用を開始した。  
しかし、主対象者である電子証明書の更新予約件数が伸び悩んでおり、窓口予約の周知が課題となっている。現在、地方公共団体情報システム機構が発行する有効期限通知書が、対象者へ更新情報を伝えるものとして最も効果的な仕組みであるが、当該通知書は市区町村欄に文字数制限(テキスト文字のみ 35 文字×4行=計 140 字)があること、余白部分が活用できないこと、また二次元コード等を貼り付けることができないことなど、記載できる情報量が限られている。このため、更新手続に関する説明情報の不足や当市の予約サイトへ市民が容易にたどり着くことが難しい状況となっている。また、記載内容の変更を申請してから更新されるまでに2か月ほど要し、対象者への迅速な情報提供に課題がある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

窓口での電子証明書の更新作業に、1件当たり 10 分から 15 分程度要するため、窓口予約の利用方法を知らない市民からは、長時間待たされることによる苦情が多く寄せられており、更なる窓口の混雑を招いている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当市を含めた地方自治体がオンライン予約やマイナンバーカードの更新に関する情報を、市民の目に留まりやすい有効期限通知書により提供可能となる。このため、多くの市民が二次元コード等を用いて直接オンライン予約や自治体ウェブサイトへ遷移し、必要な情報を容易に取得し手続を進めることができるようになるなど、市民サービスの向上に繋がる。また、各自治体が取り組む、マイナポイントで急増した更新者の混雑対策の有効な手段となり、業務効率化も期待できる。

## 根拠法令等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森市、花巻市、仙台市、ひたちなか市、さいたま市、川口市、松戸市、川崎市、厚木市、新潟市、富士宮市、名古屋市、豊橋市、半田市、小牧市、豊中市、姫路市、西宮市、安来市、新居浜市、久留米市、熊本市、都城市

- 通知書の余白を利用し申請者への情報提供の手段が増えるため、改善が必要と考える。
- 有効期限通知書の市町村変更欄は文字制限数等があり活用できないため、市民へ必要な情報を提供することができず事務に支障がある。また、有効期限通知書は地方公共団体情報システム機構が作成・発送しているにもかかわらず、通知書の問い合わせ先に当市の連絡先の記載があるため、電子証明書更新予約など必要な情報が提供できていないことを含め、多くの苦情をいただいている。発送元が地方公共団体情報システム機構であることを明示するとともに、通知書へ同封する書類について、照会回答書から電子証明書発行申請書へ変更することを希望する。
- 自治体にはそれぞれ固有の事情があり、予約の有無、手続きができる窓口などが異なるところ、全国共通のチラシを用いて案内することに限界がある。マイナ免許証の制度創設に伴うチラシの変更対応も遅く、案内不足により窓口でトラブルになるケースも多くあった。今後は振り仮名の制度創設に伴い案内すべきことが増えるところ、機構においては対応が遅れる若しくは対応しないことが想定され、益々案内不足により現場が混乱することが容易に想像できる。このことから、自治体が個別にカスタマイズできるよう改善を行うことは急務である。
- 提案市と同様に、予約制度の周知を行いたいが、市町村欄の文字数制限の都合から載せることができない。
- J-LIS から送付される「マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書」の下段に設けられた自治体が自由に書き込める記載欄の文言の変更について反映までに約2ヶ月を要しているのは、現実と記載欄の内容に齟齬が生まれるリスクがあることから迅速に反映するよう善処していただきたい。
- 窓口に関する案内を同封することが可能であれば、手続対象者に適切なタイミングで窓口に係る案内を行うことができる。
- 地方公共団体情報システム機構が発行する有効期限通知書は、市区町村欄の文字数制限やレイアウト制約により、予約方法や案内を十分に掲載することが困難である。また、掲載内容変更時の反映まで一定期間を要するため、迅速な情報発信にも支障がある。については、自治体記載欄の自由度の高い仕様への変更及び掲載内容変更反映期間の短縮について、運用の見直しを求める。

## 各府省庁からの第1次回答

「マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書」の市区町村変更欄について、通知書の仕様を見直すことにより、文字数制限の上限を増やすこと等の運用改善について、検討してまいります。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	130	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードの券面記載事項の更新や電子証明書の更新時において、カード券面追記欄への氏名の振り仮名の追記をカード保有者本人の任意とすること

## 提案団体

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

令和8年5月25日までにマイナンバーカードを申請又は保有し、マイナンバーカードの券面に氏名の振り仮名の記載がない者に対する、マイナンバーカードの追記欄への氏名の振り仮名の追記は、カード保有者本人の任意とすることを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度(予定)】

令和8年5月26日から始まる住民票への氏名及び旧氏の振り仮名の一斉記載に関連し、令和5年の番号法の改正によって、今後、電子証明書の更新手続きをする際には、マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書データの更新及び、券面事項追記欄へ「振り仮名」の物理的な追記(印字または手書き)がさらに必要になること。

### 【支障事例】

マイナンバーカード取得率の上昇に伴い、住所異動手続きのほとんどでマイナンバーカードの券面変更事務を行わなければならない状況であること。

また、令和2年から令和5年に実施されたマイナポイント事業時にマイナンバーカードを取得した方の電子証明書の更新の需要が到来していること。

これらの影響により、当市の住民記録窓口は1年を通じて非常に混雑しており、特に人口規模の大きい区では、ほぼ毎日1時間を超える待ち時間が発生している。

当市においても、窓口数の増設やマイナンバーカードセンターの追加設置をおこなったが、待ち時間の減少効果は限定的。

※当市における券面事項更新件数(令和8年3月実績)

住民異動に係るカード券面事項更新: 2万 400 件

電子証明書の更新に係るカード券面事項更新: 1万 6,200 件

### 【制度改正の必要性】

令和8年5月26日以降は、電子証明書の更新手続きをする際には、マイナンバーカードのICチップ内の電子証明書データの更新及び、券面事項追記欄へ「振り仮名」の物理的な追記が必要となるため、さらに事務に要する時間が増える見込み。

また、券面追記欄に振り仮名を追記することによって追記欄が満欄となり、カードの再作成が必要となる方が発生する見込み。

継続的な業務増であれば体制を整えることも可能であるが、電子証明書の更新需要の大きな波は令和9年度までであり、短期的な大幅な業務増に対応することは、人員確保の面で極めて困難であり、振り仮名の追記は市民の大幅な待ち時間の増につながるが見込まれる。

#### 【支障の解決策】

ICチップのデータ更新については、更新を行わない場合、e-tax等のオンライン手続に支障が出ることから、データ更新については実施する必要があると考えるが、マイナンバーカードの券面事項については「すでに発行されているマイナンバーカードの記載事項は従前の例によるとしている」とされていることから、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名の追記は保有者本人の任意とすることにすれば、事務処理時間の軽減につながり、市民の待ち時間が増加することを抑制できる。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市民が区役所窓口で手続をする際に、電子証明書の更新需要で待ち時間が発生していることに加えて、さらなる待ち時間が発生し、市民に不利益が生じる。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーカードの券面追記欄への振り仮名の物理的な記載を任意とすることで、電子証明書の更新等で更なる待ち時間の発生を抑制できる。

マイナンバーカードの追記欄が4行しかないため、振り仮名を追記することによって満欄となることを防ぐことができ、市民に新たにカードを作成していただく手間も省くことができる。

なお、カード保有者本人が希望する場合は、時間がかかる旨ご説明したうえでの印字作業が可能となるため、時間がかかったという趣旨の苦情の発生も抑制できる。

#### 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、いわき市、川口市、銚子市、松戸市、厚木市、富士宮市、富士市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、姫路市、尼崎市、西宮市、生駒市、安来市、笠岡市、高松市、新居浜市、久留米市、小郡市、佐世保市、都城市

○現在機構から送付している有効期限通知書には、電子証明書の更新をお知らせする通知やチラシの他、代理人が行う際の照会書が添付されているが、チラシには振り仮名に関する案内はなく、照会書も振り仮名が記載されることに伴う券面変更には対応していないため、振り仮名の印字が強制される場合、機構の案内に基づき案内のとおり代理人が更新手続きに来庁しても手続きを承ることができず、大きなトラブルになることが想定される。また既に券面が満了になっている場合にも、振り仮名の記載が印字ができないことでカードの再申請の流れとなるが、カードの再申請ができる窓口は、電子証明書の更新ができる窓口すべてで受付できるものでもないことから、同様にトラブルになることが想定される。追記欄への印字を任意とすることで、これらのトラブルは回避できる。

○これまで振り仮名のないカードで本人確認書類として認めてきたことから、券面に印字する必要はないと考える。膨大な事務増加による待ち時間の延長に繋がり、市民・職員にとってデメリットの方が圧倒的に大きい。

○電子証明書の更新に要する時間に加え券面に振り仮名を追記する行程が必要となり、1件に要する時間の増加に伴い、前提的に待ち時間が増大するなど来庁者の負担が増加する。また、提案市の指摘のとおりすでに住所異動情報等が追記されている場合には券面満記載となりカードの更新が必要となるなど、さらに待ち時間、事務処理時間の増加となる。

○当市においてもマイナンバーカード関連の業務負担は増加する一方であり、電子証明書更新手続きでさらにカード券面に振り仮名の追記が必要となれば、さらに来庁者の待ち時間を増大させることが見込まれる。また、カード利用の用途の1つは、運転免許証などのように本人確認書類として窓口で提示する場面があるが、券面に振り仮名がなくても、カード所有者の手続きに支障をきたすことはないと思われる。逆に、カード券面の1行を振り仮名の追記に使うことにより満欄となって新しいカードを作成することの方がカード所有者に不便を生じさせ

てしまう。

○券面記載を希望する方だけにしてもらえると、窓口対応の短縮につながる。

○IC チップ内データ更新については、電子申請等の利用継続のため必要であると考えますが、既存カードについては従前の記載事項による運用も認められていることから、券面への振り仮名追記については本人希望による任意対応とすることを求める。

○当区においても電子証明書の更新や券面記載事項の更新において署名用電子証明書の発行・更新をした際に券面への印字を行うとなると事務負担がかなり大きい。また、住民異動の多い時期はただでさえ住民異動に伴うマイナンバーカードに係る手続きが増えたことにより処理時間が増大しているにも関わらずさらに時間を要することが予想される(今年度住民異動に伴う待ち時間は発券から受付開始までだけでも 150 分待ちである)。マイナンバーカードの券面に内部の情報と同一の記載が必要ということは理解しているが、次期マイナンバーカードになり、マイナンバーカードに振り仮名の追記がされるまでは現行マイナンバーカードにおいてはマイナンバーカードの券面記載事項の更新や電子証明書の更新時において、カード券面追記欄への氏名の振り仮名の追記をカード保有者本人の任意としていただきたい。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

第4号施行日(※)(令和8年5月 26 日)時点で既に申請又は発行されているマイナンバーカードについて、電子証明書の更新又は券面記載事項の変更が行われる場合には、より早期に住民票に記載されている内容とカード券面の内容を一致させることが望ましいとの考え方から、現状の運用としているところです。

他方、今回のご提案にもあるとおり、今後電子証明書の更新需要も高まる中、追記欄へ振り仮名を記載することによる事務負担の増加についても考慮の上、その取扱について検討してまいります。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第 48 号)附則第1条第4号の規定による施行日

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	132	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

都道府県等に設置される政府調達に係る苦情処理機関の見直し

## 提案団体

岡山県、三重県、全国知事会、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省庁

内閣府、総務省、外務省

## 求める措置の具体的内容

都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)における物品等及び特定役務の調達においては、各都道府県等で政府調達に関する協定及び平成7年12月1日付け自治国第134号、平成11年3月18日付け自治国第27号、平成26年3月12日付け総行国第37号に基づき、当該調達にかかる苦情の処理を行う機関を設置しているところであるが、国の「政府調達苦情検討委員会」で都道府県等の調達分に係る苦情も一括して処理することを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

都道府県及び指定都市における物品等及び特定役務の調達においては、各都道府県等で政府調達に関する協定及び平成7年12月1日付け自治国第134号、平成11年3月18日付け自治国第27号、平成26年3月12日付け総行国第37号に基づき、当該調達にかかる苦情の処理を行う機関を設置し、苦情の申し立てがあった際は、当該機関において苦情についての協議を行うこととなっている。また、国における物品等及び特定役務の調達においては、国で「政府調達苦情検討委員会」を置き、苦情の処理に当たっている。

### 【支障事例】

当県においては、平成8年に苦情の処理手続きを行う機関(委員会)を設置して以降、一度も苦情が申し立てられた実績がない一方、委員会に係る予算措置を毎年行い、任期ごとに委員の選任(当県では2年に1回、3人の委員を選任)を行う必要があるため、その都度委員への連絡や後任者の調整などに労力を要している。

### 【制度改正の必要性】

各都道府県の状況は、全都道府県で年に数件であり、当県と同様に開催見込みの著しく低い委員会のための委員選任手続き等が負担になっていると思われる。

### 【支障の解決策】

国においても同様に件数が少ない状況(令和4年:1件、令和5年:6件、令和6年:4件、令和7年:4件)であるため、国の「政府調達苦情検討委員会」で、都道府県等の調達分に係る苦情も一括して処理することで、各都道府県等で委員会を置くことによる負担を軽減するだけでなく、事務の効率化につながる。

なお、政府調達協定の第18条第4項において、「締約国は、対象調達に関する供給者からの苦情申立てを受理し、審査するため、自国の調達機関から独立した少なくとも一の公平な行政当局又は司法当局を設置し、又は指定する。」の規定に基づいて、都道府県等において設置するよう通知をしているものと把握しているが、国で一括して設置をしたとしても協定に反していないと思慮する。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全都道府県で年に数件あるかどうかであり、国の機関で一本化された場合には都道府県等の事務が軽減され、事務の効率化になる一方、国における事務量はそれほど増加しないと思慮する。

## 根拠法令等

政府調達に関する協定第 18 条、政府調達苦情処理推進会議の設置について（平成 7 年 12 月 1 日閣議決定）、平成 7 年 12 月 1 日付自治国第 134 号「政府調達に関する協定第 20 条に定める苦情の処理手続の整備について（通知）」、平成 11 年 3 月 18 日付自治国第 27 号「政府調達に関する苦情の処理手続（案）」の改正等について（通知）」、平成 26 年 3 月 12 日付総行国第 37 号「政府調達に関する協定の改正に伴う苦情の処理手続の整備について（通知）」

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、相模原市、島根県、高知県、宮崎県

○当県においても、平成 8 年に苦情の処理手続を行う機関（委員会）を設置して以降、一度も苦情が申し立てられた実績はなく、提案県同様、委員会に係る予算措置及び任期ごとの委員の選任（当県では 2 年に 1 回、4 人の委員を選任）を行う必要があり、その都度委員への連絡や後任者選任などに労力を要している。

## 各府省庁からの第 1 次回答

都道府県及び政令指定都市における調達事務及び当該調達に係る苦情の処理手続は自治事務である。都道府県及び政令指定都市は、「地方自治法（昭和 22 年法律第 76 号）」や、政府調達協定等の実施のために定められた「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）」等の、地方公共団体の調達に係る関係国内法令に従って、自主的な判断に基づいて、調達を行っている。一方、国の政府調達苦情検討委員会は、「政府調達苦情処理推進会議の設置について（平成 7 年 12 月 1 日閣議決定）」により設置され、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成 7 年 12 月 14 日政府調達苦情処理推進会議決定）」に基づき、調達機関に対する調査や要請を事実上の拘束力をもって実施している。仮に国の政府調達苦情処理検討委員会が都道府県等の調達分に係る苦情も一括して処理した場合、法令上の根拠なく地方公共団体の自治事務に対して事実上の拘束力を有する調査や要請が行われることとなり、国と地方の役割分担の観点から課題があると考えられるため、慎重な検討を要する。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	135	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

会計管理者等が直接収納した現金の指定公金事務取扱者への払込みを可能とすること

## 提案団体

船橋市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方自治法施行令を改正し、会計管理者等が直接収納した現金を指定公金事務取扱者に払込みができるようにすること。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

会計管理者及び会計管理者から委任を受けた出納員が直接収納した現金の払込みについては、地方自治法施行令により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関でのみできることとなっており、指定公金事務取扱者として指定したコンビニエンスストア等では行うことができない。

### 【支障事例】

当市では、出張所・保育園・教育機関など複数の出先機関において現金を収納しており、金融機関への払込み件数は年間1万件を超える状況にある。

最寄りの金融機関が遠方にある出先機関では、移動や待ち時間により払込みに多くの時間を要しており、中には徒歩での往復に1時間以上かかる施設もある。車を利用する場合でも往復数十分を要するうえ、ガソリン代の負担も生じている。また、金融機関の窓口混雑も時間を要する一因となっており、少人数体制の出先機関では、その間の来庁者対応に支障を来している。

### 【制度改正の必要性】

今後は、金融機関の支店統廃合や自治体職員数の削減がさらに進むことが見込まれており、同様の課題を抱える出先機関が増加していくことが懸念される。

加えて、長時間にわたる現金輸送に伴うリスクや、金融機関の営業時間外には払込みができないことから、土日祝日に収納した現金を複数日にわたって保管せざるを得ないリスクも抱えており、セキュリティ面での課題も存在している。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定公金事務取扱者として指定したコンビニエンスストア等での払込みが可能になると、最寄りの金融機関よりも近くにコンビニエンスストア等がある出先機関においては、移動距離の短縮に加え、金融機関の窓口と比べて

待ち時間が少ないことから、払込みに要する時間の大幅な短縮が見込まれる。これにより、少人数体制の出先機関であっても来庁者対応への影響を最小限に抑えることができ、職員の負担軽減はもとより、市民サービスの向上においても大きな効果が期待できる。また、車での移動が不要となる場合にはガソリン代の削減にもつながる。

金融機関の支店統廃合が進む一方、コンビニエンスストアの店舗数はここ数年横ばいで推移していることから、制度改革による効果は継続的に維持されると考えられる。

現金輸送に伴うリスクについては、移動距離の短縮により軽減が図られる。また、夕方や土日祝日においても払込みが可能となることで、金融機関の営業時間外に現金を保管し続ける必要がなくなり、保管リスクの大幅な軽減にもつながる。

#### 根拠法令等

地方自治法施行令第 168 条の3、第 168 条の5、第 173 条の2

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、三原市、熊本市

—

#### 各府省庁からの第1次回答

ご指摘の指定納付受託者制度は、納入義務者（住民）の委託を受けて納入義務者の立場で納付事務を取り扱う制度であり、また指定公金事務取扱者制度は、地方公共団体の委託を受けて、当該地方公共団体の立場で公金の収納等事務を取り扱う制度であるところ、最終的には収納された歳入等の公金を当該地方公共団体に納付する又は払い込むこととされている。

一方で、出納員等が直接収納した現金は、収納した時点で地方公共団体の歳入等となり、歳入等となった現金の出納保管の問題となる。指定納付受託者や指定公金事務取扱者が責任を持って地方公共団体に納付する又は払い込むのと同様に、出納員等が直接収納した現金は出納員が責任を持って指定金融機関等に払い込む必要がある。

以上から、地方公共団体の歳入等となった現金の保管事務を、指定納付受託者や指定公金事務取扱者の公金の収納事務として構成して取り扱うことは制度上困難である。

ご提案については、出先機関等での現金での収納を前提とした収納事務の効率化を図りたいとする内容と認識しているが、令和8年9月からは、地方税統一 QRコードを活用した地方税以外の公金の収納が可能となるところであり、まずは、同制度を活用して、公金収納のキャッシュレス化を図り、現金での収納事務の縮減を図ることが重要であると考えている。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	142	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードの券面変更等の手続に係る実施主体に居所の都道府県を加えること

## 提案団体

川口市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの券面変更や電子証明書の発行等の申請手続が住所地市町村のみに制限されているものを、居所の都道府県でも行えるよう広域化を求める。

## 具体的な支障事例

マイナンバーカードの各種申請はDV等の例外を除き住所地市町村で行うこととされている。マイナンバーカードは健康保険証としての利用をはじめ、使用機会が増えており、これに伴い電子証明書の発行等の申請件数も増加しているが、これらの手続はすべて住所地市町村で行う必要がある。住民からは様々な事情で住所地市町村窓口に来庁できない旨の相談があるが、すべてお断りをしている結果、住民に大きな負担をかけたり、マイナンバーカードの使用そのものを断念される住民も少なくないが、申請可能な窓口を広げることで、この問題が解決できると考える。なお、単に住所地以外の市町村窓口でも可能とすることは、都心部等の市町村窓口の負担が増加することになるため、都道府県がその受け皿になることが望ましいと考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

親の介護等を理由として、住所地から離れて居住している市民に、電子証明書の更新のためだけに新幹線や飛行機等で住所地へ帰省し、来庁いただいたことがある。また、手続ができないことを理由にカードを返納したい旨の申し出を受けたことがある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民の負担軽減、利便性が著しく向上する。都道府県が警察署に窓口を設置した場合には、マイナ免許証の手続時に暗証番号を間違えてマイナンバーカードにロックがかかってしまった場合でも、暗証番号の再設定がその場で対処可能となる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第33条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、さいたま市、新潟市、富士宮市、安来市、東広島市、高松市、新居浜市

○県が実施主体に加わることで、間口が広がり市区町村の事務負担が軽減すると考える。実施の際は都道府県庁及び振興局単位程度での実施とし、土日対応があるとなお良いと考える。

○都道府県だけでなく、国のあらゆる機関でも手続き可能とするべき。

## 各府省庁からの第1次回答

マイナンバーカードは、住民基本台帳を公証基盤とし、その住民基本台帳を管理・整備する住所地市区町村長がそれぞれの住民に対し、券面に記載されている氏名等の4情報と住民基本台帳に記載されている内容の一致を確認した上で、厳格な本人確認を実施することで、カードの交付を受ける者が住民基本台帳に記載されている者本人であることを公証するものであり、また転出入等の際においてはマイナンバーカードの券面記載事変更等の手続が併せて必要となることから、住民基本台帳事務と密接不可分な業務であるため、市区町村において実施する事務と位置づけられているところです。

他方で、運転免許証は、運転免許情報を管理する主体が各都道府県警察であることから、都道府県において免許証更新事務を実施しているところ、県下の市区町村の住民基本台帳を管理する立場にない都道府県にマイナンバーカード交付事務を実施させることは困難であると考えております。

なお、令和8年6月3日に開催された「第66回地方分権改革有識者会議・第186回提案募集検討専門部会合同会議」において、山下議員から、都道府県等の住所地市区町村以外の主体が携わることは「経営の視点で見ればオペレーションの複雑化によるコスト・負担増が懸念される」とのご意見をいただいているところ、総務省としても同様の懸念を持っており、マイナンバーカード交付事務全体の効率化の観点から考慮する必要があると考えております。

他方、市区町村のカード交付に係る事務負担軽減は重要と考えており、総務省においては、昨年度開催した「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において様々な検討を行い、特にマイナンバーカードの交付前設定業務（券面等の情報と住基の情報との照合作業等）については、国及び地方公共団体が共同して運営する法人である、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において、自治体側での対応が必要な作業を除き、集約的に処理を行うこと等の検討を進めているところです。引き続き、マイナンバーカード交付事務のうち、一括で処理が可能な事務については、J-LISに事務を集約化すること等により、市区町村におけるマイナンバーカード交付事務の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	144	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

選挙人名簿登録地情報についてマイナポータルでの確認を可能にすること

## 提案団体

川口市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

選挙人名簿登録情報について、自治体中間サーバーに副本登録し、選挙人がマイナポータル上で確認できるようにすること。

## 具体的な支障事例

選挙人名簿の登録は、当該自治体において住民票作成から引き続き3箇月以上、住民基本台帳に登録されている者について行われているが、名簿登録後に当該自治体を転出した場合には、新住所地への転入届提出までの期間の猶予等を考慮し、転出後4箇月を経過した後に選挙人名簿から抹消される。そのため、新旧住所地それぞれの自治体において選挙人名簿に二重に登録されている期間が存在し、選挙人はどちらで投票するか不明瞭なケースが存在することで、選挙管理委員会への問い合わせが発生し、その対応といった負担が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

選挙期間中に転出した住民から、転出元または転入先のどちらで投票すれば良いかについて、多数の問い合わせがある。問い合わせの結果、転出元自治体での投票であることが確認できた場合でも、現所在地から不在者投票をするには日数が足りず、投票できないというケースもあり、もっと早く知りたかったとの意見をいただくことがある。各自治体の選挙管理委員会では、転出者向けに郵送で案内を送付しているが、返戻されることも多く、現状の紙運用では十分な周知を行うことが困難である。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現状では、新旧住所地のどちらで投票するかを確認する手段が、選挙管理委員会への問い合わせ以外にないため、選挙人が自身のマイナポータルから名簿登録地を確認することができれば、本人及び選挙管理委員会の負担軽減が図られる。

## 根拠法令等

公職選挙法第21条、第22条、第28条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

戸田市、横須賀市、山口県、佐世保市、伊佐市

○当市でも、国政選挙の際は新旧どちらの住所地で投票が可能なのかについての問い合わせが多数あり、また、投票日当日に旧住所地でしか投票ができないと知り、投票を断念している事例にも接している（この場合、事前に確認ができていれば、不在者投票等が可能であったと思われる。）。即時性が求められ、電話で回答することが多いが、執務時間中に限られ、また、家族からの問い合わせ等の場合、個人情報保護上の懸念が全く無いとも言えないため、提案の形が望ましいと考える。なお、住民基本台帳法第7条の住民票の記載事項に選挙人名簿への登録の有無（第9号）があり、システム上も連携を行っているため、当該データを活用し、実現することも一案と考えられる。

## 各府省庁からの第1次回答

自治体中間サーバーに副本登録し、選挙人がマイナポータル上で確認できるようにするにあたっては、技術的課題や費用対効果の観点を踏まえた、慎重な検討が必要である。  
なお、二重登録に関しては、選挙時登録日から一定期間前の段階で、二重登録の可能性のある対象者について、自治体相互に通知・照会を行い確認する運用を行っている。したがって、最終的な二重登録状況を正確に把握し、どの市町村で投票を行うことになるかという情報については、正確性を期する観点から、関係自治体への問合せや送付された投票所入場券により選挙人に判断していただく対応が現実的と考えられる。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	145	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムを活用した選挙人名簿二重登録に関する事務の見直し

## 提案団体

川口市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

住民基本台帳ネットワークシステムを通じて自治体間で通知している転入通知情報にある「転入届出日」を住民記録システムから選挙人名簿システムへ連携することで、現在は郵送やFAXで送付している二重登録関連文書が不要となることから、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における標準仕様の改定を求めるもの。

## 具体的な支障事例

選挙人名簿の二重登録に関する文書は、郵送もしくはFAXにより全国の選挙管理委員会同士で連携しており、膨大な文書を短期間で処理する必要から業務負担が大きい。  
また、紙の文書を1件ずつ手作業で処理することから漏れや誤入力懸念され、正確な選挙を執行する上での懸案となっている。  
入場整理券作成時にどの自治体で投票できるかが確定しないことから、選挙人が正しい情報を得ることができず投票への支障となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

紙での通知は、手作業で選挙人名簿に反映しなければならないことから業務量も膨大となるだけでなく、自治体ごとに到着する時期が異なるため、すべての情報が確定したタイミングを判断することが不可能である。そのため、新旧住所のどちらで投票できるのかを確実に本人へ通知することができない。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民基本台帳ネットワークシステムの転入通知情報にある「転入届出日」が選挙人名簿システムに連携されれば二重登録処理がそもそも不要となるため、大幅な事務負担の軽減が見込まれる。  
また、選挙人名簿システムで一括判定できることから個別の処理が不要となり、誤入力等のミスの防止にもなることから、より正確で確実な選挙事務執行を実現することができる。  
そして、選挙人への入場券も正確に作成することができるため、本人も早期に確実な情報を入手することが可能となる。

## 根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

越谷市、戸田市、八王子市、横須賀市、山口県、長崎市、佐世保市、伊佐市

○選挙時（特に国政選挙時）に、全国の選挙管理委員会から郵送や FAX で膨大な量の二重登録照会及び通知が届き、その処理に多くの時間を要している。

また、入場整理券の発送についても二重登録状態の確認が確定してからでないと発送できないため、二重登録状態の選挙人に対する入場整理券の発送が他の選挙人よりも遅れる要因ともなっている。

○選挙人名簿の二重登録に係る情報連携については、現在、郵送または FAX により各自治体の選挙管理委員会間で個別に実施している。このため、短期間に多数の文書処理を行う必要があり、特に公告示日の直前という極めて繁忙な時期に作業が集中することから、担当職員の負担が非常に大きく、1 回の選挙において約 100 時間の作業を要している。また、紙媒体を用いた手作業による処理であることから、処理漏れや入力誤りが発生するおそれがあり、選挙人名簿の正確性確保の観点から課題となっている。なお、本提案が実現した場合には、これらの作業時間は数時間程度に大幅に縮減されることが見込まれる。

○当市では、国政選挙の際、照会、通知の対象者が 1000 人を超える規模で生じるため、処理には 2 人工で 1 週間程度を要している。

特に、参院選は 7 月に執行されるため、対象者が 3～4 月に転出入を行った選挙人となり、処理件数が増大するため、負担は大きいと認識している。

標準仕様書においては、LGWAN メールでの通知・照会が想定されているが、PDF での送付では結局手入力となり負担の軽減にはつながらない。したがって、提案のとおり住基ネットからの「転入届出日」のシステム連携が望ましいと考える。

○特に国政選挙においては、二重登録通知・照会・回答は件数が多く、FAX の送受信及び回答の入力に苦慮（深夜まで作業）している。選挙準備で多忙な中、正確な作業が必要で非常に気を使う作業であり、全国のシステム標準化がなされた今、自動化すべき事務である。

○選挙人名簿の二重登録に関する文書は、郵送もしくは FAX により全国の選挙管理委員会同士で連携しており、膨大な文書を短期間で処理する必要がある。住民基本台帳ネットワークシステムの転入通知情報にある「転入届出日」が選挙人名簿システムに連携されれば二重登録処理がそもそも不要となるため、大幅な事務負担の軽減が期待できる。

各府省庁からの第 1 次回答

住民基本台帳ネットワークシステムにより転出先における選挙人名簿の登録状況を把握することとした場合、転出元の市町村が二重登録の判断を行うことになるが、例えば、転出元の市町村が、転出先で登録見込みであることを確認後、選挙人が再転出したことにより、転出先において 3 か月要件を満たさなかった場合、転出元において適切に投票させられるか、また、転出先において当該選挙の登録基準日以降に別の選挙による登録がある可能性を転出元において考慮し、適切に二重登録を確認できるか等、正確性の観点からの課題が考えられることから、転入先及び転出先の双方が関与する現行の方法によることでの確に把握できると考えられる。

なお、二重登録の通知・照会に関する運用について、標準化検討会ワーキングチームの議論を踏まえ、業務負荷及びセキュリティの両面から現段階で対応しうる手段として、LGWAN mail 利用を基本とするメール送付も可能という考え方を示している。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	146	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	08_消防・防災・安全		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

緊急通行車両等の確認標章の廃止及びデジタル管理への移行等

## 提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、熊本市

## 制度の所管・関係府省庁

内閣府、警察庁、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

緊急通行車両等の確認標章を廃止し、登録した車両番号をデータベース化した上で、自動読み取り機等によりナンバープレートによる対象車両の確認を行うなど、デジタル技術を活用した確認手法の構築を求める。なお、その際には、災害によるネットワークの途絶を想定した運用についても併せて検討することを求める。また、地方自治体等で保有する車両について、リスト形式による一括での確認の申出や変更の届出を可能とし、車両ごとの個別申請を不要とするよう見直しを求める。さらに、自動車検査登録情報と連携させ、廃車情報や車両の登録状況等を把握できる仕組みを構築することにより、有効期限の更新手続を不要とするよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

災害時に交通規制が実施された道路を通行するためには、災害対策基本法施行規則に基づき、事前に警察署へ標章の交付を申請する必要があるが、標章の交付には、申請から発行まで一定の期間を要する。

### 【支障事例】

現状、申請から発行までには1か月弱程度を要しており、申請から発行前に災害が発生した場合や、発災後に急遽使用することとなった車両では、迅速な災害対応を行うことができない。そのために、他市町村への応援を含む、迅速な災害対応に支障が出る可能性がある。

また、車両ごとに警察窓口又はオンラインでの申請が必要であり、標章及び緊急通行車両確認証明書は警察窓口で受け取る必要があるため、新規申請に加え、標章の有効期限切れに伴う返却や再申請、平時における適切な管理など、地方自治体及び警察双方に事務負担が生じている。当市においては、約800台の申請済車両をリスト化して管理しているが、申請は車両ごとに個別に行う必要があるため、申請書類と車両リストを別々に作成するなど、非効率な事務が生じている。

さらに、標章は検問所での目視確認を行うため捏造や使い回しのリスクがある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

緊急通行車両等の確認標章を廃止することにより、緊急通行車両として使用可能となるまでの期間が短縮され、迅速な災害対応につながる。また、標章の交付というアナログ事務が見直されることにより、行政事務のデジタル化が推進され、標章の管理や申請時における地方自治体及び警察署の事務負担やコストの軽減につながる。さらに、検問所での確認時間の短縮や、標章の捏造、使い回しの防止にも寄与する。

## 根拠法令等

災害対策基本法第 76 条第 1 項、災害対策基本法施行令第 33 条、災害対策基本法施行規則第 6 条～第 6 条の 5 及び別記様式第 3～7、大規模地震対策特別措置法第 21 条第 1 項、原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 3 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、岐阜市、豊橋市、高松市、今治市

○災害時における事務手続の簡素化（効率化）が図られる。  
○緊急通行車両等の確認標章が廃止され、デジタル化された場合、当市でも同様なメリットが享受できるものと考えられる。その場合は、被災地等の現場における緊急通行車両の確認手法までを含めた検討も必要であると考える。

## 各府省庁からの第 1 次回答

大規模災害発生時においては、必要に応じて、災害対策基本法第 76 条第 1 項等の規定に基づき道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。この措置の実効性を担保するため、各都道府県警察においては、その指定後直ちに、必要な場所に検問所を設け、緊急通行車両確認に係る標章等により車両の選別を行うこととしているほか、必要に応じて、各検問所等においても緊急通行車両であることの確認を直ちに行い、災害応急対策に従事している車両の必要かつ十分な通行を確保し、災害応急対策の万全を期すこととしている。なお、令和 5 年の災害対策基本法施行令等の改正により、緊急通行車両であることの確認は災害発生前においても行うことができることとされたところである。

御指摘の趣旨は、主として申請の利便性の向上にあると考えられるが、御指摘のような自治体等が保有している車両について、事前に一括して確認を受けようとする場合のように、同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応も可能）して申出書を 1 通とすることができることとしており、また、その際、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類及び災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類について、重複する内容のものは 1 通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとしていることから（「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の改正について（通達）」（令和 7 年 12 月 8 日付け警察庁丁規発第 208 号））、そうした制度も活用いただきたい。他方で、災害発生時においては、必要な通信環境が必ずしも確保できない中で、状況に応じて緊急通行車両の追加確認を行うなど、迅速かつ柔軟な対応が求められるところ、所要の資機材の整備を含め、現時点においては、デジタル技術の活用により直ちにそうした対応をより効率的かつ確実に実施可能な仕組みは承知しておらず、直ちにそうした仕組みを構築することは困難であるが、引き続き、技術的動向は注視していきたい。また、自動車登録ファイルの記載事項により車両の所有者等の情報が把握できたとしても、それが直ちに災害応急対策に従事することを担保するものではないため、そうした情報との連携をもって再度の確認を不要とすることは困難である。

なお、緊急通行車両であることの確認について、災害発生前に事前に申請する場合の標準処理期間は、30 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定めることとしているものの、災害発生後は 1 日としており（「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う緊急通行車両等の確認等のモデル審査基準の制定について（通達）」（令和 5 年 7 月 20 日付け警察庁丁規発第 109 号））、前述したとおり、各検問所等で確認することも含めて、災害発生後は、設定された標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速な対応を期すこととしている。また、緊急通行車両確認標章については、過去の災害時の経験を踏まえ、車両番号の記載やホログラム措置を講じており、偽造防止対策を実施しているところである。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	153	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

広域連合等に対しても一斉通知・調査システムを利用して国からの直接通知とすること

## 提案団体

北海道、福島県、神奈川県、北海道東北地方知事会

## 制度の所管・関係府省庁

内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

令和7年3月の一斉通知・調査システムの改修によりインターネット環境への対応が可能となり、広域連合や一部事務組合の利用が可能となったことを踏まえ、市区町村だけでなく、広域連合や一部事務組合、各都道府県市長会、各都道府県町村会等に対しても、原則、一斉通知・調査システムを利用して、国からの直接通知とすること。

なお、当該措置にあたっては、今後も新たな通知等の事務が発生することを踏まえ、個別事務ごとの通知だけでなく、総務省においてシステム利用に関する国の統一的な方針・指針を策定し、周知すること。

## 具体的な支障事例

当県で、国からの通知等を受けた際、その内容を踏まえ、広域連合や一部事務組合等(以下、広域連合等)に対して、当県から通知を発出しているところであり、その都度事務が生じるため、一件毎の負担は軽微であっても、総量としては相当の負担となっている。また、日常業務で広域連合等と直接のやり取りがない部局においては、その都度、連絡先等の入手が必要となっている。

### 【事務の例】

- 地方分権改革に関する提案募集関係事務
- 地方公務員給与・制度等関係事務
- 地方行政関係事務
- 行政評価・行政手続き関係事務
- 行政改革関係事務(指定管理・PFI)
- 地域未来交付金関係事務(制度説明会、申請受付等)
- 地方公営企業関係事務(繰出金、経営マネジメント強化事業等)
- 公共工事関係事務(設計積算、入札、契約等)

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市区町村及び広域連合等について、都道府県を経由した通知事務が廃止されることで、都道府県の事務負担の軽減が期待される。

## 根拠法令等

—

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、宮崎県

○後期高齢者広域連合は全都道府県において設立されており、県を経由せずとも直接の連絡で完結することができる(県を経由することで無駄な事務が発生している)。

## 各府省庁からの第1次回答

### 【地方分権改革に関する提案募集関係事務】

提案募集を開始する際の通知等について、一斉通知・調査システムの活用等により広域連合等に対しても内閣府から直接通知等を発出できるよう、その具体的な進め方について検討中。

### 【地方公務員給与・制度等関係事務】

#### 【総務省】

総務省の「一斉通知・調査システム」で通知の送付が可能となるよう、令和8年度に広域連合や一部事務組合に周知するための担当部署の宛先の登録を行い、令和9年度に送付が可能となるよう対応してまいりたい。

#### 【地方行政関係事務】

今後行政課及び行政経営支援室から発出する通知については、広域の地方公共団体である都道府県において集約的に情報を把握いただくことが望ましいものか等、その内容や性質に鑑み、宛先を適切に判断した上で、一斉通知・調査システムを活用して送信したい。

#### 【行政評価・行政手続関係事務】

今後行政管理局(調査法制課)から発出する通知については、その内容や性質、市町村・広域連合等の担当者の登録状況等を踏まえ、宛先を適切に判断した上で、一斉通知・調査システムを活用して送信したい。

#### 【行政改革関係事務(指定管理・PFI)】

都道府県から広域連合等への通知の実情を確認しつつ、市区町村だけでなく、広域連合等に対しても、一斉通知・調査システムを利用した国からの直接通知を検討する。

#### 【地域未来交付金関係事務(制度説明会、申請受付等)】

地域未来交付金(地域未来推進型)に係る制度説明会の開催案内など、システムがなじむと想定される場合については、令和9年度より一斉通知・調査システムを活用する方向で検討を進めることとする。

ただし、当該システムによる対応が困難な事務も一部存在することから、一斉通知・調査システムを用いる場合と電子メールにより送付する場合が併存することとなり、結果として自治体における事務が煩雑化するなど、自治体にとって不利益となる場合には、従来の連絡方法に統一する可能性もある。

地域未来交付金(デジタル実装型)に係る事務のうち、制度説明会や公募開始に関する連絡等の内閣府から発出する通知については、令和9年度より、一斉通知・調査システムを利用することを検討する。その際、本提案における総務省の検討結果を踏まえて対応する。

#### 【地方公営企業関係事務(操出金、経営マネジメント強化事業等)】

ご提案の「地方公営企業関係事務(繰出金、経営マネジメント強化事業等)」に関する通知については、広域連合や一部事務組合等に対しても、通知の趣旨を踏まえつつ、原則、一斉通知・調査システムを利用して、国からの直接通知とすることとする。

#### 【公共工事関係事務(設計積算、入札、契約等)】

地方公共団体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下、入契法)に基づき、入札契約適正化に向けた要請や周知を行っているところ。

また、公共工物品確法に基づく基本方針においては、国だけでなく、都道府県においても市町村等に対して発注関係事務を適切に実施するための情報の提供を行うものとされている。

なお、広域連合や一部事務組合など、入契法の対象となり得る特別地方公共団体については、国において一元的に把握しておらず、各都道府県及び市町村において適切に把握されているものと承知している。

ご提案を踏まえ、これらの団体に対する通知の在り方について、今後検討を進めてまいります。

#### 【システム利用に関する国の統一的な方針・指針】

一斉通知・調査システムは、全国の地方公共団体を対象とした通知・調査照会業務を円滑に進めるために運用

しているものである。令和6年度の改修により、令和7年3月から一部事務組合及び広域連合も本システムの利用が可能となっている。令和7年6月の「経路調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日決定）の決定を受け、令和7年7月に本システムの利用拡大について各府省庁へ依頼したところであり、この共通化推進方針を踏まえ、今後も、本システムの利用拡大に取り組んでいく。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	156	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

共通 SaaS による電話業務 DX の推進

## 提案団体

八尾市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

ボイスボットや IVR について、共通 SaaS として国が構築すること。

なお、構築に当たっては、国の施策に関する問い合わせに特化したボイスボット・IVR として、予め国側で施策に関する情報を学習させて(登録しておく)こと。

<予め国側での学習を希望する内容>

総務省:マイナンバーカード、厚生労働省:マイナ保険証、デジタル庁:公金受取口座

その他、マイナンバーカードに係る分野における、

・制度の内容(マイナポータルやマイナ保険証はそもそも義務なのか、マイナ免許証で何ができるのか、公金受取口座はどこで登録できるのかといった内容を広く含む)

・事務的な内容(例えば暗証番号の変更方法に係る Q&A や有効期限に関する案内その他カード機能の登録・廃止といった、一般的な内容を広く含む)

## 具体的な支障事例

自治体では様々な住民対応に関する業務を実施しているが、ここ最近では、いわゆる国策としての「マイナンバーカード」「マイナ保険証」「(第1弾、第2弾、自治体)マイナポイント」「各種給付金(コロナ・物価高・低所得者支援など)」「マイナ免許証」など、自治体固有の業務ではない、国の施策に基づいた業務を自治体が基本的に受け皿として実施している。

しかし、これらの業務はその性質上、ほぼすべての住民が対象であるため、問い合わせが(メディア等で)報道された際に自治体に市民からの問い合わせ電話が殺到し、通常業務をひっ迫する事態となる。また、令和7年度に市民からの問い合わせが最も多い部門に対し、閑散期である7月の1週間、実態調査を実施した結果、当該期間中の問い合わせ 746 件/週のうち、マイナンバーカードに係る問い合わせが 275 件/週(一日平均 50 件強)で「3割以上」となった。繁忙期(2月~4月)ではこれの2倍から3倍以上の件数になることが想定され、電話対応業務が職員の業務遂行への支障となっている。

また、令和5年度まで実施された「マイナポイント(~第2弾)事業」の際は、当市が外部委託により設置した有人対応のコールセンターがパンクし、結果、窓口で市民が殺到した。受付窓口では3時間以上の待ち時間が出るなど、大きな支障が生じた。

これらは、(共通の条件等で)自治体固有で対応する必要性は低く、統一のコールセンターでの対応や自動音声等による定型対応が有効であるものの、(コールセンターは画一的な対応にとどまり)自治体個別で設置するかはその自治体の財政状況に左右される。

今後は、労働力人口の減少等による事業者の供給や受け皿の不足により、調達の困難やコスト単価の増大が

(特に地方では顕著に)予想され、自治体での均一的な展開はますます困難になることが想定される。そこで、自治体を横断した国策事業分野を中心として、国主導で「電話自動応答システム(IVRやAIコール)」を構築し、SaaS化して各自治体に低価で導入できるような仕組みを構築することで、自治体は費用面のハードルを下げられ、国が構築したことを根拠として利用できるほか、各電話対応の実績をSaaSとして一元化できることによる情報・ノウハウの蓄積など、さまざまなメリットが享受できると判断できる。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

自治体での電話対応業務については、一部の自治体において、AIを活用した電話自動応答(IVR)システム等の実証実験や、また、国において「各制度・分野」でコールセンターの設置などを実施しているものの、その情報のレベル感や手法、あるいは実施そのものの有無が自治体間もしくは制度間で大きく差があり、あるいは窓口の開庁時間に依存する有人対応であったり、IVRやAIコール形式でも当該システムベンダーにより、その手法や仕組みに差があったりと、その設置の有無やサービス形態は自治体の規模などによっても千差万別となっている現状がある。

また、ベンダー自体も現状は複数存在するため、自治体への「問い合わせ情報」のノウハウの蓄積も困難な状況にある他、自治体での調達手法もプロポーザル方式や競争入札等によることとなり、仕様書の作成などの導入準備に対する負担が発生するため、また、自治体単独での調達にはコスト面が割高になる傾向もあることから、導入があまり進んでいない現状にある。

#### 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電話対応業務に係るシステム化として、共通SaaSとして複数の自治体が共同利用できるような電話自動応答(IVR・AIコール)システムを構築することにより、自治体は低価による調達(共同調達)が可能となり、また問い合わせられた情報の蓄積を1カ所に集約させることにより、ノウハウの蓄積・改善が容易になるほか、住民も共通SaaS化により自治体や制度に左右されない同じサービスの享受が可能となる他、SaaSであれば日々進化するAIやシステムのアップデートにも容易に対応できるものと考えられる。

また、AIなどの先進的なサービスの導入を躊躇している自治体においても、国により構築されたSaaSであれば導入へのハードルが下がることが期待でき、結果として、広く国民が先進的なサービスを利用することが可能となり、24時間対応などもIVR・AIコールにより可能となるほか、職員は電話対応業務から一定解放されることにより、コア業務への注力も可能となるなど、双方にとってのメリットが発生する。

さらに、市民からの問い合わせは複合的な問い合わせであるケースも多く、例えば、  
・引越しの手続きについて+マイナンバーカードの手続きに本人が来られない場合など  
・苗字が変わる手続きについて+マイナンバーカードの券面書き換えの手続きについて  
・いわゆるDV措置等の問い合わせ+マイナンバーカードの受け取り方法について  
・マイナンバーカードの発行+その他世帯などに係る問い合わせ  
・マイナ保険証の問い合わせ+高額医療に関する問い合わせ

など、多岐に渡るような内容も含まれるため、共通SaaS構築に当たっては、各自治体個別でも一定学習できる領域(カスタマイズ性)があれば、より良いサービスの提供が可能になると考えている。

#### 根拠法令等

—

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、須崎市、大村市

—

#### 各府省庁からの第1次回答

電話対応については、自治体が利用可能なボイスポットやIVRサービスのSaaSが既に市場に複数存在し、一定の競争原理が働いていると考えられることから、国による共通SaaSの開発は民業圧迫につながりかねないほか、費用面で自治体の負担軽減に必ずしもつながらず、国地方全体の費用としてかえって割高になる可能性

すらある。

こうしたことから、国が自治体の電話対応について共通 SaaS を開発することは、適切でない。

なお、デジタル庁では、行政機関や自治体が SaaS やその導入支援サービスを迅速かつ効率的に調達するためのカタログサイト「デジタルマーケットプレイス(DMP)」を運営しており、当サイト内でもボイスボットや IVR サービスを掲載しており、調達に関する自治体の負担軽減は、同サイトを利用することで一定程度軽減されるものと考えている。

DMP デジタルマーケットプレイス(<https://www.dmp-official.digital.go.jp/>)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	160	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

「一斉通知・調査システム」の活用促進に向けた見直し

## 提案団体

神奈川県、福島県、横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、海老名市、寒川町、大磯町、二宮町

## 制度の所管・関係府省庁

内閣官房、総務省

## 求める措置の具体的内容

令和7年度の提案募集事項のうち、「一斉通知・調査システム」について、地方公共団体の事務負担を軽減するため、前向きな対応をいただいたところではあるが、一層の活用促進と事務負担軽減を図るため、次の措置を求める。

- ①システム内に登録されている「担当名」の区分を増設・廃止・修正するとともに「担当業務説明」の内容を充実すること
- ②令和7年7月16日付け総務省地域力創造グループ地域情報化企画室長、内閣官房行政改革推進本部事務局参事官通知発出後に関係府省庁が実施した運用改善の取組状況について、地方公共団体にフィードバックすること

## 具体的な支障事例

### 【支障事例】

①一斉通知・調査システムを利用して通知等を発出する際は、「担当」を選択する必要があるが、担当の定義が曖昧なものがあるため、地方公共団体側では、本来の所掌ではない通知が届き、庁内での再振り分けに係る事務負担が生じている。

「担当」は、あらかじめシステム上で設定されており、各地方公共団体が該当課を登録することで運用されているが、都道府県と市町村では設定されている「担当」に差異がある。例えば、都道府県には総務関係のシステム上の「担当」が存在しないため登録することができないが、市町村には、システム上に「総務担当」が存在し、各市町村の総務担当課が登録をしている状況にある。

都道府県の市町村課は、管内市町村の支援、とりまとめ等を目的として「市町村担当」の登録を行っている。しかしながら、都道府県の「市町村担当」と市町村の「総務担当」が、システム上では同じ「市町村(総務)担当」として設定されていることから、本来は都道府県の総務担当課宛てに送られるべき総務関係の通知が、「市町村担当」宛てに送付されることがある。また、「地域の元気担当」の担当業務説明には「市町村宛ての既存の他の担当に属さない事項」があるにもかかわらず、「市町村担当」の担当業務説明が「市区町村のとりまとめ」と包括的な内容になっていることにより、直接「市町村担当」の担当業務とは関係がない通知が「市町村担当」宛てに送付されることがあるなど、実態と乖離している。

②令和8年度に入ってもなお、令和7年度にシステムを通じて実施されていた調査について、特段の理由も示されないままシステムを通さずメールで依頼が送られてくるなど、令和7年7月16日付け通知の趣旨にそぐわない対応が散見され、対応に苦慮している。

### 【運用見直しの必要性】

持続可能な行政サービスを考えれば、事務負担の軽減は喫緊の課題であり、周知や調査等の事務は一層の簡素化を図る必要がある。また、都道府県による周知は、市町村には便利である一方で、システムの活用促進、ひいてはデジタル化の推進による事務負担の軽減を阻害する運用となっている。現在の担当名の区分及び担当業務説明の内容からは適切な送付先の特定等に支障があり、十分な事務の簡素化が図れていない。

#### 【支障の解決策】

①担当名の区分を実態に合わせて増設・廃止・修正し、担当業務説明の内容を充実させるとともに、システムを活用する省庁に対して見直しの結果を周知徹底する。また、実際に省庁から通知や調査を行う際は、送付する部署を改めて精査し、必要に応じ担当業務説明等に随時反映する。

②関係府省庁におけるシステムの運用改善の取組状況を見える化し、定期的に地方公共団体にフィードバックする。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

この提案は、都道府県の負担軽減の観点のみならず、市町村の負担軽減にも資するものであり、事務を減らす視点から提案するものである。

特に人員不足が著しい小規模町村においては、「一斉通知・調査システム」を通じて国から届く膨大な照会等に対応するだけのマンパワーがないのが実情であり、システムを使いやすくすること、通知自体の内容を簡潔に短時間で理解しやすくすること、通知・照会の重複削減や頻度抑制、重要度の明確化、回答方法の統一・簡素化等については、令和8年度においても市町村の根強い改善要望があることから、一層の運用改善が必要である。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の各部署に求められる対応が明確化されるとともに、市町村側にも無用の混乱を生じさせないで済むことから、円滑な事務処理に資する。

担当名の区分の増設・廃止・修正及び担当業務説明の充実により、国-都道府県-市町村間のより柔軟な通知や調査への活用が期待できる。

システムの運用改善状況を見える化し、国と地方公共団体で情報共有することにより、支障事例の明確化や好事例の横展開等が期待でき、更なるシステムの活用促進に資する。

#### 根拠法令等

—

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、大田原市、鈴鹿市、宮崎県

○「地域の元気担当」と他の担当が重複して照会を受ける場合、「地域の元気担当」が取りまとめて回答する場合と、主となる担当が個別に回答する場合に分かれる。しかし、現状では、依頼内容まで確認しないとその仕分けをすることができず、仮に、「他の担当が回答する内容」と互いに認識している場合、回答漏れや調査対応が滞ってしまう。担当の仕分けを行う際、まず確認するところは「②基本情報」だが、「調査の標題」と「調査内容」の2項目のみで、「調査内容」の中に、多くの情報が規則性なく記載されているため、必要な情報を読み解くまでに時間を要する。

○実装されている機能が実用的ではない。（以下、実例）

・チャット機能について、回答できる内容が少ない。（対応できるのはシステムの操作方法に関する質問のみ。）

・案件問合せ機能について、利用したが返信がなかった。

・一括ダウンロード機能について、出力できるのは「調査の標題」や「案件種別」など、文書管理の表紙のような情報に限られる。また、「調査の標題」については、タイトルのみの場合もあれば、【】で担当省庁や締め切りが示されるなど、格納されている情報が不揃いで視認性が悪い。データを加工する必要があるため、利活用もしにくい。

○当団体においても一斉通知・調査システムを利用して発出された通知が実際の所管部署と乖離しており、その振り分けに苦慮している。通知見逃しの恐れもあることから、適切な部署に適切な通知がされるよう担当の区分の新設・変更・廃止を検討いただきたい。

## 各府省庁からの第1次回答

- ①令和7年の地方分権改革に関する提案募集における本システムの運用改善等に関する提案の趣旨を踏まえ、令和8年3月3日付けで関係府省庁宛てに本システムの運用改善を依頼したところである（「一斉通知・調査システム」の運用改善について（依頼）（令和7年地方分権改革に関する提案募集関係））。今般の提案を踏まえた本システムの運用改善については、令和8年度中に関係府省庁宛てに依頼する予定である。
- ②令和7年6月の「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針」（令和7年6月2日決定）の決定を受け、令和7年7月に一斉通知・調査システムの利用拡大について各府省庁へ依頼したところである。この共通化推進方針も踏まえ、令和8年度には、「調査等リスト」の更新作業により調査等の負担軽減に係る改善事例等を取りまとめ、そのうち、改善の効果が高く、汎用性があるような事例については、各府省庁に対し今後の調査等の改善等に資するよう送付するとともに、各地方公共団体にも情報提供する予定である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	168	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

地方自治法及び地方公営企業法に基づく入札制度において落札者が契約を締結しない場合の扱いの見直し

## 提案団体

大府市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方自治法施行令第167条の2第3項及び地方公営企業法施行令第21条の13第3項の規定については、「落札金額の制限内でこれを行うものとし」ではなく「予定価格以下でこれを行うものとし」とするよう要件の見直しを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

「落札者が契約を締結しないとき」の随意契約ができる条件は、地方自治法施行令第167条の2第3項及び地方公営企業法施行令第21条の13第3項の規定により「落札金額の制限内でこれを行うものとし」と規定されている。

### 【支障事例】

「落札金額の制限内」と規定されていることから、最低制限価格又は低入札調査価格を設定していない入札において事業者が誤って安価な金額で入札した場合、契約締結が出来ずに再度入札を実施することになる。この事例は年間2～3件発生している。

### 【制度改正の必要性】

現状は「落札金額の制限内」でしか見積徴収ができない状況であり、支障事例のような状況では契約締結をすることは不可能である。

### 【支障の解決策】

「落札金額の制限内」から「予定価格以下」とすることで、契約を締結しない事業者を除き、予定価格以下の金額で最も安価な金額を入札した事業者と契約締結ができれば、支障が解決できる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

予定価格以下の最も安価な金額を入札した事業者と随意契約が締結できれば、再度入札するよりも事務負担及び契約締結までの時間が大きく軽減できる。

また、再入札による時間を削減できることから市民サービスへの影響は少なくできる。

なお、契約締結をしない事業者は、入札保証金の返還が受けられず、また指名停止等の行政処分の対象となる

だけではなく、他の事業者を落札させることを目的として辞退した場合は、独占禁止法第3条に抵触する恐れがあることから、落札後に2番目以降の低入札者に落札されることを目的として辞退を申し出ることは想定していない。

#### 根拠法令等

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、地方公営企業法施行令第21条の13第3項

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、相模原市、熊本市

○当市においても同様の事態が発生した場合、提案と同様に、新たに入札を行うこととなる可能性が高く、業務の履行に支障が出かねないことから、本提案に賛同する。

なお、提案内容に記載のとおり、予定価格以下で最も安価な金額を入札した事業者（当初の落札者を除く）と当該応札額の範囲内で随意契約を締結できるよう、「予定価格以下かつ他に応札者がいた場合には、当該応札者の応札額の範囲内でこれを行うものとし」に変更されたい。

#### 各府省庁からの第1次回答

地方自治法第167条の2第1項第9号及び地方公営企業法施行令第21条の13第1項第9号については、国の入札契約制度を定める会計法並びに予算決算及び会計令における規定と均衡をとった規定である。

本来、落札者と決定した者が契約を結ばない場合においては、再度の競争入札を行い、相手方を決定することが原則である。一方で、当該競争については、一度落札の決定がされたにも関わらず、落札者が契約を結ばないときであるので、その者と合意された価格があり、当該落札価格の制限内の価格でそれぞれ契約を希望する者があったときは、当該落札者と契約することと何ら条件に変わりがないため、同規定は、既に実施された競争により公平性・競争性の確保が保障されている当該価格の制限内に限定して、手続の簡略化を図ったものとされている。

上記の制度趣旨を踏まえると、ご提案のとおり、予定価格の制限内において随意契約ができることは、契約原則である一般競争入札の例外としての随意契約の要件を緩和することになることや、競争性や公平性の確保の観点も踏まえつつ、再度の競争入札を行うとする原則的な取扱いの例外として許容されるものかどうか、国の入札契約制度との均衡も考慮して、慎重に検討する必要がある。

なお、ご提案については、「最低制限価格又は低入札調査価格を設定していない入札において事業者が誤って安価な金額で入札した場合」を想定したものと認識しているが、政府としては、地方の官公需における適切な価格転嫁や適正な履行の確保の観点から、全ての請負契約等において、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の原則導入を要請しているところであり、これらの制度を適切に活用することにより、ご提案のような事例を防止することができるものと考えている。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	169	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

公的年金源泉徴収票等の作成時においてマイナンバー情報連携による扶養控除等の確認を行うこと

## 提案団体

大府市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を日本年金機構等が情報提供ネットワークシステムを活用して把握し、公的年金等受給者の源泉徴収票及び公的年金等支払報告書の作成時において扶養控除等の適用の適正化を図ること。

## 具体的な支障事例

年金所得者における配偶者控除の適用や扶養控除等の適用には、扶養親族等申告書を適用年の前年の10月頃に各年金所得者に送付され、その届出に基づき適用されている。その中で、亡くなった配偶者や親などの親族をそのまま修正せず届け出される方が一定数見え、そのまま適用されたまま所得税の計算が行われている。次に市区町村には、その誤った配偶者控除や扶養控除等の状況の公的年金等の支払報告書が届くため、死亡者の適用を否認して処理している。当市においてはチェックリストを作成し、否認する作業を行う手間が発生しており、場合によっては、そのまま適用し、対象者とのトラブルともなるケースもある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

特に無し。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

死亡しているにもかかわらず配偶者控除や扶養控除等を適用してしまっている方のチェックを行わなくて済むようになり、事務手続きの簡略化が図れる。また、対象者との不要なトラブルを避けることができる。

## 根拠法令等

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第203条の6  
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第317条の3の3  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、豊橋市、半田市、豊田市、城陽市、寝屋川市、芦屋市、広島市、都城市

- 扶養控除等の適用に係るチェック事務に多大な時間を必要としている。
- 事務チェックの簡略化が図られる。
- 当市においても年金所得者の扶養控除に関するチェックなど事務的負担が大きい部分がある。情報連携の活用のメリットは期待できる。

#### 各府省庁からの第1次回答

地方税法上、日本年金機構をはじめとする公的年金等支払者には公的年金等受給者から提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書を取りまとめて保管する義務及び公的年金等支払報告書を作成・提出する義務が課されているのみで、受理した当該扶養親族等申告書の記載を精査する責任を負っているものではなく、公的年金等支払者がマイナンバーを利用することに伴い増加する公的年金等受給者や公的年金等支払者の事務負担にも配慮する必要があることから、ご提案に対応することは困難である。

情報提供主務省令(※)において公的年金等支払者におけるマイナンバー情報連携の対象となる事務は、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」等に限定されている。公的年金等支払者においては、厚生年金保険法に基づく年金給付事務と併せて、地方税法に基づく公的年金等支払報告書の作成事務を実施しているところであるが、両事務は別の法令に基づく事務である。

したがって、地方税法に基づく公的年金等支払報告書の作成のために年金所得者における配偶者や扶養親族の死亡情報を確認することは、厚生年金保険法による年金の支給に関する事務等に該当せず、年金実施機関がマイナンバー情報連携によって閲覧することができる範囲の対象外である。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	176	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

住民票等の公用請求についてオンラインでの請求及び対応を可能とすること

## 提案団体

豊田市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

- ①国の機関や市区町村等が行う各種調査等の事務の一環として行う住民票、戸籍謄抄本、戸籍附票、各種税証明等の公用請求について、オンラインでの請求及びその対応が可能となるよう総務省令の改正を求める。
- ②将来的に上記公用請求をオンラインで実施することが可能となるよう共通システムの構築、整備に向けた検討を求める。なお、共通システムには以下の仕様を含めることを求める。  
交付部署にて紙媒体が必要な場合は当該システムから統一的な様式にて印刷可能であること。  
オンライン上の入力情報は CSV 等の形式で出力可能であること。  
標準準拠システムとの連携により、対象者の特定及び証明発行までオンラインで完結が可能であること。
- ③住民基本台帳ネットワークシステム等の利用ができず、公用請求を行う案件への対応については、将来的に電子交付での対応が可能となるよう検討を求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

公用請求に関しては、住民基本台帳法、戸籍法、地方税法等でそれぞれ定められている。特に住民基本台帳法については住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条第1項により「住民票の写し等の交付の請求は(中略)公文書を提出してしなければならない」と規定されており、オンラインでの請求は現行法令では認められていない状況。(戸籍法上は戸籍法施行規則第79条の2の4第1項の規定によりオンラインでの請求は認められており、地方税法上は請求の手法については言及はない。)

また、住民票の写し等の送付については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第7条第1項により「郵送または信書便」と規定されており、オンラインでの交付についても現行法令上は認められていない。

### 【支障事例、制度改正の必要性】

本市では年間約 7,900 件(令和6年実績)の公用請求を処理しており、その処理(郵送受理、整理、請求内容確認、交付可否判断、住民票発行、発送前の確認、発送処理等)に時間を多く要している。また、公用請求は多くが郵送でのやり取りとなっており、紙媒体の管理(受理後の仕分け等の整理、不足書類があった場合のやり取り、処理後の保管処理等)に要する時間も多。また、令和5年度の提案募集において、公用請求様式の統一が図られたが、依然として自治体独自様式の利用等があり、全ての請求様式の統一には至っていない。本市において公用請求対応に係る事務処理の自動化を検討した際、行政機関ごとの表現方法の違いを解消できず断念した経緯が有る等、事務改善の視点からも紙媒体でのやり取りをしていることによる支障が多くある。

### 【支障の解決策】

以下の解決策を提案する。

オンラインでの公用請求及びその対応が可能となるよう、公用請求の方法及び送付の方法を規定する総務省令にオンラインによる申請に係る内容を追加する。

将来的に公用請求をオンラインで実施することが可能となるよう共通システムの構築、整備を行う。

行政機関間の公用請求については、将来的に電子交付が可能となる仕組みの整備を行う。

共通システムの整備及び電子交付化により、紙媒体の管理手間削減、郵送に要する費用及び時間の削減等の支障解決に寄与し、加えて将来的に標準準拠システム(住記システム、戸籍システム等)との連携が実現されれば更なる事務効率向上に寄与するものと考えられる。

### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

#### ①公用請求を行う側(各事業所管部署)の効果

公用請求書の作成、発送の手間削減、郵送料の削減

郵送に要する時間削減による事務スピード向上

#### ②公用請求に対応する側(住民課等の部署)の効果

紙媒体の管理手間の削減

請求内容の可読性向上による事務ミス防止、事務スピード向上

RPA等の事務の自動化が容易になる(実現により大幅な事務スピード向上)

※事務を外注する自治体にとっては事務効率化に伴う委託費用低減等の効果

将来的に住記システム等基幹システムとの連携が実現されれば更なる事務効率向上が期待できる

公用請求を行う事務、公用請求に対応する事務は全国全ての自治体で行われており、共通システムの整備及び電子交付化により公用請求を行う各行政機関及び公用請求に対応する各市区町村の事務負担軽減に寄与するものと考えられる。

### 根拠法令等

住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第7条第1項、第8条第1項

### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、富岡市、さいたま市、柏市、川崎市、厚木市、新潟市、静岡県、富士宮市、豊橋市、名張市、寝屋川市、姫路市、安来市、東広島市、松山市、特別区長会

○日々大量の公用請求を受けており、窓口対応をしながらの対応となるため処理が追い付かない状況である。

○道路用地の登記手続きで地権者の現在住所が不明な場合や相続人を調べる場合等、住民票や戸籍附票の請求をすることも多い。これらは現状郵送でしか請求できず、請求書の作成、印刷、郵送の準備、郵便料金等、多大な事務負担となっている。また、配達の日数も長くなっており、この間登記手続きは止まってしまう。請求書に不備があった場合、電話での確認となり、請求する側も請求を受ける側も負担が大きい。

○公用請求書の作成や発送に手間がかかり、照会から回答まで相当な時間を要していることから、オンライン化により、業務の効率化、経費の削減を図りたい。

○当市においては公用請求における請求内容の確認や請求利用により不要と判断される個人情報について不交付の連絡(住民票謄本ではなく抄本での交付など)など請求元団体との電話連絡に時間を要しており、オンライン請求での請求フォームの統一が請求内容等不備の解消のため必要と考える。

○公用請求のオンライン化も望むが、それと併せて、住民基本台帳システムを利用できる業務においても、本籍・筆頭者が確認できないために住民票の写しの本籍・筆頭者記載のあるものが請求されることが多いため、住民基本台帳ネットワークシステムに本籍・筆頭者を管理項目とし、参照できるような改正・改修を望む。また、附票の写しは住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍情報連携システムのように公用請求できる仕組みの構築を望む。

## 各府省庁からの第1次回答

住民票の写し及び戸籍の附票等の公用請求については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令(昭和60年自治省令第28号)第8条及び第9条並びに戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令(昭和60年法務省・自治省令第1号)第5条及び第6条の規定により、公文書で行うとともに国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書を提示することが求められるところ、公用請求をオンラインで行う場合には、各行政機関等が利用可能な職責証明書を発行・検証するシステムを構築する必要があることから、ニーズや費用対効果を慎重に検討する必要がある。

なお、住民票の写しの電子交付については、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ中間とりまとめ」において、「紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのままPDF化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる」旨が示されたところである。

また、住民基本台帳ネットワークシステムは、本人を一意に特定するために最小限必要な「氏名・住所・出生の年月日・男女の別・個人番号」等の情報に限り連携することとしており、機微な情報とされる戸籍に係る情報をこれらの情報に併せて連携することは適当でない。

法務省においては、戸籍電子証明書のオンラインでの公用請求に係る環境整備・手続の簡素化に引き続き取り組むこととしてまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	179	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

議員報酬等の受給辞退に関する規定の整備

## 提案団体

豊田市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

以下いずれかの法律の改正を求める。

①地方自治法第203条に以下の規定を加える。

「第1項から第4項の規定にかかわらず、その議会の議員が条例で定める議員報酬、費用弁償及び期末手当の受給の辞退の意思を示したときは、これを全部又は一部支給しないことができる。」

②公職選挙法第179条第2項に以下の一文を加える。

「ただし地方議会の議員が、地方自治法第203条第○項の規定により地方公共団体が定める条例により支給される議員報酬、費用弁償及び期末手当を除く。」

## 具体的な支障事例

当市議会では、令和7年5月に議員が疾病により公務に復帰できない状況が生じ、令和8年2月現在においても継続している。当市議会では、地方自治法第203条第4項の規定により、「豊田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を定め、議員報酬、費用弁償及び期末手当(以下「報酬等」という。)を支給しているところ、当該議員から、「公務を行っていないにも関わらず報酬等を受け取るのが心苦しいため、受給を辞退したい」旨の意思が表示された。

議員報酬については、行政実例により、「基本債権である給与請求権そのものの放棄はできないが、具体的に発生した報酬請求権の辞退の意思表示があれば権利の放棄ができる」旨示されている(昭24・8・25行実)ところ、後者については公職選挙法第199条の2第1項において禁止される寄附とみなされることから、結局のところ、議員の意思によって報酬等の受給の辞退はできないこととされている。

そのため、現状では、議員に報酬等を支給すべきでない事由が生じた場合又は議員から報酬等の受給の辞退の意思表示があった場合は、各地方公共団体が、条例において減額等の規定を定め対応しており、減額等の規定がない場合や、減額等の規定を定める条例の改正をするまでの間は、議員による役務の提供がないにもかかわらず、また、議員の意思如何を問わず、報酬等を支払い続けることとなっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、各地方公共団体が条例の改正等の手続きを個別に行う必要がなくなり、また、その間の報

酬等を支払う必要がなくなることから、財政支出の抑制が図られる。

#### 根拠法令等

地方自治法第 203 条、公職選挙法第 179 条、第 199 条の2

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、上尾市、佐世保市

—

#### 各府省庁からの第 1 次回答

寄附については、従来、選挙区内にある者に対し、選挙に関してする場合のみ禁止されていましたが、実効性が上がり選挙腐敗の大きな要因となっていたため、昭和 50 年の公職選挙法改正後は選挙に関するか否かを問わず、選挙区内にある者への寄附が一律に禁止されました。当時、財政難を反映して、地方公共団体の特別職が給与・報酬等の一部を辞退し又は返上する動きが各地で見られましたが、従来から、「選挙区内にある者」とは、選挙区内にある自然人、法人及び人格なき社団をいうものとされており、地方公共団体だけを特に異なった取り扱いとする積極的理由に乏しいこと、地方公共団体を「選挙区内にある者」に含まれないと解した場合には選挙を有利にするための各種の寄附が行われるおそれがあり、寄附の禁止を徹底した改正法の趣旨が没却されることから、改正後の規定では給与の辞退又は返納も寄附に該当することとされ、このような場合には、条例を改正し給与の暫定的な減額措置をとることが相当であることが、通知で示されたところであります。

（昭和 50 年 10 月 31 日付け自治選第 29 号自治省選挙課長通知）

またそもそも、議員報酬等は住民の負担で賄われているものであることから住民の理解と納得が重要である点や議員報酬等の支給は議員の身分・活動と表裏一体であることから額を含めその内容は各議会が条例で定めることとされている点を考慮すると、法律による一律の方法を定める事は慎重な議論が必要と考えます。

そのため、このような改正の経緯や議員報酬等の性質等を考慮すると、議員報酬等の額や支払い方法については当然のことながら、議員報酬等を支給できない・すべきでない事由が生じた場合の対応方法についても、地域の実情に即して条例において定めることが適切と考えられます。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	182	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

基幹統計調査に係る事務について都道府県を経由せず国への直接提出等を可能にすること

## 提案団体

熊本市、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、広島市、北九州市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、経済産業省

## 求める措置の具体的内容

国勢調査等の基幹統計調査は、各法令において都道府県が行う事務と市町村が行う事務に分けられており、調査に係る委託金の交付は、総務省の基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱において都道府県が市町村へ配分するよう定めている。  
これらのうち、総務大臣との連絡、調査員・指導員の推薦、調査用品の送付、調査票の二次的審査、調査に係る委託金の交付等について、基幹統計調査のうち国勢調査、経済センサス、住宅土地統計調査、就業構造基本調査、家計構造調査においては都道府県を介さず直接総務省と連絡・調整できることを求める。

## 具体的な支障事例

調査実施上の疑義や調査用品の不足が生じた場合、当該内容を県に説明し理解を得た上で、総務省に県から相談していただいている。また、用品の不足が生じた場合も同様である。  
しかし、国との間に県が入っているために、やり取りに時間がかかることに加え、県・市の双方にとって本来必要としない情報のやり取りが発生している現状がある。  
また、調査員・指導員の推薦や、調査票の二次的審査を県を介して行うことで、国への提出期限の前に県への提出期限が設定されることになり、市の作業時間が圧迫されるとともに、県においても短期間での処理を余儀なくされている。  
また、交付金についても、内示・確定額情報が都道府県を経由して各市町村に伝達される仕組みとなっており、各市町村への情報伝達にタイムラグが生じている。  
特に政令指定都市においては、市の人口と比例し、一般市よりも調査に係る事務処理事項が総合的に多い状況にある。  
【具体例】  
県内における当市の世帯数は約4割を占めており、疑義照会の内容も多岐にわたるうえに件数も多いため、県を介するタイムラグの影響が大きい。  
紙面回答での調査票の枚数も多く、県への提出期限内での審査には限界があるとともに、二次審査の為に県に移送するための管理工数だけでも膨大なため、移送の準備にかかる時間並びに県による審査の時間を、当市での審査時間として充てることで、審査の精度の向上を図ることができる。  
交付金の予算執行計画(調査員報酬、用品調達・配送、審査体制確保等)の立案が後ろ倒しとなり、調達・契約手続の着手時期が遅延し、実質的な事務遂行期間が短くなっている。また、県側でも伝達・照会・内部審査等の中間事務が発生し、市・県双方の二重負担が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

疑義対応、追加用品受領のタイムラグが短縮されることで、円滑な調査実施につながる。  
実質的な審査にかかる時間が長くなり、調査の精度向上につながる。

## 根拠法令等

統計法、統計法施行令、国勢調査令、基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

寒川町、兵庫県

○疑義対応等にタイムラグが生じるケースがあるため、改善を希望する。  
○調査員・指導員の任命について、現在は市町村が推薦し、都道府県において任命しているが、実質的な管理や指導は市町村が担っている。都道府県が関与する必要性が不明確である。

## 各府省庁からの第1次回答

総務省が実施する国勢調査、経済センサス、住宅・土地統計調査、就業構造基本調査及び全国家計構造調査はいずれも統計法に基づき、国の行政機関が作成する特に重要な統計を作成するために実施する基幹統計調査として、全国統一的な基準・方法により確実に実施する必要があります。このため、国勢調査令(昭和55年政令第98号)又は統計法施行令(平成20年政令第334号)に基づく法定受託事務として、都道府県及び市町村において、統計調査事務を処理することとしているところです。

その上で、総務省としては、上記の大規模かつ重要な基幹統計調査を確実に実施する上で管内各市町村の実情、業務の実施状況等を広域的に把握可能な都道府県との連携は大変重要なものであると承知しており、制度として都道府県を経由せずに総務省が一部の市町村と直接、連絡・調整等を行うことは困難であると考えております。

一方で、総務省ではこれまでも、都道府県を対象とした「地方別事務打合せ会」への政令指定都市の参集、調査書類・用品の国からの直接送付など、全国統一的な基準・方法により確実に調査を実施する上で支障のない範囲で、直接政令指定都市等と連絡・調整を行っている等の事例もあり、今後も運用面において地方公共団体の御意見や実情を踏まえつつ、調査事務の効率化・迅速化が図られるよう努めてまいります。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	183	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

地方公務員法第 22 条に規定する条件付採用期間の延長

## 提案団体

熊本市、仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方公務員法第 22 条で規定されている1年という条件付きの期間の延長を求める。(例えば3年間等)

## 具体的な支障事例

近年、労働力人口は減少し、公務員を志望する人材の確保についても厳しさを増す状況にあり、各自治体は、従来の試験制度の難易度や内容を緩和するなどの対応に迫られている。  
また、自治体は、国の方針に沿って、育児休業取得や障がい者雇用も推進しており、その結果、新規採用職員においても、長期間の休暇を取得する職員が生じている状況にある。  
新規採用職員のうち長期間の休暇を取得する職員については、地方公務員法第 22 条で規定されている1年という条件付きの期間において、能力を見極める期間や機会が限られ、その結果、職員の能力を正確に判断することが困難な状況が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

対人能力や事務処理能力が乏しい職員が採用された結果、事務処理の遅滞や住民サービスが低下する。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方公務員として必要な能力を備えた職員を採用し、住民サービスの向上や効率化を図ることができる。

## 根拠法令等

地方公務員法第 22 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

伊賀市

○人材獲得競争が厳しさを増す中、本市においても経験者採用(中途採用)を積極的に実施している。こうした背景を一つの要因として、入庁後3月程度で産前休暇等を取得する職員がみられるようになっている。その場

合、新規採用職員研修や大型連休等により実勤務日数が40日程度しかなく、能力実証の機会を十分に確保することが困難であり、正式採用可否の判断に苦慮するだけでなく、新規採用職員にとっても安心して働けるとは言い難い環境となっている。一律に条件付採用期間を延長するというのではなく、休業期間分を延長し、能力実証機会及び安心して働ける環境を整備していくといった趣旨である。

○当市において、令和6年度に採用した職員が採用月中に産休・育児休業に入り、条件付採用期間を1年に至るまで延長したものの、復職日が条件付採用期間を超えたことから、ほぼ能力実証を行えず正式採用せざるを得ない事例があった。また、令和8年度に採用した職員も1日も勤務することなく産休となり、1年を超える育児休業を取得予定であることから、能力実証を経ることなく正式採用せざるを得ないものと見込んでいる。このような事例は、6月間の能力実証を経て正式採用となる者又は正式採用に至らなかった者との不均衡を生じさせる由々しきものと考えており、本提案について同意し、措置を求めたい。なお、提案では「例えば3年間の延長」とされているが、子が3歳となる前日まで育児休業を取得できることを踏まえると3年では足りないため、実際に能力実証が可能となる「6月の勤務期間を確保するまで」又は準則で示されている「勤務日数が90日に達するまで」延長できることが適当であると考えます。

○特に消防職員は入庁後半年間消防学校に入校するため、職場で能力を見極める期間は、それ以降になってしまう。消防学校における成績等に基づき判断しているところである。

## 各府省庁からの第1次回答

条件付採用の期間については、地方公務員法第22条において、当該期間を6月とするとともに、人事委員会等は、人事委員会規則で定めるところにより、1年を超えない範囲内で延長することができることとされている。また、人事委員会規則案(昭和27年12月14日付け自丙行発第52号)においては、職員が条件付採用の期間の開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、1年を超えない範囲内で、その日数が90日に達するまで、条件付採用の期間を延長するものとしている。

条件付採用の期間においては、勤務実績が不良で能力に欠けることが明らかになったときは、地方公務員法に定める事由によることなく免職の処分をなし得るなど、職員の身分は不安定なものとなる。このため、条件付採用の期間の延長については、勤務日数不足といった能力を実地に実証するために必要な合理的な理由がある場合に限られると解されており、延長した場合の上限を1年としているのも、こうした身分の不安定を避ける趣旨である。条件付採用の期間を1年まで延長してもなお勤務日数が90日に満たないのは、採用直後に長期にわたり育児休業を取得するなどの例外的な事例に限られることに加え、こうした事例において条件付採用の期間中に実地の能力実証ができないとしても、公務遂行能力は最終的には分限処分により担保されていることも踏まえれば、ご提案のように現行の条件付採用の期間をさらに延長することは、職員の身分保障の観点から、慎重に検討する必要がある。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	187	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

地方自治法施行規則第12条の2の11におけるコンビニ納付の通知について電子媒体での通知及び2次元コード等の利用を可能とすること

## 提案団体

熊本市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方自治法施行規則第12条の2の11(指定納付受託者制度関係)にある「納付の通知に係る書面であつてバーコードの記載があるものとする。」の文言について、書面での通知だけでなく、電子媒体での通知も可能とするとともに、表示形式についてもバーコードのみでなく2次元コード等の表示も可能とすることを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

地方自治法施行規則第12条の2の11第1項において、納付の通知については、「書面であつてバーコードの記載があるもの」でなければならないと規定されている。

### 【支障事例】

当市の公共施設予約システムでは、支払いの際にコンビニ決済を選択した場合、バーコード、QRコード、決済番号をスマートフォン上に表示し、コンビニで提示することで現金支払いを可能としている。

しかし、地方自治法施行規則には、納付の通知は「書面であつてバーコードの記載があるもの」でなければならないと規定されていることから、上記方法でコンビニ決済を可能とするには、収納代行業者(コンビニ事業者)を指定公金事務取扱者に指定する必要がある。さらに、住民の利便性の観点からクレジットカード決済も可能とする場合、その収納代行業者を指定納付受託者としても契約する必要がある。

### 【制度改正の必要性】

現在、コンビニ決済に関しては、指定公金としても指定納付としても整理できる取り扱いとなっており、自治体によって適切な制度を選択できることとなっている。

しかし、上記でも述べたように現在の指定納付受託者制度は限定的であり、昨今の支払方法多様化に対応できないため、指定公金事務取扱者としての指定が必要であり、納入通知書の有無を除き業務に差異がないにもかかわらず両方の契約手続きが必要となり、契約手続きが煩雑となっている。

### 【支障の解決策】

そこで、指定納付受託者制度の規定である「書面であつてバーコードの記載があるものとする。」の文言について、書面については紙での通知だけでなく電子媒体での通知も可能とし、バーコードの記載については2次元コード等も可能と変更することで、上記のようなケースを含め様々な決済方法を指定納付受託者制度として一本化して契約することが可能となる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

施設使用料の支払方法がクレジットカード決済及びスマートフォン上の QR コード等を利用しての現金払の両方に対応している場合、現状では、指定納付受託者と指定公金取扱者双方の契約手続が必要であるが、実現された場合には、指定納付受託者の契約に一本化することが可能となり、自治体・事業者双方の効率化を図ることができる。

また様々な決済サービスを提供する事業者との契約が今までより簡便に行うことが可能となることにより、市民の利便性が向上する。

## 根拠法令等

地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 11

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市

〇当市においても同じようにどちらも契約を行っている状況である。日常的な業務においては特段の支障はないが、担当者の変更などから混乱を招くことも想定されるため、各課の契約手続きや契約状況の確認を行う際には、会計局側で通知をずらして行う等の対応を行っている。

## 各府省庁からの第 1 次回答

ご提案は、

・地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 11 第 1 項において、指定納付受託者に納付を委託する際の通知（納入通知）はバーコードの記載があるものに限定されていることから、二次元コードを記載したものは使用できず、もって二次元コードを記載した納入通知を利用するためには指定公金事務取扱者にも指定しなければならないことから、指定納付受託者に納付を委託する際の通知（納入通知）において二次元コードも記載できるようにすること

・納入通知については紙での通知だけでなく、電子媒体での通知も可能とすることにより、指定納付受託者制度に一元化していただきたいという内容と認識しているが、

・そもそも、指定納付受託者制度と指定公金事務取扱者制度は、納付者の納付時点（遡及納付か、即時納付かの違い）において制度上の差異があり、両制度が併存することには合理性があること

・二次元コードは、主にスマートフォンアプリ決済等の決済事業者による納付の際に使用されることが想定されており、この部分については同条第 2 項口で既に規定されているところ、コンビニレジシステムにおいては二次元コードを読み取ることができず、現金支払いによるコンビニ収納において二次元コードを使用することは想定されていないこと

・指定公金事務取扱者制度における収納事務の委託における納入通知では、バーコード記載等の要件は設けられていないこと

・歳入等納付者に対する納入通知は、現行制度上も、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」及び「総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」により、書面ではなく電子情報処理組織による通知とすることも可能とされていること

等から、ご指摘の支障事例は、現行制度下において解消できるものと考えているが、指定納付受託者制度や指定公金取扱者制度等に関する解釈について疑義があるようであれば、適宜ご相談いただきたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	196	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

道路上のアーケード設置に係る手続の簡素化

## 提案団体

半田市

## 制度の所管・関係府省庁

警察庁、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

駅前広場にアーケード等を設置する場合、道路内での建築行為は建築基準法第44条により制限されており、用途によって異なる手続が求められている。公共交通機関用の施設については県の建築審査会への付議が必要であり、一般車両の送迎用施設については県のアーケード等連絡会議への諮問が必要となるなど、同じ駅前広場内の整備であるにもかかわらず、用途の違いによって別個の複雑な手続を要している。このことが駅前整備の円滑な推進の支障となっているため、アーケードの構造、安全性、通行機能等について、既存の技術基準や審査により安全性が確認できることを前提とするもの。同様の構造・仕様であっても、公共交通用と一般送迎用という用途の違いのみで手続が大きく異なるため、【安全性が同等である場合は同一の手続とするなど、簡素化できる制度とするなど】用途の違いによる手続の差異を見直し、市町村の判断で一体的かつ簡素に処理できる制度への改正を求める。

## 具体的な支障事例

市内企業から、駅利用者の利便性向上を目的として、駅前広場への一般車両用アーケードの寄贈について相談があった。公共交通機関用施設であれば、建築基準法第44条第2項に基づき県の建築審査会への付議で足りる一方、一般車両用施設の場合は同条に基づき県のアーケード等連絡会議(年1~2回開催)への諮問が必要となる。このため、同一の駅前広場整備であるにもかかわらず、用途の違いによって手続が複雑化し、準備に長期間を要する見込みとなった。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一般の人からみると、公共用か、一般用か等関係がないのに、なぜ手続が複雑になるのか。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案が実現することにより、駅前広場におけるアーケード設置に関する手続が簡素化されることで、駅利用者の円滑な移動が可能となり、雨天時等における利便性が向上する。また、用途の違いによって生じている複数の協議・審査手続が整理されることで、地方公共団体の事務負担が軽減され、駅前整備をより迅速かつ効率的に進めることが可能となる。さらに、民間企業からの寄附や協力を活用した公共空間整備が進みやすくなり、駅周辺の利便性向上やにぎわい創出にも寄与することが期待される。

## 根拠法令等

建築基準法第 44 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

稲沢市

—

各府省庁からの第 1 次回答

求める措置の具体的内容のなかで「一般車両の送迎用施設については県のアーケード等連絡会議への諮問が必要となる」とあるが、建築基準法令において連絡会議を設置することおよび諮問をすることを求めている。昭和 30 年 2 月 1 日付「アーケードの取扱いについて」の通達の中で求められている「道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会」を指しているものと思料するが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行により、当該通達は、現在技術的助言として位置づけられている。

提案の「道路上のアーケード設置に係る手続の簡素化」に係るアーケード等連絡会議については、自治体の判断によって、設置および諮問しないことも可能である。

（参考）平成 13 年 2 月 19 日国住総第 15 号「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	210	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

公共施設状況調査に係る各省庁所管の個別調査との重複項目の廃止等

## 提案団体

小浜市、福井県

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

総務省の「公共施設状況調査」について、他省庁調査で既に把握している項目については、総務省独自の照会を廃止するか、他省庁調査結果を総務省が直接収集・統合する仕組みに改める。  
上記が困難である場合、調査を担当課だけで入力する地方財政決算情報管理システムの現行方式を改め、各所管課が所掌施設に関する項目を直接入力でき、調査担当課は提出前の最終確認のみに専念できるといったオンライン共同編集型の入力システムを整備する。

## 具体的な支障事例

毎年度提出を求められている「地方財政状況調査(第2)」のうち、公共施設状況調査は、総務省自治財政局財務調査課から送付される「公共施設状況調査作成要領」に基づき作成している。  
調査要領には多くの項目で「〇〇省の〇〇調査を参考にすること」と記載があり、国土交通省の「道路施設現況調査」、「令和〇年度末都市公園等整備現況調査」、文部科学省の「令和〇年度学校基本調査」など、他省庁が既に所管課へ照会している内容と重複している。そのため、市町村及び都道府県は自庁各課がすでに回答したこれらの調査内容を再度収集し、公共施設状況調査として取りまとめる必要がある。  
そのため、公共施設状況調査の内容が、文部科学省や厚生労働省等が実施した調査結果と異なる場合、総務省から整合性確認を求められる。その結果、担当課は再度所管課へ確認し、数値を精査する必要が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各所管課への重複照会が不要となり、担当課の調整・収集作業が大幅に軽減。  
同一項目への複数回答の必要がなくなり、回答作成時間が縮減。  
他省庁調査との整合性確認が不要となり、誤記や不整合のリスクが低下。  
各施設の担当課が直接入力すれば、より詳細で正確な情報が得られる。

## 根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、越谷市、豊橋市、尾張旭市、滋賀県、豊中市、久米南町

○各団体は短い処理期限のなかで、他の業務と並行しながら調査に回答している。重複項目について、入力が必要若しくは事業担当課で入力した数値をとりまとめ部署が最終確認できるようになれば業務の効率化に繋がる。

○当市でも、総務省自治財政局財務調査課からの公共施設状況調査作成要領に基づき回答を作成しているが、各施設の所管課に担当省庁への報告数値を確認して総務省へ回答している点も同じであり、作業の重複が発生している。

各府省庁からの第1次回答

ご指摘の公共施設状況調査と他省庁調査との項目の重複については、調査対象の年度や範囲に違いがあり、必ずしも一致するものではないため、各団体から回答していただく必要がある。

なお、公共施設状況調査に用いる地方財政決算情報システムについては、令和10年度に更改予定であり、複数人での入力を可能とする予定である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	211	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」および「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」の整理・統合

## 提案団体

福井市、福井県

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」および「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」の内容を整理・統合し、一本化すること。

## 具体的な支障事例

デジタル庁からの照会である「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査」と、総務省からの照会である「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」は回答内容が重複する項目が多く、自治体の事務負担が大きい。  
具体的には、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きについて、両調査ともに「オンライン化済み」「オンライン化未対応」「該当手続なし」の三択からの回答を求めており、同一内容を複数回回答する状況となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

同一項目に対する複数回の回答が不要となり、自治体における調査対応・回答作成に要する時間の縮減が図られる。

## 根拠法令等

地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのオンライン化取組状況に関するフォローアップ調査、地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況の調査

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北上市、宮城県、大田原市、大網白里市、川崎市、寒川町、八尾市、寝屋川市、高知市、熊本市、鹿児島市

○各照会への対応を行っており、照会を1つに統合することで地方公共団体の事務負担を削減することができると考えられる。

○当市でも当該調査について、全課照会を2回それぞれ実施しており、事務負担につながっている。

○本照会は、関係する所管課が多数に及ぶ内容であり、庁内調整を含めた回答作成に相当の時間を要している。加えて、提案内容に記載のとおり、同様の趣旨・項目による照会が年に複数回実施されており、自治体の事務負担が大きい状況にある。照会内容について整理・統合の上、効率的な形で一本化して実施されることが望まれる。

#### 各府省庁からの第1次回答

ご指摘を踏まえ、両省庁でそれぞれ実施している調査の趣旨、目的、必要性を踏まえ、地方自治体の事務負担の軽減に資するよう、調査項目等を検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	213	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	08_消防・防災・安全		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

災害対策基本法第 49 条の 10 に基づく避難行動要支援者名簿に係る同意取得時期の見直し

## 提案団体

鹿児島市

## 制度の所管・関係府省庁

内閣府、総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

災害対策基本法第 49 条の 10 に係る避難行動要支援者名簿の作成について、名簿情報の提供に係る同意確認を障害者手帳等の申請・交付時に行うこととするよう指針の見直しを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度】

災対法における同制度は、第 49 条の 11 に基づき、要支援者に対して平素からの情報提供について同意確認を行っている。(一部自治体では、条例により不要としている自治体もある。)

### 【支障事例】

多くの自治体は、障害者手帳の等級や要介護度に応じて要支援者として登録を行っているが、登録後に情報提供の確認を行っている実態がある。当市では、郵送により確認を行っている。全国的に見ても同制度の同意確認の同意率や個別避難計画の作成率については、課題がある。

### 【必要性】

名簿掲載者に占める、平時からの名簿情報提供者の割合(同意率)は、全国的に 40% 台で推移しており、当市では、障害者手帳や要介護度の認定後に、別途、確認作業の効率化のため防災部局から郵送により同意確認を行っているが、返信がない者も多いことが課題となっている。

平成 29 年 3 月発行の事例集に一つの事例として福祉部問の窓口での同意確認が示されているものの、障害者手帳等の所管(厚生労働省関係部署)と災対法の所管(内閣府関係部署)が異なること等から、そのような取組が進んでおらず、同意率の高まりがみれないものと思われる。

### 【支障の解決策】

そこで、本人又は代理人が来庁する障害者手帳や要介護の認定申請・交付時に避難行動要支援者制度に係る情報提供の同意の確認を指針等において内閣府及び厚労省から強く求めることで、支障が解決し、同意率の向上にもつながると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意確認を行うことで、後日確認を求められることがなくなり、また、確認漏れ等が少なくなるのが期待される。

## 根拠法令等

災害対策基本法第 49 条の 10、第 49 条の 11、第 49 条の 12、第 49 条の 13、第 49 条の 14、第 49 条の 15、第 49 条の 16、第 49 条の 17、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定、令和7年6月更新）

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森市、花巻市、秋田県、いわき市、日立市、尼崎市、高松市

○当市においても、平素からの個人情報提供に同意している避難行動要支援者の割合や個別避難計画の作成率に課題を抱えており、障害者手帳交付時に窓口において、平素からの名簿情報の提供の同意確認及び個別避難計画作成の案内をする運用を行っている。しかしながら、障害者手帳交付担当課と避難行動要支援者名簿の担当課は異なっており、名簿情報の提供に同意する者は複数課で手続きを行う必要がある。

また、要介護認定においては提案市と同様、認定後に別途、平素からの名簿情報の提供の同意確認及び個別避難計画作成の案内を行っている状況である。

障害者手帳や要介護の申請から認定までの一連の流れの中に避難行動要支援者制度に係る情報提供の同意確認を義務付けることで、市民や行政側の負担軽減になり、平素からの個人情報提供に同意している避難行動要支援者の割合や個別避難計画の作成率の向上に資すると考えられる。

○避難行動要支援者名簿の作成に関し、事務手続きの簡素化（効率化）が図られることから、「有」（提案の趣旨に賛同し、追加共同提案団体として参画する意向がある）としたい。

○現在、避難行動要支援者名簿作成部署が福祉関係部署でないため、名簿作成に苦慮しているところもあるため、見直しについては賛同いたします。

○必要性については当市では、福祉部局が同意確認が得られるよう様々な機会を捉え、当事者や支援者に対して周知・啓発を行っているところであるが、同意確認数が伸び悩んでいることが課題となっている。そのため、本提案の必要性を認め、追加共同提案団体として参画する。

○福祉部局との連携は重要であると認識しており、平時の認定申請や交付申請時の手続きの際に、同意確認等の事務についても、厚労省等から強く求めることで、事務の効率化、同意率の向上にもつながるものと考えられる。

○本市の名簿掲載者に占める、平時からの名簿情報提供者の割合（同意率）は、約 23%である。本市でも、障害者手帳や要介護度の認定後に、別途、確認作業の効率化のため名簿更新に合わせて年に 1 回、防災部局から郵送により同意確認を行っているが、返信がない者も多いことが課題となっている。

## 各府省庁からの第 1 次回答

名簿情報の提供に係る同意確認を障害者手帳等の申請・交付時に行い、のちに避難行動要支援者に該当された場合には、避難支援等関係者への情報提供が可能である旨を、「避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供」に係る同意確認に関する事例の一つとして取組指針に掲載することを前向きに検討する。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	228	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

電子交換所の廃止に伴う支払小切手と小切手收受の取扱規定の廃止

## 提案団体

八王子市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方自治法に定める、電子交換所の廃止に伴う支払小切手と小切手收受の取扱規定の廃止を求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

地方自治法第231条の2において、地方公共団体の歳入は証券(小切手等)をもって納付することができることされており、その支払が確実でないとき以外、地方公共団体は小切手での納付を受けなければならないと解される。

また、地方自治法第232条の6において、地方公共団体の小切手による支払いが規定されており、地方公共団体は債権者等から小切手での支払いを求められた場合、小切手での支払いを拒否する根拠がない。

### 【支障事例】

全国銀行協会は令和9年(2027年)3月末での電子交換所の廃止を決定しており、電子交換所が廃止された場合、地方公共団体が指定している金融機関において、小切手の取扱事務の負担増加等を理由に受付を取り止めることが想定される。

地方自治体の出納事務は、指定金融機関等を通じた小切手の交換が前提となっており、電子交換所が廃止された場合、指定金融機関が小切手を取り扱う事務負担の増加等を理由に受付を取り止めることが想定される。その場合においても、地方自治体は小切手による支払、収納を受ける必要があり、事務負担が増加する。

### 【制度改正の必要性】

全国銀行協会や経済産業省の取組にも関わらず法令の規定は変えない場合、国全体で進めている小切手廃止の取組に逆行するものである。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

小切手の受入を行わない方向性が示されている金融機関がある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

電子交換所の廃止と同時に法令を改正することで、実情に即した出納事務が可能となり、業務の効率化及び金融機関の負担軽減につながる。

## 根拠法令等

地方自治法第 231 条の2、第 232 条の6、地方自治法施行令第 156 条、第 165 条の3

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、沼田市、越谷市、相模原市、浜松市、三重県、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても同様の状況であり、指定金融機関からも小切手の受取りを断られているため、令和8年1月から、小切手の授受をベースとする取引は行っていない。

○当市においても、指定金融機関にから小切手の取扱い廃止の連絡を受けている状況である。規定の取り扱いについて、苦慮している。

○当市の指定金融機関では、すでに小切手による支払いは令和7年12月末で取り扱いを終了している。また、他行からの小切手入金を受付も令和8年9月末で終了することが明言されている。

地方自治法では小切手の取り扱いが可能とされているが、実務上の状況とは異なるため、関連する取り扱い規定の見直し・変更が必要と考えられる。

○当市の指定金融機関から令和8年9月末日をもって小切手の取り扱いを取りやめる旨の説明を受けており、早急に対応願いたい。

○手形・小切手の電子交換廃止は、税の担保（地方税法第16条等）や納付・納入委託（同第16条の2等）にも大きく影響するので、条文に手形・小切手の文言が無い有価証券に関する規定も精査したうえでの改正を要望する。

## 各府省庁からの第1次回答

2027年3月末での小切手等の電子交換所での取扱いの停止により、金融機関間における小切手等の交換ができなくなることから、停止後は、小切手等の支払場所と歳入納付を行う金融機関の取扱店が同一である場合を除き、小切手等の振り出しによる公金の支出や収納ができなくなるところである。

これは、小切手法（昭和8年法律第57号）の廃止等による小切手の廃止ではなく、あくまでも電子交換所を通じた金融機関同士での小切手の資金化ができなくなるというものであり、上記のとおり、限定的ではあるものの、小切手等の支払場所と歳入納付を行う金融機関の取扱店が同一である場合には、小切手等の振り出しは可能とされている。

このため、ご提案のとおり、法令改正により、地方公共団体における小切手等による収納や支出の方法を完全に廃止することも考えられるが、

- ・政府において、小切手法の廃止や国の会計法令における取扱いの廃止が検討されていないこと
- ・小切手等を振り出すことができる根拠法令が存置される以上、納付者たる住民等の納付方法が制限され、利便性が低下してしまうこと

から、慎重に検討する必要がある。

他方、金融機関においては、2027年3月末での小切手等の電子交換所の取扱い廃止にあわせて、小切手等の新規発行を停止する予定としており、新規発行の停止後は、新たに小切手帳等の購入ができなくなるところであり、また、政府小切手についても、この方針と足並みを揃えて利用縮減が検討されていると認識している。このため、2027年4月以降は、原則として小切手等による支出や収納に係る事務が生じなくなるものと認識している。

政府としては、電子交換所の小切手等の取扱い停止後の公金事務に支障が生じないよう、これまでも、インターネットバンキングによる口座振替の活用などの公金事務に係る留意事項等をお示ししてきているところであり、引き続き、関係省庁や金融業界等と連携して、必要な助言や周知を行うなど、適切に対応してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	229	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

債権の差押手続において書類を電子的に送達した場合においても差押えを有効とすること

## 提案団体

八王子市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

債権の差押手続において、第三債務者(金融機関)への「債権差押通知書」の送達が生じた場合において、書類を電子的に送達した場合においても、差押えが有効となるよう国税徴収法の見直しを求める。

## 具体的な支障事例

### 【経緯】

国税徴収法第141条に基づく質問・検査については、紙媒体での照会を行っていた。近年、電子照会のスキームが確立されたことで、預貯金等の調査については、電子照会が可能となった(電子照会により、件数が大幅に増加)。

債権の差押えは、国税徴収法第62条の規定により「債権差押通知書」を第三債務者に送達しなければならず、現在もすべて紙媒体による差押手続を行っている状況。

### 【支障事例】

第三債務者が金融機関の場合、窓口が開いている時間でしかその対応がされない。

差押えの手続のため、「債権差押通知書」だけで年間2万件の郵送物を送付しているため、送付に係る人件費や郵送費のコストがかさんでいる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

金融機関における業務が電子化によりスリム化されていく中、自治体からの差押関連通知は依然として紙媒体のため、処理時間を要し、差押えに支障が生じている。そのため、金融機関から差押えを控えるよう依頼されることがある。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

差押えの効力発生要件として電子的な書類の送達が可能となることで、時間にとらわれない差押えの実現が図られる。また、書類の送付に係る人件費や郵送費といった徴税コストが大幅に削減される。

## 根拠法令等

国税徴収法第62条、地方税法第68条第6項等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宇都宮市、日野市、横浜市、相模原市、厚木市、新潟県、焼津市、名古屋市、豊田市、名張市、大阪市、堺市、枚方市、兵庫県、広島市、田布施町、久留米市、諫早市、特別区長会

○当市においても債権差押が年間約 550 件あり、うち約 300 件が預金及び生保の差押となっている。郵送による第三債務者への送達については、事務量、コストの両面で大きな負担となっており、電子送達による差押の効力発生が実現できれば、より効率的な滞納整理業務が期待できる。

一方で、電子送達を可能にする差押について、債権差押のうち預金及び生保のみ電子送達を可とすることの妥当性、電子送達と郵便送達を併用するのか、差押先着順位の基準をどうするのか等、整理すべき課題も多くあることが思料される。

○預金差押の際は、差押通知書を書留で発送しているため、差押えの件数に伴い郵送の費用がかかっている。加えて、振込手数料が必要である場合、充当できる金額がその分少なくなり、郵送費も合わせると、差押執行のために必要な金額が充当額を上回る不均衡が生じることも多い。

また、差押通知の電子化により、夜間のうちに差押通知が送達されたとみなされる場合、滞納者の出金前に差押えが執行でき、差押不能となる件数の削減が見込まれる。

○差押通知書の電子送達サービスを提供する事業者は存在するものの、現行制度では書面送達を省略できず、事務コストの削減等の電子化によるメリットが乏しいため、当市域では自治体・金融機関双方でサービスの導入が進んでいない。

○窓口混雑時等、金融機関に臨店差押を断られるケースはあるため、差押通知書の電子送達については必要性を感じている。

## 各府省庁からの第 1 次回答

地方税における預貯金債権差押通知書の電子的送付については、法制度上の整理、システム上の実現方法や電子と紙が併存した場合の運用の整理等、様々な課題があり、これらを踏まえて検討する必要がある。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	232	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

公共施設への選挙事務所設置の制限に係る公職選挙法の規制の見直し

## 提案団体

八王子市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

公職選挙の立候補者が、選挙期間中に選挙活動のための事務所として公共施設を利用することについて、住民の利用が制約されてしまうため、公職選挙法で制限する規定を設けるか、または、施設を設置する自治体が制限できるよう、見直しを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

公職選挙法において、国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物での禁止行為が規定されているが、選挙事務所としての利用を禁止していないため、選挙事務所とすることが可能となっている。

### 【支障事例】

令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙において、立候補者のひとりが、当市所有の公の施設の複数の会議室等を連続して予約し、選挙事務所として利用するという事例が発生した。

市民の利用に支障が生じかねない状況であるとともに、市が特定の候補者に肩入れしているような疑念を抱かれる恐れがある状況となっている。

### 【制度改正の必要性】

公正な選挙の執行と市民の施設利用環境を確保するため改正が必要である。

### 【支障の解決策】

選挙期間中に選挙活動のための事務所として公共施設を利用することについて、設置者の自治体が制限する、もしくは当該利用を公職選挙法で禁止する規定を設けることで解決できる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

前述の支障事例に関して、一部の市民から市に苦情が寄せられている。  
今後の選挙において、同様の事例が発生すると、公の施設の住民利用に支障が生じる。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公正な選挙の執行につながる。  
特定の候補者に肩入れしていると誤解される懸念が払拭できる。  
市民の施設利用環境を確保できる。

根拠法令等

公職選挙法第 145 条、第 166 条、第 201 条の 13

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

山口県、佐世保市

—

各府省庁からの第 1 次回答

公職選挙法上、第 132 条の規定による選挙当日の制限を除き、選挙事務所を設置する場所に関する制限は存在しない。公的施設に選挙事務所を設置することの可否については、当該施設の所有者や管理者において、適切に判断されるべきものとする。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	241	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

地方税に係るマイナンバー情報連携において情報照会をする際に「照会先」の選択を不要とすること

### 【提案と類似の支障を有する制度等】

保育園・幼稚園の副食費減免判定(小牧市/こども家庭庁、文部科学省)、国民健康保険、後期高齢者医療制度(羽曳野市/厚生労働省)

## 提案団体

浜松市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

地方税に係るマイナンバーを利用した情報連携について、情報照会をする際に「照会先」を選択する必要があるが、未入力の場合でも、照会したデータ項目の情報を保持している地方公共団体から回答を入手できるようにすること。

## 具体的な支障事例

例えば保育料算定や介護保険料の賦課、特別児童扶養手当等の業務において、税情報を照会する場面がある。該当する年の1月1日時点の住所地に情報照会をする必要があるが、住民基本台帳に記録されている住所は前住所までのため、多くの地方公共団体に何度も転出入を繰り返している場合、照会先の地方公共団体が不明であり、公用請求による調査に多大な時間と労力が必要となるとともに、賦課変更による追徴や還付の事務等が発生する場合(※)がある。

※当市では介護保険料の賦課業務に当たって、1月1日時点の住所地の特定に時間を要する場合は、仮で介護保険料の賦課を行っており、所得状況等が判明したのち、追徴や還付が発生している。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

照会先の地方公共団体を調査する手間が省けるため、職員の負担が大幅に軽減されるとともに、迅速な支給が可能となる。また、1月1日時点の住所地の調査に当たって、住民票の写しの公用請求を受ける側においても、回答に要する事務を削減することができる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 20 条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、北上市、館林市、さいたま市、上尾市、戸田市、柏市、小牧市、鈴鹿市、高槻市、羽曳野市、高松市、大村市

○年間 50～100 件程度、再照会をしている。

○複数回にわたり転出入を繰り返している場合、各種業務において税情報を照会する際、公用請求による調査に多大な時間と労力を要する。

○住民税については、原則として住所地課税であるものの、実態としては住所地ではなく居所(居住地)が優先される場合があり、その場合は住民票情報のみでは把握できない。申請に基づく税情報の照会であれば、申請者本人への確認により対応可能だが、保険料の賦課のように住民からの申請を前提としない事務については、個別の確認が困難であることから、やむを得ず未申告者として取り扱わざるを得ない場合がある。この提案については、国民健康保険以外の医療保険者における取扱いを参考に、特定の機関において情報を集約して管理する仕組みを構築することも、一つの方法として考えられるものと認識している。

#### 【提案と類似の支障を有する制度等】

○保育園・幼稚園において、副食費減免対象者が否かの算定において、同様の事象が発生している。保護者側からの申し出により後日所得割額の照会ができ、遡って副食費免除対応を行ったり、副食費補足給付補助金の支払いを遅れて行う等、手間や遅れが発生している。

○国民健康保険、後期高齢者医療制度においても同様の支障がある。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

情報提供ネットワークシステムを利用する際は、原則として、情報照会者が情報提供者を特定する必要があり、番号利用法施行令第 20 条第 1 項は、情報照会の際に、情報照会者は「情報提供者の名称」等を情報提供ネットワークシステムを使用して送信するものと規定している。

ただし、情報提供者の特定が困難なときは、カード省令(※)第 40 条第 3 項及び第 4 項に基づき、情報照会者は内閣総理大臣に通知先(情報照会の対象となっている個人について、情報提供用個人識別符号を取得している情報提供者の情報)の通知を求めるとされており、これにより、情報照会者は照会先の情報を得ることができる。

カード省令において、上記の情報提供者の特定が困難なための制度を設けているものの、ご提案にある 1 月 1 日時点の住所地については、住民基本台帳ネットワークシステムにおいて住所の履歴を検索することで確認可能であると考えられることから、まずはこちらのご活用を検討いただきたい。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成 26 年総務省令第 85 号)

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	247	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカード等への氏名の振り仮名追加に伴う統合端末システムの改修

## 提案団体

姫路市、神戸市、芦屋市、相生市、川西市、たつの市、播磨町、太子町、香美町

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

氏名の振り仮名記載に伴うマイナンバーカード及び署名用電子証明書の発行・更新について、住民記録システムと統合端末の情報を連携し、統合端末の公的個人認証連携(個人番号カード)メニューで電子証明書を発行・更新する際に、ボタンの押下処理のみでマイナンバーカードの内部記録事項が氏名の振り仮名を含んだ情報に更新できるよう当該システムを改修すること。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

令和8年6月頃からマイナンバーカード及び署名用電子証明書の記載・記録事項に氏名の振り仮名が追加される。

### 【支障事例】

統合端末のシステムの仕様上、電子証明書の発行・更新前にマイナンバーカードの内部記録事項に氏名の振り仮名の記録を行う必要があり、現行の窓口事務に加えて氏名の振り仮名を統合端末上で手入力する事務が必要となることから、事務処理時間が増え、申請者の手続時間も増加する。カードの現所有者すべてが該当するため、処理総時間数は膨大になり、窓口改革に逆行する。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

### 【共同提案団体からの意見】

戸籍・住民票への振り仮名表記追加に伴い、制度開始以降にカードへの振り仮名表記を求められた際及び電子証明書更新の際は、電子証明書更新とカード券面への振り仮名記載を同時に行う必要がある。今後、電子証明書更新が増加していく中で上記業務が追加されることにより、申請者の手続時間及び事務処理にかかる負担が増加する等の支障が見込まれる。また、現状のシステムの仕様であれば手入力が必須となることから、事務量の増加に加え、ヒューマンエラーの原因となりうる。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

統合端末上の手順と処理時間が短縮され、行政事務の効率化と窓口の混雑解消及び市民の待ち時間短縮につながる。

また、住民記録システムに登録された氏名の振り仮名が手入力なく統合端末に連携されるため、誤入力のリスク低減が図られる。

## 根拠法令等

—

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、さいたま市、川崎市、相模原市、厚木市、新潟市、富士宮市、豊橋市、豊中市、安来市、高松市、大野城市、佐世保市、熊本市、都城市

○現在のシステムでは、何段階もの処理を行っているため、職員の事務効率向上及び申請者の負担軽減のため当該システムの改修が必要と考える。

○令和8年6月開始のため、現在は準備段階だが、提案団体と同様の支障事例を危惧している。

○戸籍・住民票への振り仮名表記追加に伴い、以下の状況が予想される。

- ・制度開始以降にカードへの振り仮名表記を求められた際、および電子証明書更新の際は、電子証明書更新とカード券面への振り仮名記載を同時に行う必要がある。
- ・今後、電子証明書更新が増加していくなかで上記業務が追加されることにより、窓口での待ち時間及び事務処理にかかる負担が増加する。

これらのことから、カード本体が有効であれば電子証明書更新に伴う券面への振り仮名を追記しなくてもよい取り扱いとすべきである。

※関連: 管理番号 130「マイナンバーカードの券面記載事項の更新や電子証明書の更新時において、カード券面追記欄への氏名の振り仮名の追記をカード保有者本人の任意とすること」

○事務量の軽減とヒューマンエラーの抑制に繋がるためシステムの改修を求める。

## 各府省庁からの第1次回答

ご提案中の「現行の窓口事務に加えて氏名の振り仮名を統合端末上で手入力する事務が必要となる」という点については、マイナンバーカード及び電子証明書の記載・記録事項に振り仮名が追加されることとなる令和8年5月26日以降、統合端末において自動的に公証された振り仮名を画面に表示し、その内容をICチップ内に記録する取扱いとされているため、現状においても振り仮名を手入力する作業は不要となっております。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	253	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードを投票所入場券として利用

## 提案団体

特別区長会

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

「投票所入場券」の郵送交付が事実上の規制となっている選挙事務において、短期間で投票所入場券を発行する事務が選挙管理委員会の負担となっている。マイナンバーカードの認証技術等を活用して入場券に代えることにより、マイナンバーカードの普及も含め、将来的には紙の投票所入場券の発行や送付に係る事務を廃止できるよう、規制緩和を要望する。

## 具体的な支障事例

投票所入場券の作成・印刷・発送業務に当区では、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において2月3日までに約142,000件の投票所入場券を発送するため、2人で50時間の残業が発生するなどの事務負担が発生した。また、突発的な選挙の際には事業者の取り合いが発生しており、適正な事務執行の確保に懸念が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

区としての要望

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

投票時入場券に係る準備期間が短縮でき、コスト面においても効率的な選挙執行が可能となる。  
マイナンバーカードに紐づく基本4情報により、選挙人の投票区が自動的に判別されるようになることで、選挙人の利便性向上につながる。  
事業者の選定から郵便局への持ち込み、配送にかかる日数(持ち込み日の翌々日)が軽減される。  
保険証と同じように、希望される人のみ郵送となれば業務の軽減になる。また、本人確認の際にもマイナンバーカードの提示となれば簡略化される。  
マイナポータルを用いて、事前に投票所入場券の電子証明書を発行しておく機能及び通知機能を用いて投票所の開設日時、場所、投票の方法が通知されることで、紙の投票所入場券を不要とすることにより、選挙管理委員会の選挙準備事務における負担が軽減される。

## 根拠法令等

公職選挙法第42条第1項、公職選挙法施行令第31条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小野市、佐世保市

- 将来に向けた提案と理解。入場券とマイナンバーカードを並立した場合、投票所の現場負担が逆に増える可能性が高く、その状況の長期化を懸念する。
- 「投票所入場券」の郵送交付が事実上の規制となっている選挙事務は、短期間で投票所入場券を発行するため負担。マイナンバーカードが入場券として利用できれば準備期間が短縮でき、コスト面においても効率的な選挙執行が期待できる。
- 入場券の作成、印刷、発送業務には、多大な時間と費用がかかる。令和8年の衆議院議員選挙では突発的な選挙のため、入場券の作成業務が特定の印刷会社に集中して納期が大幅に遅れ、選挙人に入場券の送致が遅延する事例が発生した。選挙人の利便性を図る対策が必要。

## 各府省庁からの第1次回答

投票所入場券の交付については、公職選挙法施行令第31条において、選挙期日の公示又は告示の日以後、できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するよう努めなければならないと規定されている。投票所入場券は、投票時における選挙人の整理・確認等の迅速化のほか、その交付により、投票所の場所の周知等に効果があると考えられるものであるが、マイナポータルで周知することとした場合、日常的にマイナポータルの利用をされていない方へ十分な周知ができるか懸念がある。

その上で、提案のように、マイナンバーカードを投票所入場券として利用することとあわせて、希望する方には紙の投票所入場券を送付することとする場合には、予め、その対象者を整理したうえで交付する必要があり新たな事務負担が生じること、本人確認方法が併存することで二重投票の可能性が高まる懸念があるといった課題が考えられる。

また、共同提案団体の提案のように、マイナンバーカードの投票所入場券に一本化した場合、マイナンバーカードを所有していない選挙人等にどのように対応するかといった課題が考えられる。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	269	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

住民訴訟(政務活動費の不当利得返還請求)に係る裁判費用の会派による負担

## 提案団体

埼玉県

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

政務活動費の不当利得返還請求に係る住民訴訟において、敗訴した場合に、返還対象とされた会派が、裁判費用を負担するよう制度を改正すること。

## 具体的な支障事例

政務活動費は、当県の場合、地方自治法第100条第14項に基づく条例により、知事が議長から会派結成通知を受けて、交付決定し、会派の代表者から政務活動費の請求を受け、交付するものとされている。会派の代表者は、政務活動費に係る収支報告書等を議長に提出すること、残余がある場合、返還しなければならないこととされている。

他方、普通地方公共団体の住民が、政務活動費の交付を受けた会派が本来の用途や目的に反する支出をしたと考える場合、地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、政務活動費の不当利得返還請求に係る住民訴訟を提起することができる。

訴訟は、執行機関又は職員を被告として提起され、会派への政務活動費の支出が、本来の用途や目的に適うものであることを立証する必要があるが、その立証責任は会派が負うべきである。

なぜなら、政務活動費は、議会の活性化を図る趣旨から制度化され、議会の自主性、自律性を尊重することが求められており、平成21年12月17日最高裁判決においても「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」としている。

補助金等の他の公金は、交付前に事業計画や実行能力等について実質的な審査を行った上で交付されるどころ、政務活動費は、普通地方公共団体が「議員の数」を基に算定した額を実質的な審査を行わず交付するものであり、その支出は会派自らの判断と責任において行われることを前提としている。

現状は、会派が立証責任を果たせず司法の判断により敗訴となった場合、普通地方公共団体が裁判費用を負担することとなっている。

政務活動費の支出の適否の責任を有すべき会派ではなく、普通地方公共団体が責任を負う現在の責任体制の矛盾を解消するために、会派が裁判費用を負担する特例を創設すべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、責任に応じた費用負担につながる。

根拠法令等

地方自治法第 242 条の2第1項第4号、第 12 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

上尾市

—

各府省庁からの第 1 次回答

地方自治法第 242 条の2第1項4号に基づく住民訴訟は、平成 14 年の地方自治法改正により、地方公共団体が実体法上有する請求権を住民が当該地方公共団体に代位して請求することにより財務会計上の違法行為を予防又は是正するという訴訟類型から、地方公共団体の執行機関又は職員が損害賠償又は不当利得返還請求について適切な対応を行っていない場合に、当該請求をすることを義務付けることにより財務会計上の違法行為を予防又は是正するという訴訟類型に変わったものです。このような同号に基づく住民訴訟の趣旨を踏まえ、当該請求をする相手の属性にかかわらず、同号の住民訴訟に関して住民が弁護士等に対して支払うべき相当な報酬額を、同第 12 項に基づいて地方公共団体が当該住民に支払った場合に、これを当該住民訴訟において問題とされた怠る事実の相手方等に負担させるとの制度を設けることは困難であると考えております。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	272	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

住民基本台帳事務処理要領の改正

## 提案団体

八戸市

## 制度の所管・関係府省庁

個人情報保護委員会、総務省

## 求める措置の具体的内容

DV等支援措置の相手方(加害者)から、支援措置対象者(被害者)の個人情報取得を目的として、①住民基本台帳の閲覧や住民票等の交付の請求を受ける場合があるほか、②個人情報保護法に基づく保有個人情報開示請求がなされる場合もある。

①については、「住民基本台帳事務処理要領」に対応について明記されているが、②については記載がない。

②についても、例えば「開示請求時に必要になる書類(子の現住所を証明する書類等)」、「基本となる対応(存否応答拒否)」についての記載があると有用と思慮するので、「住民基本台帳事務処理要領」の改正を求める。

## 具体的な支障事例

当市では、昨年度、実際にDV等支援措置の相手方(加害者)から当該加害者の子どもに関する保有個人情報開示請求がなされ、存否応答拒否の決定をしたところ、開示請求者からその開示決定に関して訴訟を提起されたところである。(令和8年4月1日現在、第2審継続中)

DV等支援措置に関連する保有個人情報開示請求に関しては、「住民基本台帳事務処理要領」に記載がなく、また、当市としても初めての事例であったため、DV等支援措置の支援措置対象者(被害者)の保護を第一に考慮しつつ対応したが、例えば、子(未成年者)の保有個人情報について、DV等支援措置の相手方(加害者)が開示請求してきた場合に添付させる必要書類や、開示の基本方針について同事務処理要領に記載があればより迅速かつ確固たる姿勢で対応ができるようになると思われる。

また、冒頭の保有個人情報開示請求及び訴訟は、当県内でも当市のみならず、複数の他自治体でも同様の開示請求・訴訟がなされており、さらに、全国的にもなされていたようである。開示請求者(原告)の思惑としては、仮にどこかの自治体でいわゆる「存否応答拒否」ではなく、「単なる不開示決定」を行ったとすれば、当該自治体には自分の子がないということが了知できると推察されるため、開示請求のあった全自治体で統一した対応(存否応答拒否)をとらないと、DV等支援措置の支援措置対象者(被害者)の所在が限定される事態にもなりかねない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

DV等支援措置に関する業務の適切かつ迅速な対応と全国的に統一的な運用が図られることにより、DV等支

援措置の支援措置対象者(被害者)の保護がより図られる。

また、副次的に、住民基本台帳事務処理要領に DV 等支援措置の相手方(加害者)から保有個人情報の開示請求があった場合に「必要になる書類」や「基本的な対応方針」を明記することでDV等支援措置の相手方(加害者)からの保有個人情報開示請求の抑制が図られる。

#### 根拠法令等

住民基本台帳事務処理要領(昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知)

個人情報の保護に関する法律第 76 条、第 81 条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

#### 各府省庁からの第 1 次回答

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)に基づく保有個人情報開示請求に係る運用について、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく住民基本台帳制度に係る運用等を示す住民基本台帳事務処理要領に記載することは困難である。

なお、個人情報保護法上、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報(個人情報保護法第 78 条第 1 項第 1 号に規定されている「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」を含む。)を開示することとなるときは、個人情報保護法第 81 条に基づき、存否応答拒否の対応をとるものと考えられる。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	274	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

国民健康保険税に係る年金特別徴収の更なる安定的運用に向けた検討

## 提案団体

中核市市長会、前橋市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

国民健康保険税の特別徴収制度に係る現行の法令について、持続的及び安定的な運用並びに制度趣旨との整合性を図るため、所要の整備をすること。  
例えば、特別徴収から除かれる対象者について、地方税法第706条第2項及び地方税法施行令第56条の89の2第3項に規定する「政令で定める世帯主」に該当する条件「老齢等年金給付の年額」について、一つの老齢等年金給付に限らないこと、厚生年金に一定期間加入していた者は、老齢厚生年金等を含めること等被保険者が実際に受給する年金受給額との実態に即した法的根拠の整備を求める。

## 具体的な支障事例

国民健康保険税の特別徴収については、地方税法等の規定に基づいた運用を講じており、地方税法施行令(以下「政令」という。)で定められた各要件のいずれかに該当した場合においては、特別徴収とならないものである。  
この政令で定められた特別徴収とならない要件の一つに、「国民健康保険税と介護保険料の1回あたりの保険税(料)の合計額が、老齢等年金給付の年額を6で割った2分の1を超えるとき(以下「2分の1判定」という。)」という条件があり、この「老齢等年金給付」には、同政令内において厚生年金保険法による障害厚生年金及び遺族厚生年金の規定はあるが、老齢厚生年金等は規定されていない。  
当市が令和7年度国民健康保険税を増額する税率改正を行ったところ、増額前は2分の1判定を下回っていたものが、同じ所得であっても税率改正による増額の影響を受け、2分の1判定を超えてしまい、特別徴収停止となる世帯が多く発生した。  
令和8年度からは、子ども子育て支援金制度による支援金の賦課徴収も始まり、その後も段階的に増額する必要があるとされていることから、2分の1判定による特別徴収停止世帯は今後も増加すると見込まれる。  
2分の1判定の規定は、年金受給額に対して差引かれる保険税(料)額が高額になることを避ける趣旨であると斟酌するが、厚生年金の加入期間がある者については、老齢厚生年金等を老齢基礎年金に上乘せして受給していることから、老齢等基礎年金の2分の1を超えたという理解が得られにくい。年金受給額に対して差引かれる保険税(料)が高額になるかどうかの年金受給額の要件を老齢厚生年金等も含めて判定する等の法整備を求めるもの。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和7年度当初賦課決定後、特別徴収停止となった世帯からの問い合わせが頻発したが、政令の規定による「2分の1判定」が特別徴収停止の原因であることの説明に苦慮した。政令は、老齢基礎年金額等を2分の1判

定の対象年金としているが、実際には老齢基礎年金に老齢厚生年金が上乗せされて年金を受給しているケースがほとんどであり、老齢厚生年金が判定に含まれないことに理解が得られない事例が多くあった。また特別徴収によって、それまで自ら納付することなく年金からの差引きにより納税できていたものが、途中で特別徴収が停止し自ら納期限までに納付する認識がないまま督促状が届いたことでクレームにも繋がった。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

従来特別徴収であった者が意図しない普通徴収へ切り替わることで納税意識及び徴収率にも影響すると考えられ、特別徴収制度の趣旨とも矛盾することとなる。制度改正により、実際の年金受給額に即した保険税(率)の徴収可否の判定が可能となり、制度改正が行われた場合でも特別徴収の安定的継続が図られ、納税者への理解と徴収の効率化が図られると考える。

#### 根拠法令等

地方税法第 706 条第2項及び第 718 条の2第2項、地方税法施行令第 56 条の 89 の2

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森市、花巻市、ひたちなか市、さいたま市、久喜市、相模原市、鈴鹿市、寝屋川市、兵庫県、高松市、大野城市、伊佐市

○特別徴収の安定的継続が図られ、賦課徴収事務の負担軽減になると考えられる。  
○当市でも同様の支障事例が生じており、行政の事務の効率化及び特別徴収の安定的継続が図られることから、見直しを図っていただきたい。  
○提案にあるように、地方税法第 706 条第2項及び地方税法施行令第 56 条の 89 の2第3項に規定する「政令で定める世帯主」に該当する条件「老齢等年金給付の年額」について、一つの老齢等年金給付に限らないこと、厚生年金に一定期間加入していた者は、老齢厚生年金等を含めること等、被保険者が実際に受給する年金受給額との実態に即した法的根拠の整備を行うことで、当市においても、国民健康保険税に係る年金特別徴収の更なる安定的運用につながるものとする。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

ご提案については、管理番号 R7-151 の分権提案（後期高齢者医療保険料の特別徴収において複数の年金合算額から徴収可能とすること）と同様に、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について検討していくこととしたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	276	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止

## 提案団体

中核市市長会、茨木市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

所得税等軽減のための以下の市区町村発行証明の廃止

- ①住宅用家屋証明書
- ②住宅耐震改修証明書

## 具体的な支障事例

①認定長期優良住宅や低炭素建築物の認定住宅等で新築等特別税額控除を受ける際、長期優良住宅等を証明する添付書類として当該計画の「認定通知書」に加えて、市区町村が発行する「住宅用家屋証明書」(当該認定住宅のもの)等が必要という運用になっている。毎年、税金の控除のために家屋証明が必要だが、紛失してしまったので再発行してもらいたいという電話が数十件単位で発生しており、業務の負担となっている。また、中古の長期優良住宅を購入した場合、中古物件の取扱いにしかならず、長期優良住宅での家屋証明は発行できないにも関わらず、税務署から市役所で長期の家屋証明を取得するようにと案内されたと相談される事例もある。そもそも、家屋証明発行の際、長期優良住宅かどうかの判断は認定通知書で確認しており、認定通知書が長期優良住宅等であることの最たる証明といえる。取得日や所有者等の情報を補完する目的であれば、共通の提出書類として求められている登記事項証明書で確認可能であり、別途家屋証明等を添付させる必要はないと考える。

②まず前提として、市区町村は住宅耐震改修の設計、監理、確認を行う機関ではない。住民が住宅の耐震改修を行ったとしても、市区町村に対して報告義務はなく、自治体側でどこの家屋が耐震改修工事を行ったかまでは把握していない。証明を受けるためには申請者が工事費内訳や工事内容等がわかる書類を市区町村に提出する必要があるが、市区町村が工事や現場監理をしている工事でないものを事後書類のみで耐震工事だと確認するのは難しい。工事を設計した建築士等以上に工事内容を証明ができる機関はなく、建築士が証明できる取扱いになっているのに、わざわざ市区町村が証明できる規定を設ける必要性を感じない。

市区町村から耐震改修補助金を受けている場合など、市区町村が工事費等を把握しているものもあるが、耐震改修と同時に耐震とは関係ないリフォーム工事を行っていることがある。その場合の一般管理費等の経費按分が国税庁の求める工事費かどうか保証できない。また、全国的に同様の按分計算をしているかも自治体では把握していない。国税という全国统一基準で公平な負担が求められるものに対し、自治体によって証明する内容が異なるかもしれないものを提出させるのは甚だ疑問である。

国税の軽減措置のために市区町村の証明を添付させる必要があるなら、市区町村で証明可能なものなのか実際の実務を担う市区町村に確認の上で制度設計していただきたい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村及び申請者の負担が軽減される。

## 根拠法令等

租税特別措置法 第 41 条 19 の 2、第 41 条 19 の 4

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、名古屋市、豊橋市、小牧市、城陽市、寝屋川市、姫路市、斑鳩町、鹿児島市

○認定長期優良住宅や低炭素建築物の認定住宅等で新築等特別税額控除を受ける際、長期優良住宅等を証明する添付書類として当該計画の「認定通知書」に加えて、市区町村が発行する「住宅用家屋証明書」（当該認定住宅のもの）等が必要という運用になっている。毎年、税金の控除のために家屋証明が必要だが、紛失してしまったので再発行してもらいたいという電話が数十件単位で発生しており、業務の負担となっている。そもそも、家屋証明発行の際、長期優良住宅かどうかの判断は認定通知書で確認しており、認定通知書が長期優良住宅等であることの最たる証明といえる。取得日や所有者等の情報を補完する目的であれば、共通の提出書類として求められている登記事項証明書で確認可能であり、別途家屋証明等を添付させる必要はないと考える。

○登記の内容や家屋の種別によって申請者に提出を求める書類や市区町村が確認する事項が異なるため、申請者及び市区町村にとって非常に煩雑であり、書類の提出漏れも多い。そのため窓口で申請者とトラブルになる事案も発生するなど対応に苦慮している。当市においては当該交付事務を税務部門で実施しているが、交付件数も多く大きな負担となっている。

○特に①に関して、当市においても、家屋を建築（購入）時に業者を通じて既に住宅用家屋証明書を取得しているが、本人がそのことを把握しておらず再発行を行うこととなり事務の負担となっている。

○②について、『一般管理費等の経費按分が国税庁の求める工事費かどうか保証できない。』という指摘に類似しているが、とにかく判断基準の提示が不足しており判断に迷いが生じる。

（例）

・要件として「昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること」とあるが、既増築部分がある場合の考え方が示されていないため、対象外なのか、按分するのか、按分の方法は、といった疑問がある。

・税額控除対象額について、「木造住宅の基礎に係る耐震改修」は「当該家屋の建築面積」を乗じるとなっているが、ほんの 1m の基礎を作っただけでも対象としてよいのか、判断に迷う。

・税額控除対象額について、「木造住宅の屋根に係る耐震改修」は、屋根のこういった工事が耐震改修とみなされるのか判断に迷う。

○①住宅用家屋証明書について、税額控除を申請する際に本証明書の提出を求めている明確な理由が分からないため、国から理由が示されない状況であれば賛同する。

○本市による住宅耐震改修証明書の交付は、本市から耐震改修補助金を受けている場合のみに限られ、また、工事を設計した建築士が証明できる取扱いになっているため、市区町村が証明できる規定を設ける必要性を感じない。

○税務署から市役所を案内されたということで窓口に来られる方が多く、添付書類が足りずに交付できないケースや、要件を満たしていないケースが多く見受けられる。

また、税務署から案内される方の中には既に証明書を取得している方も多く、そのことに気づかず再度申請する場合があるため、市民に過度な負担を強いることになっている。

## 各府省庁からの第 1 次回答

①長期優良住宅や低炭素住宅の認定申請は着工前に行う必要があり、認定通知書は、認定された計画通りに住宅が建てられたかどうかを証明するものではない。

このため、認定住宅等新築等特別税額控除においては、控除を受けようとする住宅が、認定された計画に沿って建てられたことを住宅用家屋証明書で確認する必要がある。

その上で、住宅用家屋証明書は、認定住宅の登録免許税の軽減措置を受けようとする際にも提出する書類であることから、新築等特別税額控除を受けようとする場合には、登録免許税の軽減措置のために取得したものを活用することを見込んでおり、原本の再発行を避けるために写しの提出も認めている。適切な保管がなされていないことにより、所管行政庁に対して住宅用家屋証明書の再発行が依頼される事態に対しては、対応を検討してまいる。

②住宅耐震改修証明書の発行については、発行主体である自治体の裁量に委ねられている。耐震改修の補助を行った住宅に対してのみ住宅耐震改修証明書を発行している自治体もあるほか、増改築等工事証明書による証明の場合は申請者に一定の費用負担が生じることも踏まえると、一律に自治体の証明事務を廃止することは適当ではないと考える。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	277	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

戸籍事務における届出人、証人等の確認のための住基ネット利用範囲拡大

## 提案団体

中核市市長会

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

- 住民基本台帳法別表への戸籍届書の届出人、証人等の本人確認事務の追加  
令和4年12月5日付総務省自治行政局住民制度課長通知により、本籍地市町村が戸籍に関する届書等に記載された氏名、住所等を確認する事務は、住民基本台帳法第30条の10第1項第3号(現行の同項第4号)又は第30条の12第1項第3号(現行の同項第4号)に規定する「住民基本台帳に関する事務」に該当するという見解が示された。  
しかし、戸籍届書の届出人、証人等については、本籍地市町村から住所地市町村へ電話照会が行われているため、届出人、証人等について、住基ネットによる確認を認めるよう住民基本台帳法に法的根拠を創設するよう求める。
- 事務のデジタル化による電話照会慣行の禁止  
戸籍事務において、他自治体が保有する情報を確認する必要がある場合、住基ネットにより確認可能な情報については、電話による照会・回答を原則として禁止し、新設される住民基本台帳法上の根拠に基づくシステム照会を標準的な事務手続とすること。

## 具体的な支障事例

- 【現行制度について】**  
戸籍届書の届出人、証人等について、本籍地市町村から住所地市町村へ電話照会が行われている。
- 【支障事例】**  
アナログ事務による多大な業務負担 住基ネットで瞬時に確認可能な事項に対し、電話の架電、担当者への取り次ぎ、口頭での確認といったアナログなプロセスを要しており、自治体双方の窓口業務を著しく圧迫し、事務の合理化を阻害している。  
証跡(ログ)の不在 住基ネットによる照会とは異なり、電話照会は証跡が残らない。万が一、情報の不適切利用や漏洩が疑われる事態が発生しても、事後的な調査や検証が困難である。
- 【制度改正の必要性】**  
市区町村長が戸籍事務において住基ネットを利用できる法的根拠を追加し、事務の「安全性」と「効率性」を法的に担保することで、電話照会慣行がなくなり、住基ネットの利用が進む。
- 【支障の解決策】**  
住民基本台帳法別表の改正 別表に、戸籍届書の届出人、証人等の確認に関する事務を明示的に追加し、市区町村長による住基ネットの利用を可能とすること。  
システム利用の原則化および通知の発出 改正後の住民基本台帳法に基づき、他自治体への情報照会は原

則として住基ネット(統合端末等)を用いて行うものとする旨の事務運用指針を、総務省および法務省から連名で発出すること。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

1. 行政事務の効率化とコスト削減  
通信・待機時間の解消: 電話の架電、担当者の離席待ち、口頭での本人特定、復唱確認といったアナログなプロセスが解消され、またシステム上で即時に情報を取得できるため、1件あたりの事務処理時間を大幅に短縮できる。
2. 住民情報の安全管理措置の向上  
厳格なアクセスログの確保: 全ての照会履歴がシステムに記録されるため、万が一の不適切利用時にも事後検証が可能となる。

#### 根拠法令等

住民基本台帳法、戸籍法

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、白河市、佐野市、さいたま市、銚子市、川崎市、厚木市、新潟市、富士宮市、名古屋市、豊橋市、安来市、笠岡市、東広島市、高松市、佐世保市、熊本市、都城市、特別区長会

- 現行電話照会を行うことにより、双方で確認連絡を行う作業に時間がとられており、事務負担軽減のため制度の見直しが必要と考える。
- 他市への照会時に住基ネットワークシステムを活用できるのであれば事務の効率化が向上するものと考えらる。
- 戸籍届出の届出人、証人等の本人確認照会事務については業務負担となっているため戸籍事務において住基ネットを利用できる法的根拠の創設を求める。

#### 各府省庁からの第1次回答

届出人の住所については、戸籍法第29条第3号において届書に記載することとされており、婚姻等の届出の証人の住所については、同法第33条において記載をすることとされている。  
そのため、市区町村においては、届書の正確性を担保するため、電話照会により、住所が一致するかを確認している実態があることは承知している。  
今回の提案を踏まえ、市区町村の実情を調査した上で、住民基本台帳法別表に戸籍事務を追加することを含め検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	279	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

在留カード等の IC チップへの書き込みに係る他システムとの情報連携

## 提案団体

松山市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

令和8年6月14日から運用開始となる、在留カード等の IC チップへの書き込みに使用する専用端末(住居地等書換アプリケーション)は、他のシステムと連携しない仕様となっている。  
そこで、住居地等書換アプリケーションを改修し、住民記録システムとのデータ連携機能を追加させ、業務の効率化を図りたい。

## 具体的な支障事例

現時点では運用は始まっていないものの、外国人住民の住所異動があった際には、従来住民記録システムへの入力及び在留カード等の裏面への住居地の記入が必要であったが、それに加え、専用端末(住居地等書換アプリケーション)に住居地を入力するうえ、在留カード等の IC チップへの書き込みが必要となる。  
住民登録の住所＝住居地の場合には、同様の住所を別々の端末に手入力することとなり、職員の負担増加のほか、住民の方の所要時間や待ち時間の増加が想定されるため。

【参考(令和7年10月～12月の外国人住民の住所異動に係る住民記録システムへの入力件数)】

令和7年10月 180件

令和7年11月 123件

令和7年12月 161件

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民記録システムに入力した情報を連携することにより、職員の負担軽減や、入力誤りの防止につながり、結果的に住民の利便性も向上することが考えられる。

## 根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第19条の3、第19条の9、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第10条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、いわき市、白河市、さいたま市、川崎市、新潟市、名古屋市、豊橋市、豊中市、安来市、笠岡市、高松市、都城市

—

## 各府省庁からの第1次回答

住民記録システムと住居地等書換アプリケーションとの間での住居地データの連携については、市町村における業務の効率化の観点から、その必要性について認識しており、既に関係省庁間で検討を開始しているところ、以下2点の課題を踏まえつつ、引き続き、実現に向けて検討を進めてまいりたい。

1. 一般的なデータ連携として、①API連携、②ファイル連携、③データベース連携の3つが候補となるところ、住居地等書換アプリケーションはICチップのデータを読み取るアプリであり、データベースが存在しないため、③データベース連携の実現は困難である。また、②ファイル連携については、バッチ処理でファイルを取り込むことになるため、リアルタイムに住居地データを連携する必要がある本連携には適していない。仮にバッチ処理ではなく手動でファイルを取り込むこととなった場合、住居地データのコピー＆ペーストと作業量は変わらないにもかかわらず、改修コストがかかることになりメリットがないことになる。そして、①API連携については、リアルタイム連携が可能といったメリットがあり、本連携に適している。他方で、住民記録システムの運用に供する端末のベンダーは地方公共団体によって異なっており、住居地等書換アプリケーションから住民記録システムへリクエストを送って住居地データのレスポンスが返ってきたとしても、住居地データの識別子がベンダーによって「address」、「add」、「jyusho」、「jusho」のように異なっている可能性があり、その場合は全ベンダーの識別子のパターンを調査して住居地等書換アプリケーションに取り込んだ上で各ベンダーと連携テストを実施することになるため、改修に時間を要することになる。また、APIに障害が発生した場合は、連携するシステム全体に影響が及ぶ可能性があることに留意する必要がある。

2. 標準化後の住民記録システムで扱っている文字セットは行政事務標準文字又は JIS X 0213:2012 であるところ、住居地等書換アプリケーションにおいては、住居地データを読み出そうとするユーザーに対して汎用的に利用してもらえるよう、文字化けする可能性がある外字等の入力を制限している。したがって、上記文字セットに含まれる文字の一部を一般的に文字化けしないとされる汎用的な文字に置き換える必要があり、代替文字テーブルを新たに作成することが必要である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	281	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

障がい者に対する自動車税、軽自動車税等の減免申請に必要な生計同一証明書、常時介護証明書の省略

## 提案団体

松山市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

障がい者に対する自動車税、軽自動車税等(以下、自動車税等)の減免申請は、厚生労働省通知に基づき、申請者の世帯状況等によって、福祉事務所長や保健所長が発行する「生計同一証明書」、「常時介護証明書」(以下、生計同一証明書等)の提出が求められる場合がある。  
本証明書は、申請者が持参する住民票や民生委員の証明などをもとに、関係を確認したうえで発行している。ついては、申請者が提出する書類をもとに確認できる現状を踏まえ、減免申請窓口で直接確認を行い、生計同一証明書等の提出を不要とするよう、制度を見直すこと。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

現在の制度運用では、申請者の世帯状況等によって、市町村等が発行する生計同一証明書等の提出が求められる場合、申請者はまず市町村等の窓口を訪れて証明書を取得し、その後、別の減免申請窓口に出向いて手続きを行う必要がある。

この証明書は、市町村等が申請者本人の申請に基づき、持参された住民票や民生委員の証明などの書類をもとに、生計同一または常時介護の関係を確認したうえで発行している。また、厚生労働省通知では、更生指導台帳、ケース記録に減免を受けた車両の番号などを記録するとされているが、指導台帳については、障害者福祉システムの標準仕様書の管理項目に車両番号はなく、ケース記録は確実に引き継がれる仕組みとなっておらず、全国的に統一された運用となっていない現状から、必要性は乏しい。

### 【制度改正の必要性】

別々の窓口で手続きを分けている現状は、住民にとって移動や待ち時間が二重に発生するとともに、市町村等においても、証明書発行に係る書類の確認や発行処理といった個別の事務作業が発生し、職員の業務負担を増加させる要因となっている。

### 【支障の解決策】

福祉事務所や保健所でなければ生計同一証明書等を発行できない、または、生計同一等の関係を確認できないものではないため、証明書と同様の確認を減免申請窓口で行うよう1本化する。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

市の窓口が生計同一証明書の発行に来庁した申請者から、なぜ通院の事実確認や、証明書の発行を市で受けなければならないのかという意見をいただいた。本事案は、普通車両の減免申請の方で、普通車両の減免申請窓口が地方局のため、証明書の発行窓口と地理的に離れていた。市でなければ発行できない明確な理由を説

明できず対応に苦慮した。

自動車税減免に民生委員の証明、生計同一証明書が不要な案件についても、市の窓口で証明発行依頼があったため、本来不要な税減免の制度説明等対応に時間を要した。

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

##### 【住民の利便性向上】

生計同一証明書等の取得が不要になることで、申請者の移動や手続きの負担が軽減される。特に、高齢者、障がい者等にとっては身体的・時間的に大きな助けとなる。

##### 【行政手続きの効率化】

市町村等での証明書発行業務が削減され、職員の事務が軽減される。減免申請窓口で、申請者の持参書類による即時確認が可能となり、処理の迅速化が期待できる。

#### 根拠法令等

障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について(平成9年3月27日付け障第125号)、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免の手続等について(平成9年3月27日付け障企第126号・障障第52号・障精第86号)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

湯沢市、さいたま市、豊田市、堺市、斑鳩町、宮崎市、都城市、伊佐市、特別区長会

○当県税務課からの依頼で同事務を行っているものの、別々の窓口で手続きを分けている現状は、住民にとって移動や待ち時間が二重に発生するとともに、当市においても、証明書発行に係る書類の確認や発行処理といった窓口対応等の事務作業が発生し、職員の業務負担を増加させている。

○当市でも申請者からの提出書類に基づき証明書を発行しているのみであり、発行にあたって福祉事務所等の専門的知見が必要なものではない。また、これを発行した事実を他事業で活用するものでもないため、福祉事務所等で行う意味はない。発行自体は当市全体で数年に1回程度と考えられるが、発行業務があることで本来不要な制度理解や問合せ対応が生じており、現場の負担になっている。福祉事務所等で行う意味はないため、申請者の利便を考えるのであれば、減免申請窓口で完結させるべきである。

○職員側の提出書類の確認、コピー、保管作業等に時間を要している。

・複数の紙書類管理に伴う保管スペースや事務処理コストが発生している。

・「書かない窓口」として、DX推進の方向性に合致するため。

○自動車税減免申請について、減免申請窓口で手続きが完結するよう制度見直しを強く要望する。

○申請者にとっては、減免に必要な書類を事前に福祉部門に提出することの手間が生じている。

#### 各府省庁からの第1次回答

生計同一証明書等の提出については、「身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免の手続等について」(平成9年3月27日障第一二五号)において定めていたが、当該通知は地方分権推進計画(平成10年5月19日閣議決定)を踏まえ、身体障害者若しくは精神障害者又は身体障害者等の利用に供する自動車等に対する自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の取扱いについて(平成15年7月18日障発第0718002号)において廃止されている。そのため、「生計同一証明書」、「常時介護証明書」の提出を不要とし、減免申請窓口で直接確認を行う運用にすることは、各自治体の裁量においてすでに可能である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	282	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

自治体間での連携体制の構築による空き家対策業務の効率化

## 提案団体

松山市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

空き家の所有者が県外在住の場合の対応として、所有者が居住する自治体の職員と連携し、居住状況を確認できる仕組みを構築することで、所在確認や連絡調整を円滑に行えるようにし、調査の効率を向上させること。自治体間で最低限の情報提供が可能となれば(空き家所有者の氏名・住所など)、所有者が住んでいる自治体の職員が代理で所有者宅を訪問し、「〇〇市から重要な文書が届いていると思われるので、確認しご対応いただけますでしょうか」と伝える仕組みができ、業務の効率化につながる。また、不在の場合は、電気メーターやガスメーター、郵便ポストの状況などから居住の確認をしてもらえれば、今後、出張訪問すべきか否かの判断の有益な情報が得られる。

こうした対応について、個人情報保護の観点から躊躇する自治体もあると思われるため、国土交通省から通知を発出することで、自治体の職員が円滑に連携し、空き家所有者と連絡がとれる仕組みの構築を求める。

## 具体的な支障事例

### ①空き家所有者との連絡に関する課題

空き家の所有者が県外在住の場合、自治体から文書を送付しても連絡が取れないケースが頻繁に発生している。このような場合、何度も文書を送付し、返信を待つ対応を繰り返すが、返答がないことが多く、結果的に対応が滞ることがある。

さらに、空き家の危険性が高い場合には、行政代執行による解体を検討せざるを得ない状況となり、行政代執行となった際には多大な費用と時間を要する。しかし、こうした危険な空き家であっても、所有者と直接連絡が取れるだけで迅速に解決した事例も少なくない。そのため、所有者への連絡手段の確保は、空き家対策を進める上で非常に重要である。

### ②訪問調査における課題と改善の可能性

空き家の危険性が特に高い場合、所有者の所在確認や迅速な対応を目的として、県外の所有者宅を直接訪問することもある。しかし、実際に訪問してみると、別の人物が住んでいたり、誰も住んでいない状態であることもあり、無駄な訪問となるケースが見受けられる。

このような不要な出張訪問を減らすため、所有者宅の居住状況について事前調査が可能であることが望ましい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所有者と接触を図れることは最低限必要なことであり、接触が図れないまま空き家問題が解決することは、基本的にあり得ないため、あらゆる方法を使って接触を図るべきである。

その方法の一つとして、県外在住の所有者への対応強化に向けて、自治体間での連携体制を構築することは、所有者の所在確認が円滑に行え、調査の効率を向上させることができる。また、行政代執行になる可能性がある事案の解決にもつながるため、費用や時間だけでなく、自治体職員の負担面でも大きな効果が期待される。

## 根拠法令等

個人情報保護法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、いわき市、川崎市、相模原市、横須賀市、島田市、豊橋市、高松市、熊本市

○本市においても、管理不全空家等の所有者が市外に居住しており、指導や勧告の文書を送付しても反応がなく、遠方であるため、職員による直接訪問も難しい事案があることから、自治体間で連携した仕組みの導入は有効と考える。

○所有者の在宅の時間帯だけでも把握することができれば、県外であっても訪問する時間帯を限定することができ、効率化が期待できる。

○市外や県外に居住している所有者で、普通郵便は返送されないが、配達証明郵便等は保管期限切れで返送されてくるケースがある。

直接訪問するには遠方であるため現地の自治体職員に状況を確認してもらうことができれば解決につながる可能性が期待できる。

○特定空家等に認定した空家等において、訪問や書面を送付するも全く反応がない状況が現在まで続いているものがある。

## 各府省庁からの第1次回答

空家等の所有者等が他の市区町村又は都道府県に居住している場合に、居住の実態確認や所有者等への働きかけ等、当該居住地の空家対策関係部局の職員との広域的な連携が可能となるよう、必要な検討を行ってまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	283	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

空家法に基づく通知内容の明確化と情報活用範囲の拡大

## 提案団体

松山市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、厚生労働省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項に基づき発出される各通知については、通知に記載された情報項目を限定的に解釈するのではなく、あくまで例示列举であることを明確に示していただきたい。併せて、法の目的を達成するために必要とされる情報として、以下のような情報項目を提供可能な範囲に含む旨を明示し、自治体の実効性ある空家対策を講じられるよう配慮いただきたい。

- ①国民健康保険情報(例:レセプト情報等)、障がい福祉に関する情報(例:住所や居所、電話番号等)、市民税情報(例:就労先情報等)
- ②固定資産税情報(例:評価額、名寄せ台帳、滞納情報等)

## 具体的な支障事例

### ①国民健康保険、障害福祉および市民税情報について

危険な空き家の所有者と接触を図るうえでの課題として、住民票が空き家の所在地に残ったまま、所有者が実際には転居しているケースが頻繁に見受けられる。特に高齢者の場合、施設に入所していることが多く、介護サービスの利用情報が、所有者の現在の居所を特定するための有効な手段となる。障害サービスの利用情報も、同様であるため提供を認めていただきたい。

また、所有者が現役世代である場合、国民健康保険のレセプト情報を活用して通院先を把握することで、医療機関を介した調査が可能になることや、市民税情報を基に就労先を確認して調査を行うことが効果的である。これらの情報提供が可能となれば、空家対策における意義ある進展につながると考える。

### ②固定資産税の評価額、名寄せ台帳および滞納情報について

近年の空き家対策では、除却だけでなく利活用の促進が重要視されている。その実務において、固定資産税評価額を基に売買価格や税額を推定し、所有者との交渉を円滑に行うために該当情報を活用する必要性が高まっている。しかしながら、固定資産税評価額に関する情報は、自治体の税部局に照会しても「個人情報保護」を理由に提供が困難なケースが多く、実務上の障害となっている。これにより、空き家対策を進める上での支障が生じている。

また、民法上の「相続財産清算人制度」や「不在者財産管理人制度」などを適切に活用するためには、所有者や被相続人の財産状況の把握が不可欠である。不動産の売却見込みを確認し、売却資金を解体費用に充てることができれば、実効的な対策の実現に大きく寄与する。仮に財産活用の見込みがない場合には、「所有者不明土地建物管理制度」の活用が時間や費用面でより有効となる場合もある。

これらの観点からも、自治体が空家対策を円滑かつ効果的に進めるためには、固定資産税の名寄せ台帳情報の提供が必須であると考えられる。

さらに、管理不全空家や特定空家に対しては、空家法に基づく勧告が行われる事例があり、これによって固定資産税の「住宅用地特例」が適用除外となる。この措置は、空き家の適切な管理を促すための一定の抑止効果を期待できるものである。しかしながら、そもそも固定資産税を滞納しているケースや、免税点以下の課税対象であるため税金を負担していない場合には、こうした勧告が十分な効果を発揮しない場合がある。このような事情を踏まえると、事前に滞納情報を把握することで、適切な指導方法を検討し対策を講じることが可能となる。

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

これらの情報を基に空き家所有者の所在を早期に確定することで、迅速な連絡調整や利活用についての具体的な提案が可能となる。その結果、対応の遅れを防ぎ、空き家に係る措置を速やかに講じることができる。また、早期の解決により、行政代執行が必要となる事案を未然に防ぐことにもつながる。行政代執行を回避することで、自治体が負担する費用や時間の削減が図れるだけでなく、職員への負担軽減効果も期待される。さらに、情報を統合的に活用することで、所有者とのコミュニケーションを効率化し、利活用や解体などの具体的な選択肢について迅速かつ確に提案できるようになり、地域の安全や景観を守りつつ、空き家問題の解決を加速することが可能となる。

よって、情報共有を進める際には、個人情報保護に十分配慮しながら、各部署間での連携体制を構築し、空き家対策の効率化と効果的な推進を実現することが重要と考える。

#### 根拠法令等

##### 空家法第 10 条第 1 項

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項の適用範囲について（令和 7 年 3 月 31 日付国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省地域力創造グループ地域振興室）

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について（平成 27 年 2 月 26 日付国住備第 943 号・総行地第 25 号）

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項に基づく福祉部局等がその事務のために利用する目的で保有する情報の内部利用について（情報提供）（令和 5 年 3 月 30 日付国土交通省住宅局住宅総合整備課・総務省自治行政局公務員部公務員課・厚生労働省社会・援護局保護課・老健局介護保険計画課・保険局国民健康保険課・保険局高齢者医療課）

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、いわき市、川崎市、相模原市、横須賀市、上越市、島田市、名古屋市、豊橋市、小牧市、寝屋川市、尼崎市、田原本町、和歌山市、熊本市

○空き家所有者の固定資産税の名寄せ台帳や固定資産税の滞納について、税部門から空き家対策部門へ情報提供を可能とすることで、更なる空き家対策の推進につながることから、制度改正の必要性があると考えます。

○併せて、代表相続人やその他相続人情報も情報提供の範囲内としていただきたい。

○空き家の所有者と接触を図る際、住民票が空き家の所在地に残ったままで、所有者が実際には転居しているケースが頻繁に見受けられる。特に高齢者の場合、施設に入所していることが多い。

○町内の危険な空き家の所有者の住民票上の住所（県外）を現地訪問したものの空家となっており、何か連絡をとるためのヒントになるものがないかと、居住先の国民健康保険部局等にも情報提供を依頼したケースがある。最終的には担当部局から提供いただいた情報では特定できず、他の形で所有者と連絡をとることができ、空家への対応をいただけたが、幅広く居所や勤務先等連絡をとるための情報を取得することができれば、対応できる可能性が高まる。また、危険な空家等の住民票上の住所に不在で、他部局への照会でも連絡先等が不明で所有者に連絡をとることができなくなっている事例が現在進行形で 1 件あり、継続的にそのような物件は発生している。

○財産管理制度を利用する際に、裁判所より物件の評価額等を参考資料として求められることがあり、評価額が高い場合には申立ての際の予納金が比較的安く設定される場合があり支出額を抑えることが出来るため固定資産税情報の評価額については情報の提供が必要と思われる。

## 各府省庁からの第 1 次回答

空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 1 項に基づく情報の内部利用に係る通知において内部利用が可能である旨を示している情報は例示であり、例えば、令和 5 年 3 月 30 日付事務連絡のとおり、例示列挙であることを明確にしている。

なお、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報に係る通知においては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき守秘義務が課されていることから、空家法の施行に必要な限度と認められる情報を限定列挙しているところ。

また、提案における「求める措置の具体的内容」の①②において例示されている情報については、これらの情報が空家法の施行のために必要であるかなどを踏まえたうえで、関係省庁とともに検討を行うこととする。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	284	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードの更新時については、夫又は妻によるカードの代理受取を可能とすること

## 提案団体

松山市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの更新時については、代理受取の理由を問わず、夫又は妻であれば代理受取を可能とするよう運用変更をしていただきたい。

## 具体的な支障事例

2016年のマイナンバーカード交付開始から10年が経過し、カード本体の更新手続が本格化している。現在のカード受取の運用は「原則本人が窓口へ出頭」、「やむを得ない理由がある場合」は代理人が受取できることとなっている。令和2～4年のマイナポイント事業実施の際に多くの市民がカードの申請を行い、窓口での受取手続で大変苦労した。なかでも、夫婦は婚姻によって様々な法的効力が発生する関係であることから、住民票や戸籍で夫婦関係が確認できれば、代理でのカード受取も可能として欲しいという声が多かった。昨年からはカード本体の更新が増え始める中で、夫婦であることを理由として代理受取を求める声が再び増えている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

初回のカード交付は厳格な本人確認手続を経たものであることから、カードの更新の際に代理受取の理由を求め過ぎることについて、市民は不便を訴えている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在は電子証明書の更新手続が多い時期だが、令和11年頃からはマイナポイントでカードを作った市民のカード本体の更新が増える時期が確実に到来する。「個人」を証明するものとしての安全性も重要だが、社会のデジタル化を進めるために手続を容易にすることも重要だと考える。

## 根拠法令等

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

えりも町、花巻市、仙台市、さいたま市、相模原市、厚木市、新潟市、富士宮市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、都城市

○普及促進を図るのなら、夫婦に限らずもっと広く代理交付を認め、確認書類の緩和も同時に行うべき。  
○夫婦間での代理受け取りが可能になれば大変助かるが、支援措置の方には注意すべき。また、住所を異動させていない大学生からの受取の問い合わせが多い。在学証明書等があれば同世帯の家族のみ代理受け取りを可能としてほしい。  
○本人確認及びカードの安全性確保は重要であると考えますが、カードの更新時に限り、住民票又は戸籍等により法律上の夫婦関係が確認できるのであれば、代理受取を認める運用に見直すことで市民利便性の向上が見込める。加えて親子関係での更新時の代理受取を認める運用も今後検討していただきたい。

#### 各府省庁からの第1次回答

マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認が可能なデジタル社会の基盤となるツールであることから、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に本人出頭を求めた上で、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することを原則としており、更新時においても、本人とその券面等に表示される顔写真等を確認するため、同様の取扱としているところです。そのため、出頭が困難と認められる特段の理由がないにもかかわらず、夫婦であることを事由に一律として代理交付を可能とすることは、なりすまし等によるマイナンバーカードの不正取得防止の観点から、困難であると考えております。

なお、代理交付の要件やその際に提出を求めている疎明資料(出頭することが困難であることを疎明する資料)については年々拡充・簡素化を進めているところであり、例えば、令和5年度にはやむを得ない理由として、妊婦や75歳以上の高齢者、長期入院者等も該当することを明確化するよう、事務処理要領の改正を行っております。引き続き、住民利便の観点から、夫又は妻の場合に限らず、仕事の内容や勤務場所、勤務形態等の客観的状況に照らして出頭が困難と認められる者等、必要な方が必要な場面において代理交付を受けることが可能となるよう、必要に応じて代理交付の要件等の見直しを行ってまいります。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	287	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

eL-QRを活用した公金収納の拡大

## 提案団体

東京都

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

eL-QRを活用した公金収納において、金銭出納員等が収納金を払込する場合や、国又は地方公共団体から納付される公金についても、対象とすること

## 具体的な支障事例

現在の規定では、金銭出納員等が収納をした現金を指定金融機関の口座に払い込む場合や、国又は地方公共団体から納付される公金については、eL-QRを活用することはできない。これらの払込について、年間約20万件の紙の納付書を用いており、地方公共団体及び金融機関の収納事務において、紙の仕分や発送・受領、データ入力 of 負担が生じている。

金銭出納員等は、納入義務者から預かった公金を指定金融機関の口座に払い込む手続を行っているにすぎず、また、国又は地方公共団体から納付される公金についても、eL-QRの活用対象外とすることは、eL-QRの活用による効果を押し下げ事務の効率化・合理化を妨げることになる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

これらについても、eL-QRを活用対象に含むことで、紙の納付書の仕分や発送・受領、データ入力等は不要となり、地方公共団体及び金融機関の収納事務の負担の軽減が見込まれる。

## 根拠法令等

地方自治法第243条の2の7第2項(令和8年9月24日施行)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、山梨県、須坂市、浜松市、長崎市、熊本市、特別区長会

○特別法人事業税・地方法人特別税及び森林環境税について、毎月、国へ納付している。国への納付に当たっては、国から指定された納付書様式を用いる必要があり、毎月、国から送付されるエクセル帳票を基に手入力での納付書を作成し、紙で出力のうえ指定金融機関(日本銀行歳入代理店)へ持ち込んでいる。指定金融機関においては、紙の納付書に基づき手作業で払込処理を行う必要があり、事務コストが高いことから、電子化による事務改善を求められているものの、県としては国から指示された送金方法である旨を説明し、理解を得ているところである。

国への納付方法として、担当省庁によっては Pay-easy を用いた納付が指示される場合もあるが、地方自治法に基づく支払いでは、資金前渡による支出を経て Pay-easy 用口座から払い込む必要がある。

税の納付においては数十億円規模の支払いが生じることもあり、資金前渡職員に課される責任が過大となるため、実務上の対応は困難である。

これらを踏まえると、Pay-easy ではなく、eL-QR を活用した納付の仕組みの方が、より円滑かつ効率的な事務処理につながると考えられる。

○当市においても国や地方公共団体より納付される公金が年間約 700 件発生しており、提案団体と同様に、納付書の発行、仕分け及び受領等の事務が生じ、煩雑となっている。

また、公金の eL-QR 導入後には、同じシステム内で eL-QR 対象と対象外の納付書が混在することになり、事務処理が一層煩雑になることで、事務処理ミスに繋がるおそれがある。

国は eL-QR を活用することにより地方公共団体及び金融機関の事務負担軽減が見込めると掲げているが、その効果が阻害されると考える。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

地方税統一 QR コード(eL-QR)の導入については、収納事務に関する一連の業務フローを見直すことにより、地方公共団体及び金融機関における収納事務の効率化・合理化を図ることを目的としている。

一方、令和8年9月の制度開始後も現金による納付が行われた際には御指摘の負担が残るところであり、収納事務に残るその他の課題の有無と併せて、関係機関等への聞き取りを行い、制度の運用面や技術面への影響も踏まえつつ、必要な検討を行ってまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	289	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

検索時における電子計算機及び電磁的記録の認証解除

## 提案団体

東京都、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、全国知事会

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

国税徴収法に基づき行う検索において、滞納者が保有する電子計算機内の電磁的記録を調査するため、徴収機関の判断で電子計算機及び電磁的記録に設定された認証を解除し、必要に応じて電磁的記録を他の記録媒体に複写等するのに必要な法改正又は法解釈の提示などの環境整備を行うこと。

## 具体的な支障事例

### 【概要】

これまで困難であった電子計算機等への強制調査を可能にし、より実効性のある滞納整理を実現させる。

### 【現在の制度】

国税徴収法第142条では、滞納処分のため滞納者の物等を検索する際、施錠された金庫等を開くのに徴収職員が必要な処分を行えるとする一方、パスワードが設定された電子計算機や電磁的記録の認証を解除することの可否は明示されていない。

### 【支障事例】

地方税の滞納処分は国税徴収法に規定する滞納処分の例により行われており、都はこれまでに検索の中で必要に応じて金庫等の解錠・開扉を行う一方、認証付きの電子計算機等を発見した場合は、滞納者の任意の協力を前提に認証の解除を行い、内部の電磁的記録を他の記録媒体へ複写するなどして、調査を行ってきた。しかし、滞納者の協力を得られない場合や不在時などには、法的根拠が明示されていないことに鑑み、電子計算機等の内部にある電磁的記録の調査・複写を行っていない。

### 【他自治体の意見】

他自治体に電子計算機等の認証強制解除に関するアンケートを行った結果、「法的環境を整備する必要がある」と回答した自治体は87%(110自治体、調査対象:128自治体、126自治体回答)となっている。

※道府県46団体、全政令指定都市20団体、都内全区市町村62団体

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

検索時に滞納者の意向によらず、電子計算機等の認証解除を行うことで、電子計算機等の内部にある帳簿類の調査・複写が可能となり、財産の所在や債権等の新たな発見に繋がる。そして、これらの資料を基に差押等を

行うことで滞納事案の解消が期待できる。

#### 根拠法令等

国税徴収法第 142 条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、仙台市、大田原市、横浜市、相模原市、山梨県、名古屋市、兵庫県、島根県、山口県

○当県でも、差押可能な表見財産が発見できていない滞納者の自宅や事業所を捜索する際に、売掛債権や財産譲渡、資金の流れなどを把握するため捜索現場にあるパソコン端末のデータや通信状況の確認が必要となる場合がある。この場合、滞納者等が任意協力に応じた場合のみ捜索が可能となり、捜索による財産調査の限界を痛感している。

○滞納者の意向によって調査範囲が制限されることは捜索の実効性、ひいては税の公平・公正な徴収に影響を及ぼすものとする。

○徴収機関の判断で電子計算機及び電磁的記録に設定された認証を解除し、必要に応じて電磁的記録を他の記録媒体に複写等するのに必要な法改正又は法解釈の提示などの環境整備を行うことは、滞納者の財産を迅速かつ的確に把握することにつながると考える。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

地方税法上、地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるものとされており、地方税法における検討を行う場合には、国税徴収法における検討状況等を踏まえる必要がある。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	291	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事務処理の改善

## 提案団体

広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、愛媛県、中国地方知事会

## 制度の所管・関係府省庁

内閣府、総務省

## 求める措置の具体的内容

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、国費の繰越や請求手続等の事務処理誤りにより、必要な交付金が交付されない事態が発生しないよう、繰越や概算払等、誤りが発生しやすい事務処理に関して、国において、積極的にミス防止のための事務改善を行うことを求める。

### <事務改善例>

・必要な事務処理方法を「地方創生臨時交付金事務処理誤り事例集」等、一つの資料に集約して明確に示すこと

例:年度内完了事業に係る国費の受入については、3月中の概算払以外にも、繰越手続を行った上で5月(自治体の出納整理期間)の概算払も可能であることや、年度内完了事業費を見込むことが難しい場合等においては交付決定額全額の繰越承認を得ることも可能であるとされているが、現行の「地方創生臨時交付金事務処理誤り事例集」には「当年度事業費(年度内の出来高)は、3月中に概算払を必ず受ける」ことのみ記載されており、その他については別の資料やメールにより都度連絡を受けている状況である。

・交付決定額のうち繰越協議されていない額や概算払請求されていない未払額がある場合、金額の単位の入力誤りの可能性がある場合など、自治体の事務処理漏れが発生している可能性を自動的にチェックし、分かりやすくエラー又は注意喚起のメッセージを表示する仕組みを備えた様式を構築すること

・国においてもエラー等の表示の有無を積極的に確認の上、必要に応じ自治体に事務処理誤りがないか確認を行うこと

## 具体的な支障事例

令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、被交付者である市町による国費の繰越や請求に係る事務処理誤りにより交付金が交付されず、市町の自己負担となる事案が発生した。

繰越や概算払等の事務処理については、誤りの多い事例の紹介等により、国から自治体へ注意喚起が行われているところであるが、国と自治体の会計上の取扱いに違いがあることや本交付金の制度が複雑であること(※)、各種手続を短期間で行う必要があること等から、多くの自治体職員にとっては、制度を十分に理解した上で正しく事務処理を行うことは容易でなく、ミスが起きる状況は今後も続くと考えられる。

### ※例

・翌年度(自治体の出納整理期間内)に国費を受け入れるためには、自治体の予算は繰り越さない場合でも国費は繰り越す必要があること

・実施計画に計上した全事業が完了するよりも前の年度において一部の事業が完了した場合、当該年度の歳入として交付金を受け入れる必要があり、実績報告後の精算払は認められないこと 等

#### 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

#### 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

交付金手続に係る自治体の重要な事務処理誤りが防止され、自治体の財源負担が発生する恐れが低下することが期待される。

#### 根拠法令等

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、奥州市、宮城県、茨城県、佐野市、三郷市、川崎市、寒川町、豊橋市、小牧市、堺市、寝屋川市、今治市、大野城市、五島市、大分県

○提案の実現により事務処理におけるミスの軽減につながると考えられることから、提案事項に賛同する。  
○事務処理誤りを防止する観点から、必要最低限のマニュアルや事務処理誤りの事例集は必要と考えられる。また、事務連絡において「必要に応じて過去の事務連絡も参照ください」とされているが、事務連絡自体が積み重なっており、その全てを把握することは容易ではない。  
○財務省への事業費の繰越承認は得ているにも関わらず、事業計画の内閣府に対する翌債承認を得ていないことにより、事業計画年度内に終わらなかった事業について、翌年度での交付が認められない事例があった。  
○交付金事務に係るミス防止の事務改善は、都道府県において管内市町村の取りまとめ作業を行う場合の確認作業時間の削減にも寄与すると考える。  
○物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、国費の繰越や請求手続等の事務処理誤りにより、必要な交付金が交付されない事態が発生しないよう、繰越や概算払等、誤りが発生しやすい事務処理に関して、国において、積極的にミスを防止するための事務改善を行うことを求める。  
<事務改善例>  
管理台帳上で事務処理誤りが発生しないよう、視覚的に見やすい様式に変更していただきたい。  
○当市でも令和7年度の同交付金事務において、事務処理誤りにより交付が受けられない事態が発生しており、再発防止の観点からも本提案に掲げる事務改善を共同提案とする。

#### 各府省庁からの第1次回答

「地方創生臨時交付金事務処理誤り事例集」や各種事務連絡については、これまでも、構成や表現について随時見直しを行っており、自治体担当者にとってより分かりやすい内容となるよう、引き続き見直しを図っていく。管理台帳については、現行の様式においてもエラーチェックがなされているところ(※)。今後、その他に具体的な提案があれば、検討したい。  
※自動計算される「未払額」がマイナスになっていると、エラー表示。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	293	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

市町村税の賦課徴収に係る事務処理を都道府県が行うことを可能とすること

## 提案団体

千葉県、成田市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方税法において、都道府県が市町村税の賦課徴収に関する事務を処理できる規定を設けること。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

地方税法では、市町村が都道府県税の賦課徴収に関する事務を処理できる規定が存在する一方、都道府県が市町村税の賦課徴収に関する事務を処理できる規定は存在しない。

### 【支障事例・制度改正の必要性】

県及び県内の8市町が並行して法定外税(宿泊税)の導入を検討しており、市町村の事務や経費に係る負担(徴税職員の確保、税システムの改修等)の軽減を図るため、県が市町村税について併せて賦課徴収することを検討した。

しかしながら、令和6年度に総務省への照会を行った結果、「県が市町村税の賦課徴収に関する事務を処理できる規定を欠く以上、できないもの」と回答を受けた。

総務省からの回答を踏まえ、地方税法ではなく、地方自治法の制度の「事務の委託」を活用して、県が市町村の宿泊税の賦課徴収事務の一部を受託することを検討している。

事務の委託の制度を活用する場合、地方税法の処理規定とは異なり、公権力の行使に該当する処分(賦課決定、更正、決定等)の意思決定は委託の対象とできず、都度、市町村に決議(決裁)を行ってもらう必要があるなど、手間が増えてしまう。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県が自らの権限において市町村税の賦課徴収に関する事務を処理できるようになることで、市町村が賦課徴収する場合や、地方自治法の事務の委託を活用する場合に比べ、都道府県及び市町村の双方にとって業務負担が改善される。

例えば、課税客体を同一とする個人道府県民税と個人市町村民税の例を見たときに、法定外税(宿泊税など)について、都道府県が市町村税の賦課徴収に関する事務を処理できるようになると、地方自治法の事務の委託の場合と比べ、賦課決定などで市町村は決議を行う必要がなくなる。更に、市町村は都道府県が徴収した市町

村税分を収納するのみとなり、都道府県及びマンパワーが不足する市町村の業務負担が大幅に改善される。また、今後の可能性として、市町村税(個人市町村民税を除く)の滞納整理について、広域連合等の組織への権限移譲や相互併任を行うことなく、都道府県がマンパワーや専門性を生かして集約的に事務を処理できるようになる。

#### 根拠法令等

地方税法第 20 条の 3、地方自治法第 252 条の 14

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、枚方市

—

#### 各府省庁からの第 1 次回答

現行地方税法は、道府県と市町村相互間においては、地方自治の原則に立ち還り、賦課徴収に関する責任の帰属を明確にしようとする意図から、独立税主義に立つ建前であることなどを踏まえると、市町村税の徴収について道府県の徴収の委任については、消極的に解すべきと考えている。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	294	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

国税徴収法に基づく債権差押通知書の送達を電子データで行うことも可能とすること

## 提案団体

千葉県、福島県、埼玉県

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

国税徴収法における債権の差押えについて、書面の送達ではなく電子データの送達によっても行うことができるよう、必要な法改正等を講ずること。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

国税徴収法における債権の差押えについては、「第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。」と規定されている。

### 【支障事例・制度改正の必要性】

税の滞納者の預金債権を差押える際には債権差押通知書を郵送しているが、書面の作成に係る印刷や封入作業、また、切手や用紙代と、多くの時間や費用を要している。  
事務の効率化に向け手続きの電子化を検討しているが、現状の規定では書面による送付事務が必要なため電子化は一部分にとどまり、十分に事務効率化を図ることができない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

債権差押通知書を受領する県内の金融機関からも、紙と電子の併存はかえって負担になるといった声が寄せられている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

債権の差押えに係る時間や費用の削減が可能となり、全国の地方公共団体における滞納整理の効率化につながる。  
また、通知を受領する金融機関においても、事務の効率化が見込まれる。

## 根拠法令等

国税徴収法第 62 条、地方税法第 68 条第6項等

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、宇都宮市、大田原市、日野市、横浜市、相模原市、厚木市、新潟県、静岡県、焼津市、名古屋市、名張市、大阪市、堺市、兵庫県、斑鳩町、島根県、広島市、田布施町、徳島県、諫早市、特別区長会

○当県では税務事務のDX化を推進しており、差押等滞納処分に係る調書や通知書等も税務システムによる電子帳票として作成し、保存する対応に移行する方針であるため、現行制度による債権差押通知書の書面による送達DX化推進の停滞要因の一つとなる。

また、県内の一部金融機関でも預貯金電子調査システムに連動した電子差押えを開始しておりオンラインによる電子的な差押手続きが制度化されれば更なる税務事務の効率化が図られる。

○債権差押は書面の送達により行うこととなっているため、通知書を郵送することが多く、封入作業や郵送料に時間や費用がかかっている。オンライン化により業務の効率化を図りたい。

○差押通知書の電子送達サービスを提供する事業者は存在するものの、現行制度では書面送達を省略できず、事務コストの削減等の電子化によるメリットが乏しいため、当市域では自治体・金融機関双方でサービスの導入が進んでいない。

○窓口混雑時等、金融機関に臨店差押を断られるケースはあるため、差押通知書の電子送達については必要性を感じている。

#### 各府省庁からの第1次回答

地方税における預貯金債権差押通知書の電子的送付については、法制度上の整理、システム上の実現方法や電子と紙が併存した場合の運用の整理等、様々な課題があり、これらを踏まえて検討する必要がある。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	301	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

窓口 DXSaaS と関連システムの連携要件の明確化

## 提案団体

指定都市市長会、三重県

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省

## 求める措置の具体的内容

地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定める機能別連携仕様(住民基本台帳、印鑑登録、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、収納管理(税務システム)、滞納管理(税務システム)、地方税(共通)、学齢簿編成等、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、児童手当)に、デジタル庁が認証した自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件(連携対象とするデータ項目、連携方式、インタフェース条件等)を明記すること。

## 具体的な支障事例

国が推進する自治体フロントヤード改革の展開に向け、自治体窓口 DXSaaS(以下「DXSaaS」という)の導入・検討は加速している。しかし、現在の地方公共団体情報システムの標準化では、自治体窓口 DXSaaS は「独自施策システム等」に区分され、データ連携に関する要件が個別に定義されておらず、自治体の実務において支障が生じている。

具体的には、業務システムベンダーに対してデータ連携対応を依頼しても、既存の機能別連携仕様以外は実装対象外とする取扱いや、標準化対応を優先するため外部連携に係る改修対応が困難である旨の回答がなされる事例がある。その結果、DXSaaS を活用するのに必要なデータ連携の可否や対応範囲が不透明となり、調整に多大な時間と労力を要している。

また、既存の機能別連携仕様にて提供されるデータ項目では DXSaaS を活用するのに必要なデータが不足しており、各自治体は、高額な基本データリストに基づくデータ連携や、ランニングコストがかかる個別改修を実施するか、システム連携を断念してアナログな運用を残さざるを得ない状況にある。また、一部のシステムベンダーはこの基本データリストの出力に対応できないと回答したり、「日常的なデータ連携を想定していないため差分出力には追加改修が必要」として追加費用を求めるケースもある。

これらの状況により、自治体ごとに調整・費用負担が発生し、国が推進する窓口 DX の円滑な展開が阻害されている。自治体フロントヤード改革を推進する国の方針と、システム標準化における規定・運用実態の間に乖離が生じていることが、DX 推進の大きな障害となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

機能別連携仕様書においてデータ連携要件が明確化されることで、業務システムベンダーによる標準機能としてのインターフェース実装が担保され、窓口 DXSaaS との円滑なシステム連携が可能となる。これにより、自治体ごとの個別改修に伴う高額な費用負担やベンダー調整のコストが大幅に抑制されるとともに、窓口にアナログな工程が残る恐れが解消される。国の施策とシステム標準化の運用の整合性が確保され、全国の自治体において「自治体フロントヤード改革」をはじめとする窓口 DX 施策がさらに迅速・効率的に実行される効果が期待される。

## 根拠法令等

データ要件・連携要件の標準仕様

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、花巻市、北上市、郡山市、柏市、市原市、厚木市、八尾市、宍粟市、安来市、春日市、都城市、鹿児島市

- 提案団体と同じく独自施策システムへのデータ連携に関する調整に多大な時間を要した。
- 本市においても、証明書交付申請窓口の一部先行導入した窓口 DXSaaS について、既存の業務システムベンダーとデータ連携のタイミング等を協議したが、標準準拠システム側に負荷がかかることや、連携仕様書に明記されていないこと等を理由に対応が困難（リアルタイム連携不可など）とされた事例がある。今後、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に自治体窓口 DXSaaS とのデータ連携に関する要件（連携対象とするデータ項目、連携方式、インターフェース条件等）が明記され、基幹系業務システム側での改修等の対応がなされることにより、連携がスムーズになることを期待する。
- 令和6年度から窓口 DX の取組として「書かない窓口」や RPA を活用した基幹システムへのデータ入力を推進してきましたが、システム標準化に伴い連携レイアウトが機能別連携機能となってしまったため、これまで参照できていた情報が参照できない、RPA を活用したデータ入力に必要な項目が不足して RPA が動作しないといった支障が生じている。窓口 DX（フロントヤード・バックヤード改革）についても、是非、機能別連携仕様で対応していただきたい。
- 本市においても窓口 DXSaaS を導入しており、標準準拠システムとの連携拡充を検討している。窓口 DXSaaS 側での利用を期待する情報について、機能別連携仕様に含まれておらず、基本データリストでの連携とする場合、手動での運用が発生する等の問題から、検討が難航するといった支障が生じている。これまで窓口 DXSaaS と自動連携していた項目が、業務システムの標準化後、連携項目対象外となり、致し方なく手書き対応をせざるを得ない状況が発生している。
- 本市でも令和8年度中に窓口 DXSaaS の導入をめざしているが、データの連携項目に不透明な部分があり、事業者によって対応できるできないが発生することが想定されるため。
- 本市においても昨年度窓口 DXSaaS を導入したが、データ連携に関する要件において当該 SaaS 向けの仕様が個別に定義されていないことから、ベンダーとの個別調整に多大な時間と労力を要した。
- 本市が導入している窓口 DXSaaS においても、現行住記システムとの円滑な連携が前提となっている。標準化システムにおいて、必要なデータ連携ができなくなると、大幅な市民サービスの低下に繋がりがかねない。

## 各府省庁からの第1次回答

ご提案については、自治体窓口 DXSaaS の普及展開が図られるよう、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているところ。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	303	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードの更新時にマイナ免許証の読み取り情報を公的な本人確認書類として受理できるようにすること

## 提案団体

由布市

## 制度の所管・関係府省庁

警察庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカード自体の有効期限が切れた場合や電子証明書の有効期限が切れた場合でも、マイナ免許証を専用アプリ等で読み取った「有効な免許情報」を、マイナンバーカードの更新時に公的な本人確認書類として受理できるよう、運用の共通化を検討いただきたい。(現在、マイナポータルや読み取りアプリで表示される免許情報は、あくまで「情報の閲覧」に留まり、窓口での本人確認書類として利用可能か明文化されていない状態)

## 具体的な支障事例

マイナ免許証・マイナ保険証への一本化を進めた結果、住民が保持する物理的な身分証がマイナンバーカードのみとなるケースが想定される。この状況下でカード自体が有効期限切れで失効した場合、カードの更新を行う際には、カードの更新に必要な「本人確認書類」そのものが存在しないという状態が今後発生する恐れがある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

仮に、マイナンバーカード本体の有効期限が切れていた場合や電子証明書の有効期限が切れた場合でも、免許証の有効期限が切れていなければ、専用アプリで読み取った結果(顔写真含む)を本人確認書類として受理できるため、本人確認に要する時間と労力が削減され、住民サービスの向上、窓口業務の効率化につながる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第10項、道路交通法第95条の2第9項、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、白河市、銚子市、川崎市、相模原市、厚木市、新潟市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊中市、姫路市、安来市、東広島市、高松市、新居浜市、熊本市、都城市

○アプリで読み取ったマイナ免許証が本人確認に必要な情報を全て網羅されていることが前提になるが、公的な本人確認書類が減少しているため、マイナ免許証も本人確認書類として利用できることにより申請者の利便性向上が図られると考える。

○マイナ免許証を選択したことで住民が保持する物理的な身分証が減ったことを考慮し、カードの更新時にマイナ免許証の読み取り情報を公的な本人確認書類として受理できるよう運用の共通化を検討していただきたい。

#### 各府省庁からの第1次回答

マイナンバーカードの更新の際には、旧マイナンバーカードの提示及び暗証番号入力等の措置を取ることで、当該カード1枚にのみによる本人確認が可能となっており、また昨年度7月には、旧カードの有効期限が切れてしまった場合でも、当該カードの有効期限の満了の日から6月以内であれば、当該カードを本人確認書類として認める運用とするよう、事務処理要領の改訂を行ったところです。こうした対応により、カードの更新時に免許証の情報を本人確認として使用しなければならないケースは、極めて限定的になっていると考えております。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	304	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

本籍地が管外である場合のマイナンバーカードの交付事務における法定代理人の代理権確認に係る運用の見直し

## 提案団体

由布市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの交付事務における法定代理人(親権者等)の代理権確認において、本籍地が管外である場合も、戸籍関係情報をマイナンバー情報連携により取得することを可能とすることを要望する。

## 具体的な支障事例

マイナンバーカードの交付事務における法定代理人(親権者等)の代理権確認において、法定代理人(親権者等)の本籍地が管外の場合は、法定代理人に戸籍謄本等の親権を証明するものの提出を求めているため、住民に謄本を取得させる手間と手数料が発生し、デジタル化による「添付書類不要」の理念に逆行している。親(法定代理人)及び子(申請者)それぞれのマイナンバーを提出することで、マイナンバー情報連携で親子関係の確認が可能であるため、戸籍謄本等の発行、提出に係る負担が軽減される。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバー情報連携により、本籍地が管外である場合にもシステム上で照会・確認を行えるようになれば、住民の時間、労力、費用負担が解消され、市民サービスが向上する。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、さいたま市、銚子市、厚木市、新潟市、半田市、小牧市、豊中市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、熊本市、都城市

○親(法定代理人)及び子(申請者)双方のマイナンバーを活用することで、情報連携による親子関係の確認が可能となれば、戸籍謄本等の取得及び提出負担軽減に加え利便性向上にも資するものと考えられるため制度及び運用の見直しを検討いただきたい。

#### 各府省庁からの第1次回答

マイナンバーカードの交付事務においては、厳格な本人確認の観点から、原則として交付申請者本人の出頭を求めているところ、交付申請者が15歳未満である等の場合においては、その法定代理人に対して出頭を求めており、その際、法定代理人としての資格を証明する書類として戸籍謄本等の提出を求めているところです。なお、15歳未満の者が交付申請者である場合で、交付申請者と法定代理人とが同一世帯かつ親子の関係にあることが住民票により確認でき、法定代理人が交付申請者の法定代理人である旨を口頭等で確認できるときは、市町村の判断により戸籍謄本等の提出を省略することが可能となっております。

ご提案のマイナンバー情報連携による戸籍情報の確認については、そのシステムの構築及び改修の規模や情報連携による情報の確認に要する時間や事務負担等の窓口における実際の運用方法も考慮しつつ、そのニーズや実務上の課題について調査の上、その必要性も含めて検討してまいります。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	309	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

住民票の写し等の請求等における請求者等の「自署」を「記名」とすること

## 提案団体

指定都市市長会、宮城県、塩竈市、気仙沼市、白石市、涌谷町、美里町

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

住民基本台帳事務処理要領における住民票の写し等の請求等(※1)について、請求等を行う者又は現に請求等の任に当たる者に求めている「自署」を「記名(※2)」に改めること。ただし、委任状については自署のままとする。

※1 住民票の写し、住民票の除票の写し、戸籍の附票の写し及び除かれた戸籍の附票の除票の写し並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る請求又は申出

※2 記名は「手段を問わず氏名を記すこと」とし、自署は記名に含むものとする

## 具体的な支障事例

### 【現行制度及び支障事例】

令和6年提案(整理番号 188)は、住民票の写し等の交付の請求等に際しては、住民基本台帳事務処理要領において自署又は押印が求められており、記名のみで足りる戸籍証明書等の取扱いと異なることから、住民への説明等に支障が生じているため、「自署又は押印」を「記名」に改めることを要望していたものである。

しかし、「住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(通知)」(令和7年3月7日付け総行住第34号)において総務省から示された改正事務処理要領では、「自署又は押印」が「自署」へと変更されたため、結果として従前の(記名)押印による請求等が除外され、却って請求等の方式が狭められてしまった。具体的には、申出者である法人が自己のシステムで申出書を作成して郵送する場合や、個人番号カード等を用いた請求書作成システムにより窓口で本人が請求書を作成する場合も、さらに手書きで自署を求めることとなり、住民等及び職員の負担となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民票の写し等の請求等にあたり、署名について戸籍証明書等とは取扱いが異なる旨の説明に時間を要することや、自署がないことで住民等に追記等を求めていることが、記名に統一されることで、住民等の理解向上や利便性向上、職員の業務効率化が図られる。

## 根拠法令等

住民基本台帳事務処理要領(昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、郡山市、いわき市、さいたま市、柏市、厚木市、豊橋市、豊中市、安来市、高松市、小郡市、佐世保市

—

各府省庁からの第 1 次回答

住民票の写し等の交付の請求については、請求者本人による請求意思を事後的に確認することを可能とするため、住民基本台帳事務処理要領において請求者本人の自署を求めることとしており、自署を廃止することは困難である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	312	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

地方税務における相続人調査のための戸籍情報連携の拡充

## 提案団体

指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

情報提供ネットワークシステムの地方税に関する事務において、戸籍関係情報を照会可能な事務手続に相続人調査に係る事務手続を追加するとともに、戸籍の公用請求に必要な項目を照会可能としていただきたい。

## 具体的な支障事例

現行、地方団体において賦課徴収を行ううえで、納税者の死亡に伴う納税義務の承継や、不動産の現所有者の把握など相続人調査事務において、戸籍等の公用請求が大きな事務負担となっている。  
現行の情報提供ネットワークシステムの地方税に関する事務では、個人住民税の人的控除の適用に限り、戸籍関係情報を照会することはできるが、相続人調査等の事務では照会することができない。相続人の調査に当たっては、まずは住民票の写しを取得し、本籍地を把握したあとに、本籍地に対して戸籍を請求する事務が生じており、二度手間となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

情報提供ネットワークシステムにおいて、本籍地情報を閲覧できるようにすることで、本籍地を把握する手間が削減され、事務の効率化に繋がる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第24項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、寒川町、新潟県、富士市、豊橋市、小牧市、名張市、城陽市、豊中市、寝屋川市、兵庫県、姫路市、斑鳩町、久留米市、佐世保市、鹿児島市、伊佐市、特別区長会

○照会可能となることにより、事務の効率化が図られると考えられる。近年は特に、被相続人の1親等(配偶者、子、兄弟)の不在や相続放棄等が多くなってきており、相続人調査事務において、戸籍等の公用請求が大きな事務負担となっている。

○当市においても、相続人の調査に当たっては、住民票の写しの取得や本籍地に対する戸籍の請求等が大きな事務負担となっているため、左記の提案のように、本籍地情報を閲覧できるようにすることで、本籍地を把握する手間が削減され、事務の効率化に繋がると考える。

#### 各府省庁からの第1次回答

**【総務省】**

地方税における戸籍関係情報の情報連携については、戸籍法を所管する法務省とも連携しつつ、対応の検討を行ってまいりたい。

**【法務省】**

法務省としては、戸籍法を所管する立場から検討に協力してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	313	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等

## 提案団体

指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省、財務省

## 求める措置の具体的内容

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加していただきたい。

また、現行、通知事項とされている会社法人等番号(12桁)に加え、当該番号を国において、法人番号(13桁)へ変換のうえ、法人番号(13桁)の形で通知を行うこと、もしくは登記手続の際に登記名義人から法人番号の提出を求め、通知事項に加え通知を行うこと、又は国の責任において、会社法人等番号(12桁)から法人番号(13桁)への全国共通の変換仕様やツールを整備・提供することを要望する。

## 具体的な支障事例

市町村においては、固定資産税の課税事務に当たり、地方税法に基づき、原則として登記所から通知される登記事項に基づいて固定資産課税台帳に所有者等を登録している。

しかしながら、現行制度においては、登記事務にマイナンバーを利用することが認められていないため、登記所は登記名義人のマイナンバーを取得しておらず、市町村に通知される登記事項には住所、氏名(検索用情報管理ファイルに新たに記録した場合は出生の年月日)が記載されている。このため、市町村においては、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために多大な事務負担と特定誤りのリスクが生じている。

この問題は固定資産税の課税事務にとどまらず、税や国民健康保険税(料)等に係る滞納整理事務にも及んでいる。現行では、特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として交付する制度(所有不動産記録証明制度)が創設されているものの、当該制度を利用する前提として納税者本人を正確に特定する必要があるため、そもそも個人特定に時間を要し、制度を十分に活用できていない状況にある。

さらに、所有者不明土地の発生防止を目的として、相続登記や住所変更の義務化等が法定されたところであるが、空き家対策、低未利用地の活用、所有者不明土地対策等に取り組む市町村担当部局においても、依然として登記情報のみから所有者等を特定する事務負担は解消されておらず、施策推進の支障となっている。

法人番号については、登記情報と課税情報等との突合に相当の事務を要しているほか、合併、分割、解散等の法人異動を正確に把握できないことに起因する課税誤りや事務遅延が生じる事例も見受けられる。

この点について、令和8年4月1日から、登記所から市町村長への通知事項として会社等法人番号(12桁)が追加されたが、市町村の課税部門においては、法人番号(13桁)を基幹識別子として使用している。

このため、会社法人等番号(12桁)のみの通知では、法人番号(13桁)への変換のために、全国1,700を越す地方団体で別途、変換ツールの実装や変換作業などの事務負担が生じるなど、極めて非効率であるだけでなく、誤突合のリスクが生じるおそれがある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務をはじめとする市町村の不動産行政全般において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減が図られるとともに、権利者特定の適正化が進むこととなる。その結果、適正かつ公平な賦課徴収の実現に資するほか、所有者不明土地や空き家、低未利用地対策など、人口減少社会において市町村が直面する各種行政課題の解決に大きく寄与することが期待される。

## 根拠法令等

地方税法第 382 条第 1 項から第 3 項、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3、第 15 条の 5 の 4、第 15 条の 5 の 5、国税徴収法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、空家等対策の推進に関する特別措置法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、ひたちなか市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、姫路市、鹿児島市

○当市においても、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために大きな事務負担と特定誤りのリスクが生じている。登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減に繋がると考える。

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。また、法人番号を確認する手間がなくなることで調査に係る時間を軽減することができる。

## 各府省庁からの第 1 次回答

### 【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所地が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

### 【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加するために不動産登記事務をマイナンバー利用事務にすることを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。

また、本年 4 月 1 日から、地方税法第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項に会社法人等番号が追加された。通知事項に法人番号を加えること及び会社法人等番号から法人番号への変換ツールを設けることの可否についても、その必要性の有無を含め、地方税制度の観点から検討されるべきものと考えて

いる。

法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	317	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

地方公共団体における職員給与等の公表に係る見直し

## 提案団体

指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

### ① 重複した公表の見直し

「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づく公表と、地方公務員法第58条の2に基づく「人事行政の運営等の状況の公表」の公表について、公表の重複が生じないように、法律の改正又は通知の整理を求める。

### ② 公表期限の見直し

「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づく公表の期限を、「地方公共団体における職員の給与の男女の差異の公表」(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく特定事業主としての公表)と同じく、例年7月末までとすることを求める。

## 具体的な支障事例

### ①重複した公表の見直し

#### 【現行制度について】

地方公共団体の職員給与に関する情報は、「地方公共団体における職員給与等の公表について」(昭和56年10月13日付け自治給第45号自治事務次官通知)において公表するべきとされている。

一方で、地方公務員法第58条の2に基づく「人事行政の運営等の状況の公表」においても、職員給与の状況を公表することとされている。

#### 【支障事例】

職員給与に関する状況について、重複して公表を行わなければならないこととされていることから、地方公共団体の事務負担が生じているとともに、臨時的任用職員の取扱いなど、それぞれの対象職員の範囲に差異があること等により、閲覧する住民にとって分かりづらい状況が生じている。

### ②公表期限

#### 【現行制度について】

「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づく公表は、毎年4月末までに実施するよう総務省から通知される。しかしながら、総務省からの様式等の送付は3月下旬となることが多い。

#### 【支障事例】

3月下旬に総務省から様式等の送付を受けた後、公営企業の公表資料のとりまとめを含め、資料を1ヶ月程度で作成し、公表する必要がある。年度末・年度初めの繁忙期と重なることもあり、事務負担が大きい状況となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政における事務負担の軽減、業務の効率化につながるとともに、公表情報を閲覧する者にとっての分かりやすさの向上にもつながる。

## 根拠法令等

「地方公共団体における職員給与等の公表について」(昭和 56 年 10 月 13 日付け自治給第 45 号自治事務次官通知)、地方公務員法第 58 条の 2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮古市、花巻市、宮城県、郡山市、上尾市、須坂市、香川県、高松市、大分県、鹿児島市

○当市においても公表に伴う事務負担が生じていることに加え、公表が重複することでより一層の事務負担が生じている。

また、事務作業が繁忙期と重なるため、事務負担が大きい状況となっている。

○重複した内容が多いことから、当市においては、「人事行政の運営等の状況の公表」の内容に「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づく公表内容も予め盛り込み、統合して対応している。

## 各府省庁からの第 1 次回答

「地方公共団体における職員給与等の公表について」(昭和 56 年 10 月 13 日付け自治給第 45 号自治事務次官通知)に基づく公表と、地方公務員法第 58 条の 2 に基づく「人事行政の運営等の状況の公表」は別のものであるが、給与及び定員の状況については、「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づく公表を、地方公務員法第 58 条の 2 に基づく「人事行政の運営等の状況の公表」として活用できるものとし(平成 17 年 11 月 10 日付け事務連絡)、事務負担の軽減に配慮している。なお、「地方公共団体における職員給与等の公表について」に基づく公表については、近年、公表様式の送付時期を早めるなど見直しを行っているが、引き続き地方公共団体の事務負担の軽減を検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	319	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

在留カード等の IC チップ等への記録事務の改善

## 提案団体

指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

令和8年6月より開始予定の出入国管理及び難民認定法第 19 条の7第2項、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 10 条第3項に規定される「在留カード等の IC チップへの書き込み」について、住民基本台帳ネットワークシステムや住民記録システムと連携が可能となるよう改善すること。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

在留カード等と個人番号カードの一体化等を内容とする出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第 59 号)が令和8年6月 14 日に施行予定とされ、在留カード等と個人番号カードが一体化された特定在留カード等の交付が開始される予定である。現行制度では、在留カード等の券面に住居地を印字しているが、この法改正に伴い、外国人住民が住所を変更した場合に、市町村において在留カード等の IC チップに住居地を記録する事務が開始される。

### 【想定される支障】

出入国在留管理庁より、ICチップに住居地等を記録する専用アプリが配付され、市町村においてその専用アプリのためのスタンドアロン端末を調達することが通知されていた。その後、アプリの動作保障は行わないが、住民記録システムと同一の端末へのアプリ導入を許容するとの見解が示された。ただし、このアプリは住民基本台帳ネットワークシステムや住民記録システムとのデータ連携機能はないため、手動で住所を入力し、ICチップに記録する必要があり、対応時間の増加、入力間違いのリスクが想定される。

### 【支障の解決策】

住民基本台帳ネットワークシステム等とデータ連携ができるようにすることで、入力間違いの防止、対応時間の軽減が期待できる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

令和6年度は該当する事務が市全体で約 4.5 万件あり、新たな運用により1件あたり 15 分程度処理時間が増加すると見込んでいる。

処理時間の増加が来庁された方の待ち時間となるため、システム連携の改善により待ち時間の改善や、手入力をしないことにより誤入力のリスクを減らすことができる。

## 根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第 19 条の7第2項、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 10 条第3項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、盛岡市、花巻市、いわき市、さいたま市、富士宮市、豊橋市、小牧市、豊中市、安来市、笠岡市、高松市、大野城市、都城市

○住居地等書換アプリケーションの改修により、住民記録システムとのデータ連携することにより、業務の効率化が図られると考えられる。

○年々当市に在住している外国人の数も増加しており、提案団体同様、手入力による誤入力の発生や処理時間及び待ち時間の増加が思料されるため、住民基本台帳ネットワークシステムとの連携について検討いただきたい。

## 各府省庁からの第 1 次回答

住民記録システムと住居地等書換アプリケーションとの間での住居地データの連携については、市町村における業務の効率化の観点から、その必要性について認識しており、既に関係省庁間で検討を開始しているところ、以下2点の課題を踏まえつつ、引き続き、実現に向けて検討を進めてまいりたい。

1. 一般的なデータ連携として、①API 連携、②ファイル連携、③データベース連携の3つが候補となるところ、住居地等書換アプリケーションはICチップのデータを読み取るアプリであり、データベースが存在しないため、③データベース連携の実現は困難である。また、②ファイル連携については、バッチ処理でファイルを取り込むことになるため、リアルタイムに住居地データを連携する必要がある本連携には適していない。仮にバッチ処理ではなく手動でファイルを取り込むこととなった場合、住居地データのコピー＆ペーストと作業量は変わらないにもかかわらず、改修コストがかかることになりメリットがないことになる。そして、①API 連携については、リアルタイム連携が可能といったメリットがあり、本連携に適している。他方で、住民記録システムの運用に供する端末のベンダーは地方公共団体によって異なっており、住居地等書換アプリケーションから住民記録システムへリクエストを送って住居地データのレスポンスが返ってきたとしても、住居地データの識別子がベンダーによって「address」、「add」、「jyusho」、「jusho」のように異なっている可能性があり、その場合は全ベンダーの識別子のパターンを調査して住居地等書換アプリケーションに取り込んだ上で各ベンダーと連携テストを実施することになるため、改修に時間を要することになる。また、API に障害が発生した場合は、連携するシステム全体に影響が及ぶ可能性があることに留意する必要がある。

2. 標準化後の住民記録システムで扱っている文字セットは行政事務標準文字又は JIS X 0213:2012 であるところ、住居地等書換アプリケーションにおいては、住居地データを読み出そうとするユーザーに対して汎用的に利用してもらえるよう、文字化けする可能性がある外字等の入力を制限している。したがって、上記文字セットに含まれる文字の一部を一般的に文字化けしないとされる汎用的な文字に置き換える必要があり、代替文字テーブルを新たに作成することが必要である。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	326	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

通知カードの紛失届出、発見した旨の届出及び返納に係る事務の廃止

## 提案団体

指定都市市長会、広島市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

通知カードの紛失届出、発見した旨の届出及び返納(以下「返納等」という。)の廃止を求める。

## 具体的な支障事例

通知カードの返納等に係る事務については、令和4年提案募集(管理番号 226)「マイナンバー通知カードの紛失時の届出及び返納に係る事務の廃止」の対応方針を踏まえ、紛失時は他の届出等に通知カードを紛失した旨を記載することにより、紛失届に代えることができることとされ、通知カードを紛失した住民の届出に係る負担は一定の軽減が図られたが、返納等の受付や端末への入力といった市町村窓口の事務負担は依然として残ったままとなっており、当市においても令和7年度推計で約 28,000 件の事務が生じている。

市町村窓口においては、令和6年度からマイナ免許証の搭載、国外での継続利用、最短5日程度で交付できる特急発行などマイナンバーカードに関する様々な制度が開始され、さらに今年度はマイナ保険証への完全移行の影響も加わり、マイナンバーカードの新規申請が増加しているほか、マイナンバーカードの有効期限の到来に伴う更新申請(令和7年4月から令和8年2月までの実績で、新規交付及び再交付あわせて約 140,000 件のカード交付)も増加するなど、マイナンバーカードに関する窓口需要が急増し、待ち時間が長時間化していることから、効率的な窓口運営のために廃止を含めた事務の見直しが急務となっている。

この点、令和4年提案の第1次回答においては、返納等が必要な理由として、記載事項に変更が生じていない通知カードは、引き続き番号提示書類として認めることとしているため、通知カードとマイナンバーカードを併せて保有することは望ましくないことが挙げられているが、通知カードの他にも個人番号が記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書なども番号提示書類として認められていることを踏まえれば、マイナンバーカードと併せて通知カードを保有することに特段の支障はないと考える。

また、同第2次回答においては、提案団体からの見解に対して、有効に交付された通知カードを利用できないこととするのは適切ではないとの見解も示されているが、提案のあった令和4年度当初のマイナンバーカードの普及率が約 43%であったのに対して、本年1月末時点の普及率は約 81%となっており、当時と比較してマイナンバーカードの所有者が約2倍に増加していることを踏まえれば、通知カードは既にその役割を終えたとも言える。

令和4年当時の提案の趣旨は、通知カードの有効性を否定するものではなく、通知カードの返納の事務について不要とする求めであり、今回の要望の趣旨も、当時の提案の趣旨と大きく変わるところではないものの、以上のような社会情勢等の変化や、昨年6月に公表された総務省の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書」において「事務負担の軽減のための事務の廃止」が課題解決の方策の1つとされていることも踏まえ、改めて返納等の廃止を求める。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

通知カードの返納等が廃止されることにより、職員の事務負担が軽減され円滑な窓口運営に資する。

## 根拠法令等

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第6条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、いわき市、さいたま市、松戸市、柏市、富士宮市、豊橋市、姫路市、尼崎市、安来市、高松市、久留米市、佐世保市、都城市

○マイナンバーカードの普及率は大幅に上昇しており、現在では多くの住民がマイナンバーカードを保有している。通知カード以外にも個人番号確認書類は存在しており、マイナンバーカードと通知カードを併せて保有することによる支障は限定的と考えられることから、窓口負担の軽減及び効率的な窓口運営の観点より、通知カード返納等に係る事務については、廃止を含めた制度及び運用の見直しを検討いただきたい。

## 各府省庁からの第1次回答

通知カードについては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）により制度上廃止されていますが、既に交付されている通知カードの返納の取扱いについては、デジタル手続法の附則により、引き続き従前の取扱いを継続するものとし、デジタル手続法の施行日前に通知カードが交付されている場合においては、当該通知カードの返納又は紛失届の提出を求めています。これは、記載事項に変更が生じていない通知カードは、デジタル手続法施行後も引き続き番号提示書類として認められるため、当該通知カードと個人番号カードを併せて保有することは望ましくないことから、原則として返納を求める従前の取扱いを継続しているところです。現時点においても、通知カードの返納を求めるべき者は一定存在しており、通知カードの返納等の事務を求めるべき事情に変更は無いものと承知しています。なお、同趣旨の令和4年度分権提案を受け、通知カードの紛失及び返納届については、他の届出にその旨を記載することで足りることとし、事務負担の軽減に努めております。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	327	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードの更新に係るオンライン申請の運用改善

## 提案団体

指定都市市長会、広島市

## 制度の所管・関係府省庁

警察庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカード(以下「カード」という。)の更新に係るオンライン申請において、マイナ免許証の保有者にのみ申請情報登録時のマイナ免許証の継続利用に係る選択画面を表示させるよう、申請書 ID へのマイナ免許証の保有情報の紐づけ及びシステム改修を求める。

## 具体的な支障事例

カードの更新に当たっては、市町村窓口での対面による申請のほか、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)のウェブサイトからオンラインで申請を行うことが可能となっている。

オンライン申請においては、申請情報登録時に電子証明書の発行希望の有無などとあわせて、マイナ免許証の継続利用の選択画面が表示される仕様となっているが、同免許証の保有の有無にかかわらず表示されることから、申請者がマイナ免許の新規発行と誤認して継続利用を選択する事例が多く発生している。

その結果、機構から当市に申請者の新たなカードが届いた際には、マイナ免許証の継続利用の処理できなかった扱いとなり、免許情報が記録されないため当市窓口での新たなカードの交付時に本来は必要ない警察署でのマイナ免許証の継続利用の手続を別途行うよう誤って案内してしまい、申請者からの苦情につながるといった支障が生じている。

このような事態を防ぐため、継続利用の処理ができなかった場合は、当市窓口でマイナ免許証の保有状況を申請者本人に都度確認するよう努めているものの、申請者自身が保有するカードの状況や登載機能を正しく把握していないことも多くあることから、上記のような支障を根絶するには至っておらず、窓口職員にも申請者に都度確認する事務負担が生じる状況となっている。

このため、例えば、カードの更新時に個人単位で付与される申請書 ID にマイナ免許証の保有情報を紐づけ、同免許証の保有者にのみ継続利用の選択画面を表示させるようシステム改修を行うことで支障の解決につながることを考える。

なお、別の方法として、市町村が統合システム等で申請者のマイナ免許証の保有状況等の情報を確認できるようにすることが考えられるが、市町村にマイナ免許証に係る新たな事務が生じるとともに、前述の申請情報登録時の誤認申請も依然として無くならないことから適切ではないと考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナ免許証を保有していない方に誤った案内を行うことを防ぐことができるとともに、窓口でマイナ免許証の保有状況を都度確認する職員の事務負担も軽減される。

## 根拠法令等

マイナンバーカードオンライン申請手順（機構ホームページ）

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、さいたま市、川口市、松戸市、富士宮市、豊橋市、小牧市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、久留米市、佐世保市、都城市

○マイナ免許証を保有していない人の継続申請や、この申請方法により申請することで新たにマイナ免許証にすることができる人と認識している人が大半を占めており、交付時の説明等に苦勞している。代理交付の場合には、代理人へ聞き取りをしても本人ではないので適切な案内に至らないこともある。過去にはマイナンバー窓口の繁忙期等においては、カード交付時は口頭による説明をチラシの配付に変えるなど時間を短縮せよとの通知もなされたが、本件に関しては十分な聞き取りなしに案内ができない。間違った案内や、本人の理解が不十分であった場合、場合によってはマイナ免許証になったつもりのみを所持したまま自動車を運転し免許不携帯となってしまうケースも想像でき、わかりやすく間違いにくい内容への変更は急務である。

○申請書 ID への保有情報が確実に即時で紐づけできることが前提となるが、申請者の利便性向上及び職員の事務負担も軽減されると考える。

○免許証一体化された方のオンライン更新手続きの操作がわかりにくい。窓口でも操作を説明してほしいなどの要望がある。窓口では対応しかねるとお断りしている。改善を求める。

○マイナンバーカード更新時のオンライン申請画面を改修することで、申請者の混乱軽減が期待でき、窓口においても本来不要な手続きの案内や説明が減少することから、マイナ免許証保有者にのみ継続利用選択画面を表示する仕様への見直しを検討いただきたい。

## 各府省庁からの第1次回答

既に免許情報記録個人番号カードを保有している方が個人番号カードを更新する際、新たに発行される個人番号カードに免許情報を引き継ぐいわゆる「マイナ免許証等継続利用」の手続については、免許情報記録個人番号カードを保有していない方が当該手続を誤って行うことがないよう、令和7年9月から12月にかけて個人番号カードオンライン申請サイトの画面表示の見直しを行い、これによりマイナ免許証を保有していない者によるマイナ免許証等継続利用の手続件数は大幅に減少したところ、引き続き申請状況を注視する。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	328	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカード更新時のマイナ免許証のオンライン申請対象者の拡大

## 提案団体

指定都市市長会、広島市

## 制度の所管・関係府省庁

警察庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカード(以下「カード」という。)更新時のマイナ免許証の継続利用に係るオンライン申請の対象者について、市町村、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)のミスによりカードが失効した場合のほか、天災その他本人の責によらない事由でカードが失効した場合なども対象とするよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

現在、カード更新時に、機構のウェブサイトからマイナ免許証の継続利用についてオンラインで申請を行うことが可能となっているが、その対象者は、①カードの有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となったこと、②カードの券面の追記欄が満欄となった者に限定されている。  
カードについては、上記の他に、市町村・機構側の端末操作誤り等によって失効してしまう場合、所有者の責がない場合におけるICチップの読み取り不良の場合、カードの印字面が薄い等により、マイナ保険証として使用できない場合に再交付する事例があり、これらの事例はマイナンバーカード事務費補助金の対象として無料で再交付を行うことが可能とされている。当該カードにマイナ免許証が登録されていた場合、カードについては自身の責によらないため、無料で申請できるが、マイナ免許証のオンライン申請の対象ではないことから、申請時に継続利用ができず、新しいカードを受領した後に、警察もしくは免許センターに出向き、再度マイナ免許証の登録をする必要がある。そのため、制度開始以降、別途手続きをする必要があることに対する苦情が多く発生している。  
このため、これらの場合についてもマイナ免許証の継続利用に係るオンライン申請の対象者に含めることにより、所有者、市町村職員双方の事務負担の軽減となり、支障の解決につながると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

カードについて、所有者自身に責のない失効であるにもかかわらず、マイナ免許証について別途警察、免許センターへ出向く必要があることから、苦情となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

再交付の案内時にオンラインによる申請を案内できることから、所有者の事務負担の軽減につながるとともに、窓口で再交付の手続きをする職員の事務負担も軽減される。

## 根拠法令等

道路交通法施行規則第 21 条の 16 の 2、第 30 条の 17 の 2、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令について(通達)、マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、さいたま市、川口市、銚子市、富士宮市、豊橋市、豊中市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、久留米市、佐世保市、都城市

○所有者本人の責がない場合の要件定義が必要になるが、申請者の不利益にならないよう見直しが必要と考える。

○カード処理中に国のサーバーがダウンしたことによりカード破損となった例、窓口従事者の操作ミスにより運用中のカードを廃止とした例など、本人に責が無い例での引継ぎができないこと、及び再記録が必要になる点で理解いただけない。免許センターまでの交通費等の賠償を求められた例もあり、対象者の拡大は利用者、自治体、警察それぞれにメリットがある。

○マイナンバーカード自体は本人の責によらない理由により再交付する事例については無料再交付となるものの、マイナ免許証の継続利用オンライン申請は対象外となっており、当該カード受領後に改めて警察署等で再登録手続きを行う必要がある。窓口においても追加説明等の負担が増加するため、再交付時に継続利用を完結可能とするよう制度及び運用の見直しを検討いただきたい。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

免許情報記録個人番号カードを保有している方に係る個人番号カードが新たに作成された場合において、当該カードについて IC チップの読み取り不良等の初期不良が生じていたために個人番号カードの再交付を受けるときには「マイナ免許証等継続利用」の対象とするなど、改善方法について検討を行う。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	329	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

住民票及び戸籍に関する証明書の公用請求に係る様式の記載内容の統一

## 提案団体

指定都市市長会、広島市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

住民票及び戸籍に関する証明書の公用請求に当たり、総務省が定める「国又は地方公共団体の機関による請求書(住民票の写し・住民票の除票の写し)」、「同左(戸籍の附票の写し・戸籍の附票の除票の写し)」及び法務省が定める「戸籍証明書等の公用請求書」の3つの様式について、公印欄等の記載内容を統一するよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

住民票及び戸籍に関する証明書の公用請求の様式については、令和5年提案募集(管理番号20)「住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、公文書(請求書)様式の統一化」の対応方針を踏まえ、総務省において住民票及び戸籍の附票の写し等に係る統一様式が、法務省において戸籍謄本等に係る統一様式が作成されたことにより一定の統一が図られた。

しかしながら、総務省の様式と法務省の様式で文書管理番号や請求日、公印欄の有無などが異なることから、当市から公用請求を行うに当たり、市町村によっては、総務省の様式には無いこれらの記載や公印の押印(もしくは公印省略の表示)がなければ請求を受け付けてもらえない場合があるほか、当市が公用請求を受ける場合も、事前に他市町村からこれらの点の取扱いについて多くの問い合わせがあるなど、市町村間でその運用に違いが生じて新たな支障となっている。

広域交付の開始により、戸籍関係証明については自庁内で交付できるようになっているが、それでも戸籍の附票の写しと戸籍謄本等は同時に同一の人物の請求をすることが多いことから、総務省と法務省で様式が異なるために上記のような支障が生じやすくなっており、請求内容を確認する証明書の発行市町村にとって事務負担が生じる状況となっている。

このため、公用請求に必要とされる様式への記載項目等について市町村の意見を踏まえ、総務省と法務省で調整の上、統一することにより、前述のような市町村の事務負担を解消できると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

公用請求に関する様式であるためなし。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民票及び戸籍に関する証明書の公用請求の様式の記載内容を統一することにより、市町村間で運用の違いが生じることを防ぐことが可能となり、証明書の発行市町村の事務負担の軽減につながる。

## 根拠法令等

住民基本台帳法に基づく国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付事務に関する標準様式(令和5年度地方分権改革に関する提案募集関係)について(令和7年3月13日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡)

「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」の一部改正について(令和7年4月11日付け法務省民事局民事第一課長依命通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

えりも町、花巻市、郡山市、いわき市、富岡市、さいたま市、柏市、厚木市、富士宮市、豊橋市、豊中市、姫路市、安来市、東広島市、高松市、佐世保市、都城市、特別区長会

○記載内容を統一することにより、市町村間で運用の違いが生じることを防ぐことで、申請市町村の混乱及び証明書の発行市町村の事務負担の軽減につながると考える。

○道路用地の登記手続きで地権者の現在住所が不明な場合や相続人を調べる場合等、住民票や戸籍附票等の請求をすることも多い。これらの請求書は様式が分かれており、項目が重複しているにもかかわらず、それぞれで請求書を作成する必要がある。様式の内容を見る限り、様式を統一することは可能であると考え。また、公印の要否等の差異があり、市町村によって請求書の不備の判断が異なるため、不備に当たらない場合でも修正を求められることもあり、請求する側も請求を受ける側も負担となっている。

○住民基本台帳法と戸籍法に基づく証明交付は同一部署で行っているが、様式もそうであるが、法令・通知の内容もそれぞれで言い回しや解釈が異なる点があるため事務がわかりにくくなっているため、法令等の記載内容・通知等の統一化を望む。

○戸籍謄本等に係る統一様式においては、公印を省略する場合には公印省略の旨を明記する文言が記載されているところであるが、住民票の請求書においてはこうした記載がないことなどから、請求者や自治体が公印の取り扱いについて混同した請求や対応を行う場合がある。様式を統一化することにより、取り扱いの差異を解消し、確認作業等の事務の軽減を図ることが可能である。

## 各府省庁からの第1次回答

### 【総務省】

「国又は地方公共団体の機関による請求書(住民票の写し・住民票の除票の写し)」、「国又は地方公共団体の機関による請求書(戸籍の附票の写し・戸籍の附票の除票の写し)」については、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係機関の意見も反映した上で標準様式を作成したところである。当該標準様式を短期間で改正した場合には、国又は地方公共団体の機関における公用請求事務の運用に混乱を生じさせるおそれがあることから、記載内容の統一の可否について、公用請求事務の運用に与える影響や必要性を踏まえて今後検討する。

### 【法務省】

戸籍証明書等の公用請求書の様式については、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、令和7年4月11日付け法務省民一第3095号法務省民事局民事第一課長依命通知により標準様式を定めているところである。

戸籍制度と住民基本台帳制度は、それぞれ異なる制度であり、根拠となる法令の規定やその趣旨も異なるため、証明書の交付請求書に記載すべき事項が異なるため、様式を統一することはできない。

また、標準様式については、戸籍証明書の公用請求を行う側についても、これに沿った公用請求書を作成できるよう、業務システムの改修等を行っているものと承知しており、短期間で標準様式の改正を行った場合、公用請求を行う側に不測の混乱を招くおそれがあるため、標準様式を現時点で改正することは困難である。

なお、今後、現在の標準様式の利用が定着し、これに対する評価がある程度定まってきた時点で、市区町村の業務の効率化の観点から、必要に応じて標準様式を見直すことも検討したい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	330	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携

## 提案団体

指定都市市長会、広島市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

今後、国において登記とマイナンバーの紐付けを行う場合には、市町村が登記所からの通知に基づき、土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳(以下「課税台帳」という。)に記載・訂正するに当たり、所要の法令改正と地方公共団体向けの「税務システム標準仕様書」の改版により、登記所からの通知項目にマイナンバーを加え、所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込、課税台帳への自動反映ができるよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

市町村は、地方税法第 382 条第3項の規定により、登記所から土地又は建物の表示及び権利に関する登記に係る通知を受けた場合には、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を課税台帳に記載をし、又はこれに記載をされた事項を訂正することが義務付けられている。

登記とマイナンバーの紐付けについては、「マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ(令和4年 12 月 22 日経済財政諮問会議決定)」(フォローアップ 2023 年度版)において、2026 年から検討することとされている。

### 【支障事例】

当市においては、登記所から、令和6年度実績で約 63,000 件の登記に係る通知があり、その内容に応じて RPA など活用しながら課税台帳の記載・訂正の作業を行っているが、同姓同名の者が複数いる場合や通知に記載の氏名と当市の市税システムに登録している氏名の字体が異なる場合など(約 2,000 件)は、課税台帳に登録する所有者を手作業で特定せざるを得ず、作業に時間を要し負担となっている。加えて、登録する所有者の住所が市外の場合(令和6年度実績で約 9,500 件)は、課税台帳にマイナンバーを記載するに当たり、別途、住民基本台帳ネットワークシステムで所有者のマイナンバーを調べた上で、課税台帳に登録する必要があり、登録する所有者の住所が市内の場合と比較して追加の負担が生じている。

### 【支障の解決策】

このため、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に当たり、「税務システム標準仕様書」で実装必須とされている登記所からの通知データの取込機能において、一意に付番されるマイナンバーにより情報連携を行うことで、前述のような市町村の事務負担を解消できると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込・課税台帳への自動反映ができるようにすることで、手作業で所有者の特定やマイナンバーを記載する必要がなくなり事務負担の軽減につながる。また、課税台帳の記載・訂正時の誤登録による同姓同名の別人への課税誤りなども防ぐことができ、適正な課税につながる。

## 根拠法令等

地方税法第 382 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条、別表、税務システム標準仕様書

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、高崎市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、斑鳩町、鹿児島市

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。  
○提案内容の実現により、税通の内容が自動的にシステムに反映されるようになるのであれば、事務負担の大きな軽減になると考えられる。

## 各府省庁からの第 1 次回答

### 【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所地が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

### 【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加することを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要性があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	340	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

教育・保育給付認定保護者が同一市町村内で居住地を変更した場合に住民基本台帳ネットワークシステムを活用し届出事項の変更届の提出を省略可能とすること

## 提案団体

都城市

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

教育・保育給付認定保護者が同一市町村内で居住地を変更した場合において、市町村が住民基本台帳法に基づき当該変更を確認できたときは、届出事項の変更届の提出を省略可能とすること。  
ただし、世帯構成の変更を伴い、副食費の免除判定や利用者負担額(保育料)の算定等に影響が生じる場合については、引き続き届出を求める運用とする。

## 具体的な支障事例

現行、保育所等を利用する保護者が同一市町村内での転居により居住地を変更した際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、子ども・子育て支援法に基づく変更届の提出が義務付けられている。  
市町村窓口では、住基システムにより変更後の情報を正確に把握できているにもかかわらず、法令上の届出義務があるために、住民に対して別途書類の記入・提出を求めている。これは、特に仕事や育児で多忙な世帯にとって大きな負担となっている。  
また、市町村においても、住基情報で事実確認ができていない事項について、改めて届出書の受理・審査・住基情報との二重照合・編綴管理を行う事務が発生しており、非効率が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民基本台帳法に基づく届出を行うだけで、保育窓口での重複する書類記入が不要となり、行政手続きにおける、何度も同じ情報を書かせる手間を解消できる。特に、転居に伴う多忙な時期において、窓口での滞在時間短縮や手続きの簡素化は、子育て世帯に対する直接的な利便性向上に直結する。  
市町村においても、既に把握している情報に基づき、能動的に認定情報の更新が可能となる。これにより、変更届の勧奨、窓口対応、紙書類の管理コストが大幅に削減され、業務の効率化が図られ、他の来庁者の待ち時間削減にも寄与する。

## 根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

さいたま市、川崎市、相模原市、小牧市、寝屋川市

○各種通知書を発送後、不着で戻ってくることがあり最新の住所確認後に再度通知を送付する手間がかかっている。保護者においても住民票の手続きだけでなく、教育・保育認定における変更届を別途行う必要があり、負担になっていると思われる。

○現況届等で住所変更を確認した際、「変更届の提出依頼→変更処理→支給認定証の発行」の処理が必要であり、市側の負担のみならず、変更届の提出依頼や受理をお願いしている保育園側にも負担となっている。

各府省庁からの第 1 次回答

教育・保育給付認定保護者が居住地を変更した場合には、同一市町村内における変更であっても、市町村に対する届出書の提出を求めているところ、市町村が、別途、当該変更を確認した場合について、市町村における事務手続の実態も踏まえつつ、変更届の提出を省略することについて検討してまいりたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	341	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

紙の転出証明書によらない転出手続のデータ連携基盤の構築

## 提案団体

都城市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

市町村窓口で行われる全ての転出手続について、転出情報が転入先市町村へ伝送される仕組みを構築し、紙の転出証明書の発行を不要とすることを求める。

## 具体的な支障事例

自衛隊への配属や警察学校への入校に伴う住所変更の手續に当たっては、所属団体の担当者が、代理人として数十名から百名規模の転入届を、一括して市区町村窓口へ提出することが通例となっている。しかし、該当者の多くが前住所地で「紙の転出証明書」の発行を受けているため、データ連携による処理ができず、手入力や不備確認に多大な時間を要し、他の市民の待ち時間を増大させる要因となっている。また代理人が大量の紙の束を持ち込む形式は、紛失リスクや確認作業の複雑化を招いており、非効率が生じている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

データ連携による転入手続が可能となるため、転入先市町村窓口での入力ミスが防止される上、一括処理に要する時間が大幅に短縮され、他の来庁者の待ち時間削減にも寄与する。

## 根拠法令等

住民基本台帳法第24条の2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北見市、花巻市、郡山市、いわき市、川崎市、三浦市、厚木市、新潟市、豊橋市、半田市、姫路市、生駒市、安来市、佐世保市、熊本市

○特例転入については前住所地から送付される転出証明書情報が住基システムに連携されることから、転入の入力について迅速かつ正確に対応できている一方、通常転入については手入力となることから入力作業に時間がかかるだけでなく、入力誤りも発生しやすい。CSを経由した住民情報の連携自体は構築されていることから、通常転入についても同様の仕組みを導入し早期に連携されるべきと考える。

○データ連携による転入手続が可能となることにより、転入先市町村窓口での入力ミスが防止され、一括処理に要する時間が大幅に短縮されるなど職員の事務効率が大幅に向上するうえ、来庁者の待ち時間削減になり利便性の向上に繋がると考える。

○データ入力を行うことで入力ミスが発生し、住民票の差し替えなどの事例が発生しており、正確で効率的な業務実施のためには必要であると考え。

○マイナンバーカードを所有していない方は、郵送で転出届出を行うと、転出地市区町村から紙の転出証明書が返送されないと転入届出を行うことができない。転入してから14日以内に手続きを行わなければならないという期限の制約や、開庁時間内に窓口で手続きを行わなければならないという時間の制約もあるため不便が生じている。マイナンバーカードを所有していない方も、一律、転出届出後は転出証明書情報を連携する運用となれば、期限や時間の制約が緩和される。また、職員の入力に係る時間が軽減できるので、手続きに係る時間を短縮できる。

### 各府省庁からの第1次回答

住民基本台帳法第24条の2に基づく特例転入は、転入先市町村において転入届を受ける際に、本人から提出された個人番号カードに格納されている住民票コードを用いて本人に係る転出証明書情報を特定する必要があるため、個人番号カードの交付を受けている者を対象としており、当該者については転出証明書を交付する必要はない。お示しの事例については、詳細を把握した上で対応の必要性について検討を行う。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	342	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る「利用登録申請」の情報入力及び本籍地市町村による承認事務の廃止等

## 提案団体

都城市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付(以下「コンビニ交付」という。)において、住所地と本籍地が異なる住民が戸籍謄本等を取得する際に必要とされている「利用登録申請」の情報入力及び本籍地市町村による承認事務を廃止することを求める。

併せて、個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、「利用登録申請」で入力が求められる「本籍地」を一意に確認可能とすることで、即時交付可能とする仕組みとすることを求める。

## 具体的な支障事例

コンビニ交付により取得可能な戸籍謄本は、「現在の戸籍」に限定されており、除籍謄本や改製原戸籍謄本等の過去の戸籍は対象外である。このため、複数の本籍地や筆頭者を特定する必要はなく、個人番号カードによる公的個人認証を活用すれば、申請者が特定され現在の本籍地も一意に特定できる。

それに関わらず、現行制度では、住民に対し本籍地の詳細な住所や筆頭者を手入力させ、その内容を基に本籍地市町村が承認を行う運用となっており、対象範囲の限定性を踏まえると合理性を欠いている。

住所地と本籍地が異なる住民がコンビニで戸籍証明書の交付を受けるには、事前申請及び承認が必要であり、申請から交付可能となるまで5日程度を要するため、戸籍証明書を急ぎ取得したい場合は、来庁して広域交付を求めることが想定され、さらなる窓口混雑につながる恐れがある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民からは、「個人番号カードで本人確認を行っているにも関わらず、なぜ本籍地や筆頭者を正確に入力しなければならないのか」「申請後、数日待たされる理由が分からない」といった不満の声が寄せられている。住民に詳細な入力を求めるのではなく、システム上で自動的に照会・紐付けを行う方が、住民及び行政双方にとって合理的である。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

利用登録申請の情報入力及び承認事務を廃止することにより、住民は情報入力に伴う心理的・事務的負担から解放され、全国のコンビニエンスストアにおいて、速やかに戸籍謄本等を取得できるようになる。

また、市町村においては、入力不備に伴う電話照会や承認処理、紐付け作業が不要となり、本人確認が完了している案件に対して手作業で補完処理を行うといった非効率な事務が解消されることで、行政事務の抜本的な

効率化が期待される。

#### 根拠法令等

戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の3、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第18条

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北見市、花巻市、北上市、いわき市、白河市、松戸市、柏市、川崎市、新潟市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊中市、寝屋川市、姫路市、生駒市、安来市、高松市、佐世保市、熊本市

○市外に居住する本籍人の負担が減るため、見直しが必要と考える。

○当市においても申請者への申請内容確認のための連絡が日中はなかなか取れず、時間外に行っているため、職員の時間外労働、負担の増加の一因となっている。

○コンビニで戸籍を取得する際、本籍地と住所地が異なる場合、利用登録申請が必要となることは、利用者・職員双方の負担となっている。端末のメニューから必要な手続きの選択が分かりにくく、メニューを進んでも取得したい証明書を選択できない、申請をしても本籍地の自治体で承認されないと証明書を取得できない、時間がかかるという声が寄せられており、利用者には手続きの不便さを生じている。また、職員にとっても端末操作の電話対応や利用登録申請の内容に不備等があれば申請者に再申請が必要な旨連絡したり、却下手続きをして、再度申請に対応したりするなど事務負担となっている。

#### 各府省庁からの第1次回答

コンビニ交付サービスでは、利用者証明用電子証明書の発行番号を活用することで、個人番号カードと利用者本人の紐付けを行っているところ、本籍地市区町村と住所地市区町村が異なる場合においては、本籍地市区町村は利用者本人を特定するために必要な発行番号を有していないため、現状利用者本人が「利用登録申請」を行い、本籍地市区町村に発行番号等の情報を送信する必要があります。

そのため、カード交付及び更新や転入転出手続等の窓口事務の中で、戸籍証明書のコンビニ交付サービスを利用される場合には、事前にキオスク端末での登録申請を要することを案内し、利用者に予め「利用登録申請」の手続を行っていただけるよう、総務省としても周知徹底に努めてまいります。

なお、国民及び市区町村の負担軽減の観点からは、法務省において、戸籍情報連携システムを用いた情報連携により、旅券の発給申請等の行政手続において紙の戸籍謄本等の添付省略を可能とすることで、紙の戸籍謄本等の交付手続そのものを不要とする取組を行っています。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	343	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

郵便局に委託して実施する個人番号カードの交付申請の受付等業務における本人確認の方法の見直し

## 提案団体

都城市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

郵便局に委託して実施している個人番号カードの交付申請の受付等業務に係る市町村職員が行う本人確認の方法は、郵便局事務取扱法第2条第9号の規定にて「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法」とされているほか、事務処理要領においてもテレビ電話等が想定されている。そのため、撮影した顔写真及び本人確認書類の画像を送信・確認する方法も認められるよう、当該法令の規定及び事務処理要領を改正し、運用を見直すことを求める。

## 具体的な支障事例

現行の運用では、本人確認方法がテレビ電話等に限定されているため、通信障害や機器故障などの不測の事態が発生した場合、郵便局における当該手続きが即時に停止してしまうという課題がある。画像送信による確認方法が認められていれば、通信復旧後に市町村職員が確認作業を行うことが可能であるが、現在は代替手段がなく、柔軟な業務継続が困難な状況となっている。

また、個人番号カードに搭載された電子証明書の更新等の手続きは、データ送受信のみで完結しているにもかかわらず、交付申請受付時のみリアルタイムの映像による本人確認を必須とする合理的な理由が明確でない。このため、住民の待ち時間が長時間となるほか、市町村職員がテレビ電話対応に専従せざるを得ず、事務処理の非効率化を招いている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

郵便局での個人番号カード手続きにおいて、通信トラブル等により本人確認が行えず、手続きが中断された結果、住民が改めて来局を求められる事例が発生している。こうした状況について、住民の利便性向上及び負担軽減の観点から、本人確認方法の多様化を求める声が寄せられている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本人確認方法に画像送信による確認を加えることで、通信障害等が発生した場合であっても郵便局窓口業務を継続することが可能となり、住民サービスの安定的な提供が実現する。

また、市町村職員がリアルタイムでテレビ電話対応に拘束される必要がなくなり、送信された画像を順次確認する運用とすることで、事務処理の効率化が図られ、他の来庁者の待ち時間削減にも寄与する。

単一の通信手段に依存する現行運用は、通信障害やシステムトラブルに対して脆弱である。画像送信による確認という代替手段を設けることは、住民サービスの継続性確保及び地方公共団体の事務効率化の観点から、

合理性と必要性を有するものである。

#### 根拠法令等

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成13年法律第120号)第2条第1項第9号、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正について」(令和5年6月16日付総行住第88号総務省自治行政局住民制度課長通知)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、厚木市、新潟市、姫路市、高松市、新居浜市

○市町村職員がリアルタイムでテレビ電話対応に拘束される必要がなくなることは、当市が郵便局への委託実施を行わない一因であるため、その要因が改善されることは望ましいと思料する。  
○職員による申請人の本人確認行程を郵便局員、または業務委託において行えるようになれば市民負担の軽減、事務改善につながる。

#### 各府省庁からの第1次回答

カード交付、電子証明書の発行の場面においては、番号法等の規定に基づき、実在性の確認(番号法17条1項1号)と本人性の確認(番号法17条1項2号)を行う必要があり、実在性の確認及び本人性の確認は、申請者が住所地市区町村に実在する住民であることを証明する公証行為であることから、公権力の行使に該当するものとして、住所地市区町村長が権限を行使することが適当であるとされています。

個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として、市区町村長が住民票上の基本4情報に加えて、本人の顔写真を公証するものであり、交付後は個人番号の提供のみならず、銀行口座の開設や携帯電話の契約など民間における契約の際も広く用いられるものです。そのため、ある写真が本人であることを後々まで証明するためには、市区町村職員が対面で厳格な本人確認をする必要があることから、郵便局における個人番号カードの交付申請受付においても、同等の本人確認措置として、市区町村職員によるビデオ通話を介してのリアルタイムでの本人確認を必要としているところであり、ご提案の「撮影した顔写真及び本人確認書類の画像を送信・確認する方法」のみでは対面での厳格な本人確認と同等とまでは言えないと考えております。なお、電子証明書については、個人番号カードと同様に住民基本台帳を公証基盤とする一方で、個人番号カードの交付申請受付と異なり、市区町村長が新たに顔写真等の事項を公証するものではないため、本人確認書類の画像を送信・確認する方法により本人性の確認が可能としているものであり、これと同様に扱う事は難しいものです。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	344	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

個人番号カードの電子証明書の発行・更新申請書等における保存年限の見直し

## 提案団体

都城市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

個人番号カードの電子証明書の発行・更新申請書等における保存年限について、現行の「受理の日から15年」を、カード自体の有効期限である「10年」に統一することを求める。併せて、手続ごとに混在している保存年限を整理し、地方公共団体における関連書類を一括廃棄できる制度とすることを求める。

## 具体的な支障事例

地方公共団体の現場では、同一の個人番号カードに関連する手続であるにもかかわらず、書類ごとに保存年限が異なることから、文書管理事務が著しく非効率となっている。具体的には、電子証明書の発行申請書等は「受理の日から15年」保存とされている一方、同時に行われることが多い暗証番号の初期化・再設定申請書等は「10年」保存とされている。この5年の差により、同一年度に受理した書類であっても一括廃棄ができず、保存年限ごとに文書を仕分ける多大な事務負担が発生している。また、個人番号カード自体の有効期限は10年であるため、更新後の旧カードに係る書類をさらに5年間保存し続ける必要性は低く、書庫スペースを不必要に占有する要因となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保存年限を10年に統一することにより、個人番号カードの更新周期に合わせた効率的な一括廃棄が可能となり、地方公共団体職員の文書管理に係る事務負担が大幅に軽減される。併せて、各地方公共団体において、数年分、数万枚規模の書類削減が見込まれ、保管スペースの確保及び管理コストの抑制が図られるなど、行政運営全体の効率化に資する効果が期待される。

## 根拠法令等

個人番号カード等に関する命令(平成26年総務省令第85号)第23条、「公的個人認証サービス事務処理要領」(平成16年総行自第1号)、通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成27年11月26日付府番第30号・総行住第200号・総税市第95号 総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、えりも町、盛岡市、花巻市、宮城県、仙台市、いわき市、さいたま市、銚子市、三浦市、厚木市、新潟市、豊橋市、半田市、小牧市、豊中市、姫路市、生駒市、安来市、高松市、新居浜市、小郡市、佐世保市、熊本市

○提案団体と同じく、申請書の保存期間が長いことから保存場所の確保等に苦慮している。

○書類の保管場所には限りがあり保存に苦慮しているため、それぞれの有効期限に合わせた保存期限とすることが望ましいと考える。

○マイナンバーカード電子証明書の発行申請書類の保存年限が15年と、カード及びその電子証明書の失効後5年以上も保存を要することは保管スペースを長期間にわたり確保する必要があり、電子データでの保管が可能となっても容量の負担となる。当市の文書管理規定では、文書は保存年限が到来した翌年度に廃棄対象となりマイナンバーカード交付申請書等と同じく保存年限を10年としても、当該カードが有効な限り文書は存在するため、支障はないと考える。

○個人番号カードに関する手続き書類、公的個人認証業務に関する手続き書類の保存年限にばらつきがあり、当区においても保管に苦慮している。また、電子証明書の更新に係る書類は15年保存となっており、カード本体の期限以上に保存を要するのは過剰ではないかと考える。改めて各書類の適切な保存年限を設定の上、全国統一の基準をお示しいただきたい。

## 各府省庁からの第1次回答

電子証明書の申請書の保存期間については、電子証明書を活用して行われた手続や取引について、後日紛争が生じた際に証拠資料（証明書発行の事実を証する書類等）として活用されることを想定して設定しているものであり、具体的には、民法上の債権の消滅時効が10年とされていること（民法第166条第1項）から、電子証明書の有効期間である5年に、消滅時効の10年を加えて、15年をその保存期間としているところです。

このため、単に電子証明書の有効期間と同等の5年間とすることには慎重な検討が必要と考えます。

なお、事務負担等を考慮し、申請書については、紙ではなく電磁的記録媒体への記録による保存も可能としているところです。また、次期個人番号カードにおいては電子証明書の有効期限が10年となり、カードの有効期限と一致するため、市町村窓口において電子証明書の発行申請書の提出を受ける場面は大きく減少し、保存しなければならない申請書の件数は大幅に減少するものと考えております。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	345	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

コンビニ交付サービスの全ての交付機について自治体による交付事業者設定を不要とすること

## 提案団体

都城市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

コンビニ交付サービスで自治体の庁舎内や民間事業所内に設置している交付機について、各市町村で実施している交付事業者設定を不要とし、新規参入事業者があれば自動的に全ての市町村の証明書が発行可能となるよう、システム改修及び運用の改善を求める。

## 具体的な支障事例

他の自治体住民が当市庁舎内の交付機で証明書を取得しようとしたところ、他の自治体では当市庁舎内設置の交付機を利用可能と登録していなかったため、発行できず、近くのコンビニを案内することとなった。近隣にコンビニがない場合は、住民は窓口で広域交付を求めることになり、窓口事務の増加に繋がるケースもあるものと思料。

また、コンビニ交付サービスにおいては、各市町村が事業者ごとに交付事業者設定を行う必要があり、新規参入事業者があるたびに個別の登録作業が発生している。

さらに、新たな機種種の交付機を導入する際には、当該交付機において各市町村の証明書が問題なく発行可能かについて、市町村ごとに試験を実施する必要があり、自治体の事務負担となっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民からは「目の前に交付機があるのに自治体によって証明書が出せないのは何故か」との不満を寄せられた。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

システムの改修及び運用の改善により、すべての住民が自治体の庁舎内や民間事業所内の交付機で証明書を取得可能となる。

また、令和7年地方分権改革に関する提案募集の提案事項である「証明書等コンビニ交付システムの共通化(管理番号76)」と一体的に検討することで、市町村ごとに個別に試験を実施する必要がなく、J-LISが代表して試験を実施することも可能になると考える。

## 根拠法令等

—

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、北上市、郡山市、いわき市、柏市、川崎市、厚木市、新潟市、半田市、豊中市、寝屋川市、姫路市、生駒市、安来市、東広島市、高松市、熊本市

○各市町村で実施している交付事業者設定を不要とすることで、市町村の職員の事務効率向上に繋がり、新規参入店舗のタイムラグが発生しなくなることから、コンビニ交付利用者の利便性向上にも繋がると考える。

○コンビニ交付サービスのメリットの1つは、利用者が住民登録地に関わらず最寄りの店舗や自治体の庁舎で証明書が取得できることである。コンビニ交付サービスを導入した自治体の登録設定により必要な証明書を取得できなければ、利用者はサービスのメリットを享受できず、設置自治体の職員は広域交付対応など窓口事務が生じてしまう。一方で、コンビニ交付サービスを導入する自治体は、導入時に証明書を取得できる店舗を店舗ごとに選択する必要があり、既導入自治体も事業者の新規参入がある度に登録設定する必要がある。また、既導入自治体が庁舎内の端末を入れ替えた場合も、他自治体は再度登録設定の必要があり、当市が端末機を入れ替えた際、利用者が他自治体の証明書を取得できず、当該自治体に登録設定を依頼する等の作業を要し、結果、利用者を長時間待たせてしまった。コンビニ交付サービスが拡大している中、これらの作業に負担が生じている。

## 各府省庁からの第1次回答

証明書交付センターシステムの改修によりすべての交付機を自動で交付可能とする対応ができるか、運用の見直しを検討してまいります。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	350	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

ぴったりサービスでの行政手続上で政府共通決済基盤を用いたキャッシュレス納付を行う際の指定可能な歳入口座の増設等

## 提案団体

都城市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

ぴったりサービスの行政手続により政府共通決済基盤を用いたキャッシュレス納付された手数料等について、「地方公共団体の指定口座の増設」又は「公営企業の現金を歳入歳出外現金で保管する規定についての法令整備」を行うよう求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

- ①地方公共団体のアカウント及び指定口座は一つに限定されている。
- ②普通地方公共団体の所有に属しない現金は、法令の規定によるものでなければ取扱いできない。ぴったりサービスによる公営企業の現金は、公営企業管理者の権限に属し、会計管理者が出納及び保管する歳計現金に当たらないと考えている。また、歳入歳出外現金として受け入れることを正当化する法律・政令上の根拠は存在しないため適法性に疑義がある。

### 【支障事例】

歳入口座として、会計管理者が管理する口座を指定している。住民が公営企業の申請でキャッシュレス納付する場合、手数料等は同一口座に入金されることになるが、公営企業に係る現金を歳入歳出外現金で保管可能か法令等上明確ではない。これを理由にキャッシュレス納付できない場合、住民の利便性を阻害することが懸念される。

### 【制度改正の必要性】

住民の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、キャッシュレス納付された手数料等の受入口座を複数指定可能とするか、現金の取扱いを明確化する必要がある。デジタル化に伴う公金管理体制の整備が必要である。

### 【支障の解決策】

- ①指定口座を増設し、入金時点で普通地方公共団体の歳計現金と公営企業の現金を区別する。
- ②公営企業の現金を、歳入歳出外現金で保管可能とする明確な規定を整備する。
- ①又は②により、支障を解決できる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公金管理体制の整備によりデジタル化を促進し、住民の利便性向上及び行政事務の効率化が図られる。  
また、地方公共団体の指定口座を増設する場合は、公営企業へ現金を払い出す必要がないので更に行政事務の効率化を図ることができる。

## 根拠法令等

地方自治法第 235 条の4第2項、地方自治法施行令第 168 条の7第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

枚方市

○現在、当市においてはぴったりサービスでのキャッシュレス納付は行っていないが、今後キャッシュレス納付が拡充していくことを鑑みると、指定口座の複数登録が可能でないと事務が煩雑になるため、登録口座の増設を要望します。

## 各府省庁からの第1次回答

### 【①について】

登録口座を増設し入金時点で普通地方公共団体の歳計現金と公営企業の現金を区別する機能の実装については、既存の類似した機能を有する民間のサービスの状況等を勘案しながら、費用対効果を踏まえて検討してまいりたい。

### 【②について】

ご提案において「公営企業の現金は、公営企業管理者の権限に属し、会計管理者が出納及び保管する歳計現金に当たらないと考えている。」とされているが、地方公営企業法第2条第1項等において、公営企業は「地方公共団体の経営する企業」とされており、公営企業は地方公共団体の一部である。

このため、公営企業が保有する現金についても、地方公共団体の所有に属する歳計現金として取り扱うものであり、当該地方公共団体の所有に属しない「歳入歳出外現金」として取り扱うことはできない。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	365	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

災害対策債についても補助災害復旧事業債と同様に決算済事業費であっても借入ができるようにすること

## 提案団体

酒田市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省、環境省

## 求める措置の具体的内容

決算済事業費は、基本的に地方債の借入ができないが、施越事業であることを明らかにして起債の同意を受けた補助災害復旧事業費は、例外的に借り入れることができる。  
災害対策債についても同様に、決算済事業費であっても借入ができるよう、例外の対象に含めてほしい。

## 具体的な支障事例

令和6年7月の大雨(激甚災害指定)において、災害廃棄物処理に関する災害査定を受けたところ、事業費見込が1億円を超えたため、環境本省と財務本省による本省間協議が必要となった。  
本省間協議に数か月の時間を要したため、国庫補助の交付決定が、令和7年度になった。  
その結果、基本的に決算済事業費には地方債を借り入れることができないため、地方負担分に対して起債措置(災害対策債)ができず、通常、元利償還金に対して措置される特別交付税が措置されないこととなった。  
具体的には、令和6年度に実施した災害廃棄物処理事業、公費解体事業、宅地に流入した土砂撤去費用などについて、事業費見込 488,150 千円で令和6年 11 月 28 日付で環境省に報告、令和7年8月 25 日に補助対象事業費 364,035 千円(補助金の額 182,017 千円)で交付決定を受けた。  
この補助裏に充当可能な災害対策債については事業の実施年度にしか起債協議ができないため、災害対策債 36,400 千円(補助対象事業費の 1/10 相当)の借り入れができず、一般財源での支出となった。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体における財政負担の軽減

## 根拠法令等

災害対策基本法第 102 条、災害関係業務事務処理マニュアル(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、令和5年 12 月改訂)、令和6年度地方債についての質疑応答集(令和6年4月1日)、決算済事業費の財政融資資金地方資金融通上の取扱いについて(昭和 44 年5月 31 日付蔵理第 2310 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、ひたちなか市、越谷市、尾張旭市、鹿児島市

—

各府省庁からの第1次回答

【総務省】

一般に、決算済みの事業に起債を充当することはできませんが、主管省庁が事業実施(着工)年度の翌年度において国庫補助事業として採択することを認証したいわゆる施越事業であり、資金を当該資金に係る起債同意等年度の歳入に編入できる期限まで借り入れることができないなど、実態に照らし融通対象とすることがやむを得ないと考えられる事業である場合には、「令和8年度地方債についての質疑応答集」(令和8年4月1日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡)A1-2の5に該当し、補助災害復旧事業債以外の事業債であっても充当することができます。

なお、災害対策債の発行期間については、地方財政法第5条の特例であり、また、災害廃棄物処理等の災害対策は速やかに実施する必要があることから、災害対策基本法第102条第1項において「災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度」に限ることとされています。この期間については、これまで、個別の災害の規模等に応じて同項に基づく政令を制定し発災の翌年度以降における起債を可能としてきたところです。

災害廃棄物処理の速やかな実施を図る観点からは、国庫補助の交付決定が早期に行われることが適当であり、当該交付決定手続の在り方について、その実態を踏まえつつ検討される必要があると考えております。

【財務省】

決算済事業費については、原則、貸付けを行わないものとしていますが、「財政融資資金地方資金運用事務処理細則」(平成27年3月31日財理第1586号)第14条第1項第3号に掲げる「施越事業であることを明らかにして起債の同意等を受けた補助災害復旧事業費」(同号イ)のほか、当該事業について同意等権者により起債の同意等がなされていることを前提として、「実態に照らし決算済事業費を貸付対象とすることがやむを得ないものとして理財局長が認めるもの」(同号ハ)に該当する場合には、貸付けを行うことができます。

※「決算済事業費の財政融資資金地方資金融通上の取扱いについて」(昭和44年5月31日付蔵理第2310号)は廃止され、「財政融資資金地方資金運用事務処理細則」(平成27年3月31日財理第1586号)第14条に統合されています。

【環境省】

環境省の災害廃棄物処理事業においては、発災後に被災市町村から提出される「災害等廃棄物処理事業報告」を受け、「災害等廃棄物処理事業費補助金」等の交付決定に向け手続きを進めているところである。この交付決定までの手続きにおいては、事業費が1億円以上となる場合は環境本省と財務本省との間で協議が必要となる。

また、上記「災害等廃棄物処理事業報告」の提出時及び協議中には事業内容について被災市町村へ照会を行う場合もあるところ速やかな交付決定を行うため、被災市町村においては照会の対応にご協力をお願いしたい。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	376	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

議決条例及び議決予算に係る送付事務等の廃止

## 提案団体

城陽市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省

## 求める措置の具体的内容

地方自治法における議決条例及び議決予算の地方公共団体の長への送付については、廃止するよう求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

地方自治法において、条例の制定・改廃や予算(当初・補正含む)の議決があった日から三日以内に、これを長に送付するとされている。

この条文に基づき、鑑文と、議決証明(議案書の写しに議決日・議決内容・議長名・議長公印を付したものを)を送付している。

条例・補正予算の件数によって増減するが、本市の令和7年実績は54件であった。その一つ一つに議決証明を作成している。

また、これとは別に議決台帳と会議結果報告(定例会・臨時会の閉会后に、その他の議決・選挙等も含め送付している)があり、条例・予算の場合、議決証明を3部ずつ作成している。

### 【支障事例】

そもそも議決は公開の場で行われており、議決の効力はそのときから発生する。書類の送付がなくとも、その後の公布等の手続きは可能と考える(それぞれ第2項にある、「送付があった場合は」については、市長等が議決の場面を議場で見ているため、「議決のあった場合は」に改正することで対応可能)。

国の場合は公布が天皇の国事行為であるため、議長から奏上する必要があるのは理解できるが、地方の場合は長が公布を行うため、本会議に出席している長に対して、改めて議長から送付する必要はないと考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

条例・予算の議決のたび、鑑文・議決証明の作成・起案・編綴、送付、市長部局側の受付・供覧・編綴といった作業が発生している。

これを合計して、定例会・臨時会ごとに少なく見積もっても10時間程度の作業時間と考えると、年間50時間程度の行政効率化が見込める。

なお、これに代わるような措置は特に必要なく、純減になると思われる。

## 根拠法令等

地方自治法第 16 条第 1 項、第 219 条第 1 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊田市、高知県

○地方自治法に基づき、議決があった日から三日以内に、議決結果を長宛に電子メールで執行部担当課へ送付している。（公印省略）  
議決証明については、要望があった場合のみ作成しており、令和7年度は13課から要望があった。

## 各府省庁からの第 1 次回答

地方自治法第 16 条及び第 219 条において長の送付手続きが定められた理由は、執行機関と議決機関との関係を明確にするとともに、議会の代表者たる議長から地方公共団体の長に議決が送付され長が了知する範囲に到達することをもって、条例の公布、予算の公表や再議などの後続手続きに移ることを可能としたものであると考えられます。

また同法第 176 条第 1 項において「その送付を受けた日から 10 日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。」旨が定められているため、この再議の起点としても長の送付手続きが定められているものと考えます。

これらの点を踏まえると長の送付手続きは引き続き必要な手続きだと考えております。

なお事務負担の軽減のため、追加共同提案団体からの記載のとおり、議決結果について電子メールで送付すること等を可能とするなど運用上の工夫をすることは考えられます。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	377	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

マイナンバー情報連携の活用により乳児等通園支援事業における税情報等の取得を可能とすること

## 提案団体

指定都市市長会、久留米市、大野城市、篠栗町、粕屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、広川町

## 制度の所管・関係府省庁

こども家庭庁、デジタル庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

乳児等通園支援事業における税情報等の取得を情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により可能とすることを求める

## 具体的な支障事例

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、生活困窮者等(市民税額が一定額未満の世帯)に対して利用者の負担軽減のための公定価格の加算が設定されている。その認定を行うに当たっては、現行法令では、税情報等の取得に関して情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)を行うことができないため、乳児等通園支援事業の利用者が自ら負担し、課税証明書等の証明資料を用いて申請する必要がある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

利用者からは、課税証明書の取得が負担であるために、マイナンバーを利用してほしいとの声が寄せられている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

利用者の負担軽減につながり、住民サービスの向上につながる。また、行政においても、紙媒体を確認する必要がなくなり、効率化につながる。本制度は、全国で実施されるものであるため、行政の効率化の影響は大きいものだと考える。

## 根拠法令等

行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九号八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第百五十七条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、ひたちなか市、福井市、小牧市、寝屋川市、和歌山市、岡山県、都城市、鹿児島市

○既に1件、利用者負担減免申請があった際、添付書類がない状態で申請がされてしまい、個別に電話対応するといった事象が発生している。

○提案内容にあるように、乳児等通園支援事業における税情報等の取得を情報提供ネットワークを通じた情報照会(マイナンバーを用いた情報連携)により可能とすることが求められる。

○利用者自らが課税証明書等の証明書類を準備し申請することは、金銭面と時間面の両面から負担になるため、マイナンバーを用いた情報連携を求める声が、県内市町村から上がっている。

○マイナンバーを用いた情報連携が可能となることで、利用者の証明書取得に係る時間的・経済的負担が大幅に軽減され、制度へのアクセス向上が期待される。また、自治体においても事務処理の効率化と迅速化が実現し、より多くの支援が必要な家庭が制度を利用できるようになることで、子育て支援の実効性が高まり、社会全体の子育て環境の改善に寄与することが見込まれる。

#### 各府省庁からの第1次回答

乳児等支援給付認定に関する事務等において、地方税関係情報をはじめとする利用特定個人情報の情報提供及びその求めを可能とするため、必要な法令改正を行うことを予定している(令和8年6月26日公布・施行予定)。これと併せ、令和9年6月からは、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムを通じて地方税関係情報等の必要な情報を照会できるよう、対応を検討している。